

# 水俣市議会会議録

平成17年第4回臨時会（7月14日招集）

平成17年第5回定例会（9月2日招集）

水俣市議会事務局

# 水俣市議会会議録

平成17年第4回臨時会（7月14日招集）

水俣市議会事務局

## 平成17年7月第4回水俣市議会臨時会会議録目次

平成17年7月14日（木）

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 出欠席議員.....               | 1 |
| 事務局職員出席者.....            | 1 |
| 説明のため出席した者.....          | 1 |
| 議事日程.....                | 2 |
| 開 会.....                 | 2 |
| 開 議.....                 | 2 |
| 諸般の報告.....               | 2 |
| 日程第1 会議録署名議員の指名について..... | 2 |
| 日程第2 会期の決定について.....      | 2 |
| 日程第3 農業委員の推薦について.....    | 3 |
| 閉 会.....                 | 3 |

**平成17年7月14日**

**平成17年7月第4回水俣市議会臨時会会議録  
(全)**

## 平成17年7月第4回水俣市議会臨時会会議録（全）

1、平成17年7月14日水俣市長第4回水俣市議会臨時会を招集する。

1、平成17年7月14日午前10時0分水俣市議会議長第4回水俣市議会臨時会の開会を宣告する。

1、平成17年7月14日午前10時3分水俣市議会議長第4回水俣市議会臨時会の閉会を宣告する。

---

平成17年7月14日（木曜日）

午前10時0分 開会

午前10時3分 閉会

（出席議員） 21人

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 松 本 満 良 君 | 西 田 弘 志 君 | 福 田 齊 君   |
| 藤 本 寿 子 君 | 吉 田 正 和 君 | 中 村 幸 治 君 |
| 大 川 末 長 君 | 真 野 頼 隆 君 | 田 中 功 君   |
| 淵 上 道 昭 君 | 牧 下 恭 之 君 | 谷 口 真 次 君 |
| 野 中 重 男 君 | 清 水 晶 夫 君 | 本 井 道 弘 君 |
| 大 川 久 洋 君 | 竹 下 武 義 君 | 岩 阪 雅 文 君 |
| 松 本 和 幸 君 | 緒 方 誠 也 君 | 中 山 徹 君   |

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

|                    |   |              |
|--------------------|---|--------------|
| 事 務 局 長（吉 村 明 賢 君） | 次 | 長（久木田 一 也 君） |
| 議 事 係 長（栄 永 尚 子 君） | 書 | 記（赤 司 和 弘 君） |
| 書 記（岩 坂 正 輝 君）     |   |              |

（説明のため出席した者） 6人

|                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| 市 長（江 口 隆 一 君）    | 助 役（滝 澤 行 雄 君）       |
| 収 入 役（徳 富 邦 博 君）  | 総務企画部長（森 近 君）        |
| 産業建設部長（松 田 大 作 君） | 総務企画部総務課長（田 上 和 俊 君） |

---

○議事日程

平成17年7月14日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 農業委員の推薦について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

開会

午前10時0分 開会

○議長（松本満良君） ただいまから平成17年第4回水俣市議会臨時会を開会します。

---

○議長（松本満良君） これから本日の会議を開きます。

---

○議長（松本満良君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

去る6月定例会で可決された地方六団体改革案の早期実現に関する意見書外4件の意見書は、関係大臣等へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から、平成17年度一般会計前期の定期監査及び平成17年4月分公営企業会計、平成17年5月分（平成16年度）及び平成17年5月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、江口市長、滝澤助役、徳富収入役、森総務企画部長、松田産業建設部長、田上総務課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松本満良君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において福田斉議員、緒方誠也議員を指名します。

---

日程第2 会期の決定について

○議長（松本満良君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日１日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

- 議長（松本満良君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日１日と決定しました。

---

### 日程第３ 農業委員の推薦について

- 議長（松本満良君） 日程第３、農業委員の推薦についてを議題とします。

市長から、農業委員会等に関する法律第12条第１項第２号の規定により２人以内の推薦を求められております。

お諮りします。

本件については、被推薦人を議長の指名により決定したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

- 議長（松本満良君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

被推薦人として福山玲子さん、村田澄男君、以上２人を指名します。

ただいま議長において指名しました２人を農業委員に推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

- 議長（松本満良君） 異議なしと認めます。

したがって福山玲子さん、村田澄男君、以上２人を農業委員に推薦することに決定しました。

---

- 議長（松本満良君） 以上で今期臨時会の全日程を終了しました。

これで平成17年第４回水俣市議会臨時会を閉会します。

午前10時３分 閉会

**地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。**

水俣市議会 議長 松 本 満 良

署名議員 福 田 齊

署名議員 緒 方 誠 也

## 平成17年 7 月第 4 回水俣市議会臨時会（ 7 月14日 ）

〔 案 件 〕

| 件 名         | 議 事 内 容                                       | 月 日    |
|-------------|-----------------------------------------------|--------|
| 農業委員の推薦について | 次の 2 人を議長の指名により推薦することを決定した。<br>(福山玲子さん・村田澄夫君) | 7 月14日 |

# 水俣市議会会議録

平成17年第5回定例会（9月2日招集）

水俣市議会事務局

# 平成17年9月第5回定例会（9月2日招集）会期日程表

（会期 9月2日から22日まで21日間）

| 日次 | 月 日  | 曜 | 開議時刻    | 会 議 | 議 事 内 容                               |
|----|------|---|---------|-----|---------------------------------------|
| 1  | 9月2日 | 金 | 午前10時   | 本会議 | 開会 会議録署名議員の指名 会期の決定<br>議案上程 提案理由説明    |
| 2  | 3日   | 土 |         | 休 会 | 市の休日（土曜日）                             |
| 3  | 4日   | 日 |         |     | 市の休日（日曜日）                             |
| 4  | 5日   | 月 |         |     | 議案調査                                  |
| 5  | 6日   | 火 |         |     | 議案調査（一般質問通告正午まで）                      |
| 6  | 7日   | 水 |         |     | 議案調査                                  |
| 7  | 8日   | 木 |         |     | 議案調査                                  |
| 8  | 9日   | 金 |         |     | 議案調査                                  |
| 9  | 10日  | 土 |         |     | 市の休日（土曜日）                             |
| 10 | 11日  | 日 |         |     | 市の休日（日曜日）                             |
| 11 | 12日  | 月 |         |     | 議案調査                                  |
| 12 | 13日  | 火 | 午前9時30分 | 本会議 | 一般質問（竹下武義君・中村幸治君・清水晶夫君）<br>（質疑通告正午まで） |
| 13 | 14日  | 水 | 午前9時30分 | 本会議 | 一般質問（吉田正和君・藤本寿子君・中山徹君）                |
| 14 | 15日  | 木 | 午前9時30分 | 本会議 | 一般質問（大川末長君・野中重男君）<br>議案質疑 委員会付託       |
| 15 | 16日  | 金 | ————    | 委員会 | 委員会                                   |
| 16 | 17日  | 土 |         | 休 会 | 市の休日（土曜日）                             |
| 17 | 18日  | 日 |         |     | 市の休日（日曜日）                             |
| 18 | 19日  | 月 |         |     | 市の休日（祝日・敬老の日）                         |
| 19 | 20日  | 火 | ————    | 委員会 | 委員会                                   |
| 20 | 21日  | 水 |         | 休 会 | （議事整理日）                               |
| 21 | 22日  | 木 | 午前10時   | 本会議 | 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決<br>閉会         |

# 平成17年9月第2回水俣市議会定例会会議録目次

平成17年9月2日（金）—— 1日目 ——

|                                            |       |
|--------------------------------------------|-------|
| 出欠席議員.....                                 | 1 ~ 1 |
| 事務局職員出席者.....                              | 1     |
| 説明のため出席した者.....                            | 1     |
| 議事日程第1号.....                               | 2     |
| 開 会.....                                   | 2     |
| 開 議.....                                   | 2     |
| 諸般の報告.....                                 | 2     |
| 日程第1 会議録署名議員の指名について.....                   | 3     |
| 日程第2 会期の決定について.....                        | 3     |
| 休憩・開議.....                                 | 4     |
| 議長の辞任について（日程追加）.....                       | 5     |
| 採 決.....                                   | 5     |
| ○松本満良君のあいさつ.....                           | 6     |
| 休憩・開議.....                                 | 7     |
| 議長の選挙について（日程追加）.....                       | 8     |
| ○緒方誠也君のあいさつ.....                           | 10    |
| 休憩・開議.....                                 | 10    |
| 議席の一部変更について（日程追加）.....                     | 10    |
| 議会運営委員及び特別委員の補欠選任について（日程追加）.....           | 11    |
| 休憩・開議.....                                 | 12    |
| 正副委員長互選の結果.....                            | 12    |
| 議案上程.....                                  | 12    |
| 日程第3 議第69号 専決処分の報告及び承認について.....            | 12    |
| 専第9号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算<br>（第2号）     |       |
| 日程第4 議第70号 専決処分の報告及び承認について.....            | 14    |
| 専第11号 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第3号）               |       |
| 日程第5 議第71号 水俣市男女共同参画まちづくり条例の制定について.....    | 14    |
| 日程第6 議第72号 水俣市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について..... | 19    |

|       |       |                                   |        |
|-------|-------|-----------------------------------|--------|
| 日程第 7 | 議第73号 | 字区域の変更について.....                   | 1 ~ 19 |
| 日程第 8 | 議第74号 | 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第 4 号）.....     | 20     |
| 日程第 9 | 議第75号 | 平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）..... | 22     |
| 日程第10 | 議第76号 | 平成17年度水俣市病院事業会計補正予算（第 1 号）.....   | 23     |
| 日程第11 | 議第77号 | 平成16年度水俣市病院事業会計決算認定について.....      | 26     |
| 日程第12 | 議第78号 | 平成16年度水俣市水道事業会計決算認定について.....      | 30     |
|       |       | 市長の提案理由説明.....                    | 32     |
| 散     | 会     | .....                             | 34     |

平成17年 9 月13日（火）—— 2 日目 ——

|                         |       |
|-------------------------|-------|
| 出欠席議員.....              | 2 ~ 1 |
| 事務局職員出席者.....           | 1     |
| 説明のため出席した者.....         | 1     |
| 議事日程第 2 号.....          | 2     |
| 開 議.....                | 2     |
| 諸般の報告.....              | 2     |
| 日程第 1 一般質問.....         | 2     |
| ○ 竹下武義君の質問.....         | 3     |
| 1 市長任期後の再出馬について.....    | 3     |
| 2 産業廃棄物最終処分場問題について..... | 4     |
| 3 企業誘致による地域活性化について..... | 5     |
| 4 クールビズについて.....        | 6     |
| 5 湯の鶴地域活性化について.....     | 6     |
| 市長の答弁.....              | 6     |
| ○ 竹下武義君の発言.....         | 7     |
| 市長の答弁.....              | 7     |
| ○ 竹下武義君の再質問.....        | 9     |
| 市長の答弁.....              | 9     |
| ○ 竹下武義君の発言.....         | 10    |
| 市長の答弁.....              | 11    |
| ○ 竹下武義君の発言.....         | 12    |

|                              |        |
|------------------------------|--------|
| 市長の答弁.....                   | 2 ~ 13 |
| ○ 竹下武義君の発言.....              | 14     |
| 産業建設部次長の答弁.....              | 14     |
| ○ 竹下武義君の発言.....              | 15     |
| 休憩・開議.....                   | 16     |
| ○ 中村幸治君の質問.....              | 16     |
| 1 産廃最終処分場建設問題について.....       | 16     |
| æ, 買い上げについて                  |        |
| æ,, 水俣市廃棄物最終処分場検討委員会について     |        |
| æ'' 安定型処分場建設の中止について          |        |
| æ>> 公共関与について                 |        |
| æ... エコタウン事業との関係について         |        |
| æ%o 市長発言について                 |        |
| 市長の答弁.....                   | 18     |
| 福祉環境部長の答弁.....               | 21     |
| ○ 中村幸治君の再質問.....             | 21     |
| 市長の答弁.....                   | 24     |
| 福祉環境部長の答弁.....               | 26     |
| ○ 中村幸治君の再々質問.....            | 27     |
| 市長の答弁.....                   | 30     |
| 休憩・開議.....                   | 31     |
| ○ 清水晶夫君の質問.....              | 32     |
| 1 パート労働者の雇用問題について.....       | 32     |
| 2 障害者問題「福祉作業所」について.....      | 33     |
| 3 女性の社会的地位向上、政策決定参加について..... | 33     |
| 4 白浜市営団地の第2期工事について.....      | 34     |
| 市長の答弁.....                   | 34     |
| 産業建設部次長の答弁.....              | 34     |
| ○ 清水晶夫君の再質問.....             | 35     |
| 産業建設部次長の答弁.....              | 36     |
| ○ 清水晶夫君の再々質問.....            | 37     |
| 産業建設部次長の答弁.....              | 37     |

|                  |        |
|------------------|--------|
| 福祉環境部長の答弁.....   | 2 ~ 38 |
| ○ 清水晶夫君の再質問..... | 39     |
| 福祉環境部長の答弁.....   | 40     |
| ○ 清水晶夫君の発言.....  | 40     |
| 市長の答弁.....       | 40     |
| ○ 清水晶夫君の発言.....  | 42     |
| 産業建設部次長の答弁.....  | 42     |
| ○ 清水晶夫君の再質問..... | 43     |
| 産業建設部次長の答弁.....  | 43     |
| ○ 清水晶夫君の発言.....  | 43     |
| 散 会.....         | 44     |

平成17年 9月14日（水）—— 3 日目 ——

|                              |       |
|------------------------------|-------|
| 出欠席議員.....                   | 3 ~ 1 |
| 事務局職員出席者.....                | 1     |
| 説明のため出席した者.....              | 1     |
| 議事日程第 3 号.....               | 2     |
| 開 議.....                     | 2     |
| 諸般の報告.....                   | 2     |
| 日程第 1 一般質問.....              | 2     |
| ○ 吉田正和君の質問.....              | 3     |
| 1 産廃最終処分場問題について.....         | 3     |
| 市長の答弁.....                   | 8     |
| ○ 吉田正和君の再質問.....             | 9     |
| 市長の答弁.....                   | 13    |
| ○ 吉田正和君の再々質問.....            | 14    |
| 市長の答弁.....                   | 16    |
| 休憩・開議.....                   | 17    |
| ○ 藤本寿子君の質問.....              | 17    |
| 1 水俣市男女共同参画まちづくり条例案について..... | 17    |
| 2 学校給食センター建てかえについて.....      | 18    |

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| 4 長崎・木臼野に建設予定の最終処分場について.....  | 3～18 |
| 市長の答弁.....                    | 18   |
| ○ 藤本寿子君の再質問.....              | 20   |
| 総務企画部長の答弁.....                | 22   |
| ○ 藤本寿子君の発言.....               | 23   |
| 教育長の答弁.....                   | 23   |
| ○ 藤本寿子君の再質問.....              | 25   |
| 教育長の答弁.....                   | 27   |
| 市長の答弁.....                    | 28   |
| ○ 藤本寿子君の再々質問.....             | 28   |
| 教育長の答弁.....                   | 29   |
| <hr/>                         |      |
| <hr/>                         |      |
| <hr/>                         |      |
| 福祉環境部長の答弁.....                | 30   |
| ○ 藤本寿子君の再質問.....              | 31   |
| 市長の答弁.....                    | 33   |
| ○ 藤本寿子君の発言.....               | 34   |
| 休憩・開議.....                    | 34   |
| ○ 中山徹君の質問.....                | 35   |
| 1 IWD東亜熊本の廃棄物最終処分場問題について..... | 35   |
| æ, 土地所有者・東亜道路工業株式会社の意向について    |      |
| æ,, 安定型処分場中止について              |      |
| æ'' 水俣市廃棄物最終処分場検討委員会について      |      |
| 2 アスベスト問題について.....            | 36   |
| æ, 政府と企業の責任について               |      |
| æ,, 実態把握など市の取り組みについて          |      |
| 3 湯之児病院跡地の活用について.....         | 37   |
| æ, 審査意見書の指摘について               |      |
| æ,, 跡地活用・処分の検討について            |      |

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 市長の答弁.....           | 3 ~ 37 |
| ○ 中山徹君の再質問.....      | 39     |
| 市長の答弁.....           | 41     |
| ○ 中山徹君の発言.....       | 43     |
| 福祉環境部長の答弁.....       | 44     |
| ○ 中山徹君の再質問.....      | 46     |
| 福祉環境部長の答弁.....       | 48     |
| ○ 中山徹君の発言.....       | 48     |
| 総合医療センター事務部長の答弁..... | 49     |
| ○ 中山徹君の再質問.....      | 49     |
| 総合医療センター事務部長の答弁..... | 49     |
| ○ 中山徹君の再々質問.....     | 50     |
| 市長の答弁.....           | 50     |
| 散 会.....             | 51     |

平成17年9月15日（木）—— 4日目 ——

|                          |       |
|--------------------------|-------|
| 出欠席議員.....               | 4 ~ 1 |
| 事務局職員出席者.....            | 1     |
| 説明のため出席した者.....          | 1     |
| 議事日程第4号.....             | 2     |
| 開 議.....                 | 3     |
| 諸般の報告.....               | 3     |
| 日程第1 一般質問.....           | 3     |
| ○ 大川末長君の質問.....          | 3     |
| 1 行財政改革について.....         | 3     |
| 2 財政健全化計画について.....       | 4     |
| 3 地産地消の推進について.....       | 4     |
| 4 水俣市における森林伐採状況について..... | 4     |
| 市長の答弁.....               | 5     |
| ○ 大川末長君の再質問.....         | 6     |
| 市長の答弁.....               | 7     |

|                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| ○大川末長君の再々質問.....                 | 4 ~ 7 |
| 市長の答弁.....                       | 7     |
| 総務企画部長の答弁.....                   | 8     |
| ○大川末長君の再質問.....                  | 9     |
| 総務企画部長の答弁.....                   | 9     |
| ○大川末長君の再々質問.....                 | 10    |
| 総務企画部長の答弁.....                   | 10    |
| 市長の答弁.....                       | 10    |
| ○大川末長君の再質問.....                  | 11    |
| 市長の答弁.....                       | 11    |
| ○大川末長君の発言.....                   | 12    |
| 産業建設部次長の答弁.....                  | 13    |
| ○大川末長君の再質問.....                  | 13    |
| 産業建設部次長の答弁.....                  | 14    |
| 休憩・開議.....                       | 14    |
| ○野中重男君の質問.....                   | 15    |
| 1 肥薩おれんじ鉄道について.....              | 15    |
| 2 介護保険制度について.....                | 16    |
| 市長の答弁.....                       | 16    |
| ○野中重男君の再質問.....                  | 18    |
| 総務企画部長の答弁.....                   | 19    |
| ○野中重男君の再々質問.....                 | 19    |
| 市長の答弁.....                       | 20    |
| 福祉環境部長の答弁.....                   | 20    |
| ○野中重男君の再質問.....                  | 22    |
| 福祉環境部長の答弁.....                   | 23    |
| ○野中重男君の再々質問.....                 | 23    |
| 福祉環境部長の答弁.....                   | 25    |
| 休憩・開議.....                       | 26    |
| 質 疑.....                         | 26    |
| 日程第 2 議第69号 専決処分の報告及び承認について..... | 26    |

専第 9 号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算

( 第 2 号 )

|                                   |                   |                                       |        |
|-----------------------------------|-------------------|---------------------------------------|--------|
| 日程第 3                             | 議第70号             | 専決処分の報告及び承認について.....                  | 4 ~ 26 |
| 専第11号 平成17年度水俣市一般会計補正予算 ( 第 3 号 ) |                   |                                       |        |
| 日程第 4                             | 議第71号             | 水俣市男女共同参画まちづくり条例の制定について.....          | 26     |
| 日程第 5                             | 議第72号             | 水俣市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について.....       | 27     |
| 日程第 6                             | 議第73号             | 字区域の変更について.....                       | 27     |
| 日程第 7                             | 議第74号             | 平成17年度水俣市一般会計補正予算 ( 第 4 号 ) .....     | 27     |
| 日程第 8                             | 議第75号             | 平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) ..... | 27     |
| 日程第 9                             | 議第76号             | 平成17年度水俣市病院事業会計補正予算 ( 第 1 号 ) .....   | 28     |
| 日程第10                             | 議第77号             | 平成16年度水俣市病院事業会計決算認定について.....          | 28     |
| 日程第11                             | 議第78号             | 平成16年度水俣市水道事業会計決算認定について.....          | 28     |
| 議案上程.....                         |                   |                                       | 28     |
| 日程第12                             | 議第79号             | 平成16年度水俣市一般会計決算認定について.....            | 28     |
| 日程第13                             | 議第80号             | 平成16年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について.....    | 32     |
| 日程第14                             | 議第81号             | 平成16年度水俣市老人保健特別会計決算認定について.....        | 34     |
| 日程第15                             | 議第82号             | 平成16年度水俣市介護保険特別会計決算認定について.....        | 35     |
| 日程第16                             | 議第83号             | 平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について.....     | 37     |
| 市長の提案理由説明.....                    |                   |                                       | 38     |
| 休憩・開議.....                        |                   |                                       | 39     |
| 質 疑.....                          |                   |                                       | 39     |
| 委員会付託.....                        |                   |                                       | 39     |
| 日程第17                             | 特別委員会の設置について..... |                                       | 40     |
| 休憩・開議.....                        |                   |                                       | 40     |
| 正副委員長互選結果の報告.....                 |                   |                                       | 41     |
| 散 会.....                          |                   |                                       | 41     |

平成17年 9 月 22 日 ( 水 ) — 5 日目 —

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 出欠席議員.....      | 5 ~ 1 |
| 事務局職員出席者.....   | 1     |
| 説明のため出席した者..... | 1     |
| 議事日程第 5 号.....  | 2     |

|                                                                                                     |       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 開 議.....                                                                                            | 5 ~ 3 |
| 諸般の報告.....                                                                                          | 3     |
| 発言取り消し（竹下武義君）.....                                                                                  | 3     |
| 発言取消申出書.....                                                                                        | 3     |
| 発言取り消し（藤本寿子君）.....                                                                                  | 4     |
| 発言取消申出書.....                                                                                        | 4     |
| 日程第 1 議第69号 専決処分の報告及び承認についてから日程第 8 議第76号平成17年度水<br>俣市病院事業会計補正予算第 1 号についてまで 8 件に関する委員会の<br>審査報告..... | 4     |
| ○総務文教委員長の報告.....                                                                                    | 5     |
| ○厚生委員長の報告.....                                                                                      | 6     |
| ○産業建設委員長の報告.....                                                                                    | 7     |
| 委員会審査報告書.....                                                                                       | 8     |
| 委員長報告に対する質疑.....                                                                                    | 9     |
| 討 論.....                                                                                            | 9     |
| 採 決.....                                                                                            | 10    |
| 日程第 9 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について.....                                                                    | 10    |
| 採 決.....                                                                                            | 11    |
| 閉会中継続審査・調査申出書.....                                                                                  | 11    |
| 議案上程.....                                                                                           | 12    |
| 日程第10 議第84号 固定資産評価審査委員会委員の選任について.....                                                               | 12    |
| 日程第11 議第85号 固定審査評価審査委員会委員の選任について.....                                                               | 13    |
| 日程第12 議第86号 固定審査評価審査委員会委員の選任について.....                                                               | 13    |
| 日程第13 議第87号 人権擁護委員候補者の推薦について.....                                                                   | 13    |
| 日程第14 議第88号 人権擁護委員候補者の推薦について.....                                                                   | 14    |
| 日程第15 意見第 8 号 自治体病院の医師確保対策を求める意見書について.....                                                          | 14    |
| 市長の提案理由説明（議第84号～議第88号）.....                                                                         | 15    |
| ○本井道弘君の提案理由説明（意見第 8 号）.....                                                                         | 16    |
| 質 疑.....                                                                                            | 16    |
| 討 論.....                                                                                            | 17    |
| 採 決.....                                                                                            | 17    |
| 日程第16 水俣豪雨災害対策特別委員長の報告について.....                                                                     | 18    |

|               |        |
|---------------|--------|
| 委員会調査報告書..... | 5 ~ 19 |
| 質 疑.....      | 19     |
| 討 論.....      | 20     |
| 採 決.....      | 21     |
| 閉 会.....      | 21     |

**平成17年9月2日**

**平成17年9月第5回水俣市議会定例会会議録  
(第1号)**

**提案理由説明**

## 平成17年9月第5回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成17年9月2日水俣市長第5回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成17年9月2日午前10時0分水俣市議会議長第5回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成17年9月22日午前10時34分水俣市議会議長第5回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

---

平成17年9月2日（金曜日）

午前10時0分 開会

午後1時59分 散会

（出席議員） 21人

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 緒 方 誠 也 君 | 西 田 弘 志 君 | 福 田 齊 君   |
| 藤 本 寿 子 君 | 吉 田 正 和 君 | 中 村 幸 治 君 |
| 大 川 末 長 君 | 真 野 頼 隆 君 | 田 中 功 君   |
| 淵 上 道 昭 君 | 牧 下 恭 之 君 | 谷 口 真 次 君 |
| 野 中 重 男 君 | 清 水 晶 夫 君 | 本 井 道 弘 君 |
| 大 川 久 洋 君 | 竹 下 武 義 君 | 岩 阪 雅 文 君 |
| 松 本 和 幸 君 | 松 本 満 良 君 | 中 山 徹 君   |

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

|                    |   |              |
|--------------------|---|--------------|
| 事 務 局 長（吉 村 明 賢 君） | 次 | 長（久木田 一 也 君） |
| 議 事 係 長（栄 永 尚 子 君） | 書 | 記（赤 司 和 弘 君） |
| 書 記（岩 坂 正 輝 君）     |   |              |

（説明のため出席した者） 14人

|                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| 市 長（江 口 隆 一 君）       | 助 役（滝 澤 行 雄 君）          |
| 収 入 役（徳 富 邦 博 君）     | 総務企画部長（森 近 君）           |
| 福祉環境部長（吉 海 安 丈 君）    | 総合医療センター事務部長（葦 浦 博 行 君） |
| 教 育 長（宮 本 勝 彬 君）     | 総務企画部次長（仁 木 徳 子 君）      |
| 福祉環境部次長（中 田 和 哉 君）   | 産業建設部次長（桑 畑 達 美 君）      |
| 水 道 局 長（山 田 敏 博 君）   | 教 育 次 長（森 田 幸 治 君）      |
| 総務企画部総務課長（田 上 和 俊 君） | 総務企画部財政課長（伊 藤 亮 三 君）    |

---

○議事日程 第1号

平成17年9月2日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議第69号 専決処分の報告及び承認について

専第9号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

第4 議第70号 専決処分の報告及び承認について

専第11号 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

第5 議第71号 水俣市男女共同参画まちづくり条例の制定について

第6 議第72号 水俣市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議第73号 字区域の変更について

第8 議第74号 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

第9 議第75号 平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

第10 議第76号 平成17年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

第11 議第77号 平成16年度水俣市病院事業会計決算認定について

第12 議第78号 平成16年度水俣市水道事業会計決算認定について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のほかに

議長の辞職について

議長の選挙について

議席の一部変更について

議会運営委員及び特別委員の補欠選任について

---

開会

午前10時0分 開会

○議長（松本満良君） ただいまから平成17年第5回水俣市議会定例会を開会します。

---

○議長（松本満良君） これから本日の会議を開きます。

---

○議長（松本満良君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分の報告2件が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成17年5月分、6月分の公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、地方自治法第100条第12項及び水俣市議会会議規則第159条の規定により、松本和幸議員及び谷口真次議員を国並びに国会議員、土地所有者に対し最終処分場問題に関する要望活動を行うため東京都に、また、松本和幸議員、緒方誠也議員、野中重男議員及び田中功議員を県知事並びに県議会議長に対し最終処分場問題に関する要望活動を行うため熊本市に、議席に配付の議員派遣書のとおりそれぞれ派遣しましたので、御報告します。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、江口市長、滝澤助役、徳富収入役、森総務企画部長、吉海福祉環境部長、葦浦総合医療センター事務部長、仁木総務企画部次長、中田福祉環境部次長、桑畑産業建設部次長、山田水道局長、田上総務課長、伊藤財政課長、宮本教育長、森田教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松本満良君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において藤本寿子議員、竹下武義議員を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（松本満良君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

---

#### 平成17年9月第5回定例会（9月2日招集）会期日程表

（会期 9月2日から22日まで21日間）

| 日次 | 月 日  | 曜 | 開議時刻  | 会 議 | 議 事 内 容                               |
|----|------|---|-------|-----|---------------------------------------|
| 1  | 9月2日 | 金 | 午前10時 | 本会議 | 開会 会議録署名議員の指名<br>会期の決定 議案上程<br>提案理由説明 |
| 2  | 3日   | 土 |       | 休 会 | 市の休日（土曜日）                             |
| 3  | 4日   | 日 |       |     | 市の休日（日曜日）                             |
| 4  | 5日   | 月 |       |     | 議案調査                                  |
| 5  | 6日   | 火 |       |     | 議案調査（一般質問通告正午まで）                      |
| 6  | 7日   | 水 |       |     | 議案調査                                  |
| 7  | 8日   | 木 |       |     | 議案調査                                  |

|    |     |   |         |     |                                  |
|----|-----|---|---------|-----|----------------------------------|
| 8  | 9日  | 金 |         |     | 議案調査                             |
| 9  | 10日 | 土 |         |     | 市の休日（土曜日）                        |
| 10 | 11日 | 日 |         |     | 市の休日（日曜日）                        |
| 11 | 12日 | 月 |         |     | 議案調査                             |
| 12 | 13日 | 火 | 午前9時30分 | 本会議 | 一般質問（質疑通告正午まで）                   |
| 13 | 14日 | 水 | 午前9時30分 | 本会議 | 一般質問                             |
| 14 | 15日 | 木 | 午前9時30分 | 本会議 | 一般質問<br>議案質疑 委員会付託               |
| 15 | 16日 | 金 | ——      | 委員会 | 委員会                              |
| 16 | 17日 | 土 |         | 休 会 | 市の休日（土曜日）                        |
| 17 | 18日 | 日 |         |     | 市の休日（日曜日）                        |
| 18 | 19日 | 月 |         |     | 市の休日（祝日・敬老の日）                    |
| 19 | 20日 | 火 | ——      | 委員会 | 委員会                              |
| 20 | 21日 | 水 |         | 休 会 | （議事整理日）                          |
| 21 | 22日 | 木 | 午前10時   | 本会議 | 委員長報告<br>委員長報告に対する質疑 討論 採決<br>閉会 |

---

○議長（松本満良君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から22日までの21日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本満良君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、21日間と決定しました。

---

○議長（松本満良君） この際議事の都合によりしばらく休憩します。

午前10時3分 休憩

---

午前10時23分 開議

○副議長（大川久洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

松本満良議長から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

- 副議長（大川久洋君） 異議なしと認めます。

したがって議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

議長の辞職について（日程追加）

- 副議長（大川久洋君） 議長の辞職についてを議題とします。

まず、その辞職願を朗読させます。

（職員朗読）

---

辞 職 願

私儀

今般、一身上の都合に依り、水俣市議会議長職を辞職致したいと思いますので、よろしくお取り計らいいただきますよう、御願いたします。

2005年9月2日

水俣市議会議長 松 本 満 良

水俣市議会副議長 大 川 久 洋 様

- 
- 副議長（大川久洋君） これから松本満良議員の議長の辞職についてを採決します。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

- 副議長（大川久洋君） ただいまの出席議員数は19人です。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

- 副議長（大川久洋君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

- 副議長（大川久洋君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

- 副議長（大川久洋君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

議長の辞職を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第73条の規定により

否とみなします。

点呼を命じます。

（氏名点呼）

（各員投票）

○副議長（大川久洋君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（大川久洋君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○副議長（大川久洋君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に本井道弘議員及び中村幸治議員を指名します。

したがって両議員の立ち会いを願います。

（投票点検）

○副議長（大川久洋君） 投票の結果を報告します。

投票総数19票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

賛成 16票

反対 3票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって松本満良議員の議長の辞職については、許可することに決定しました。

（松本満良君入場）

○副議長（大川久洋君） 前議長の松本満良議員から発言を求められております。

この際、発言を許します。

松本満良議員。

（松本満良君登壇）

○松本満良君 ただいま私の勝手な辞職願いを認めていただきまして、本当にありがとうございました。

議長職を任命されて2年4カ月になろうとしておりますけれども、この間、議員各位と執行部の皆さん方には御支援、御援助まことにありがとうございました。特に事務局の職員の皆さん方には助言、協力、本当にお世話になりました。ありがとうございました。この場をかりて心から

お礼を申し上げたいと思います。

私が議長に就任してから、前期から引き続いて問題になっておりました生ごみ問題がありまして、就任後２カ月後は大豪雨災害で議員の皆さん方と、執行部も大変だったわけですが、議員の皆さん方とともに災害復旧に全力を挙げて取り組んできたということを今改めて鮮明に、今でも目の前に浮かんでまいります。

先日、淵上議員にお世話になりながら、復興現場の視察をさせていただきました。すばらしい形で復興がなされておりますけれども、その痛々しい現場は今でも当時のことを思い出されます。しかし、ことし初めて植えられたという稲穂はすくすくと、青々と育っております。ほとんど今まで田んぼに植えられておった稲穂と変わらないような稲穂が育っているという姿を見て、地元の皆さん方の生きていくという、その力がひしひしとその場で感じられました。今後も地元の皆さん方、大変厳しい、苦しいことでしょうけれども、一生懸命生きていくように頑張りたいということを願うばかりであります。

そして現在は、昨年から問題になりました産業廃棄物の処理場の問題、それから昨年９月の水俣病最高裁の決定に基づく問題、こういう問題が現在まだたくさん残っております。水俣にとっては大きな問題でありますけれども、議員の皆さん方がぜひ産廃問題につきましても、市民の意向に沿った形で解決がされていきますように期待を申し上げたいのと同時に、水俣病患者の問題につきましては、患者さんを初め水俣市全体が水俣病の完全解決に向けて今後も取り組んでいけるように、そしてこれを機会に本当に水俣病の問題が完全に終結をしたという、そういった形になっていきますように、議員の皆さん方の御努力をお願いしたいと思いますし、私もその中で皆さん方と一緒に全力を挙げて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

私自身、一身上の都合でありますけれども、議長職を辞任するに当たりましてのごあいさつとしたいと思います。

本当にこの間皆さん方大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（大川久洋君） 議事の都合によりしばらく休憩します。

午前10時37分 休憩

---

午前10時54分 開議

○副議長（大川久洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

- 副議長（大川久洋君） 異議なしと認めます。

したがって議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

---

議長の選挙について（日程追加）

- 副議長（大川久洋君） これから議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

- 副議長（大川久洋君） ただいまの出席議員数は21人です。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

- 副議長（大川久洋君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

- 副議長（大川久洋君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

- 副議長（大川久洋君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

（氏名点呼）

（各員投票）

- 副議長（大川久洋君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

- 副議長（大川久洋君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

- 副議長（大川久洋君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に本井道弘議員及び中村幸治議員を指名します。

したがって両議員の立ち会いを願います。

(投票点検)

○副議長(大川久洋君) 選挙の結果を報告します。

投票総数21票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 20票

無効投票 1票

有効投票中、

松本和幸議員 10票

緒方誠也議員 10票

以上のとおりです。

すなわち、松本和幸議員の得票数と緒方誠也議員の得票数が同数であり、しかも法定得票数の6票を超えております。

したがって地方自治法第118条の規定により準用する公職選挙法第95条第2項の規定によって当選者は、くじで定めることになりました。

くじの手順について申し上げます。

まず、くじを引く順序をくじで定めませんが、引いたくじの番号の若い順序に基づいて当選人を定めるくじを引いていただくことにします。その結果、こよりに当選と書いたくじを引いた方を当選人と定めることにします。

以上、御了承をお願いします。

松本和幸議員、緒方誠也議員の登壇を願います。

立会人として、本井道弘議員、中村幸治議員登壇願います。

(松本和幸君、緒方誠也君登壇。くじを引く)

○副議長(大川久洋君) ただいまのくじの結果、緒方誠也議員が先にくじを引くことになりました。

したがって緒方誠也議員、くじをお引き願います。

(緒方誠也君くじを引き、続いて松本和幸君くじを引く)

○副議長(大川久洋君) くじの結果を御報告します。

緒方誠也議員が当選のくじを引かれました。

したがって緒方誠也議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました緒方誠也議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により議長当選の告知をします。

(「議長」と言う者あり)

○副議長(大川久洋君) 緒方誠也議員。

(緒方誠也君登壇)

○緒方誠也君 ただいま大変大きな重職を皆様から与えられまして大変困惑をいたしております。

もとより浅学非才の身でありますけれども、与えられたからには皆様の力をかりながら、また執行部とともに水俣が置かれている大きな問題についてしっかり頑張ってまいりたいと思います。

皆さんのぜひ御協力と御指導をよろしくお願いをいたしたいと思います。

また、松本議長が一生懸命に頑張ってきた、公平でしっかりした議会運営を引き継ぎながら、より議会が市民の負託にこたえることのできる議会にするために頑張ってまいりますので、今後ともよろしく願いいたしまして、簡単でございますけれどもごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)

---

○副議長(大川久洋君) 議長が決まりましたので議長と交代します。

緒方誠也議長、議長席にお着き願います。

御協力ありがとうございました。

(副議長 大川久洋君退席)

(議長 緒方誠也君議長席に着く)

○議長(緒方誠也君) この際しばらく休憩します。

午前11時12分 休憩

---

午後 1 時30分 開議

○議長(緒方誠也君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

議長の交代に伴い議席の一部を変更する必要が生じたので、議席の一部変更についてを日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 異議なしと認めます。

したがって議席の一部変更についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

議席の一部変更について(日程追加)

○議長(緒方誠也君) 議席の一部変更についてを議題とします。

議席の一部変更については、会議規則第4条第3項の規定により、議長において指定します。

松本満良議員の議席番号1番を21番に、緒方誠也の議席番号21番を1番に、それぞれ変更します。

したがって松本満良議員は、ただいま指定しました議席に御着席願います。

（松本満良君 新議席に着く）

---

○議長（緒方誠也君） この際報告します。

ただいま緒方誠也から議会運営委員、公害環境対策特別委員、水俣豪雨災害対策特別委員及び議員定数検討特別委員の辞任願が提出されましたので、委員会条例第14条の規定により議長において辞任を許可しました。

お諮りします。

議会運営委員及び特別委員の補欠選任についてを日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって議会運営委員及び特別委員の補欠選任についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

議会運営委員及び特別委員の補欠選任について（日程追加）

○議長（緒方誠也君） 議会運営委員及び特別委員の補欠選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員及び特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、議会運営委員、公害環境対策特別委員、水俣豪雨災害対策特別委員及び議員定数検討特別委員に松本満良議員を、それぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって議会運営委員、公害環境対策特別委員、水俣豪雨災害対策特別委員及び議員定数検討特別委員に松本満良議員を、それぞれ選任することに決定しました。

---

○議長（緒方誠也君） ただいま選任を終わりました公害環境対策特別委員会、水俣豪雨災害対策特別委員会及び議員定数検討特別委員会におかれては、正副委員長互選のため直ちに委員会を御

開催願います。

委員会審査のためしばらく休憩します。

午後 1 時34分 休憩

午後 1 時47分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

公害環境対策特別委員会、水俣豪雨災害対策特別委員会及び議員定数検討特別委員会の正副委員長の互選結果を報告します。

公害環境対策特別委員会委員長 松本満良議員

水俣豪雨災害対策特別委員会副委員長 松本満良議員

議員定数検討特別委員会副委員長 松本満良議員

以上です。

日程第 3 議第69号 専決処分の報告及び承認について

専第 9 号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 4 議第70号 専決処分の報告及び承認について

専第11号 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 5 議第71号 水俣市男女共同参画まちづくり条例の制定について

日程第 6 議第72号 水俣市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議第73号 字区域の変更について

日程第 8 議第74号 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 9 議第75号 平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第10 議第76号 平成17年度水俣市病院事業会計補正予算（第 1 号）

日程第11 議第77号 平成16年度水俣市病院事業会計決算認定について

日程第12 議第78号 平成16年度水俣市水道事業会計決算認定について

○議長（緒方誠也君） 日程第 3、議第69号専決処分の報告及び承認についてから、日程第12、議第78号平成16年度水俣市水道事業会計決算認定についてまで、10件を一括して議題とします。

議第69号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成17年 9 月 2 日提出

水俣市長 江 口 隆 一

専第9号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

専第9号

専 決 処 分 書

平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成17年7月19日専決

水俣市長 江 口 隆 一

（専決処分を必要とする理由）

公営企業借換債の借入れのため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,410,680千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

水俣市長 江 口 隆 一

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入

（単位：千円）

| 款             | 項      | 既 定 額     | 補 正 額   | 計         |
|---------------|--------|-----------|---------|-----------|
| 7. 市 債        |        | 231,800   | 102,200 | 334,000   |
|               | 1. 市 債 | 231,800   | 102,200 | 334,000   |
| 補正されなかった款に係る額 |        | 1,076,680 |         | 1,076,680 |
| 歳 入 合 計       |        | 1,308,480 | 102,200 | 1,410,680 |

歳出

（単位：千円）

| 款             | 項        | 既 定 額     | 補 正 額   | 計         |
|---------------|----------|-----------|---------|-----------|
| 2. 公 債 費      |          | 920,032   | 102,200 | 1,022,232 |
|               | 1. 公 債 費 | 920,032   | 102,200 | 1,022,232 |
| 補正されなかった款に係る額 |          | 388,448   |         | 388,448   |
| 歳 出 合 計       |          | 1,308,480 | 102,200 | 1,410,680 |

第2表 地方債補正

変更

| 起 債 の 目 的      | 補 正 前       |       |     |       | 補 正 後         |       |     |       |
|----------------|-------------|-------|-----|-------|---------------|-------|-----|-------|
|                | 限 度 額       | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 | 限 度 額         | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
| 公 営 企 業 借 換 債  | 千円<br>1,300 |       |     |       | 千円<br>103,500 |       |     |       |
| 補正されなかった事業に係る額 | 230,500     |       |     |       | 230,500       |       |     |       |
| 計              | 231,800     |       |     |       | 334,000       |       |     |       |

## 議第70号

### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成17年9月2日提出

水俣市長 江 口 隆 一

専第11号 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

専第11号

### 専 決 処 分 書

平成17年度水俣市一般会計補正予算（第3号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成17年8月9日専決

水俣市長 江 口 隆 一

（専決処分を必要とする理由）

平成17年9月11日に実施される衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

平成17年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

平成17年度水俣市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,816千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,814,660千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入

（単位：千円）

| 款             | 項        | 既 定 額      | 補 正 額  | 計          |
|---------------|----------|------------|--------|------------|
| 15. 県 支 出 金   |          | 961,868    | 17,816 | 979,684    |
|               | 3. 委 託 金 | 56,304     | 17,816 | 74,120     |
| 補正されなかった款に係る額 |          | 11,834,976 |        | 11,834,976 |
| 歳 入 合 計       |          | 12,796,844 | 17,816 | 12,814,660 |

歳出

（単位：千円）

| 款             | 項        | 既 定 額      | 補 正 額  | 計          |
|---------------|----------|------------|--------|------------|
| 2. 総 務 費      |          | 1,790,325  | 17,816 | 1,808,141  |
|               | 4. 選 挙 費 | 47,095     | 17,816 | 64,911     |
| 補正されなかった款に係る額 |          | 11,006,519 |        | 11,006,519 |
| 歳 出 合 計       |          | 12,796,844 | 17,816 | 12,814,660 |

## 議第71号

### 水俣市男女共同参画まちづくり条例の制定について

水俣市男女共同参画まちづくり条例を次のように制定することとする。

## 水俣市男女共同参画まちづくり条例

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条 - 第9条）

#### 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（第10条 - 第19条）

#### 第3章 水俣市男女共同参画審議会（第20条 - 第27条）

#### 第4章 雑則（第28条）

#### 附則

#### 前 文

少子高齢化の進展、経済の成熟化など社会情勢が急速に変化する中であって、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、また、個性と能力を十分に発揮していくことのできる男女共同参画社会の実現は、我が国の重要な課題となっています。

水俣市では、水俣病による差別や偏見等、人としての尊厳や地域の連帯感が損なわれた苦い経験を踏まえ、市民、行政が一体となった「人」と「人」の心をつなぐ「もやい」の精神によるまちづくりをこれまで推進してきました。しかし、地域には性別による固定的な役割分担意識を反映した慣行等が根強く残り、そのことが、女性登用、女性自身の参画意識、女性への暴力その他の問題を引き起こすなど、男女平等、共同参画に関して、まだ多くの課題を抱えています。本市においても、真の男女平等を実現し、少子高齢社会や過疎化等の地域問題に対応していくため、男女が共にその役割と責任を担う男女共同参画社会の実現が求められています。

そこで、市民一人ひとりが活力に満ち、豊かで安心して暮らすことのできる地域を目指し、男女が共に、積極的にまちづくりへ参画していくため、この条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、本市における男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

æ、男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

æⅡ、積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

æⅢ、市民 国籍を問わず、市内に在住し、又は市内に通勤、通学するすべての者をいう。

æⅣ、事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。

æⅤ、ドメスティック・バイオレンス 夫婦その他の男女間において、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為をいう。

æⅥ、セクシュアル・ハラスメント あらゆる場において、性的な言動により相手方を不快にし、個人の生活環境を侵害する行為又はその行為を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為をいう。

##### （基本理念）

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき推進されなければならない。

æ、男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること及びその他の男女の人権が尊重されること。

æ,, 社会における制度又は慣行についての配慮 社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。

æ" 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

æ» 家庭生活における活動とその他の活動の両立 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすること。

æ... 国際的協調 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的な協調の下に行われること。

æ% 市、市民及び事業者の協働 市、市民及び事業者の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働の下に行われること。

(実現すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画社会の形成に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるものとする。

æ, 家庭において実現すべき姿

ア 家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動が、家族を構成する男女相互の協力により行われる家庭

イ 男女の生涯にわたる健康が保持、増進され、安心かつ安全な暮らしが営まれる家庭

ウ ドメスティック・バイオレンスがなく、家庭がお互いの人権を尊重する家庭

æ,, 職場において実現すべき姿

ア 男女間において採用、配置、賃金、昇進等のあらゆる格差が存在せず、個人の意欲及び能力が十分に発揮される職場

イ 男女が共に育児、介護等に係る休業や休暇を安心して取得でき、家庭生活と職業生活の両立がゆとりをもって行える職場

ウ セクシュアル・ハラスメントがなく、安心して従事できる職場

æ" 地域社会において実現すべき姿

ア 男女共同参画社会の形成の妨げとなる慣行等にとらわれず、男女が共に意思決定に参画できる地域

イ 男女が自治会活動等に自ら進んで取り組み、それぞれの役割と責任を対等に果たす地域

æ» 学校において実現すべき姿

ア 一人ひとりの個性及び能力を尊重する教育が推進されるとともに、進学や就職に関し、性別にとわられない指導が行われる学校

イ 男女が互いの心身を思いやる心を育む教育が推進される学校

(市の債務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成が図られるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に努め、男女が対等に事業活動に参画できる機会を確保し、及び職業生活における活動と他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めなければならない。

(男女共同参画社会の形成を阻害する行為の禁止)

第8条 何人も、男女共同参画社会の形成を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

ae, あらゆる場において、性別を理由とする権利の侵害及び差別的な取扱いを行うこと。

ae,, ドメスティック・バイオレンスを行うこと。

ae'' セクシュアル・ハラスメントを行うこと。

( 公衆に表示する情報に関する表現への配慮 )

第9条 何人も、公衆に表示する情報を発信する場合においては、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

( 男女共同参画計画の策定等 )

第10条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を定めるときは、市民の意見を反映させるための措置を講ずるとともに、水俣市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

( 市民及び事業者の理解を深めるための措置 )

第11条 市は、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるため、啓発活動を行うものとする。

2 市は、学校教育及び社会教育を通じ、基本理念に関する市民の理解を深めるため、男女共同参画社会の形成に関する学習の機会の提供を行うとともに、男女共同参画社会の形成に向けた活動に資するよう、人材育成に努めるものとする。

( 家庭生活と職業生活等との両立の促進 )

第12条 市は、家族を構成する男女が共に家庭生活と職業生活等とを両立することができるよう、子の養育、家族の介護等の家庭における活動に対する支援及び職場の環境づくりの促進等に必要な措置を講ずるものとする。

( 農林水産業、商工業等における男女共同参画社会の形成の促進 )

第13条 市は、農林水産業、商工業等の自営業において、男女が社会の対等な構成員として、経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

( 市の附属機関等における積極的改善措置 )

第14条 市長その他の市の執行機関は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員の選任に当たっては、男女の構成員数について均衡を図り、男女が政策や方針の立案及び決定に共同して参画できる機会を確保するよう努めるものとする。

2 市長その他の市の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

( 調査研究 )

第15条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

( 報告 )

第16条 市長は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、報告書を作成し、公表するものとする。

( 推進体制の整備等 )

第17条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上及び財政上の措置を行うよう努めるものとする。

( 男女共同参画週間 )

第18条 市は、市民及び事業者において広く男女共同参画社会の形成についての理解を深めるとともに、男女共同参画社会の形成に関する活動への積極的な参加を促すため、水俣市男女共同参画週間（以下「男女共同参画週間」という。）を設けるものとする。

2 男女共同参画週間は、11月20日を含む1週間とする。

3 市は、男女共同参画週間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

（苦情又は相談の処理）

第19条 市民又は事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市民は、第8条に掲げる行為を受けた場合は、市長に相談を申し出ることができる。

3 市長は、前2項に規定する苦情又は相談について迅速かつ適切に対応する体制を整備するとともに、必要な場合は関係機関と連携してその処理に努めるものとする。

### 第3章 水俣市男女共同参画審議会

（設置）

第20条 男女共同参画社会の形成に関する重要事項を調査審議するため、水俣市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第21条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

æ, 第10条に規定する男女共同参画計画策定に関する事項

æ,, 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要事項

2 審議会は、前項各号に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第22条 審議会は、委員10人以内で組織し、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

æ, 学識経験者

æ,, その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第23条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第24条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（専門部会）

第25条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、審議会の委員のうち会長が指名する者をもって組織する。

3 専門部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する。

（庶務）

第26条 審議会の庶務は、総務企画部企画課において処理する。

（報酬及び費用弁償）

第27条 委員の報酬及び委員が職務を行うために必要な費用の弁償は、別に条例で定める。

### 第4章 雑則

（委任）

第28条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成17年11月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第 3 項の規定により定められた水俣市男女共同参画推進計画は、第10条第 1 項の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。
- 3 この条例の施行後、第22条第 2 項の規定により最初に任命された審議会の委員の任期は、同条第 3 項の規定にかかわらず、平成19年 3 月31日までとする。

( 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正 )

- 4 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和35年告示第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中

|        |              |   |        |   |
|--------|--------------|---|--------|---|
| 「      | 介護保険等運営委員会委員 | ” | 5,900円 | 」 |
|        | 介護保険等運営委員会委員 | ” | 5,900円 |   |
| を<br>「 | 男女共同参画審議会委員  | ” | 5,900円 | 」 |
|        |              | ” | 5,900円 |   |

に改める。

( 提案理由 )

男女共同参画社会の形成に関する基本理念、責務及び市が実施する施策の基本事項を明確にし、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第72号

### 水俣市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成17年 9 月 2 日提出

水俣市長 江 口 隆 一

### 水俣市漁港管理条例の一部を改正する条例

水俣市漁港管理条例（平成 6 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第16条第 1 項ただし書中「及び公務に従事する船舶についてはこの限りでない。」を「、公務に従事する船舶及び国際航海に従事する船舶については、当該届出を要しないものとする。」に改める。

附 則

この条例は、平成17年11月 1 日から施行する。

( 提案理由 )

漁港漁場整備法施行令及び同施行規則の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

## 議第73号

### 字区域の変更について

災害復旧事業に伴う区画整理が施行された結果、字区域の変更が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により、水俣市の字区域を次のとおり変更するものとする。

平成17年 9 月 2 日提出

水俣市長 江 口 隆 一

| 変更前の大字 | 変更前の字 | 区 域                                                                                                              | 変更後の大字 | 変更後の字 |
|--------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------|
| 宝川内    | 集り    | 127の1の一部、128、129の1から129の3までの各一部、157の4から157の6までの各一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに字川原186、字新地302、304の2に隣接する水路である国有地の全部 | 宝川内    | 川原    |
| 宝川内    | 新地    | 302の一部、304の2の一部、307の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部                                                                 | 宝川内    | 川原    |
| 宝川内    | 川原    | 178の2の一部、178の3、179の1の一部、179の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部                                                    | 宝川内    | 集り    |
| 宝川内    | 金山    | 70の2                                                                                                             | 宝川内    | 集り    |
| 宝川内    | 桧口    | 118の1及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部                                                                                      | 宝川内    | 集り    |
| 宝川内    | 新地    | 304の2の一部、305の一部、306の2の一部、318の一部、319の一部、323の1の一部、323の3の一部                                                         | 宝川内    | 集り    |
| 宝川内    | 集り    | 122の2から122の4までの各一部、123の3の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部                                                              | 宝川内    | 新地    |

（提案理由）

市の区域内の字区域を変更するには地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

議第74号

平成17年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

平成17年度水俣市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ182,274千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,996,934千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成17年9月2日提出

水俣市長 江 口 隆 一

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳入

（単位：千円）

| 款            | 項          | 既 定 額     | 補 正 額    | 計         |
|--------------|------------|-----------|----------|-----------|
| 9. 地方特例交付金   |            | 73,000    | 3,428    | 76,428    |
|              | 1. 地方特例交付金 | 73,000    | 3,428    | 76,428    |
| 10. 地方交付税    |            | 4,883,000 | △409,121 | 4,473,879 |
|              | 1. 地方交付税   | 4,883,000 | △409,121 | 4,473,879 |
| 12. 分担金及び負担金 |            | 200,689   | 1,875    | 202,564   |
|              | 1. 分担金     | 13,171    | 1,875    | 15,046    |
| 14. 国庫支出金    |            | 1,567,725 | 29,579   | 1,597,304 |

|               |              |            |         |            |
|---------------|--------------|------------|---------|------------|
|               | 1. 国 庫 負 担 金 | 1,221,544  | 17,508  | 1,239,052  |
|               | 2. 国 庫 補 助 金 | 336,081    | 12,071  | 348,152    |
| 15. 県 支 出 金   |              | 979,684    | 31,913  | 1,011,597  |
|               | 2. 県 補 助 金   | 400,556    | 31,913  | 432,469    |
| 17. 寄 附 金     |              | 150        | 85      | 235        |
|               | 1. 寄 附 金     | 150        | 85      | 235        |
| 19. 繰 越 金     |              | 1          | 34,566  | 34,567     |
|               | 1. 繰 越 金     | 1          | 34,566  | 34,567     |
| 20. 諸 収 入     |              | 309,968    | 44,849  | 354,817    |
|               | 4. 雑 入       | 145,759    | 44,849  | 190,608    |
| 21. 市 債       |              | 876,600    | 445,100 | 1,321,700  |
|               | 1. 市 債       | 876,600    | 445,100 | 1,321,700  |
| 補正されなかった款に係る額 |              | 3,923,843  |         | 3,923,843  |
| 歳 入 合 計       |              | 12,814,660 | 182,274 | 12,996,934 |

歳出

( 単位 : 千円 )

| 款              | 項                | 既 定 額     | 補 正 額  | 計         |
|----------------|------------------|-----------|--------|-----------|
| 1. 議 会 費       |                  | 174,410   | 24     | 174,434   |
|                | 1. 議 会 費         | 174,410   | 24     | 174,434   |
| 2. 総 務 費       |                  | 1,808,141 | 16,346 | 1,824,487 |
|                | 1. 総 務 管 理 費     | 1,248,966 | △7,088 | 1,241,878 |
|                | 2. 徴 税 費         | 170,280   | 10,372 | 180,652   |
|                | 5. 統 計 調 査 費     | 219,682   | 13,062 | 232,744   |
| 3. 民 生 費       |                  | 3,836,265 | 7,193  | 3,843,458 |
|                | 1. 社 会 福 祉 費     | 1,527,550 | 7,193  | 1,534,743 |
| 4. 衛 生 費       |                  | 1,828,288 | 25,610 | 1,853,898 |
|                | 1. 保 健 衛 生 費     | 659,297   | △655   | 658,642   |
|                | 2. 清 掃 費         | 633,979   | 3,506  | 637,485   |
|                | 4. 環 境 対 策 費     | 144,030   | 2,759  | 146,789   |
|                | 5. 病 院 費         | 380,000   | 20,000 | 400,000   |
| 5. 農 林 水 産 業 費 |                  | 365,460   | 18,346 | 383,806   |
|                | 1. 農 業 費         | 249,529   | 18,337 | 267,866   |
|                | 3. 水 産 業 費       | 42,595    | 9      | 42,604    |
| 6. 商 工 費       |                  | 230,312   | 9,293  | 239,605   |
|                | 1. 商 工 費         | 230,312   | 9,293  | 239,605   |
| 7. 土 木 費       |                  | 1,629,041 | 54,370 | 1,683,411 |
|                | 2. 道 路 橋 り ょ う 費 | 429,251   | 343    | 429,594   |

|               |                |            |         |            |
|---------------|----------------|------------|---------|------------|
|               | 3. 河 川 費       | 24,136     | 9,220   | 33,356     |
|               | 5. 都 市 計 画 費   | 882,974    | 12,550  | 895,524    |
|               | 6. 住 宅 費       | 263,677    | 32,257  | 295,934    |
| 8. 消 防 費      |                | 348,533    | 7,050   | 355,583    |
|               | 1. 消 防 費       | 348,533    | 7,050   | 355,583    |
| 9. 教 育 費      |                | 844,151    | 7,899   | 852,050    |
|               | 2. 小 学 校 費     | 161,707    | 7,184   | 168,891    |
|               | 3. 中 学 校 費     | 153,698    | 630     | 154,328    |
|               | 4. 社 会 教 育 費   | 177,794    | 85      | 177,879    |
| 10. 災 害 復 旧 費 |                | 72,747     | 36,143  | 108,890    |
|               | 1. 農林水産施設災害復旧費 | 29,303     | 1,969   | 31,272     |
|               | 2. 公共土木施設災害復旧費 | 43,442     | 34,174  | 77,616     |
| 補正されなかった款に係る額 |                | 1,677,312  |         | 1,677,312  |
| 歳 出 合 計       |                | 12,814,660 | 182,274 | 12,996,934 |

第2表 地方債補正

1 変更

| 起 債 の 目 的      | 補 正 前        |       |     |       | 補 正 後        |       |     |       |
|----------------|--------------|-------|-----|-------|--------------|-------|-----|-------|
|                | 限 度 額        | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 | 限 度 額        | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
| 災 害 復 旧 事 業    | 千円<br>15,300 |       |     |       | 千円<br>28,500 |       |     |       |
| 減 税 補 て ん 債    | 19,000       |       |     |       | 453,200      |       |     |       |
| 臨 時 財 政 対 策 債  | 360,000      |       |     |       | 357,700      |       |     |       |
| 補正されなかった事業に係る額 | 482,300      |       |     |       | 482,300      |       |     |       |
| 計              | 876,600      |       |     |       | 1,321,700    |       |     |       |

議第75号

平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成17年度水俣市介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,388千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,647,215千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成17年9月2日提出

水俣市長 江 口 隆 一

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入

（単位：千円）

| 款             | 項                | 既 定 額     | 補 正 額  | 計         |
|---------------|------------------|-----------|--------|-----------|
| 3. 国 庫 支 出 金  |                  | 709,225   | 559    | 709,784   |
|               | 2. 国 庫 補 助 金     | 200,455   | 559    | 201,014   |
| 6. 繰 入 金      |                  | 400,789   | 1,476  | 402,265   |
|               | 1. 一 般 会 計 繰 入 金 | 400,789   | 1,476  | 402,265   |
| 7. 繰 越 金      |                  | 1         | 17,930 | 17,931    |
|               | 1. 繰 越 金         | 1         | 17,930 | 17,931    |
| 8. 市 債        |                  | 59,297    | △2,577 | 56,720    |
|               | 1. 市 債           | 59,297    | △2,577 | 56,720    |
| 補正されなかった款に係る額 |                  | 1,460,515 |        | 1,460,515 |
| 歳 入 合 計       |                  | 2,629,827 | 17,388 | 2,647,215 |

歳出

（単位：千円）

| 款             | 項                | 既 定 額     | 補 正 額   | 計         |
|---------------|------------------|-----------|---------|-----------|
| 1. 総 務 費      |                  | 80,808    | 2,035   | 82,843    |
|               | 1. 総 務 管 理 費     | 36,354    | 2,035   | 38,389    |
| 2. 保 険 給 付 費  |                  | 2,543,848 | 0       | 2,543,848 |
|               | 1. 介護サービス等諸費     | 2,265,772 | △49,976 | 2,215,796 |
|               | 2. 支援サービス等諸費     | 256,298   | △51     | 256,247   |
|               | 3. そ の 他 諸 費     | 4,300     | 0       | 4,300     |
|               | 4. 高額介護サービス等費    | 17,478    | 0       | 17,478    |
|               | 6. 特定入所者介護サービス等費 | 0         | 50,027  | 50,027    |
| 6. 諸 支 出 金    |                  | 301       | 15,353  | 15,654    |
|               | 1. 償還金及び還付加算金    | 301       | 15,353  | 15,654    |
| 補正されなかった款に係る額 |                  | 4,870     |         | 4,870     |
| 歳 出 合 計       |                  | 2,629,827 | 17,388  | 2,647,215 |

第2表 地方債補正

1 変更

| 起 債 の 目 的   | 補 正 前        |       |     |       | 補 正 後        |       |     |       |
|-------------|--------------|-------|-----|-------|--------------|-------|-----|-------|
|             | 限 度 額        | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 | 限 度 額        | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
| 介 護 保 険 事 業 | 千円<br>59,297 |       |     |       | 千円<br>56,720 |       |     |       |
| 計           | 59,297       |       |     |       | 56,720       |       |     |       |

議第76号

平成17年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 平成17年度水俣市病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成17年度水俣市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

æ» 主要な建設改良事業

|                                   | (既決予定量)   | (補正予定量)  | (計)       |
|-----------------------------------|-----------|----------|-----------|
| 固定資産購入費 総合医療センター<br>( 器機及び備品購入費 ) | 59,613千円  | 34,090千円 | 93,703千円  |
| 合 計                               | 138,643千円 | 34,090千円 | 172,733千円 |

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「139,999千円」を「119,989千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科 目)             | (既決予定額)   | (補正予定額)  | (計)       |
|-------------------|-----------|----------|-----------|
| 収 入               |           |          |           |
| 第1款 総合医療センター資本的収入 | 272,489千円 | 54,100千円 | 326,589千円 |
| 第1項 企 業 債         | 138,400千円 | 34,100千円 | 172,500千円 |
| 第5項 負 担 金         | 134,085千円 | 20,000千円 | 154,085千円 |
| 資 本 的 収 入 合 計     | 272,489千円 | 54,100千円 | 326,589千円 |
| 支 出               |           |          |           |
| 第1款 総合医療センター資本的支出 | 411,488千円 | 34,090千円 | 445,578千円 |
| 第1項 建 設 改 良 費     | 138,643千円 | 34,090千円 | 172,733千円 |
| 資 本 的 支 出 合 計     | 412,488千円 | 34,090千円 | 446,578千円 |

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改める。

変 更

| 起 債 の 目 的 |            | 補 正 前        |       |     |       | 補 正 後        |       |     |       |
|-----------|------------|--------------|-------|-----|-------|--------------|-------|-----|-------|
|           |            | 限 度 額        | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 | 限 度 額        | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
| 総合医療センター  | 医療機械器具整備事業 | 千円<br>59,600 |       |     |       | 千円<br>93,700 |       |     |       |
| 計         |            | 138,400      |       |     |       | 172,500      |       |     |       |

(債務負担行為)

第5条 予算第8条の次に、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

| 事 項      |          | 期 間                  | 限 度 額     |
|----------|----------|----------------------|-----------|
| 総合医療センター | 総合情報システム | 自 平成17年度<br>至 平成18年度 | 672,000千円 |

平成17年9月2日提出

水俣市長 江 口 隆 一



## 議第77号

## 平成16年度水俣市病院事業会計決算認定について

平成16年度水俣市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成17年9月2日提出

水俣市長 江 口 隆 一

## 平成16年度水俣市病院事業決算書

## æ, 収益的收入及び支出

## 収 入

| 区 分              | 予 算 額         |              |                                         |               |
|------------------|---------------|--------------|-----------------------------------------|---------------|
|                  | 当 初 予 算 額     | 補 正 予 算 額    | 地方公営企業法第24条<br>第3項の規定による支<br>出額に係る財源充当額 | 合 計           |
| 第1款 総合医療センター事業収益 | 6,127,025,000 | 116,800,000  | 0                                       | 6,243,825,000 |
| 第1項 医 業 収 益      | 5,768,973,000 | 116,800,000  | 0                                       | 5,885,773,000 |
| 第2項 医 業 外 収 益    | 352,026,000   | 0            | 0                                       | 352,026,000   |
| 第3項 特 別 収 益      | 6,026,000     | 0            | 0                                       | 6,026,000     |
| 第2款 湯之児病院事業収益    | 1,037,755,000 | △104,902,000 | 0                                       | 932,853,000   |
| 第1項 医 業 収 益      | 885,127,000   | △104,902,000 | 0                                       | 780,225,000   |
| 第2項 医 業 外 収 益    | 136,967,000   | 0            | 0                                       | 136,967,000   |
| 第3項 直 営 事 業 収 益  | 15,360,000    | 0            | 0                                       | 15,360,000    |
| 第4項 特 別 利 益      | 301,000       | 0            | 0                                       | 301,000       |
| 第3款 診療所事業収益      | 31,881,000    | 0            | 0                                       | 31,881,000    |
| 第1項 医 業 収 益      | 27,877,000    | 0            | 0                                       | 27,877,000    |
| 第2項 医 業 外 収 益    | 4,002,000     | 0            | 0                                       | 4,002,000     |
| 第3項 特 別 利 益      | 2,000         | 0            | 0                                       | 2,000         |
| 収 益 的 収 入 合 計    | 7,196,661,000 | 11,898,000   | 0                                       | 7,208,559,000 |

## 支 出

| 区 分             | 予 算 額         |             |                  |              |                                 |               |
|-----------------|---------------|-------------|------------------|--------------|---------------------------------|---------------|
|                 | 当 初 予 算 額     | 補 正 予 算 額   | 予 備 費 用<br>支 出 額 | 流 増 減<br>用 額 | 地方公営企業法第<br>24条第3項の規定<br>による支出額 | 小 計           |
| 第1款 総合医療センター事業費 | 6,073,943,000 | △57,969,000 | 0                | 0            | 0                               | 6,015,974,000 |
| 第1項 医 業 費 用     | 5,865,421,000 | △57,969,000 | 0                | 0            | 0                               | 5,807,452,000 |
| 第2項 医 業 外 費 用   | 172,872,000   | 0           | 0                | 0            | 0                               | 172,872,000   |
| 第3項 特 別 損 失     | 35,650,000    | 0           | 0                | 0            | 0                               | 35,650,000    |
| 第2款 湯之児病院事業費    | 1,036,957,000 | 80,335,000  | 0                | 0            | 0                               | 1,117,292,000 |
| 第1項 医 業 費 用     | 1,008,332,000 | 75,735,000  | 0                | 0            | 0                               | 1,084,067,000 |
| 第2項 医 業 外 費 用   | 8,032,000     | 0           | 0                | 0            | 0                               | 8,032,000     |
| 第3項 直 営 事 業 費 用 | 15,592,000    | 0           | 0                | 0            | 0                               | 15,592,000    |
| 第4項 特 別 損 失     | 5,001,000     | 4,600,000   | 0                | 0            | 0                               | 9,601,000     |
| 第3款 診療所事業費      | 42,923,000    | 0           | 143,000          | 0            | 0                               | 43,066,000    |
| 第1項 医 業 費 用     | 42,323,000    | 0           | 0                | 0            | 0                               | 42,323,000    |
| 第2項 医 業 外 費 用   | 416,000       | 0           | 143,000          | 0            | 0                               | 559,000       |
| 第3項 特 別 損 失     | 184,000       | 0           | 0                | 0            | 0                               | 184,000       |
| 第4款 予 備 費       | 2,000,000     | 0           | △143,000         | 0            | 0                               | 1,857,000     |
| 第1項 予 備 費       | 2,000,000     | 0           | △143,000         | 0            | 0                               | 1,857,000     |
| 収 益 的 支 出 合 計   | 7,155,823,000 | 22,366,000  | 0                | 0            | 0                               | 7,178,189,000 |

(単位：円)

| 決 算 額         | 予算額に比べ<br>決算額の増減 | 備 考                      |
|---------------|------------------|--------------------------|
| 6,410,905,979 | 167,080,979      |                          |
| 6,063,988,062 | 178,215,062      | 内仮受消費税及び地方消費税 14,142,104 |
| 340,223,304   | △11,802,696      | " 3,056,237              |
| 6,694,613     | 668,613          | " 17,733                 |
| 873,335,555   | △59,517,445      |                          |
| 723,645,161   | △56,579,839      | 内仮受消費税及び地方消費税 1,976,684  |
| 136,253,186   | △713,814         | " 167,485                |
| 10,684,266    | △4,675,734       | " 508,775                |
| 2,752,942     | 2,451,942        | " 72,271                 |
| 30,197,062    | △1,683,938       |                          |
| 26,178,182    | △1,698,818       | 内仮受消費税及び地方消費税 5,562      |
| 4,000,000     | △2,000           |                          |
| 18,880        | 16,880           |                          |
| 7,314,438,596 | 105,879,596      | 内仮受消費税及び地方消費税 19,946,851 |

(単位：円)

| 地方公営企業法第<br>26条第2項の規<br>定による繰越額 | 合 計           | 決 算 額         | 地方公営企<br>業法第26<br>条第2項の<br>規定による<br>繰越額 | 不 用 額       | 備 考                          |
|---------------------------------|---------------|---------------|-----------------------------------------|-------------|------------------------------|
| 0                               | 6,015,974,000 | 5,860,212,730 | 0                                       | 155,761,270 |                              |
| 0                               | 5,807,452,000 | 5,662,477,919 | 0                                       | 144,974,081 | 内仮払消費税及び地方消費税 96,871,901     |
| 0                               | 172,872,000   | 168,419,142   | 0                                       | 4,452,858   | " 38,386                     |
| 0                               | 35,650,000    | 29,315,669    | 0                                       | 6,334,331   | 内現金を伴わない額 24,641,279 " 6,207 |
| 0                               | 1,117,292,000 | 1,062,582,528 | 0                                       | 54,709,472  |                              |
| 0                               | 1,084,067,000 | 1,035,661,757 | 0                                       | 48,405,243  | 内仮払消費税及び地方消費税 10,256,197     |
| 0                               | 8,032,000     | 7,385,874     | 0                                       | 646,126     | " 34,719                     |
| 0                               | 15,592,000    | 10,863,551    | 0                                       | 4,728,449   | " 434,740                    |
| 0                               | 9,601,000     | 8,671,346     | 0                                       | 929,654     | 内現金を伴わない額 4,166,065 " 12,771 |
| 0                               | 43,066,000    | 24,628,655    | 0                                       | 18,437,345  |                              |
| 0                               | 42,323,000    | 24,045,389    | 0                                       | 18,277,611  | 内仮払消費税及び地方消費税 680,162        |
| 0                               | 559,000       | 556,069       | 0                                       | 2,931       | " 0                          |
| 0                               | 184,000       | 27,197        | 0                                       | 156,803     | 内現金を伴わない額 27,197 " 24        |
| 0                               | 1,857,000     | 0             | 0                                       | 1,857,000   |                              |
| 0                               | 1,857,000     | 0             | 0                                       | 1,857,000   |                              |
| 0                               | 7,178,189,000 | 6,947,423,913 | 0                                       | 230,765,087 | 内仮払消費税及び地方消費税 108,335,107    |

æ,, 資本的収入及び支出

収 入

| 区 分               | 予 算 額         |             |               |                              |
|-------------------|---------------|-------------|---------------|------------------------------|
|                   | 当 初 予 算 額     | 補 正 予 算 額   | 小 計           | 地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額 |
| 第1款 総合医療センター資本的収入 | 1,285,156,000 | 169,000,000 | 1,454,156,000 | 19,900,000                   |
| 第1項 企 業 債         | 1,250,400,000 | 169,000,000 | 1,419,400,000 | 19,900,000                   |
| 第2項 固定資産売却代金      | 1,000         | 0           | 1,000         | 0                            |
| 第3項 補 助 金         | 34,754,000    | 0           | 34,754,000    | 0                            |
| 第4項 繰 入 金         | 1,000         | 0           | 1,000         | 0                            |
| 第2款 湯之児病院資本的収入    | 5,000         | 0           | 5,000         | 0                            |
| 第1項 企 業 債         | 1,000         | 0           | 1,000         | 0                            |
| 第2項 固定資産売却代金      | 1,000         | 0           | 1,000         | 0                            |
| 第3項 補 助 金         | 2,000         | 0           | 2,000         | 0                            |
| 第4項 繰 入 金         | 1,000         | 0           | 1,000         | 0                            |
| 資本的収入合計           | 1,285,161,000 | 169,000,000 | 1,454,161,000 | 19,900,000                   |

支 出

| 区 分               | 予 算 額         |             |       |               |                      |
|-------------------|---------------|-------------|-------|---------------|----------------------|
|                   | 当初予算額         | 補正予算額       | 流用増減額 | 小 計           | 地方公営企業法第26条の規定による繰越額 |
| 第1款 総合医療センター資本的支出 | 1,667,930,000 | 169,061,000 | 0     | 1,836,991,000 | 19,950,000           |
| 第1項 建設改良費         | 1,306,729,000 | 169,061,000 | 0     | 1,475,790,000 | 19,950,000           |
| 第2項 企業債償還金        | 361,201,000   | 0           | 0     | 361,201,000   | 0                    |
| 第2款 湯之児病院資本的支出    | 36,090,000    | 0           | 0     | 36,090,000    | 0                    |
| 第1項 建設改良費         | 1,457,000     | 0           | 0     | 1,457,000     | 0                    |
| 第2項 企業債償還金        | 34,633,000    | 0           | 0     | 34,633,000    | 0                    |
| 第3款 予 備 費         | 1,000,000     | 0           | 0     | 1,000,000     | 0                    |
| 第1項 予 備 費         | 1,000,000     | 0           | 0     | 1,000,000     | 0                    |
| 資本的支出合計           | 1,705,020,000 | 169,061,000 | 0     | 1,874,081,000 | 19,950,000           |

資本的収入額が資本的支出額に不足する額414,258,787円は、補てん財源使用可能額がないため一時借入金で措置

(単位：円)

| 継続費通次繰越額<br>に係る財源充当額 | 合 計           | 決 算 額         | 予算額に比べ<br>決算額の増減 | 備 考 |
|----------------------|---------------|---------------|------------------|-----|
| 0                    | 1,474,056,000 | 1,074,781,000 | △399,275,000     |     |
| 0                    | 1,439,300,000 | 1,002,000,000 | △437,300,000     |     |
| 0                    | 1,000         | 0             | △1,000           |     |
| 0                    | 34,754,000    | 29,461,000    | △5,293,000       |     |
| 0                    | 1,000         | 43,320,000    | 43,319,000       |     |
| 0                    | 5,000         | 0             | △5,000           |     |
| 0                    | 1,000         | 0             | △1,000           |     |
| 0                    | 1,000         | 0             | △1,000           |     |
| 0                    | 2,000         | 0             | △2,000           |     |
| 0                    | 1,000         | 0             | △1,000           |     |
| 0                    | 1,474,061,000 | 1,074,781,000 | △399,280,000     |     |

(単位：円)

| 合 計           | 決 算 額         | 翌 年 度 繰 越 額                      |                |            | 不 用 額       | 備 考                      |
|---------------|---------------|----------------------------------|----------------|------------|-------------|--------------------------|
|               |               | 地方公営企<br>業法第26<br>条の規定に<br>よる繰越額 | 継続費通次<br>繰 越 額 | 合 計        |             |                          |
| 1,856,941,000 | 1,454,169,209 | 74,445,000                       | 0              | 74,445,000 | 328,326,791 |                          |
| 1,495,740,000 | 1,092,968,865 | 74,445,000                       | 0              | 74,445,000 | 328,326,135 | 内仮払消費税及び地方消費税 51,755,043 |
| 361,201,000   | 361,200,344   | 0                                | 0              | 0          | 656         |                          |
| 36,090,000    | 34,870,578    | 0                                | 0              | 0          | 1,219,422   |                          |
| 1,457,000     | 238,444       | 0                                | 0              | 0          | 1,218,556   | 内仮払消費税及び地方消費税 11,354     |
| 34,633,000    | 34,632,134    | 0                                | 0              | 0          | 866         |                          |
| 1,000,000     | 0             | 0                                | 0              | 0          | 1,000,000   |                          |
| 1,000,000     | 0             | 0                                | 0              | 0          | 1,000,000   |                          |
| 1,894,031,000 | 1,489,039,787 | 74,445,000                       | 0              | 74,445,000 | 330,546,213 | 内仮払消費税及び地方消費税 51,766,397 |

した。

議第78号

平成16年度水俣市水道事業会計決算認定について

平成16年度水俣市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成17年9月2日提出

水俣市長 江 口 隆 一

平成16年度水俣市水道事業決算書

æ, 収益的收入及び支出

収 入

| 区 分        | 予 算 額       |           |                                 |             |
|------------|-------------|-----------|---------------------------------|-------------|
|            | 当 初 予 算 額   | 補 正 予 算 額 | 地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額 | 合 計         |
| 第1款 水道事業収益 | 525,071,000 | 0         | 0                               | 525,071,000 |
| 第1項 営業収益   | 524,527,000 | 0         | 0                               | 524,527,000 |
| 第2項 営業外収益  | 542,000     | 0         | 0                               | 542,000     |
| 第3項 特別利益   | 2,000       | 0         | 0                               | 2,000       |

支 出

| 区 分       | 予 算 額       |         |          |      |                         |             |
|-----------|-------------|---------|----------|------|-------------------------|-------------|
|           | 当初予算額       | 補正予算額   | 予備費支出額   | 流増減額 | 地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額 | 小 計         |
| 第1款 水道事業費 | 443,928,000 | 540,000 | 0        | 0    | 0                       | 444,468,000 |
| 第1項 営業費用  | 353,501,000 | 540,000 | 328,350  | 0    | 0                       | 354,369,350 |
| 第2項 営業外費用 | 89,327,000  | 0       | 0        | 0    | 0                       | 89,327,000  |
| 第3項 特別損失  | 100,000     | 0       | 0        | 0    | 0                       | 100,000     |
| 第4項 予備費   | 1,000,000   | 0       | △328,350 | 0    | 0                       | 671,650     |

営業収益のうち雑収益553,566円（消火栓修繕工事負担金209,361円、庁舎修繕工事負担金304,500円及び庁舎共用

æ,, 資本的收入及び支出

収 入

| 区 分          | 予 算 額      |            |            |                              |
|--------------|------------|------------|------------|------------------------------|
|              | 当 初 予 算 額  | 補 正 予 算 額  | 小 計        | 地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額 |
| 第1款 資本的收入    | 18,291,000 | △1,315,000 | 16,976,000 | 0                            |
| 第1項 負担金      | 16,975,000 | 0          | 16,975,000 | 0                            |
| 第2項 国県支出金    | 1,315,000  | △1,315,000 | 0          | 0                            |
| 第3項 固定資産売却代金 | 1,000      | 0          | 1,000      | 0                            |

支 出

| 区 分        | 予 算 額       |            |        |           |             |                      |          |
|------------|-------------|------------|--------|-----------|-------------|----------------------|----------|
|            | 当初予算額       | 補正予算額      | 予備費支出額 | 流 用 増 減 額 | 小 計         | 地方公営企業法第26条の規定による繰越額 | 継続費通次繰越額 |
| 第1款 資本的支出  | 200,573,000 | △6,507,000 | 0      | 0         | 194,066,000 | 0                    | 0        |
| 第1項 建設改良費  | 117,944,000 | △6,507,000 | 0      | 0         | 111,437,000 | 0                    | 0        |
| 第2項 企業債償還金 | 81,629,000  | 0          | 0      | 0         | 81,629,000  | 0                    | 0        |
| 第3項 予 備 費  | 1,000,000   | 0          | 0      | 0         | 1,000,000   | 0                    | 0        |

資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額154,924,298円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整負担金7,645,127円（工事負担金6,878,956円、消火栓設置等負担金766,171円）は、全額課税支出に充当した。

(単位：円)

| 決 算 額       | 予算額に比べ<br>決算額の増減 | 備 考                       |
|-------------|------------------|---------------------------|
| 539,299,443 | 14,228,443       |                           |
| 537,529,937 | 13,002,937       | うち仮受消費税及び地方消費税 24,548,457 |
| 1,769,506   | 1,227,506        | うち仮受消費税及び地方消費税 5,534      |
| 0           | △2,000           |                           |

(単位：円)

| 地方公営企業法第<br>26条第2項の規<br>定による繰越額 | 合 計         | 決 算 額       | 地方公営企<br>業法第26<br>条第2項の<br>規定による<br>繰越額 | 不 用 額      | 備 考                      |
|---------------------------------|-------------|-------------|-----------------------------------------|------------|--------------------------|
| 0                               | 444,468,000 | 421,080,512 | 0                                       | 23,387,488 |                          |
| 0                               | 354,369,350 | 331,364,269 | 0                                       | 23,005,081 | うち仮払消費税及び地方消費税 3,859,252 |
| 0                               | 89,327,000  | 88,765,389  | 0                                       | 561,611    | 消費税及び地方消費税 17,155,500    |
| 0                               | 100,000     | 950,854     | 0                                       | △850,854   |                          |
| 0                               | 671,650     | 0           | 0                                       | 671,650    |                          |

経費負担金39,705円)は、全額課税支出に充当した。

(単位：円)

| 継続費通次繰越額<br>に係る財源充当額 | 合 計        | 決 算 額     | 予算額に比べ<br>決算額の増減 | 備 考 |
|----------------------|------------|-----------|------------------|-----|
| 0                    | 16,976,000 | 7,645,127 | △9,330,873       |     |
| 0                    | 16,975,000 | 7,645,127 | △9,329,873       |     |
| 0                    | 0          | 0         | 0                |     |
| 0                    | 1,000      | 0         | △1,000           |     |

(単位：円)

| 合 計         | 決 算 額       | 翌 年 度 繰 越 額                      |                |            | 不 用 額      | 備 考                      |
|-------------|-------------|----------------------------------|----------------|------------|------------|--------------------------|
|             |             | 地方公営企<br>業法第26<br>条の規定に<br>よる繰越額 | 継続費通次<br>繰 越 額 | 合 計        |            |                          |
| 194,066,000 | 162,569,425 | 10,111,500                       | 0              | 10,111,500 | 21,385,075 |                          |
| 111,437,000 | 80,940,552  | 10,111,500                       | 0              | 10,111,500 | 20,384,948 | うち仮払消費税及び地方消費税 3,513,901 |
| 81,629,000  | 81,628,873  | 0                                | 0              | 0          | 127        |                          |
| 1,000,000   | 0           | 0                                | 0              | 0          | 1,000,000  |                          |

額3,513,901円、減債積立金81,628,873円、過年度分損益勘定留保資金69,781,524円で補てんした。

○議長（緒方誠也君） 提案理由の説明を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

○市長（江口隆一君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議第69号専決処分の報告及び承認について、専第9号平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

本案は、平成17年度公営企業借換債の借入れを行うため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億220万円を追加し、補正後の総額をそれぞれ14億1,068万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、公営企業借換債を借入れ、市債の繰り上げ償還を行ったことに伴う公債費の増額であります。

その財源といたしましては、第7款市債を充当いたしております。

また、地方債の補正といたしまして、公営企業借換債の限度額を変更いたしております。

次に、議第70号専決処分の報告及び承認について、専第11号平成17年度水俣市一般会計補正予算第3号について申し上げます。

本案は、平成17年9月11日に実施される衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,781万6,000円を増額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ128億1,466万円とするものであります。

補正内容といたしましては、第2款総務費に衆議院議員選挙費を計上し、その財源といたしましては、県支出金を充当いたしております。

次に、議第71号水俣市男女共同参画まちづくり条例の制定について申し上げます。

男女共同参画社会の形成に関する基本理念、責務及び市が実施する施策の基本事項を明確にし、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第72号水俣市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

平成17年6月の漁港漁場整備法施行令及び漁港漁場整備法施行規則の一部改正により、入出港届を要する船舶から国際航海に従事する船舶を除くため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第73号字区域の変更について申し上げます。

本案は、平成15年度及び平成16年度に実施いたしました宝川内集地区農地等災害復旧事業において、区画整理が行われたことで、字区域に変更が生じたので、字集り、新地、川原、金山、松口の一部の字区域を変更しようとするものであります。

議第74号平成17年度水俣市一般会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億8,227万4,000円を増額し、補正後の総額をそれぞれ129億9,693万4,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第1款議会費に、議員報酬、第2款総務費に、地籍調査事業、第3款民生費に、身体障害者ショートステイ事業、第4款衛生費に、病院事業会計負担金、清掃施設管理運営費、第5款農林水産業費に、茶生産安定対策事業、第6款商工費に、湯の鶴コミュニティ施設整備事業、第7款土木費に、特殊地下ごう対策事業、初野団地に係る九州新幹線騒音対策事業、第8款消防費に、防災行政無線管理運用事業、第9款教育費に、水東小学校に係る九州新幹線騒音対策事業、第10款災害復旧費に、現年発生公共土木施設災害復旧事業等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第10款地方交付税、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債等をもって調整いたしております。

また、地方債の補正といたしまして、減税補てん債、臨時財政対策債及び災害復旧事業の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第75号平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,738万8,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ26億4,721万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、10月からの制度改正に伴う電算システム改修費及び特定入所者介護サービス費等、また、国・県支出金等返還金を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、国庫補助金、繰入金、繰越金等で調整いたしております。

なお、地方債につきましては、財政安定化基金貸付金を減額いたしております。

次に、議第76号平成17年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、資本的収入に5,410万円、資本的支出に3,409万円をそれぞれ増額し、補正後の資本的収入額を3億2,658万9,000円、資本的支出額を4億4,657万8,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしまして、資本的収入については、器機及び備品購入費の増額に係る財源として建設企業債を増額、また建設改良費に要する経費分として他会計負担金を増額しております。

資本的支出については、画像管理システム等の医療機器購入に係る器機及び備品購入費を増額

しております。

また、これらの補正に係る企業債の限度額を変更いたしております。

そのほか、債務負担行為といたしまして、総合情報システムを計上しております。

次に、議第77号平成16年度水俣市病院事業会計決算について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収益的収入73億1,443万円、収益的支出69億4,742万円となり、差し引き3億6,701万円の利益となりますが、消費税等調整後の損益計算によりますと、差し引き当年度純利益は3億1,524万円で、当年度未処理欠損金は16億8,661万円となります。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入10億7,478万円、資本的支出14億8,903万円となり、差し引き不足額4億1,425万円は一時借入金をもって措置いたしております。

次に、議第78号平成16年度水俣市水道事業会計決算認定について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、事業収益5億3,929万円、事業費用4億2,108万円で、差し引き1億1,821万円となり、消費税等調整後の損益計算によりますと、差し引き当年度純利益は1億1,468万円で、当年度未処分利益剰余金は1億1,468万円となります。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入764万円、資本的支出1億6,256万円となり、差し引き不足額1億5,492万円は、当年度分消費税等資本的収支調整額351万円、減債積立金8,163万円、過年度分損益勘定留保資金6,978万円で補てんいたしております。

なお、地方公営企業法第26条の規定により、年度内に支払い義務が生じなかった1,011万円を翌年度に繰り越して使用することとしております。

以上、本定例市議会に提案いたしました各議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げますが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（緒方誠也君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明3日から12日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、13日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により13日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は6日正午まで、議案質疑の通告は13日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後1時59分 散会

**平成17年3月9日**

**平成17年3月第2回水俣市議会定例会会議録  
(第2号)**

**一 般 質 問**

## 平成17年9月第5回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成17年9月13日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後2時25分 散会

（出席議員） 21人

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 緒 方 誠 也 君 | 西 田 弘 志 君 | 福 田 齊 君   |
| 藤 本 寿 子 君 | 吉 田 正 和 君 | 中 村 幸 治 君 |
| 大 川 末 長 君 | 真 野 頼 隆 君 | 田 中 功 君   |
| 淵 上 道 昭 君 | 牧 下 恭 之 君 | 谷 口 真 次 君 |
| 野 中 重 男 君 | 清 水 晶 夫 君 | 本 井 道 弘 君 |
| 大 川 久 洋 君 | 竹 下 武 義 君 | 岩 阪 雅 文 君 |
| 松 本 和 幸 君 | 松 本 満 良 君 | 中 山 徹 君   |

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

|                    |              |              |
|--------------------|--------------|--------------|
| 事 務 局 長（吉 村 明 賢 君） | 次            | 長（久木田 一 也 君） |
| 議 事 係 長（栄 永 尚 子 君） | 書            | 記（赤 司 和 弘 君） |
| 書                  | 記（岩 坂 正 輝 君） |              |

（説明のため出席した者） 15人

|                        |                         |
|------------------------|-------------------------|
| 市 長（江 口 隆 一 君）         | 助 役（滝 澤 行 雄 君）          |
| 収 入 役（徳 富 邦 博 君）       | 総務企画部長（森 近 君）           |
| 福祉環境部長（吉 海 安 丈 君）      | 総合医療センター事務部長（葦 浦 博 行 君） |
| 教 育 長（宮 本 勝 彬 君）       | 総務企画部次長（仁 木 徳 子 君）      |
| 福祉環境部次長（中 田 和 哉 君）     | 産業建設部次長（桑 畑 達 美 君）      |
| 水 道 局 長（山 田 敏 博 君）     | 教 育 次 長（森 田 幸 治 君）      |
| 総務企画部総務課長（田 上 和 俊 君）   | 総務企画部財政課長（伊 藤 亮 三 君）    |
| 産業建設部商工観光課長（宮 森 守 男 君） |                         |

○議事日程 第2号

平成17年9月13日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |         |                                                                                                                                          |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 竹下武義君 | 1 市長任期後の再出馬について<br>2 産業廃棄物最終処分場問題について<br>3 企業誘致による地域活性化について<br>4 クールビズについて<br>5 湯の鶴地域活性化について                                             |
| 2 中村幸治君 | 1 産廃最終処分場建設問題について<br>æ, 買い上げについて<br>æ,, 水俣市廃棄物最終処分場検討委員会について<br>æ" 安定型処分場建設の中止について<br>æ» 公共関与について<br>æ... エコタウン事業との関係について<br>æ% 市長発言について |
| 3 清水晶夫君 | 1 パート労働者の雇用問題について<br>2 障害者問題「福祉作業所」について<br>3 女性の社会的地位向上、政策決定参加について<br>4 白浜市営団地の第2期工事について                                                 |

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時30分 開議

○議長（緒方誠也君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（緒方誠也君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により宮森商工観光課長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

日程第1 一般質問

○議長（緒方誠也君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、竹下武義議員に許します。

（竹下武義君登壇）

○竹下武義君 おはようございます。

自由民主党の竹下でございます。

先般、南日本を襲いました特大の強い台風14号は、各地で大変な被害をもたらしました。特に災害に遭われて亡くなられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

11日には郵政民営化の賛否を国民に問う衆議院議員選挙の投票が行われ、自民党の大勝利を得ることができました。今後は当選議員を軸に、水俣市が置かれている実情を国に対して強くお訴えをしまいたいと思っております。

それではお許しをいただきましたので、通告に従って、順次質問をいたします。執行部の明確な答弁を期待して質問に入ります。

市長任期後の再出馬について。

3年前、県議任期3カ月を残して水俣市長に就任していただきました。その当時、全国の自治体がバブルの崩壊によって拡大化していた市役所の財政は、大変厳しい経営を強いられていましたが、江口市長の県議時代に培った英知を、市長の英断によって、財政改革に職員、市民一体となって取り組み、特にみずから市長給与を県下当時12市で最下位に、市長交際費も引き下げられ、自分に厳しく、市民に優しく、親族企業も市の工事入札指名願いも辞退されております。

旧態依然とした職員の意識の改革に力を入れられ、市長みずから朝8時には役所の玄関に立たれ、職員に指導をされておられます。市民をお客様として位置づけ、お役所仕事をなくし、市民は市政を他人事とせず、一緒に頑張ろうと、日本一の役所窓口を目指して、脱お役所仕事宣言、脱他人事宣言を行っておられます。

拡大していた市職員の大幅な削減に取り組み、小さな市役所の実現に向けて取り組み、削減によって出た予算を住民サービスに充てることができるように頑張っておられます。

また、長年の赤字経営を続けてきた総合医療センターも、市長の入札の徹底によって、経費節減、民間的な経営手法の導入によって、わずか2年で黒字経営に転換されております。

平成5年より第4次水俣市総合計画に取り組み、エコポリスみなまた構想、環境と経済と福祉の向上にと、産業団地内に知的障害の生活訓練と職業訓練を行う通所授産施設「ペットボトル工場」30名雇用をオープンするなど、いろいろな企業にアタックされ、雇用の場づくりに水俣の

トップセールスとして頑張っておられます。

また、9月4日に行われた八代市の市長選挙も、当初は現職の中嶋市長が強いと言われていたが、坂田氏の圧勝でした。これは国、県へのパイプを持った市長でないと八代市は発展しないという市民の強い意志のあらわれであり、たった3年で八代市民が気づいたわけであります。

9月11日投票の衆議院選挙でも、自・公が圧勝し、日本の将来を託されたわけであります。

熊本県議会は、自民37名、公明3名、保守系無所属6人で定数55名、現在は54のうち、46人が与党であります。このことから、先ほど例に挙げました八代市のように、与党と強いつながりを持った江口市長に期待をする声も当然多く聞かれますが、市長の2期目への決意をお聞かせください。

## 2、産業廃棄物最終処分場問題について。

この問題については、昨年12月議会で一般質問をしましたが、その後、議会の中に廃棄物最終処分場問題特別委員会を発足しまして、専門的に協議を重ねてきています。

7月の廃棄物最終処分場問題特別委員会を一般の市民の方々にも委員会の内容を聞いて知っていただこうと、水俣市公民館2階ホールに場所を移しまして行いました。この委員会の中に講師として、水俣市廃棄物最終処分場検討委員会委員長、熊本県環境センター館長の藤木素土様をお招きして、7月12日、特別委員会を開催して講演をいただきました。藤木様の挨拶の中で、産業廃棄物処分場計画について、検討委員会を立ち上げるについては、江口市長より、長崎・木臼野の処分場計画ができないように考えてほしいと要請されたと話され、江口市長の真意が伺えたような気がしました。

また、藤木様は菊池市監視委員会の委員長もされておられ、菊池の九州産廃株式会社について、環境保全協定書や環境保全協議会の設置要領の県と市の覚書、監視委員会設置要領、運営規程等々について、勉強させていただき、意見交換をしました。この中でも新しい事実がわかっております。

また、8月11日には、熊本テルサにて、廃棄物最終処分場問題特別委員会を開きまして、熊本県廃棄物対策課と環境生活部環境政策課との意見交換を行いました。

その中で、環境アセス産廃処分場の手続の流れについては、今現在、方法書の段階で、これから準備書の段階や評価書の段階を経て、許可が出る段階になるとのことでありました。

意見交換の中で、一応の質疑が終わって、その他の件で、私は地元の湯出地区の要望を熊本県に対して、あそこの場所が悪いので県で買い上げていただきたいとお願いをいたしました。

ところが、これについて、8月31日、議会代表で知事に陳情を行った際、  
地元、湯出でこのこととお話をしたところ、議会の代表であれば、地元のことも考え、阻止する代案を持っているのかと言っておられました。

ただ、反対・反対では、何も解決しないだろうし、阻止するのであれば地元の納得する案を出してほしいと言っておられます。

市の執行部の方々も、いろいろなデータを調査していただき、新たな事実が判明しております。昨年の3月、環境影響評価方法書が縦覧公告されてから約1年半になりますが、この間、判明した事実は事実として受けとめなければならないと思っております。

以下、4点について質問いたします。

、ことし3月17日の産業廃棄物最終処分場の設置許可等に関する調査報告書（平成12年から14年調べ）の中で、全国で103件の設置の申請があり、許可が89件、86.4%、不許可が11件、10.7%、保留が3件、2.9%であります。

これを見ましたときに、水俣の産廃処分場の現状では反対運動は成功すると思われませんかお尋ねをいたします。

、8月31日の知事への陳情で許認可の権限のある潮谷知事も廃棄物処理法では、事業者（企業）が基準を満たせば許可するしかないとはっきりおっしゃっておられますが、法の基準を満たせば許可されるとしたら、市としてはどう対処されるのかお尋ねをします。

、知事は事業者（企業）と地元が話し合いを深めてもらいたいと話されていましたが、市長が両方の中に入って企業と話し合われることはできないかお尋ねをします。

、ことし2月25日、湯出地区の自然環境を育て発展を考える会の陳情では、国や県、市で、長崎・木臼野建設予定地を買い上げてほしい。そして保安林や水源涵養林、市民の森等に活用できるように、企業に話し合いすることはできないかということですが、市長はこのことについてはどのようにお考えかお尋ねをします。

3、企業誘致による地域活性化について。

平成13年2月に、水俣エコタウンプランが国によって承認されて、環境リサイクル関連企業が8社以上立地されて創業され、120人以上の従業員の方々が働いておられます。

また、各企業とも経営状況も順調で、工場の建て増し、従業員の再雇用と、水俣市の経済の活性化に大きく寄与されていることを、市民にとりましても大いに期待し、注目の場になっております。今では産業団地の場所が狭くなって、今後の企業誘致の場所の対策が必要になってきているように思います。

それでは、質問に入ります。

、6月議会の岩阪議員の答弁で、木質系リサイクル企業の誘致について、日本初の技術でストランドボードを製造する工場施設建設の計画を話され、8月には結果がわかると示されておりましたが、その後、この計画はどうなっているのかお尋ねをいたします。

また、企業誘致が決まっていれば、補助金申請の結果について、また、この企業の事業内容、

今後の見通しについてお尋ねをします。

4、クールビズについて。

ことしも地球温暖化によって、うだるような暑い日が続きましたが、全国挙げて、クールビズに取り組んだ夏でありました。このことについて、各県、市、地域間でいろいろな検討があっているようです。また、庁内でいろいろ話があっているようですが、検討がなされていればとお尋ねをいたします。

5、湯出地域活性化について。

観光物産館エコみなまたを通じて、各種の観光物産イベントを行っていただいておりますが、前の全天候型ゲートボール場が老朽化のため、台風被害の危機のために一昨年取り壊しましたが、今回、多目的に利用できるテント施設を考えていただいたことに、湯出住民一同喜んでおります。

それでは、ゲートボールのテント施設の内容についてお伺いをいたします。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

○市長（江口隆一君） 竹下議員から、2期目の出馬に対しまして、温かいお言葉をいただきまして、感慨無量でございます。

竹下議員の御質問に順次お答えさせていただきます。

まず、市長任期後の再出馬、産業廃棄物処分場、企業誘致による地域活性化及びクールビズについては私から、湯の鶴地域活性化につきましては、産業建設部次長から、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、市長任期後の再出馬について、私の2期目への決意の御質問にお答えさせていただきます。

実は6月の中旬まで私は政治から身を引くことを考えておりました。私事で非常に恐縮ではございますが、それはどうしてかといいますと、弟の経営する建設会社の売り上げが、市の発注工事や誘致企業の工事などを辞退しているため、私が平成3年に県議会議員になりました当時の売り上げと比較いたしまして、5分の1の18%程度に落ち込んでいること、それと私の妻が4月初めに流産いたしました。政治家の妻として気苦労をかけっ放しであるためではなかろうかと感じたからであります。

私ども夫婦も子どもはぜひ欲しいですし、年齢的にももう40歳ですので、子どものことを考えますと、ラストチャンスではなかろうかと考え、政治から身を引くつもりでございました。

しかし、私がことし厄入りを迎えるということで、6月までに約20回程度、1,000名ぐらいの

方々から厄入りを行っていただきました。「厄をからってやる」と言いながら、来年の選挙を意識して言っていただく方が多く、その度に自分が置かれている立場と期待の重さを痛感するとともに、来年が水俣病の公式発見から50年を迎えるという節目の年であること、また、日本の環境首都コンテストで総合第1位はもちろんのこと、日本初の称号の獲得を目指すという目標もでき、2期目への出馬を改めて決意させていただきました。

私は、水俣市をよくするために私利私欲を捨て、自分の地位に固執しないような姿勢で1期4年間の任期を全力で走ってまいりました。

1期4年間で終わっても、次の市長になった方がやりやすいようにと、行財政改革など、市の基盤を強固にすることから始めまして、その結果として、行財政改革の比較におきましても全国718市区中11位と、非常に高い評価をいただくことができました。

また、議員の皆様方も御存じかもしれませんが、私が市長に当選した翌日に芦北の3町の町長の方々が当選祝いに来ていただきました。その席上で当選した次の日にはございましたけれども、水俣市と芦北3町で合併しましょうと、合併した折には、私が市長から身を引きますのでお願いしماすと言って、選挙事務所の空気が一変したのを覚えています。

市民の皆様方から審判の上で、再び市政運営を負託していただくことになれば、誠心誠意、全身全霊をかけて、水俣市発展のために努力してまいる決意であります。

○議長（緒方誠也君） 竹下武義議員。

○竹下武義君 先ほど本壇からも申し上げましたように、今回の選挙で自・公、絶対安定多数を獲得して、政治も安定していこうと思いますが、国、県、市のパイプをしっかりとつないで、将来に夢の持てるまちづくりに頑張っていいただければと思っております。

今、お話をお聞きますと、特に兄弟のこと、また家族のことでお悩みのこともあるかと思いますが、ぜひ水俣市を背負っていただきたいということで、1番の任期後の再出馬について終わらせていただきます。

○議長（緒方誠也君） 次に、産業廃棄物最終処分場問題について答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

○市長（江口隆一君） 次に、産業廃棄物最終処分場問題について順次お答えをさせていただきます。

初めに、全国の許可等の調査結果を見たとき、反対運動は成功すると思うかについて及び知事が基準を満たせば許可するとの発言に、市はどう対処するかについてお答えをさせていただきます。

この調査は、環境対策課で独自に調査したのですが、3月議会でも答弁いたしましたとおり、

全国で103件の新規申請があり、89件が許可され、11件が不許可となっております。また、不許可の理由につきましては、地下水対策の不備、環境保全上について配慮されていない等、技術的、また資金的問題があるところが不許可になっております。

このように、設置許可申請があり、法令の基準を満たしていれば、すべて許可されているという状況にあります。したがって、水俣の場合も、よほどの理由がない限り、単に反対運動だけでとめることは厳しいのではと考えています。

また、8月31日に市議会で、県知事に建設反対の要望活動をされたときに、知事から、地元の皆さんの気持ちはわかるが、県の立場では許可を出さないという権限はない。県で何とかするという可能性はない。法の要件を満たせば許可することになる。住民の皆さんの懸念を踏まえ、きちっとした協定を結ぶとか、地元と事業者の間に話し合いを深めてほしい、また、要望では歯どめにならない、御理解をいただきたいと、これまで私が約1年半前から何度も言ってきたことと同じこととお話されたとのことであります。

したがって、市としては、許可された場合のことも考えて、不法投入等の監視や、きちっとした管理が行われるよう、これまでどおり中立の立場で、企業との話し合いを進め、要求、申し入れ等を行っていく考えであります。

次に、市長は企業と地元の両方の中に入って、事業者と話し合うことはできないかについてお答えします。

6月議会で答弁しましたとおり、事業者が安定型の中止を受け入れたことは、市として一貫して中立の立場を保ち、毅然とした態度で事業者との話し合い、申し入れを行ってきた結果だと思っております。

また、7月から、一月以上にわたり、市内22カ所で市政についての地域懇談会を開催しましたが、その中で、正しい情報が伝わらず、現状認識に間違いがあったり、いたずらに不安に思っている市民がいらっしゃるということがわかりました。そこで、事業者にお話ししましたところ、本来、環境影響評価準備書が作成されてから実施すればよい住民向けの説明会を、現在、資料作成中のことですが、ある程度説明できるデータがまとまった時点で、異例ではありますが、なるべく早く開催したいという御返事をいただいております。

次に、予定地を買い上げ、保安林水源涵養林などへの活用を求めた陳情について、どのように考えるかについてお答えいたします。

このことにつきましては、今年3月議会の緒方議員にもお答えしておりますが、この陳情は湯出地区の住民の皆様が反対と訴えるだけでなく、具体的な阻止方法として提案されたことで、市といたしましても、何の権限もない市ができる有効な方法の1つではないかと受けとめております。

しかし、どうすべきか、非常に大きな問題であり、私だけで判断しかねますので、議員の皆様のご意見も参考にさせていただきたく、議会にも相談しているところであります。

どうか、今後、議会におかれましても、今後の対応を御検討いただければと思っております。

○議長（緒方誠也君） 竹下武義議員。

○竹下武義君 産業廃棄物最終処分場問題について、再質問を行います。

3月17日の調査報告書が提出された時点で、まず命と水を守る会の皆様は、この判断ができなかったらと思うところであります。江口市長は、最初から、企業者が法の基準を満たせば許可は免れないと思いますと、もし阻止すれば罰せられると一貫して中立を言ってきたおられ、水俣市にとっては、市長の判断は間違いなかったと思います。

反対運動にしましても、水俣市で市民向けに反対運動するだけで、敵は東京の東亜道路、柴田親宏社長にあると、私は思います。社長はこの反対運動を知っているのでしょうか、その辺が私も問うてみたいような気がします。

今後は東京の本社、東亜道路に向かって反対運動をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に については、知事がはっきり言っておられますので、市としましても法に従うしか方法はないと思います。

知事は、地元と企業が十分話し合われて解決してほしいとされております。ここに至っては中立の市長でしか、企業との話し合いの場はないと思いますが、市長は今後については、どうお考えでしょうか。再度お尋ねをいたします。

次に、代案としてはこれしかないと思いますが、買い上げ問題も最初は命と水を守る会のトップの方が市長に話されたとお聞きをしておりますが、1日にして話はなくなったそうでした、ただ、地元湯出地区は、この代案しか考えられないと、まず買い上げを検討してもらいたいということで陳情されております。ただ、議員の中には、全員協議会で、江口市長より買い上げ案が提案され、建設予定地を買い上げるとしたら、幾らぐらいになると思いますかに、市長は、建設許可がありたら、単に30億ぐらいはかかるのではないだろうかと話されたことを、ある議員は、江口市長が産廃処理場の予定地を30億で買うそうだが、市にはその金はどこにあるのかと、集落の会議の中で言って、市民を混乱させている議員がいるそうですが、こんなことは議員としては、絶対に許されません。議員本人は言葉を慎むべきではないでしょうか。地元は市に買い上げてくださいではなく、国、県に要望してほしいとしております。

買い上げについて、国、県に対して、陳情は考えていないのかお尋ねをします。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

○市長（江口隆一君） 竹下議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

反対運動を東京の東亜道路の方に行くべきではないかというふうな御質問ございましたけれども、当然、本丸というのは、スポンサーは東京であろうというふうに私も認識をいたしております。

ただ、潮谷県知事も8月31日に市議会の皆様方にも申し上げていらっしゃると思いますとおり、反対運動をしたからといって、じゃそれが即とめることにつながるかというと、そうではないというふうなことを知事もおっしゃっていただいておりますとおり、そうであろうというふうに認識をいたしております。

ただ、最終的には、権限がない、我々が何をできるかといいますと、当然企業にいろんな要請、お願いをしていくことしか、もうないのではなかろうかというふうに考えておりました、そういう意味では、東京の方とも、いろんなお話しすべきであろうということで、これまで私もその方法を取ってまいりました。ですから今回も市議会の一般質問で産廃問題たくさん質問が出ておりますけれども、本当に今何をすべきかということをきちっと議会の方々も認識すべきではなかろうかというふうに感じております。

8月31日の知事の発言につきましても、今回の質問を見ておりますと、ほとんどそれを聞いていないような質問が多うございまして、そういう意味では現状認識をきちんとしていただくことが、私は問題の解決の第一歩であるというふうなことで、もう少し御理解をされる方々がふえた方がいいのではなかろうかというふうに思っています。

それと、今、買い上げのお話を国、県に要請すべきではないかというお話がございましたけれども、その中で、30億で私が産廃処分場の今の候補地を買い上げると言ったというふうなお話をされた方がいらっしゃるんであれば、大変私にとっては失礼なことですし、また議会の権威を下げることにもつながる行為でありますので、どうか我々の方も、言っていないようなことを、そのように議員の方がおっしゃられるんであれば、議会の答弁も安心してできないということで、この議会の活力を失うことにもつながる行為でありますので、ぜひ謝罪、または自粛を私はお願いをしたいというふうに考えております。

この買い上げ案の国、県についてでございますが、現状のところ、大変国、県にお願いしても、可能性はほとんどないのではないかというふうに認識をいたしております。

ただ、市議会の皆様方から、そういうふうなお声があったことは、当然、国、県の方にも、これまでもお伝えをいたしておりますし、また、御相談は何度もしておりますので、これからも、鋭意その方向に向けて、国、県に対しましても働きかけを続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（緒方誠也君） 竹下武義議員。

○竹下武義君 廃棄物最終処分場問題については、非常にここ1年半なっておるわけですが、事は

大きくなるばかりで、再認識が私たち足らなかったんじゃないかならうかというふうに思っております。今後についても、市長のひとつ英知を働いていただきまして、処理をしていた、解決していただければというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げまして、2番目の質問を終わります。

- 議長（緒方誠也君） 次に、企業誘致による地域活性化について答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

- 市長（江口隆一君） 次に、企業誘致による地域活性化について、木質系リサイクル企業の誘致にかかわる現状と、今後の見通しについてお答えいたします。

まず、今回の誘致企業は、静岡県浜松市に本社を構える株式会社林本建設が本市に建設するA S Bエコウッド株式会社であり、水俣産業団地奥にありますチッソ株式会社の所有地の一部に日本初の技術で木質系のストランドボードを製造する工場を建設するものであります。

この工場で使用される電気や熱エネルギーは、樹皮や木材チップ等木質資源を直接燃焼させ、蒸気タービンを通じて発電を行うバイオマス発電や蒸気熱等を直接利用するバイオマス熱利用など、新エネルギーの活用が予定されております。

今回、事業者が国に対して工場のエネルギー関係施設について、新エネルギー事業者支援に係る補助金及び債務保証の申請を行った結果、事業計画の妥当性が認められ、8月末に補助金8億8,933万3,000円、債務保証10億7,370万円の内示を受けました。

市としましては、関係課による調整作業はもとより、私としましては国等の関係機関に対し、積極的に陳情活動をさせていただき、誘致企業へのできる限りの支援を行ってまいりました。

事業の内示の後、事業者の林本建設から直接、工場建設に向けた決意をいただいておりますので、今回の事業認可によって、工場建設に係る事業計画が実現に向けて、大きく動きだすことになり、本市の経済活性化に大きく寄与するものと考えております。

事業の内容について御説明しますと、製造されるストランドボードとは、木材をたんざく型のフリーク状態に削り、接着剤を使い、プレス加工して成形するものであり、構造用パネルやフロア材として使用されます。

そのため、原料となる木材は、間伐材や曲がり材、製材の背板でもよく、林地残材等の活用による林業の活性化が見込まれます。

また、建築廃材につきましても、単に燃料としての利用だけではなく、製品の材料としての活用も予定され、廃材のリサイクル事業としても期待されることから、みなまたエコタウンの中核施設として、みなまたエコタウン事業の推進に大きく貢献するとともに、環境モデル都市づくりの一翼を担うものと期待しております。

さらに工場が稼働した場合、雇用予定100人とお話もあり、本市にとって大きな経済効果が期待できることから、市としまして可能な限りの支援を行ってまいりたいと考えます。

今後のスケジュールにつきましては、まず環境に配慮した工場等の立地に関する取り扱い要領に基づき、工場建設及び雇用に係る地元優先などを記載した協定書の締結を行うこととなります。

さらに、ボード製造工場建設に係る補助事業申請を次年度行う予定であり、その経過にもありますが、今年度中に建築確認等事務的な作業を行い、来年夏ごろに工場建設を着工、平成19年夏ごろに試運転を行い、操業を目指したいとお話をいただいております。

企業の立地がスムーズに進展いたしますよう、市議会議員の皆様方にも御協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（緒方誠也君） 竹下武義議員。

○竹下武義君 再質問に入ります。

企業誘致による地域活性化について、木質系のリサイクル企業の誘致については、先般、6月議会で岩阪議員に内容的には示してなかったんですが、ある程度のことは勉強させていただきました。また、実は私たち自民党会派も昨年11月に木質バイオマス発電についてと、また秋田県能代市の森林バイオマス等の活用施設整備を研修させていただいております。

今回の木質系リサイクル企業の誘致については、大変期待いたしております、また、能代市ですが、秋田県の北部の方に位置をしておるわけです。米代川というのがあるんですが、この河口に市街地がありまして、秋田杉の集積地として木材業が発達をしております。多くの木材工場が立地して、「木都能代」の名で全国に知られております。

昭和50年ごろより、経済全般の不振や産地間競争の激化によって、生産額は年々減少して、昭和50年は500億の年間収益があったのが、16年には、昨年には211億円に落ち込んで、低迷を続けておったそうでございまして、現況の中では、平成12年10月に廃掃法が一部改正され、また、平成14年12月1日からダイオキシン類対策特別措置法が定められて、排出基準に合った焼却炉の措置が必要になってきたと。このために、平成16年から米代川流域の林業活性化協議会を立ち上げまして、木材加工分科会というのを設置されて、そこで、産・学・官が委員を構成されて、杉の皮とか製材端材の利用について検討をされております。

杉の皮、製材端材の利用については、米代川流域の製材業者とか、素材生産者、原木市場、約300社を対象にアンケート調査をされて、回答があったのが100社であったということでございます。

5万4,360トンと推計されておりますが、この杉の皮、製材端材等の利用方法について検討して、炭化炉による木炭化、ペレット加工による燃料化、粉碎による材料化、それから敷料化などが提案され、安全性、必要性を考えて、バイオマス発電用の燃料化や、一部木質ボード——ここ

ですボードですね——原料化が最適との結論に達したということでございます。

事業化につきましては、流域内の杉の皮、製材端材等について集中管理して、再資源化、省エネルギー化に取り組むことになった。

能代市が事業主体でございます。市役所が事業主体になられて、能代森林資源利用協同組合を6名で立ち上げられたと、総事業費が14億6,000万、補助金が66.7%ということでした。

それから、利用計画は組合員から出る樹皮、製材端材等処理して、ボード材の材料にする、それから電力をつくる、水俣でできるのも自家電は自分でということできたわけですが、ここも1,500万キロワットを生産できると。それから蒸気も一応生産をしている。年間246日稼働していると。まだできてちょうど1年、私たちが行ったのは1年ちょっとでございます、収支面はまだ出ておりませんでした。一応、同じ式の企業をこっちに誘致されるのだなということで、私たちも喜んでおります。

また、水俣市も山林が76%と、大きくあるわけですが、これは林業家によっては、この誘致企業を感心事の1つとして、皆さんとめておられるのではないかというふうに思っております。ぜひ地元の、今、木材業は特に単価的にはもう安く商売ならないわけですので、ぜひ水俣市の材木を利用いただければというふうに思います。

また、工場建設、雇用については、先ほど答弁中でありましたように、地元を優先していただきますことを強く要請をして質問を終わりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、クールビズについて答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

○市長（江口隆一君） 次に、クールビズの検討についてお答えします。

クールビズは、ことしの春に、小池環境大臣が、地球温暖化防止の一環として、ビジネススーツを省エネスタイルで取り組もうと提案されたもので、ことしの夏は、小泉首相以下各大臣及び関係省庁の方々のノーネクタイスタイルが目立っておりました。

水俣市におきましては、既に平成10年からエコスタイルに取り組んでおり、また議員の皆様の御理解も得て、同年の6月定例市議会から取り入れていただいているところです。

しかしながら、全国的にはノーネクタイスタイルであるクールビズは、まだまだ公的な場での位置づけが低いのが現実であります。

このような中、公的な場での服装としても、また実用的でもあるクールビズで、なおかつリサイクルと連携した夏服のデザインを帝人ファイバーと株式会社チクマの協力を得て、検討いたしております。

本日は、試作品であります、着用をしてきております。私と滝沢助役、森総務部長、仁木総

務企画部次長が着用いたしております。

この一見見た目は変わりませんが、私の場合というのは、背中の方にこういうのを入れておりまして、体感温度が下がるようなもの、それと普段使いやすいようにということで、仁木次長が着ているもの、森部長はきょう入れておりますけど、あれは、実はシャツをアロハシャツみたいに出せるようになってまして、下の方にはポケットもついているということで、助役の着ておりますのは、ノーネクタイというのが公式じゃないというお話もありましたので、一見ネクタイをはめているように見えるようなものとかいったもの、いろんなボタンダウンとか、今とっております、一生懸命企画をいたしております。この帝人ファイバーは、本年4月に設置いたしましたペットボトルリサイクルの授産施設「わくワークみなまた」の取引先でもありまして、ポリエステル素材のケミカルリサイクルによりまして、ペットボトルのフレークや、回収した服をポリエステル原材料として、ポリエステル繊維を再生する技術を有しております。

また、株式会社チクマは、各種のビジネスユニホームなどを生産をする会社で、チクマが製造し、かつ販売する合成繊維、または合成樹脂を含む服に限って、産業廃棄物として全国から回収できる広域認定制度の環境大臣第1号認定企業でもあります。

帝人ファイバーのケミカル技術とチクマの広域認定制度と水俣市の回収マークつき製品活用によりまして、ポリエステル混合素材の服が生産、利用、廃棄、回収、そして服の再生産へと、半永久的に循環することになります。

水俣市が、ペットボトルや回収した服をケミカルリサイクルした繊維からクールビズの服をデザインし、全国に発信するとともに、チクマと回収マークつき製品リサイクルの契約第1号自治体となることにより、環境首都への取り組みをさらに進めてまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 竹下武義議員。

○竹下武義君 クールビズについてでございますが、答弁聞いておりましたら、授産施設のわくワークみなまたで原料がつかれるということでございますが、まさに生産、利用、廃棄、回収、そして服の再生産と、半永久的に循環されるということでございます。水俣市の環境、福祉のまちにふさわしいクールビズの取り組みではないかと思えます。

ぜひ、環境のまち水俣から、全世界にクールビズを通して広めていただければと、お願いをしたいと思います。

これで終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、湯の鶴地域活性化について答弁を求めます。

桑畑産業建設部次長。

（産業建設部次長 桑畑達美君登壇）

○産業建設部次長（桑畑達美君） 次に、湯の鶴地域活性化策としての湯の鶴ゲートボール場に設

置を予定しておりますテント施設の内容についてお答えします。

湯の鶴地域コミュニティ施設につきましては、以前の全天候型ゲートボール場の上屋が老朽化し危険であることから、平成16年3月に撤去したところであります。

その後、全天候型ゲートボール場の整備について、ゲートボール愛好者から陳情がなされており、市として検討していましたが、ことしの5月に実施されました湯の鶴ウオークラリーの閉会式時に雨が降ったため、約400人の市内外からの参加者が濡れてしまうといったことがあり、ゲートボール場としてだけでなく、イベント施設としての上屋の必要性を実感したところであります。

当地域は、今年度から熊本県において、観光パートナーシップアクションプランの一環として、県内で10カ所の重点地域に選定され、地域の特性を生かした観光地づくりが進められており、また本市としましては、総合計画において重点戦略の中で、湯の鶴湯治村づくり事業に取り組んでおり、当地域の持つ良質な温泉や豊かな自然、湯治場情緒あふれる雰囲気を生かして、観光を通じた地域の活性化について力を入れていきたいと考えております。

このような経緯から、県に設置費用等に対する補助等について確認しましたところ、熊本県地域振興総合補助金の活用が見込まれるとのことから、市として今回整備を行うこととしました。

施設の概要につきましては、幅20メートル、奥行き26メートルで、構造材にテントシートをかぶせたシンプルな構造となっております。

管理運営につきましては、地域が協力して実施してもよいとの話もいただいておりますので、今後詳細に詰めてまいりたいと考えております。

当地域につきましては、今後、地域が実施する湯の鶴ウオークラリー、うしの湯祭り、すず虫祭りなど、地域活性化のイベント会場や、ゲートボール、ウォーキングなど、健康づくりのための場として、地域住民や当地域を訪れる方々が一体となり、多面的に利用できるコミュニティー施設として活用していただき、湯の鶴地域の活性化につなげていただきたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 竹下武義議員。

○竹下武義君 最後の再質問でございますが、質問ではなくて、御礼という形で、湯の鶴は長年三十何年間、ゲートボール場という全天候型の県下でも最初にできたということで、聞いておりまして、ここを拠点に、湯の鶴観光は繁栄をしてきたわけですが、昨年、ああいう形で取り崩して、非常に火が消えたような状態になっておったわけです。しかし今回、こういう形で、県の御指導もいただき、また市が新しい取り組みを持っていただいていただくということで、まあ、皆さんの声といいますか、毎日ゲートボールを通して、毎日健康で暮らす、こんな生活ができるゲートボール愛好会の皆様は喜んでおられます。

これをぜひ伝えてくれんかということでございましたので。それから、またイベントのときは、

毎回小さいテントを張って大変な仕事でありました。これからはイベントの数もふやして、湯の鶴観光の一翼になればという思いがされております。

また、管理につきましては、先ほどもありましたように、地元が十分話し合って利用させていただくと、使用させていただくということをしております。

ぜひ、皆さんの御協力に対して、御礼を申し上げて、終わりたいというふうに思います。

これで私の質問、全部終わります。

○議長（緒方誠也君） 以上で竹下武義議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時36分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中村幸治議員に許します。

（中村幸治君登壇）

○中村幸治君 皆さんこんにちは。

無限21議員団の中村幸治です。

台風14号は水俣に最悪のコースを通り、心配をいたしました。幸いなことに大きな被害もなくほっといたしました。しかし、熊本県では人吉そのほかのところで大変な被害が起き、心より早急な復旧を願っております。

今回の質問は、産業廃棄物の建設についての今までの流れを検証するために、産廃最終処分場建設問題についての質問をまとめることにしました。

執行部の真摯な答弁をよろしくお願いいたします。

まず、買い上げについてですが、この件については、市長みずから平成16年9月13日の全員協議会の中で、「議会で何度も市長として反対の態度を明確にするよう迫られ、市の事業として反対しろと言われてしていると判断し、業者の進出をとめられるならば税金を使ってでも、幾らか色をつけて土地を買い上げるしか方法がない」と述べられて、買い上げの考え方を明らかにされました。

また、今年の3月の全員協議会では、買い上げ額を業者が処分場建設の許可を県から得た段階で買い上げると、土地代のほかに経費や設置後に得るはずの利潤部分を考えると、推定30億円前後になるのではということも言われました。

そこで、お尋ねをいたします。

、市長は今でも建設阻止は買い上げしかないと考えておられるのかどうかお尋ねします。

、もし買い上げるとしたら財源はどのように考えておられるのか。

、業者と買い上げについて、どこまで話し合いをされているのか。

以上、3点を質問いたします。

次の質問は、水俣市廃棄物最終処分場検討委員会についてですが、市長は、平成16年6月議会の一般質問の答弁の中で、民間の産廃施設計画について、事業計画を論理的かつ冷静に判断するために、検討委員会を設置する考えを述べられて、第1回の検討委員会が平成16年8月17日に開催をされました。

水俣市廃棄物最終処分場検討委員会設置要綱の第1条は、水俣市に建設が計画されている廃棄物最終処分場に関し、各種資料等、情報の収集を行い、市民との情報の共有化を図るとともに、環境モデル都市水俣として、最終処分場の立地の是非等について、環境保全上の観点から検討を行うため、水俣市廃棄物最終処分場検討委員会を設置するとなっております。

現在まで検討委員会は、平成16年8月17日から平成17年4月20日まで4回開催され、現在に至ってます。その4回目の会議の中で、藤木委員長が比較的近い時期に、もう一回検討委員会をやって、この建設地目的の変更等について議論をいたしますと言って閉会をされました。

そこで、質問をいたします。

、4月20日に開催された第4回検討委員会後、次の検討委員会が開催されていないのはどうしてでしょうか。

、第4回検討委員会の中で、中間答申を市長に出すことを検討されましたが、どうなっているのでしょうか。

、藤木委員長は平成17年7月12日に開催された特別委員会で買い上げ発言等をされ、委員長の職を責任をとってやめてもいいと言われましたが、市長は現委員の構成のままで委員会を続けられるお考えでしょうか。

、今後の検討委員会開催予定はどうなっているのでしょうか。

以上、4点を質問いたします。

次に、安定型建設の中止についての質問ですが、この件については、平成17年6月議会の岩阪議員の質問に対して市長が答弁をされました。

次の日の新聞報道の中で、市長は安定型建設中止の理由を、安定型については今後リサイクル等で捨てるごみが少なくなるためと発言をされています。また、事業者は住民の反対運動が大きくなったから中止しますと言われています。

熊本県の認識は、今年の8月11日、熊本に出向いて開催された特別委員会の中で、藤本議員の質問に対して、安定型の中止に至った経緯として、7月15日、社長がお見えになり、安定型の予定地には貴重な植物、生物があるということで、自分たちは安定型を中止する方向で考えていた

と話されたという内容の答弁をされました。

このように、中止の理由が私が得た情報の中では一致いたしておりません。

そこで、お尋ねをいたします。

、市長みずから事業者と話し合って建設中止になったというのは本当でしょうか。

、建設中止の理由は何でしょうか。

、なぜ安定型だけなのですか、どうして管理型建設の中止を求めることができなかったのですか。

、市長は管理型建設を阻止する方法は何もないとお考えでしょうか。

以上、4点を質問いたします。

次に、公共関与について質問をいたします。

、市長は公共関与であるならば、水俣市に産廃処分場を建設してもよいと考えておられるのかお尋ねをいたします。

次は、æのエコタウン事業についてです。

、江口市長、IWD東亜熊本の関係者の方は、水俣市エコタウン事業に産廃最終処分場は必要とお考えをお持ちですが、現在エコタウンに進出されている事業者より必要性を求められたことはあるのでしょうかお尋ねします。

次に、æの市長発言についてですが、この件については、私ある会合で市長から話を聞いてびっくりいたしました。その後、今年の3月21日に開催されました、「湯出地区の自然環境を育て発展を考える会」の結成式に私は参加をいたしました。その席には自民党議員の方も2名参加をされていました。その中でも同じようなことを発言されましたので、確認の意味で、次の質問をいたします。

、熊本県が進めている公共関与で、処分場建設予定候補地を最終的に8カ所選定されました。途中までは水俣も5カ所候補地に上がっていましたが、最終的には候補地から外れました。しかし、市長は、8カ所ではなく9カ所で、水俣が9番目に候補地に上がっていたのを、みずからが熊本県に交渉して取りやめさせたと言われますが、本当でしょうかお尋ねいたします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

○市長（江口隆一君） 中村議員の御質問に順序お答えをさせていただきます。

産廃最終処分場建設問題中、買い上げ、安定型処分場建設の中止、公共関与、エコタウン事業との関係及び市長発言については私から、検討委員会については福祉環境部長から、それぞれお

答えさせていただきます。

先日、市議会の皆様が県知事に建設反対の要望活動をされた際、知事は、県の立場では許可を出さないという権限はない、法の要件を満たせば許可することになる、要望だけでは歯どめにならないとはっきり発言されており、このことはまさに、私が市議会の皆様にも今まで申し上げたことであり、私はそれを見越した上で、約１年半活動してまいりました。

今回の知事の発言を受けて、中村議員も水俣でどうこう言える問題ではないということを明確に認識されたものと思いますが、議員の質問の趣旨が変わらないのは非常に残念です。

今後はぜひ本当にとめるつもりがおりなら、そのための行動をとっていただくか、質問をしていただきたいと考えております。

それでは、初めに、買い上げについてお答えいたします。

まず、市長は、今でも建設阻止は買い上げしかないと考えているのかという御質問ですが、建設阻止について、中村議員からも何の提案もございませんので、今のところ何の権限もない水俣市にとってできることといえば、買い上げぐらいしかないのではないかと考えております。

次に、買い上げるとしたら、財源はどのように考えているかという御質問ですが、買う買わないも市議会に、当然財源についても市議会の皆様方に御相談申し上げることになりますので、まずは市議会の中でも検討していただければと考えております。

次に、事業者と買い上げについて、どこまで話し合いをしているかという御質問についてお答えします。

先般、事業者に対して、用地取得後、調査経費等これまでどのくらい投資をされているかをお聞きいたしましたところ、億の２けたの額は投資したという御返事でありました。

したがって、現時点では買い上げということになりますと、相当厳しい額ではないかと考えている次第であります。

なお、昨年９月、買い上げ案を議員の皆様にお話をさせていただいた全員協議会の時点であれば、環境影響評価の調査も余り進んでおらず、そのような投資額はかかっていなく、土地の取得価格プラスアルファ程度の額ではなかったかと推測され、市も財政的には苦しく、財政健全化を進めている時期でもありましたが、市議会の皆様方の御協力があれば、何とかあったのではないかと考えているところです。

次に、安定型処分場建設の中止についてお答えします。

まず、市長みずから事業者と話し合って建設中止になったというのは本当か及び建設中止の理由についてお答えします。

６月議会でも申し上げましたとおり、昨年７月、株式会社ＩＷＤ東亜熊本へ申し入れをして以来、埋め立て期間が長く、管理型に比べ問題が起きやすいと言われる安定型中止の申し入れも含

め、私は中立の立場を保ちながら、事業者に対していろいろな要請をしまいいりました。

今回の安定型処分場建設中止については、去る6月に新聞でも事業者のコメントが報道されておりますので、御理解されていると思います。

事業者といたしましては、私の要請を受けて、計画地内にある稀少植物の問題も含め、需要見通し等、総合的に検討した結果、中止を決定されたと同っております。

次に、どうして管理型建設の中止を求めることができなかったのか及び市長は管理型建設を阻止する方法は何もないと考えるかについてお答えします。

私は中立の立場をとっておりますので、建設中止を求めるためには、何か申し入れのできる合理的な理由を見つける必要がありますが、現在のところそれは見つかっておりません。もちろん問題となるような理由が見つかれば、事業者に対し建設中止を要請していきます。

また、これまで申しておりますが、高いハードルの条件を課すことで、事業者みずからが経営的に厳しいと判断され、撤退を余儀なくされるということも可能性としてあり得るのではないかと考えているところです。

次に、公共関与について、市長は公共関与であるならば、水俣市に建設してもいいと考えるかという御質問ですが、公共関与であっても、自分のまちに処分場をつくってほしいと思う市長はどこにもいないと思いますし、後でも述べますが、県から公共関与による候補地としての情報があつたときにも即座にお断りしております。

次に、エコタウン事業との関係について、エコタウン事業者から産廃処分場の必要性を求められたことはあるかという御質問にお答えします。

水俣エコタウン事業に係る企業の中には、残渣などを市外の最終処分場で処理されている企業がありますが、それらの企業から、これまで個人的には水俣にあつた方がコスト的には助かるという話をお伺いしたことはあります。

しかし、私自身、これまで水俣市エコタウン事業に産廃処分場が必要だと申し上げたことはございません。

最後に、公共関与による処分場建設予定候補地に関する市長発言についてお答えします。

県の産業廃棄物処理施設建設候補地の検討会は、県内から候補地134カ所を選定し、それを93カ所、42カ所、さらに14カ所、そして最終的に現在の8カ所に絞り込んでおられます。42カ所に絞り込まれた段階だと思われますが、水俣が候補地に残っているという情報を県から得ましたので、水俣にはつくってほしくないとの思いから、候補地から外していただくよう即座に強く申し入れをいたしております。

なお、議員がおっしゃる、水俣が9番目の候補地などという具体的な数字を挙げたことはございません。

○議長（緒方誠也君） 吉海福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉海安丈君登壇）

○福祉環境部長（吉海安丈君） 次に、水俣市廃棄物最終処分場検討委員会についての御質問にお答えします。

まず、4月20日開催された第4回検討委員会後、次の検討委員会が開催されていないのはなぜかという御質問にお答えします。

その後の検討委員会につきましては、菊池市の最終処分場の監視委員会会長でもございます藤木委員長が、みずから菊池市の現状等について話をされ、今後の取り組みについて検討する会議を持つ予定であったということですが、7月12日に市議会の廃棄物最終処分場問題特別委員会で同様の内容についての会議が開催されましたので、検討委員会の委員も委員会に代わるものとして、これに参加しておられます。

また、その後の日程調整が困難であったこともございます。

次に、中間答申の検討及び今後の委員構成についてお答えいたします。

中間答申につきましては、委員の任期が8月で終了となり、また安定型処分場の計画中止など、情勢にさまざまな変化が出ておりますことから、新たな委員の体制が整ったところで、再度検討の上、検討委員会の方向性を決めていただくのが妥当であろうかと考えております。

また、新たな委員につきましては、前委員の再任を原則に鋭意調整を進めているところですが、特に藤木委員長につきましては、相当な覚悟で委員長をお引き受けいただいているところでございまして、今後も引き続き御協力いただきたいと願っております。

このようなことから、次期の検討委員会につきましては、近いうちに事業者から資料等が提出されるものと思っておりますので、その資料の中身次第で開催される時期が決まるものと考えております。

○議長（緒方誠也君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 市長から今答弁をちょっといただいたんですけど、中身についてきょうはまず若干私の方も踏み込んで話をしていきたいと思っております。

まず、買い上げについてなんですけど、私は現段階では買い上げについては論議はもう必要ないと思うんです。その理由として、1つ、事業者が行う環境アセスがまだ最初の段階である。まだ準備書の中に入ってきてないということなんです。方法書の段階で今とまっているということです。

それともう一つは、建設について、県知事の許可がおりていない。3番目、事業者は本当に建設をするための動きをしているのか、これは全く見えていないということが理由の一つです。

それと4番目なんですけど、県知事意見書、水俣市長の意見書をクリアして、次の段階の準備

書に入れるか、ちょっと疑問があるというところで、ちょっと今回は論議をしてみたいと思います。

まず、以上の理由で、安易に買い上げに走るのは、市民の理解が得られないというふうに私は思っております。

業者は県知事の厳しい意見書を、県知事は厳しい意見書を出されています。多分市長も見られていると思いますけど。これについて、これをクリアして次の準備書に行くためには、相当県の方に足を運ばないと、これはクリアできないんじゃないかという認識を私は持っております。ところが県の方に聞いてみると、ほとんど業者の方は県の方に行かれてないと、これが現状なんですよ、今。その中で、市長も意見書を出されています。市長の意見書をちょっと見てみたいと思いますけど、文化財についての項目がありましたですね。これをちょっと読んでみます。

埋蔵文化財の取り扱いについて、指定文化財については、所在確認を行っているが、同じく文化財保護法の適用を受ける埋蔵文化財包蔵地については、その存在の有無及びその取り扱いについて言及されていないので、確認が必要であるということを言われてます。

熊本県教育委員会発行「熊本県遺跡地図」及び水俣市発行「新水俣市史」、水俣市教育委員会発行「水俣市埋蔵文化財調査報告書第1集」によると、事業実施地域内、及びその近隣に埋蔵文化財包蔵地が開発されている。埋蔵文化財包蔵地を開発する場合は、教育委員会を經由して、文化財保護法による届出を行い、文化庁からその後の措置について指導を受ける必要がある。また届出の際には教育委員会が実施する試掘確認調査の結果を添付するようになっており、市教育委員会に確認に来られるように要望するという格好で、方法書の意見書として市がこれを述べてるんですね。ということであるならば、当然、業者は次のステップに行くためには、これをクリアしなければいけないんです。ところがどうでしょう。私、教育委員会に行って聞いてみました。業者は全然足を運ばれてないんですよ。これが業者の今動きの現状ということなんです。だから、本当に業者がこの準備書に入ることをやっているのかどうか、私はどうも不思議でならない。産廃の処分場という建設問題については、水俣の将来を左右する本当にこれは大きな問題、市民の方々も深くこれについてはどうなるか心配をされていると思います。だから安易に買い上げに走ることでもいいのでしょうか。市民は安易な買い上げを望んではいませんよ。今後、議会も執行部も、現状をよく把握して行動する必要があるのではないのでしょうか。一応、これは私の意見という格好で、この買い取りについては、私はこういう意見を持っていますということで、この質問については終わります。

次に、廃棄物処分場検討委員会についてですが、市長、これはこの最終処分場の検討委員会というのは、本当に今後必要なんでしょうか。水俣市廃棄物最終処分場検討委員会設置要綱第1条、先ほども読みましたが、水俣市に建設が計画されている廃棄物最終処分場に関し、各種資料等情

報の収集を行い、市民との情報の共有化を図るとともに、環境モデル都市水俣として、最終処分場の立地の是非等について、環境保全上の観点から検討を行うため、この検討委員会を設置することになっています。ということは、立地の是非については、4月20日の第4回の検討委員会の中で、ほとんどの委員の方が、木臼野の予定地は、近くに湯出川があり、湯出川は市民の水源地であり、立地条件が悪く適地ではないと言われています。それであるならば、最終処分場の立地の是非については、適地でないという結論がもう出ているのではないのでしょうか。そういうことで、私はこの検討委員会の役目はもう終わったというふうに、一応考えております。

そこで、お尋ねいたします。

市長は、水俣市廃棄物最終処分場検討委員会を今後も必要と思われますか。まず、これ1点質問します。

それと、先ほど部長の答弁の中で、検討委員会はまだ今後もやっていきますということを言われました。それであるならば、第1条で、各種資料等情報の収集を行い、市民との情報の共有化を図るとありますが、今までにそのような情報等をどういうのを集められたのか、それをちょっと教えていただきたいと思います。

この2点を質問いたします。

次に、安定型の中止についてなんですけど、業者がアセスの中で、あそこに貴重な植物があるということで中止を検討して、建設を取りやめたと言われました。これは大変なことですよ。市長も御存じのとおり、先ほども言ったんですけど、市の出した方法書、この中に市の意見書の中に、「天然記念物の取り扱いについて」とありますけど、それを見てもみると、水俣市の天然記念物の指定種であるキイセンニンソウの自生地は、水俣市袋とされているが、水俣市文化財保護審議会委員から当該地にも分布が確認されているという指摘があった。よって、分布状況を確認する必要があると、ちゃんとやっぱり市も本当にこう貴重な意見を述べられているんですよ。特に県の意見書も動植物の生態系については、まだ詳細な意見書を述べられております。市が環境アセスの中で安定型中止をしたような格好になってるんじゃないですか、キイセンニンソウの関係で。業者は安定型を中止をしますというような、こういう実情が出てきたということなんですよ。

そこで、ちょっとお尋ねをいたします。

熊本県と水俣市が出された意見書、方法書に対しての意見書の中身で、管理型の建設をとめることはできないかどうか、お答えしてもらいたいと思います。

続きまして、エコタウン事業についてですが、私もこの件については、一応エコタウン事業者の方と話をいたしました。市長は先ほど、自分はこう言ってないと言われたんですが、そこは私もちょっと確認、また後でとりたいと思いますけど、IWD東亜さんが一度もやっぱり最終処分

場の件でエコタウン事業者の方に話をされてないということを言っておられます。

県の意見書の中でも、事業の目的として、本事業は環境モデル都市づくりを宣言している水俣市に計画をされるものであることから、水俣エコタウンプランと連帯させたコンセプトを計画の中でどのように展開させるか、明確にすべきであるとありますが、事業者側がエコタウン業者に何のコンタクトもされてないというようなことをお聞きしております。

それから、エコタウンのことについて、市長がよくエコタウンから出る残渣の関係等で、廃棄物処分場が必要なんですというようなことを言われていると思うんですけど、そこで、お尋ねします。

水俣市として、現在エコタウン事業者が出す年間の廃棄物量と搬入される量は把握されているのかどうかお尋ねをしたいと思います。

それから市長発言なんですけど、42カ所ですか、ということの中で、市長は言われましたということと言われたんですけど、私ははっきりこれはお聞きをしました。この件は、先ほども言ったんですけど、「湯出地区の自然環境を育て発展を考える会」の結成式の間ではっきりとこのような発言をされてます。命と水を守る会が、あそこは県が不適地と言ったという話があるが、県は一度も不適地と言ったことはない。野川が県の候補地に上がったことがあったが、私が黙って見逃すと、IWDの後押しをするようになるので、黒田さんに猛攻撃をして9カ所目に上げられようとしたが、自分が外させた。県があそこを候補地に上げたということは、木臼野を不適地というのはおかしいといったようなことを私はお聞きしております。

そこで、再度質問します。

この件について、9番目という格好で市長が発言されたことがないのかどうか、そのところをお伺いしたいと思います。

以上、2回目の質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 江口市長。

○市長（江口隆一君） 中村議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、買い上げについてでございますけども、非常に議員よくお考えいただきたいのは、先ほど私、答弁の中でもIWDの会社に対しまして、どのくらいの投資をされたかということをお聞きいたしましたところ、2けたの億は行っているということで、10億円以上ということでしょう。で、それなのにどんどんこの計画は進んで、そのときに、許可がおりたときに買い上げろと言われたときに、水俣市の財政では買い上げることは不可能だということは、議員、多分御認識をされているというふうに思っております。

それと当然、中村議員の認識でしょうけれども、この産廃処分場が建設について、動きがとまっているような言い方をされましたけれども、これは県も私ももとまったような認識はございま

せん。ただ環境アセスということで、現場の方の調査に入っておりますので、接触は少ないとは思いますが、これは動いておりますので、その辺も本当にそこまでおっしゃられるのであれば、きちっと確認を私はされるべきだろうということで、あんまり自分の思いだけで現状を認識されない方が、私はよろしいのではないかと、非常に危険であるということを申し上げさせていただきたいというふうに思います。

ですから、先ほど議員おっしゃられましたように、許可がおりてない段階で買い上げを言うのはどうかということでございますが、私は買い上げをしたらどうだろうかとということを議会にお諮りをしただけでございまして、買い上げをしましょうということで強くは言っておりません。ですから、そこを御認識をいただけないのは、私が買い上げをしたがってるような発言がございしますので、そこはどうぞ御認識をいただきたい。そして、私が行動を起こすときには、市議会の皆様方の御意見を参考にして動きたいということで、まずは今議会の方にボールを投げておりますので、ボールは中村議員、皆様方がお握りになってるということをもう一度確認していただきませんと、1年半にわたりまして同じような押し問答をしておりますけれども、潮谷県知事がおっしゃったことは、私がこれまで申してきたことと同様のことでございますので、ぜひ私もいろんな検証とか、他市を調べて申し上げてまいりましたので、ぜひ、私どもが言ってることも参考にして、いろんな御判断をいただきたいというふうに思っております。

それと、検討委員会が必要かということで、ずっと検討委員会をつくった後からもずっと御質問がっておりますけれども、この検討委員会は、私は非常に必要であると認識をいたしております。これも県知事も、そして学者の方々も検討委員会でもおっしゃってることでございますけれども、科学的根拠がないときに、とめることは非常に難しいというふうな御認識は議員もあるのではないかとというふうに考えております。であれば科学的な根拠、建設をやらないでくれと言うときには、そういう根拠を見つけることが一番のとめるための近道であるというふうに認識しておりますので、少しでもこういう方が多い方が当然水俣にとっては建設を阻止する方々にとっても有利な条件になると思いますので、なんか反対を標榜される中村議員が、こういうのは要らないのではないかとということについては、非常にどういうお考えなのか、非常に疑念が残るところであります。ですから、この検討委員会といいますのは、まあ資料はどうかという、先ほど御質問もありましたけれども、環境影響評価の方法書、準備書が出ない時点はなかなか企業としても、技術的に言いにくいということがございましたけれども、先ほど竹下議員の御質問でもお答えいたしました、市民の方々が非常に、私が地区懇談会をして、不安に思っている、きちっとした情報を入れてほしいというふうな申し入れをしましたところ、異例でありますけれども、その方法書とか、準備書ができる以前の段階で、住民に説明をしたいというふうなお話があると思いますので、そのときにでも、またある程度の資料等がいただけるのではないかと、また

情報が入るのでないかというふうに期待をいたしております。

それと意見書で管理型をとめることはできないかということでございますけれども、これも当然基準を満たすことができない場合には、県は設置許可はおろすことはないというふうに認識をいたしておりますので、条件を満たさないようであれば、結果的にはいろんな基準等がとめたことになるのか、それとも企業がそれをクリアすることができなかったという言い方が適当なのかわかりませんが、建設はできないことになるんであるというふうに考えております。

それと9番目と言ったかどうかという問題でございますけれども、もし9番目という認識を議員がされたのか、また私が9番目といったような言い方をしたのか、ちょっと定かではございませんけれども、候補地に入っていたのを吉永県議から聞きまして、それは非常に困るということで、黒田副知事に対しまして、何度も水俣市を候補地から外してほしいというふうなお願いをして発表の前の日まで、いろんな打ち合わせをして、発表のときに入らなかったという経緯がございます。それは、再度確認をいたしましたところ、42番目の候補地のときだったのか、その後、ちょっと定かではございませんけれども、42カ所、さらに14カ所の段階だったかわかりませんが、今認識しておりますのは42カ所目のときの前に水俣を外してほしいというふうなお願いをしたのか、ちょっと時期的な問題を最終的にもう少し確認しませんといけませんけれども、副知事がやめられる前でございましたので、逆算してそのときではなかったろうかということで、このような答弁をさせていただきました。9番目というふうな言い方はしてなかったのではないかとというふうに認識をいたしております。

○議長（緒方誠也君） 吉海福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉海安丈君） 2回目の質問の中で、検討委員会が市民との情報の共有化ということで、どういった資料を示しているのかということでございますが、まず検討委員会は原則公開といたしておりますので、当然市民の皆様も全員、公開でございますので、出席されることもできます。

それから、会議の中で有識者の説明会、それから県からの説明会、それから事業所の説明会、そして市民の会、その他の会の方々との意見交換会ということで、その中で、いろんな状況を説明をさせておりますし、事業者からの説明、資料をもとに説明、それから県の説明と、そういうふうなことで、常に新しい情報につきましても皆様にお知らせするようにいたしておりますので、情報の共有化は図られているのではないかと考えております。

それからエコタウン企業の方に搬入されている量と、それから排出されている廃棄物の量ということだと思っておりますが、一応16年度の状況をちょっと調べてみますと、エコタウン企業各社に取扱量ということで、これはいろんな製品の取扱量だと思っておりますが、約8万トンの取扱量になっておりまして、最終廃棄物として出されているのが約5,000トンぐらいが廃棄物として16年度出さ

れているというふうにお伺いをいたしております。

以上でございます。

- 議長（緒方誠也君） 中村幸治議員。
- 中村幸治君 3回目の質問に入りたいと思います。

まず廃棄物の検討委員会についてなんですけど、今の答弁で各資料と情報ということで、私はお聞きをしました。具体的な資料がどういうのが出てきているのか、ちょっと若干そういう説明はなかったんですけど、確かにいろんな格好の中では、竹下議員の先ほどの一般質問でもあったように、全国の資料とか、そういうのが出てきていると思うんですけど、そういうのは最終処分場としての関連のいろいろな資料だと思うんですよ。私先ほども言いましたように、市長、設置要綱の第1条にうたってありますように、水俣市に建設が計画されている廃棄物最終処分場、つまり木臼野の現地に関する資料が必要なんです。そういうものがないと、本当に適地かどうか判断がつかないということなんです。そういう資料は要求をされたんですかということを、私はそういう深い意味で、第2回目の質問はしたつもりなんです。私は前にも市長に話したことはあります。事業者が現地のボーリングを16カ所行っていると、これはもう皆さん御存じだと思います。専門家がこのコアを見ると、現地の地質がわかると、私は思ってるんですよ。私は、平成17年の3月3日に開かれました第3回の廃棄物最終処分場問題の特別委員会の中で出席をされたIWDの東亜熊本の方にこのコアの件について質問をいたしました。その回答はこうなってます。

先ほど御説明しましたように、まだ整理ができていません。それでコアの提出は要求されておられません。しかし必要であればお見せすることはできますというような格好で、はっきり事業者の方もお出ししてもいいですよ。で、私はそのときに、なら私たちにも見せてくれるんですかということを聞いたら、私たちに対してはちょっといろいろ相談をしてみないとわかりませんというような回答を得てます。

このように業者の方に、コアの提出を求めると、検討委員会が本当に、先ほども言われました、必要ということで思うならば、あの木臼野の現地の現状がどうなっているのか、それを検討委員会の方で調べてもらいたい。そして、あそこが本当に適地なのかどうか、この間言われた場合は、まだそういう資料がなかったから、適地と言われても、今まで市長が言われたように、簡単にあしらわれるような格好に私は言われたと思います。こういうことを踏まえて、初めてあそこが、現地が、本当に適地なのかどうか、それがわかることだと思うんですよ。そういうことをぜひやってもらいたい。このボーリングのコアを提出してもらおうということは、専門家の立場がちゃんと委員会の中にはいらっしゃるわけですから、そちらの方にいろいろ検証してもらって、そこを確認するというようなことも検討委員会の中で、今後必要ではないのでしょうか。

そこで、質問します。

検討委員会、あるいは市長みずから業者に対して現地ボーリング16カ所のコア提出を要求されるお考えはないのでしょうか、この件についてお尋ねします。

次に、管理型の建設の阻止なんですけど、市長は中村議員は何もわからずという格好で、いろいろ言われますけど、私も私なりにいろんな格好で勉強してます。当然、私は自分が生まれた湯の鶴のことですから、あそこの建設問題については、本当にどうなのか、これは判断していかなければいけないと。私はただただ、この1年半ただ反対をしてきただけではありません。

そこで、これも県の意見書なんですけど、県は、市長見られたことあるですよ、当然。これは本当に厳しい意見を出されているんですよ。

まず、水環境についてなんですけど、これについては水質の富栄養化については、環境影響評価の項目から外されているが、最終処分場からの排出が閉鎖性海域である八代海の富栄養化の原因となることが考えられるため、環境影響評価項目に選定すべきか検討する必要があると。まずここのことを1点言われてます。八代海がどうなるのかですね。そういうことについて県はちゃんと物を申されてるんですよ。

それから地下水、私はこの地下水が一番今後重要になってくると思います。先ほど、市長も言われましたよね、竹下議員のところ。全国でとまっている部分は地下水のことについてはとまっていますよということを市長は先ほど答弁されました。ちゃんと私は聞いています。

地下水についてですが、県はこのように申されています。最終処分場において最も重要な課題が地下水への影響であることから、地下水や地質に関する既存のデータを十分活用するとともに、必要な調査を慎重に実施すべきである。

それともう一つ、一番ここが重要なんです。防災についてですね。まず防災について意見書をちょっと読んでみます。平成15年7月20日の水俣土石流災害において、宝川内での斜面崩壊を初め、多くの山腹斜面の崩壊で、難透水性の凝灰角礫岩、表面上を風化安山岩が地下水圧によって滑り落ちた崩壊形態が共通して起きていると。今回の事業実施区域に隣接する湯出川沿岸斜面でも同様の崩壊が多発した。このようなことから、最終処分場等が計画のとおり設置された場合、少なくとも次の2通りの結果が考えられる。県は2通りのことを言ってます。1つは、危ないということ、1つは、大丈夫だというようなことだと思いますけど。

まず1番目、地表面を廃棄物で埋め立てるため、その土被り圧で周辺から湯出川に向かう地下水位が上昇し、その結果、川沿いでの上記同様の斜面崩壊が助長されると書いてあるんですよ。されるはずであるじゃないんですよ、されるということをここにうたってあるんで。それと次が、地表を廃棄物で覆うことによって、湯出川に向かう地下水の供給源が縮小されれば、川沿い

斜面内の地下水位が低下して、斜面崩壊が起きがたくなる。これは起きがたくなるということを書いてあるんですね。

まず1番目の助長されるというのは、地下水の供給源が、事業区域内よりも西の方、木臼野の方に地下水の供給源があればこういうことが助長されますよということをやられています。

2番目の起きがたくなる、これについては地下水の供給源が事業実施区域内を含む周辺にある場合、要するにその中にある場合には起きがたくなると、このように県は意見書の中で述べられております。

その中で、防災関係の意見書ですが、地下水の供給源によって斜面崩壊が助長されるということをやられています。第2回の水俣市廃棄物最終処分場検討委員会の中で、ある委員がこのような発言をされています。

山地というのは点々となっています。水をちゃんと浄化する。浄化してそしてためる、あえてそこにつくらないといけないという考え方が私にはわからない。今回、日本は山地が多くて、平地が少ないと言います。そういう問題があるからとは思いますが、しかし平地につくるのが本来の姿であると考えています。それと、それに関してお話しました雨の問題もあります。大きな貯水池つくるとの問題、この場合は、しかも高い山の上に、そういう膨大な、かなり大量な今までに過重がのらなかったところにつくるということ、恐らく遮水用のシートかなんかを使われると思うんですけど、もし漏れたら出ないようにということは、そこに降った雨が、膨大な雨が降ったときに浸透すると思うんです。それが遮水シートがむしろ滑りになって、全体が今までの起こったことのなかった自然現象が起こる可能性が十分あると思う、あれだけの傾斜なんですから。そういったことに対して、両面からどうやって対応していくか。汚水を防ぐために遮水したシートを敷くということが、今度は逆に大きな災害を引き起こす、そういう問題につながっていくことをどう考えていらっしゃるのかというような格好で、あそこについては相当委員会の中の委員も深く突っ込んだ発言をされています。

市長は建設をとめる方法があるならば教えてくれということをやられます。私は、高い確率でとめる方法は2つあると思います。1つは、市長みずからが反対運動の先頭に立ち、水俣市民全体で反対運動をすること、これがまず1つの方法だと思います。しかしこれについては市長は中立という立場ですので、私が幾ら言ってもこの反対運動に参加するというのは難しいのかなと思います。

それともう一つは、先ほど言いましたように、地下水の供給源によって斜面崩壊の危険性、これがうたわれているわけです。これについて、中立の立場の市長でも、市民の安全、安心を守るためには調査というのは、私は当然だと思います。

そこで、お尋ねをします。

市の一般財源等を使ってでも、地下水の供給源等の現地調査をされるつもりはないのでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

次に、エコタウン事業についてですけど、エコタウン事業者と話をした中で、残渣が多いのは、エコタウン事業の中では大体2社だろうということを言われてます。その1社は、年間に出すごみを現在まで大体自分たちは2分の1減らしましたと。今でもまだその努力を今後やっていきたいということを言われているということをお聞きしています。これが、私はエコタウンに必要なゼロ・エミッションの考え方ではないかと思っております。

私は、ゼロ・エミッションを目指すエコタウンには、現在建設中の産廃の最終処分場は必要ないということを今でも思っております。

それから市長発言についてですが、これは9番目ということが問題になっていきますけど、これについては私はもう深くは言いませんけど、自分なりにある程度の部分の証拠は先ほども申したように、市長の発言としてちゃんと握っております。

ただ、水俣市のトップである市長が、水俣市民の混乱をさせるような発言、これがちょっと一番こう今市民も産廃問題については不安がっているものですから、特にこの最終処分場の建設問題についての発言等は、十分こうかみしめて市民の混乱を招くような発言は慎んでいただきたいというふうに要望をいたしておきます。

3回目の質問としては、2つほど、廃棄物最終処分場検討委員会についてということで、検討委員会、あるいは市長みずから事業者に対して現地ボーリング16カ所のコア提出要求をされるお考えがないのかどうか。それと管理型建設の関係ですけど、市の一般財源等を使ってでも、地下水の供給源の現地調査をされるつもりはないのですか。この2点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

○市長（江口隆一君） 中村議員の3回目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、16カ所のコアの要求をしたのかということでございますけども、実は要求をしようかということで、庁内でも少し話をさせていただきました。ところが、我々素人がコアというか、泥を見ても、それで判断ができないですし、またその泥をいただいて調査するとなったときに、相当の経費が必要となりますので、当然、分析をしていただいた資料をもらった方が妥当ではなかろうかということで、資料の方をもらうようにいたしております。

それと議員がおっしゃいましたように、水俣市から出した県への意見書についても、相当厳しい意見を書いているのは、認識をされたと思います。県だけではなくて、水俣市の意見書も相当厳しいものでありますので、私どもの思いというものも御理解いただいたのかと。ただ、その中

で、防災とか地下水について、いろいろ御心配がございましたけれども、今、議員がおっしゃるようなことが起こり得るような状況であれば、県は許可をしないというふうに私どもは認識をいたしておりますので、逆に議員がおっしゃったような地域であればよろしいのになというふうに私は思っておりますので、ぜひその辺も御自分で質問をしながら、そこをよく考えていただきたいと思います。

それと、またこれは堂々巡りでございますけれども、市長が先頭に立って反対すればとまるというふうなことでございますけれども、全国でそのような例があれば、逆に教えていただきたいと私は言っておりますので、根拠ない中村議員の幾ら思いを私どもにぶつけられましても、市長として責任ある行動をとっていかなければなりませんので、その根拠と可能性をぜひ個人的にでも結構ですので、教えていただきたい。ただ、市長が反対すればとまるということでございますけれども、以前とまったというふうにお聞きいたしておりました奈良県の天理市についても、平成13年2月に許可がおりております。しかし、その奈良県知事も反対ということでございましたけれども、その後、奈良県と天理市での相当な激しいけんかが始まりました。ただ、そのときの市長さんは、ちょっと不祥事がございまして、その年の11月に新たな市長さんにかわられておまして、その市長さんの方針としては、一応反対の要望は続けておりますが、県の立場もわかるというふうな発言もされておまして、そういうこともよく天理市に行かれたのであれば、御承知であるというふうに思っておりますので、本当に視察に行かれたら、我々の方にもいろんな情報をいただきまして、都合が悪い状況は耳をふさがずに、本当の現状認識をして、いろんな対策を私は立てていくことが、一番今水俣にとって必要なことではなかろうかと思っておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

それと今、議員から斜面が崩壊する可能性があるとか、いろいろ御質問がありましたけれども、もしいろんな現状をかんがみまして、地下水等の調査も必要だと感じたときには、当然市の予算を投資してでも調査をしたい。ただその調査するレベルはどのレベルかというのは、またその時々 of いろんな相談される方、当然検討委員会等の意見等も参考にしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（緒方誠也君） 以上で中村幸治議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時30分 休憩

---

午後1時30分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、清水晶夫議員に許します。

( 清水晶夫君登壇 )

○ 清水晶夫君 皆さん、御苦労さまです。

日本共産党市議団の清水晶夫です。

私見を交えながら質問をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、皆さん御存じのとおり、日本の今後政治に大きな影響を及ぼすであろうと言われた衆議院選挙が、一昨日投開票されました。

日本共産党は確かな野党が必要だとの意を国民に訴えて、現有 9 議席を確保しました。私は水俣を初め、厳しい中で日本共産党に支持を寄せていただいた多くの有権者に感謝をしたいというふうに思っております。

郵政民営化の是非を唯一の争点にし、改革をとめるなということで絶叫した小泉首相のキャンペーンは、国民が抱いている政治への閉塞感を打破するかのような、漠然とした期待を広範な有権者に広げました。その結果、自民党は多くの議席を獲得しましたが、国民いじめの小泉改革がさらに進行する中で、また外交の行き詰まりが深刻化する中で、国民との矛盾は今後鋭くならざるを得ないと思います。

第 1 の争点に仕立て上げた郵政民営化問題、それ自体でも小泉首相は、国民に真実を語らず、ごまかしに終始しました。

首相は、選挙戦の中で消費税・所得税などの庶民大増税、憲法 9 条の改定の問題など、隠し続ける態度をとりましたが、これらは、いやが応にも新しい国会で問われてくる国政上の重大問題になるでしょう。国民の立場に立つ日本共産党の果たさなければならない役割は、さらに大きくなったと私は思いますし、今後も確かな野党として、国民を泣かせない政治の実現に向けて頑張る決意を述べて、以下、質問に入っていきます。

1、パート労働者の雇用問題についてです。

最近、全国的に見まして、女性の職場進出が進んでおり、子育てを終わった婦人はパート労働者として働き、我が国の産業労働力の大きな担い手となっているというふうに思います。

しかし、その実態は一般労働者と同じでありながら、パートという理由のもとに、いろいろな差別待遇を受け、その賃金は男性労働者の約半分というケースもあるというふうに聞いております。これまでに男女雇用均等法が施行され、女性は本来持っている能力を十分に発揮し、男女の差別なく、社会のために貢献されるであろうことが、大きく期待をされているというふうに思います。

これからの行政分野として、この法律の趣旨を生かした運用が待たれているというふうに思います。

そこで、質問であります、本市におけるパート労働者は、全就業者の何割ぐらいに当た

るのか、またパート労働者の実態について、どのように把握をされているのか、お尋ねをいたします。

、パート労働者の雇用安定の促進は重要であります。本市としての対応策で何か考えておられることがあるのかお尋ねをいたします。

2 番目に、障害者問題「福祉作業所」についてであります。

障害者基本法が公布されたのは、12年前の平成5年だったというふうに思いますが、その基本理念は、  
、すべての障害者は個人の尊厳が重んじられ、それにふさわしい処遇が保障される権利を要する。  
、すべての障害者は社会を構成する一員として、社会・経済・文化、その他、あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。これは障害者基本法の3条というふうになっております。

この障害者基本法を受けて、障害者自立・共生プラン、また、障害者の施策長期計画をそれぞれの府県、市町村は具体的な施策を計画に入れて、対応しなければならなくなった経緯がございます。今日的に見まして、障害者への支援対応が整いつつあると言っても、障害者を地域社会を築き上げる人格者として支えることに、行政、一般住民がどれほどの共同の意識を持って対処しているか、支援のネットワークをどう確立するか、これからの課題もあります。

パラリンピック（2000年シドニー）大会での競技、日本人障害者が華々しい成果を上げました。彼らも健常者と同じく生きる権利があると、たくさんの国民に感動を与えてくれたのです。

しかし、障害者自身が自立を目指して働く仲間同士の福祉作業所、これは、長引く不況の影響を受け苦境を強いられているというふうに言われています。

そこで、質問いたします。

、本市における福祉作業所の実態についてお尋ねします。

、全国的にも経営内容は四苦八苦と聞きます。本市の場合はいかがかお尋ねいたします。

、育成強化の立場から、福祉重点の施策をとってもらいたいので、そのお考えをお尋ねいたします。

3 番目、女性の社会的地位向上、政策決定参加についてであります。

これから迎えようとしています21世紀の社会は、男女の共同の参画時代とも言われています。このため、女性の地位の一層の向上を図り、地域社会において、男女が平等に機会が与えられ参画していくことが大事だというふうに思います。裏返して言いますならば、これまで、女性に対する男性の見方、考え方をかえ直すことではないでしょうか。女性は弱気もの、能力のないもの、自主自立のないものといって、卑下し偏見する態度を改めることが大事だと思います。

女性にも、尊い人権を共有し、ここからすべてを発想する原点としなければならないのではないかというふうに私は思っています。

女性がその能力を発揮し働き続けることができるよう、労働条件や労働環境の整備、職業能力の開発、家庭における男女共同の協力など問題が横たわっていますし、さらに、高齢化社会を迎え、介護、看護、保育など、女性があらゆる社会分野で生き生きと参画する領域が拡大しつつあるのも事実です。

さらには、女性の高学歴化、社会の進出など、社会的地位は向上していると言われても、国会、地方議会を問わず、女性議員の数は極めて少数にとどまり、これは欧米先進諸国に比べて、著しく見劣りしていると言われております。

女性には男性には見られない、細かなことに気がつく、敏感、観察力、世間の裏をよく知っているなど、洞察力も持っているし、社会の多数派でありながら、地方政治や行政に女性の意見がいまだ十分に反映していないと見るのも、これは事実ではないでしょうか。

そこで、質問です。

、本市の各種審議会などにおける女性の参加実態はいかがかお尋ねいたします。

、男女共生社会の創造や女性の政策決定参加について、執行部、議会、婦人団体共催による女性議会の開催についての考えはないかお尋ねいたします。

、市町村で、女性議会を開催しているところがあって、内容的に把握をされているとしますならば、どんな内容なのかお尋ねをいたします。

4 番目、白浜市営団地の第 2 期工事について。

、具体的日程として、いつから工事にかかるのかお尋ねします。

、完成はいつで、入居はいつからに予定されておられるのかお尋ねします。

、住民説明会は、いつごろを予定されておられるのかお尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

○市長（江口隆一君） 清水議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、パート労働者の雇用問題及び白浜市営団地の第 2 期工事については産業建設部次長から、障害者問題「福祉作業所」につきましては福祉環境部長から、女性の社会的地位向上、政策決定参加については私から、それぞれお答えをさせていただきます。

○議長（緒方誠也君） パート労働者の雇用問題について答弁を求めます。

桑畑産業建設部次長。

（産業建設部次長 桑畑達美君登壇）

○産業建設部次長（桑畑達美君） 本市におけるパート労働者の雇用問題についてお答えします。

まず、パート労働者の役割と実態につきましては、熊本県地域振興部統計調査課による平成16年の熊本県毎月勤労統計調査・地方調査によりますと、熊本県内の常用雇用者のうち、22.4%がパート労働者であるという結果が出ており、本市におきましても、同様の割合であると思慮されます。

労働条件等は、パートタイム労働者であっても労働基準法が適用されますので、口頭による雇用契約は認められず、雇用主は、文書による労働条件通知書を雇用者に対して明示するようになっており、適切に処理されているものと考えております。

次に、雇用の安定促進の課題に対する本市としての対応策についてお答えします。

パート労働者は、現在、重要な戦力として位置づけられていることから、パート労働に対する正しい理解を図り、雇用管理の適正化と労働条件の改善を図るため、厚生労働省から、パートタイム労働法に基づき、パートタイム労働指針が示されております。

東京都産業労働局や岡山県産業労働部労政・雇用対策課におかれましては、労働契約や就業規則、有給休暇などについての手引書となる「パートタイムハンドブック」を作成し、希望者に配布されているようですが、当市におきましては、現在、そのようなハンドブックを作成する予定はございません。

しかし、雇用施策の中心的役割を担う労働局やハローワークと連携を図り、広報みなまた等を利用して、労働保険の加入を呼びかけたり、雇用主側の共済制度加入についての記事を掲載するなど、当市として、今後も労働環境の適正化に関して周知を図ってまいります。

また、雇用の安定促進については、なお一層の企業誘致を図り、雇用の全体数を拡大することにより、対処してまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 清水晶夫議員。

○清水晶夫君 本市におけるパート労働者の実態、そして県内における就労者の中でのパート労働者を占める割合等については、御答弁いただきました。

私も実際、水俣での状態というのがどういう状態なのかということも、ちょっと勉強したいなということもありまして、ハローワーク等に足を運んでみたんですけども、職業別パートタイム求人、求職状況とかいう状況については、結局、毎月毎月のやつがどういう仕事に来て、それにどれくらいの人かが求人を求めているのかという状況は、出てるというふうに聞いているんですけど、実際、今、水俣でどういう業種にパート労働者がどれくらいいるとか、そういう具体的なやつはちょっとつかめてないというふうな状況でありましたが、しかし、今の答弁で、大体割合的には22.4%ぐらい、水俣も熊本県のやつと大体同じぐらいだろうというふうな話です。

それで、パート労働者のこの労働条件の実態や賃金など、非常にこの悩みというのは、実際働いている方たちから話聞きますと、いろいろ悩みは山積をしているというふうに言われます。

平成15年だったと思いますが、労働基準法が改正されて、解雇のかかわる規程が整備をされ、解雇は客観的、合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない場合は、その権利を乱用したものとして、無効とするというふうに明記をされているとか、また、就業規則に解雇の事由の記載とか、労働契約を結ぶ際、解雇の事由を明示することが明記をされているというふうに労働基準法が改正された中で、明示をされております。

そもそもパートタイマーは、フルタイムで働く通常の労働者よりも働く時間が短い労働者のことです。これは御存じのとおりですが、よく雇用主がパートは臨時扱いだから、いつでもやめてもらえとか、安く使えるなどと言っているのをよく聞きます。

私の身近にも、そういう言われた人などがおりました。現にいるわけです。そういうふうに、パートは、臨時扱いだから、いつでもやめてもらえとか、安く使えると、こういうふうに言われておりますけれども、そういうことはあってはならないわけでありましたが、パートタイマーも労働者であることには変わりはないわけで、労働基準法等の運用を受けることに、答弁でもありましたけれども、そういうふうに私も思っております。

また、パート労働法によるパート指針が出されているということも御答弁ありました。雇用管理の改善のために実施しなければならない事項が定められております。

厚生労働省が雇用管理の改善のために出しているパート労働法によるパート指針、趣旨として、この指針は短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律、事業主が講ずべき適正な労働条件の確保及び教育制度の実施、福利厚生の充実とか、その他の雇用管理の改善の措置に関して、適切かつ有効な実施を図るために必要な事項が、この指針では定められているというふうに思うわけです。この指針の趣旨はこういうことでありますが、この指針に基づいて、厚労省から出されている指針に基いて、本市としてこの指針をもとに事業者に対し何らかのアクションがとられたとか、そういう指針を徹底する中で、いろいろ問題になる点があるのか、アクションを起こして手だてをとられたということが、事例としてあるのかどうか、この点、指針に基づいた水俣での行政としての指導、こういう点でどうなのか。2回目の質問はこの点だけで、御答弁願えればと思います。指針に基づいた事例があるのかですね。

○議長（緒方誠也君） 桑畑産業建設部次長。

（産業建設部次長 桑畑達美君登壇）

○産業建設部次長（桑畑達美君） 清水議員の第2の御質問にお答えしますけれども、パート労働者に対する、そういう直接的な労働問題の相談件数というのはないわけですが、相談等ございました場合には、労働局、もしくは労働基準局等への問い合わせをやりながら、直接的には、そういう厚生労働省管轄の所管でございますので、そちらにお伺いをするということで、その間を市の方で受け持つという形になるかと思います。

以上でございます。

○議長（緒方誠也君） 清水晶夫議員。

○清水晶夫君 本市では、このパート指針に基づいて事業者に対して、何らかアクションをとったとか、そのようなことはないということですね。

3回目の質問になりますが、他市町村でも雇用の形態というのは、私が聞くところでは、口頭契約というのが多いというふうに聞いておりますけれども、確かに文書契約でやるというのが、一番いいわけですが、しかし、そこら付近は、かなり緩やかになっているという面があるんじゃないかというふうに聞いております。

口頭契約が多いと、しかも雇用期間が不安定の上に、社会保険だとか、福利厚生、母性保護などに対する雇用主のやっぱり理解というのが薄いというふうに言われております。嫌ならいつでもやめてくださいという、こういう実態になっているようであります。これはかなりのところでそうだというふうに思います。

雇用主はパート労働者を、たしか不可欠としながらも、その実態は甚だしく近代の労働条件に沿わない不合理なものとなっているというふうに思いますし、厚労省の調査によっても、労働基本権に違反して働かせている事業所は相当数に上っているというふうに厚労省も調査の結果、つかんでいるようです。

したがって、パート労働者といえども労働基準法で定める賃金、一時金、退職金の支給とか、休日、福利厚生など、一般雇用労働者とほぼ同一基準並みで保障する必要がある基本的にあるというふうに思うんです。

さらに、雇用契約を文書で行わせ、事業主に労働条件などを明記したパート手帳の交付を義務づけるなど、雇用安定促進を図るよう、労働基準監督局と連携を図りながら、善後処置を構すべき条例などの制定について、本市でも考えて見る必要はないかというふうに思いました。たしか、パート指針に基づいてアクションなどとした事例はないけれども、しかしパート労働者の雇用安定促進のために、そういう労働基準監督局とか連携をとりながら、パート手帳の交付、あるいは条例、パート労働者を守る本市独特の条例といいますか、そういうのが制定できないかなというふうに思うんですが、その点については、判断、考えといいますかね、そういったあれはどういうふうに思われますでしょうか。

この点を3回目の質問にしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

桑畑産業建設部次長。

○産業建設部次長（桑畑達美君） 3回目の御質問にお答えしますが、先ほど申しましたように、熊本労働局、それから労働基準監督署、ハローワーク、そういう取り巻きの機関ございま

すけれども、パート労働法につきましては、平成5年に施行されまして、一応そういう形でパート労働者に対する法整備というのも確立されておりますので、一応そういう既存の法整備の中でやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（緒方誠也君） 次に、障害者問題「福祉作業所」について答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉海安丈君登壇）

○福祉環境部長（吉海安丈君） 次に、障害者問題「福祉作業所」についての御質問にお答えします。

まず、本市における福祉作業所の実態についてお答えします。

本市では、心身障害者を対象とした水俣市福祉作業所を、知的障害児（者）の保護者等で組織する「水俣市手をつなぐ親の会」に委託して、運営しております。

月曜日から金曜日まで、週5日開所され、3人の常勤職員の指導のもと、22名の利用者がそれぞれの障害程度や体調等に応じて、人工透析に用いるピンセットづくりや、箱詰め、女性用ストッキングの入っているビニール袋へのタグつけ等の作業に従事しています。

次に、全国的に経営内容は四苦八苦と聞くと、本市の場合はいかがかという御質問にお答えいたします。

水俣市福祉作業所において行います作業は、地域療育の一環として位置づけられているため、市は熊本県の地域療育推進事業に係る補助を受け、作業所を運営する親の会に対して、年間約658万円で事業を委託しております。このほか、親の会の御努力と利用者の皆様の頑張りにより、作業収入が年間約850万円程度あると伺っております。

これらの収入から、作業を通じて、利用者に働く喜びと張りのある生活を送ってもらうことを優先し、県内の小規模作業所ではトップレベルとなる、1人平均工賃月額約3万8,000円を支払っております。しかしながら、今後の経営状況につきましては、仕事の受注など楽観視できる状況ではないと考えております。

次に、福祉重点の施策についての御質問についてお答えします。

本市においては、障害を持つ方々が、地域の中で生き生きと少しでも自立した生活ができるように、水俣市福祉作業所のほかにも、社会福祉法人が運営する小規模通所授産施設や小規模作業所に対して財政的な支援を行うとともに、水俣市社会福祉事業団が開設した通所授産施設「わくワークみなまた」と連携することにより、働く場の提供を図っております。

また、社会福祉行政を巡る動きは、今後さらに市町村を中心とした地域福祉に移行してくると考えられますので、対象者の事情を十分に把握し、それぞれのニーズに対してきめ細やかに対応

していくために、小規模作業所等の育成に関する施策を講じてまいります。

○議長（緒方誠也君） 清水晶夫議員。

○清水晶夫君 御答弁ありがとうございます。

今、答弁の中で作業利用者に対して3万8,000円というふうに言われましたけど、これは間違いないですね。私の資料はちょっと以前のだろうと思いますんで。ちょっとそこありましたので、確認したく。

聞くとところによりますと、社会福祉法人化を目指すということで、協議書を県を通じて提出したけれども、平成17年度から小規模授産施設のこの事業の法人化は終了したというふうに聞いていますが、そういう返事が国から県を通じてあったということで、市の担当者の方も非常にこれには期待をしていたという話も聞いております。作業所の中心の担当者は大いにこれ期待を、社会福祉法人化を期待していたということで、かなりショックを覚えたというふうに言われております。

そういうこともありまして、今、障害者と家族は自立を目指して働いて、福祉作業所での運営強化を目指して頑張っておられるわけですが、やはり確かに水俣の場合は、作業者に対してのそういう賃金と申しますか、そういった点ではたしか資料を見せてもらった中では、県下でもですけれども、資料に基づいてはかなり高い方であるということでもありますけれども、しかし、今日の長引く不況の影響も重なるとか、小さな作業所を自力で運営して、企業等からの下請が多いということなどもあって、もろに景気の影響を受けて弱い立場に追い込まれることが多い分野の事業になっているというのは、これはそういうふうにあるんだというふうに私は感じています。

設立当初は、すべての障害者が働く場を設けて、自立を目指して、社会参加を目指すことを掲げてみずからのふれあいの場、生きがいの場、希望と励まし合う場として、設立をしてこられたわけですが、今日そういう社会状況の中で、非常にやはりこの担当者は、相当苦勞しながらやられているという実態を目の当たりにいたしました。それが今、確かに水俣の場合は作業者に出す賃金ではトップクラスということでもありますけれども、やはりこの今経営的には、やはり相当の苦勞を担当者がされて、そういうふうに希望を持たして励まし合う場、生きがいのある場、みずからの触れ合いの場という位置づけを離さずに、経営的にも大変な中でも、やはり頑張っておられるという、そういう姿を見て、本当やっぱりこういう事業をされているところにこそ、やっぱり光を当てる必要があるなというふうに思います。

法人化のめどが断たれた今、ここに光を当てて、育成強化できるように活動、支援者の協力、あるいはさらなる行政の後押しをお願いをしたいと思うんです。

この小さな作業所が、ますます希望を持って生き延びていかれるように支援をすべきだという

ふうに思います。

お尋ねしますけれども、この作業所の社会福祉法人化にかわる、例えばNPOなどの資格取得のために支援していくという考え方はないのかどうなのか、そこら付近の支援の方策について、何か考えておられることがあればお尋ねをしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 吉海福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉海安丈君） 2回目の御質問にお答えします。

先ほどお話ございましたように、法人化につきましては、今回は認可ができませんでしたが、これにつきましては、来年度以降も認可の申請をしていただくということになるかと思えます。

また、引き続き県の地域療育推進事業補助金というのがございますが、そういったものにつきまして財政的支援を受けながら、これまでの地域療育推進事業としての運営も、今年度中は引き続き実施させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（緒方誠也君） 清水晶夫議員。

○清水晶夫君 今、御答弁にもありましたので、国への要望を含めまして、私見を言いますけれども、むだな大型な公共事業、そういうことも世間的にはあるわけですが、やはり私たち市民の立場からしますと、やはりこういう障害者の自立支援のどうなるかというのは、非常にこの日々の市民の生活の中で、非常に大事なことであろうというふうに思いますので、そういう点で、やはりこの福祉重点の施策に本市としても、もっともっとこの力を入れていってほしいという要望を申し上げたいというふうに思います。

以上でこの障害者問題については質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、女性の社会的地位向上政策決定参加について答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

○市長（江口隆一君） 次に、女性の社会的地位向上政策決定参加についてお答えいたします。

まず、最初の御質問の、本市の各種審議などにおける女性の参加実態につきましては、内閣府は毎年実施しています男女共同参画に関する施策の進捗状況調査の折に、本市の登用状況も把握いたしております。

平成16年4月時点での県内市町村における審議会、委員会等の女性への平均登用率は、県平均の18.4%に対し、本市は14.0%となっております。本年4月には登用率も15.7%と、年々着実に向上しております。

内訳につきましては、環境審議会など、地方自治法第220条の3に基づく審議会が22ございます。委員総数309人に対し、女性委員は56人が任命されており、その登用率は18.1%になってお

ります。

また、教育委員会など、地方自治法第180条の5に基づく5委員会の委員40人に対し、女性委員は3人が任命されており、登用率7.5%になっております。

このほか、要項で定めております委員会、協議会、懇話会への女性の登用率につきましても、8団体、委員107人に対し、女性委員13人となり、これらすべてを合わせますと、女性委員の登用率は15.7%となっております。

本条例案の中でも、第14条に、市の附属機関等における積極的改善措置として、女性登用率の向上について、市として積極的に取り組んでまいることが明記しております。

さらに、男女共同参画推進計画の中でも、重点施策の1つとして、現在の登用率を計画策定期間の平成21年度まで30%に高めていくことを目標として掲げているところでもあります。

女性登用に当たっては、女性人材の発掘と併せ、女性の能力の開発も必要と考えており、ふさわしい人材の育成も図ってまいりたいと考えております。

次に、男女共生社会の創造や女性の政策決定参加について、執行部、議会、婦人団体共催による女性議会の開催についての考えはないかについてお答えします。

男女共同参画社会の実現の必要性や、女性の社会参画についての理解も徐々に深まりつつあります。

清水議員から御質問いただきました内容につきましては、今年3月策定の水俣市男女共同参画推進計画の中で、重点施策の1つとして、政策や方針決定の場への女性参画の促進を上げており、その具体的な取り組みとして、女性議会の開催について明記しております。

昨年、水俣市男女共同参画社会懇話会を開催しました折に、女性の社会参画について、さまざまな意見が出されましたが、政策決定の場や各種審議会、委員会等政策決定の場に女性の参画が極めて低いことが上げられました。

これからは、女性も政策決定の場などで、自分の考えを積極的に伝えていく姿勢が必要であり、そのためのきっかけづくりとして、このような機会をつくり出していくことも大切であると考えております。

次に、市町村で、女性議会を開催しているところがあれば、どのような内容なのかのお尋ねについてお答えします。

女性議会について、これまで取り組んでいる他市の状況を御説明申し上げますと、県内で取り組んでいる市は数少なく、平成11年に八代市が、全国男女共同参画宣言都市サミットを開催しました折に、一度だけ八代市女性模擬議会を開催しております。

また、荒尾市では、これまで市政について考える女性モニター制度というものがありませんでしたが、その後、市政を考える会として継続され、さらに今年1月には、男女共同参画宣言都市記念事業

として、初めて女性議会を開催したということでもあります。

また、お隣の大口市では、この7月に同じく女性議会を行っておりまして、今年で4回目ということでもあります。

開催の内容について、それぞれにお尋ねしましたところ、いずれも女性議会は、1日限りで実施され、通常の議会形式でなされております。

質問事項についても、例えば八代市の模擬議会では、市町村合併問題、生ごみの堆肥化問題、さらには育児休業から介護問題まで、実にさまざまです。

また、参加者については、市民公募であったり、各女性団体の中から参加いただいたりしているようでありまして、八代市は32名、荒尾市が18名、大口市は20名程度の模擬議員という設定で行われておりますが、参加者のみならず、市民の市政全般に対する関心も高まっているというような効果があらわれているというお話も伺っております。

○議長（緒方誠也君） 清水晶夫議員。

○清水晶夫君 ありがとうございます。

審議会に参加をしておられる状況だとか、出席状況、あるいは議会の開催について、やられているところの状況等についても、詳しく答弁していただきました。私、今の答弁の内容を聞いておりまして、やはり女性社会的地位の向上を図る、そういう上で、やっぱり議会の開催等についても考えていくというような、そういうなんか女性問題についての前向きな姿勢といいですか、そういう点をご答弁聞く中でですね、しっかりと受けとめて、私自身もそういう計画の中で、皆さんと一緒に女性の地位の社会的向上のために奮闘していきたいという思いをしているところで

す。

以上で、女性の社会的地位向上議会開催についての問題については、要望といたしますかね、ぜひ積極的にやっていこうという、そういう立場で、この点についての質問はありません。要望だけです。

○議長（緒方誠也君） 次に、白浜市営団地の第2期工事について答弁を求めます。

桑畑産業建設部次長。

（産業建設部次長 桑畑達美君登壇）

○産業建設部次長（桑畑達美君） 次に、白浜市営団地第2期工事についての御質問にお答えします。

まず、いつから工事にかかるのか、また、住民説明会はいつごろを予定しているのかについてお答えします。

第2期工事に関しましては、鉄筋コンクリートづくり、28戸の建設を予定しておりますが、国からの交付金配分が決定した後、事業に着手します。具体的な交付決定時期については、未定と

のことでありますが、決定次第、入居予定者を含めた地域住民の方々に対して説明会を開催し、工事にかかりたいと考えております。

次、完成はいつで、入居はいつから予定されているのかについてお答えします。

第2期工事分28戸は、平成19年3月までの完成、そして4月1日からの入居開始を予定しております。

○議長（緒方誠也君） 清水晶夫議員。

○清水晶夫君 今、国からの交付金、これがどうなのか、未定というような話でしたけれども、未定といっても、大体めどとしてはどうなるのでしょうか。未定だからどうもないということなのか。そこら付近はなんか、大体予測できる条件があるんですか、その点、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（緒方誠也君） 桑畑産業建設部次長。

○産業建設部次長（桑畑達美君） 先ほど予算の話でございますけれども、予算自体は確定しておりますけれども、予算の配分が遅れているということでございました。衆議院選挙前にまた国の方から通知がございまして、また、選挙の都合で若干遅れますということで、もう早晚そういう内示があるものということで思っております。

以上でございます。

○議長（緒方誠也君） 清水晶夫議員。

○清水晶夫君 最後になりますけれども、これは文書での通告はしてないんですけども、口頭で一応通告はしたんですけども。今度の第1期工事、あれで私の方にちょっと来て見てくれんかというような話がありまして、行ったんですが、1棟の方ですね、A棟といいますか、あの2階の通路、コンクリートにこう4本ぐらいのひび割れが入ってて、雨が打ち込んで、それがずっとにじみ出てちょっと下まで、下の通路の上あたりにちょっとにじみ出たというあれが出てるんですけども、これについては、一応担当者についてはちゃんと連絡が行って、そして見に行かれて、対応したということだったんですけども。対応としては、どういう対応なのかと聞いたら、何か余り水をそこにかけないでくれというふうな話で、水が漏れる、染み込んでいくというふうなこともあるんでしょうけれども、そういうふうな話で、たしか夜になると、明かりに虫がばあっと寄ってくるんですね。下に落ちてしまうもんだから、それを住民の人は水で洗ったり、それまでしていたそうですけれども、とにかく水をしないでくれというふうな、そういう対応だったということですけども、対応の仕方は、まあいろいろあろうとは思いますが、新しい住宅になってまだ1年そこそこで、そういう通路にひびが入ったりしてから、ちょっと住民の人たちが、これはちょっと将来にわたっては、何かほかのところもこういうのが出てくるんじゃないかなという、そういう思いをされているということなので、ここは大事な問題だと思うんです。

ね。それと関連して、やっぱり新しい団地ができたときに、あそこ、洗切団地、あそこのときにも私の方に連絡が来たんですよ。行ってみたら、1階の地下室、地下室というんですかね、正確には地下にちょっと入るところがあって、そこがいっぱいになって、結局それがずっと上がって、住民の畳の下まで、ずっといっぱいになってたという。そして言うなら水の上に寝ていたような状況もあったんですよ。で、市の担当者は即来られて、対応はされたんですけども。ここもできて、入居して間もないという状況があったんですね。そういうことからしますと、まあひび割れという、通路のひび割れということなんですけれども、新しい団地建設の中で、洗切団地の場合は1年とかなんかたってませんでした、入居して間もなく。今度は1年ぐらいたってて、ひび割れがもう出ていると。ほかのところ見たら、ひび割れはほかのところはちょっと出てないみたいですけども、そこだけが出てたんです。こういうふうにちょっと一連のそういうアクシデントといいますか、こういうのがやっぱりあったんで、やっぱり2期工事に向けて、ぜひ担当者の皆さんには、御苦労だと思えるんですけども、そういうふうにならないように心がけて、設計の段階からとか、チェックもしながら、終わった時点でもちゃんとチェックもして、悪いところはやっぱり業者に言って、改善をしてもらおうとか、そういったやつが必要でないかなと。ちょっと続けて私の方にそういう話が来たりして、私も足を運んだりして、住民の皆さんとやっぱりこういうことが続けてあったりするといけないなということを強く思いますので、2期工事に当たっては、まあ細心注意して、100%ということはいかない面もあることも、私もわかるんですけども、極力そういうことが起きないようにやっぱりしていくことが大事じゃないかなと。せっかく、市の財産であり、やっぱり市民の財産でもあるわけですから、そういった点では、ぜひその点は要望としていたしますが、対応していただくように、よろしく願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（緒方誠也君） 以上で清水晶夫議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明14日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、明日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時25分 散会

**平成17年3月10日**

**平成17年3月第2回水俣市議会定例会会議録  
(第3号)**

**一 般 質 問**

## 平成17年9月第5回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成17年9月14日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時25分 散会

（出席議員） 21人

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 緒 方 誠 也 君 | 西 田 弘 志 君 | 福 田 齊 君   |
| 藤 本 寿 子 君 | 吉 田 正 和 君 | 中 村 幸 治 君 |
| 大 川 末 長 君 | 真 野 頼 隆 君 | 田 中 功 君   |
| 淵 上 道 昭 君 | 牧 下 恭 之 君 | 谷 口 真 次 君 |
| 野 中 重 男 君 | 清 水 晶 夫 君 | 本 井 道 弘 君 |
| 大 川 久 洋 君 | 竹 下 武 義 君 | 岩 阪 雅 文 君 |
| 松 本 和 幸 君 | 松 本 満 良 君 | 中 山 徹 君   |

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

|                    |   |              |
|--------------------|---|--------------|
| 事 務 局 長（吉 村 明 賢 君） | 次 | 長（久木田 一 也 君） |
| 議 事 係 長（栄 永 尚 子 君） | 書 | 記（赤 司 和 弘 君） |
| 書 記（岩 坂 正 輝 君）     |   |              |

（説明のため出席した者） 14人

|                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| 市 長（江 口 隆 一 君）       | 助 役（滝 澤 行 雄 君）          |
| 収 入 役（徳 富 邦 博 君）     | 総務企画部長（森 近 君）           |
| 福祉環境部長（吉 海 安 丈 君）    | 総合医療センター事務部長（葦 浦 博 行 君） |
| 教 育 長（宮 本 勝 彬 君）     | 総務企画部次長（仁 木 徳 子 君）      |
| 福祉環境部次長（中 田 和 哉 君）   | 産業建設部次長（桑 畑 達 美 君）      |
| 水 道 局 長（山 田 敏 博 君）   | 教 育 次 長（森 田 幸 治 君）      |
| 総務企画部総務課長（田 上 和 俊 君） | 総務企画部財政課長（伊 藤 亮 三 君）    |

---

○議事日程 第3号

平成17年9月14日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |         |                            |
|---------|----------------------------|
| 1 吉田正和君 | 1 産廃最終処分場問題について            |
| 2 藤本寿子君 | 1 水俣市男女共同参画まちづくり条例案について    |
|         | 2 学校給食センター建てかえについて         |
| <hr/>   |                            |
|         | 4 長崎・木臼野に建設予定の最終処分場について    |
| 3 中山徹君  | 1 IWD東亜熊本の廃棄物最終処分場問題について   |
|         | æ, 土地所有者・東亜道路工業株式会社の意向について |
|         | æ,, 安定型処分場中止について           |
|         | æ" 水俣市廃棄物最終処分場検討委員会について    |
|         | 2 アスベスト問題について              |
|         | æ, 政府と企業の責任について            |
|         | æ,, 実態把握など市の取り組みについて       |
|         | 3 湯之児病院跡地の活用について           |
|         | æ, 審査意見書の指摘について            |
|         | æ,, 跡地活用・処分の検討について         |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（緒方誠也君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（緒方誠也君） 本日の議事は議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（緒方誠也君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、吉田正和議員に許します。

(吉田正和君登壇)

○吉田正和君 おはようございます。

民主党の吉田正和でございます。

では、早速質問に移らせていただきたいと思います。

まず、水道水源保全条例について。

さて、江口市長はかねてより、産廃最終処分場建設を確実に阻止できる方法があれば教えてほしい旨、再三おっしゃってられました。しかしながら、市長が提案し続けている買収案も、無論100%阻止できる方法ではありません。

なぜならば、仮に自治体が100億円で買い上げますと処分場業者に申し出たとしても、業者としては、それに応じなければならない義務は全くないからであります。

もっと申し上げれば、業者としては、買収に応じずに、処分場を建設して事業を行った方が有利と判断するなどした場合には、買収案に応じない方が自然でしょう。

もっともっと申し上げれば、税金投入による買収という手法は、自治体や住民の懐を直撃します。政治なり行政といったものが、住民の幸福のために存在するものならば、政治なり行政は住民になるべく負担をかけない方法を考えていかなければなりません。

御承知のとおり、行財政改革を抜本的にやらなければならないほど自治体の財政は逼迫しています。税金で賄うことになれば、結局、増税か、住民サービスの低下、もしくはその双方という形で住民にしわ寄せが戻ってきます。ですから、政治なり行政はなるべく住民に負担をかけない方法を模索しなければなりません。

初めから買収ありきとする江口市長の考え方は到底容認できるものではなく、強く翻意を求めるものであります。

それでは、なるべく住民に過大な負担をかけない方法として、ほかにどのようなものがあるでしょうか。その1つとして、水道水源保全条例を制定するという手法があります。これはどういう条例かといいますと、水道水源を汚染し得る場所に汚染し得る施設の建設を禁止することなどができることを規定する条例であります。

この条例を制定する動きは全国的に広まりつつありますが、何ゆえにこの条例の制定が必要とされているのでしょうか。

ところで、欧米先進国では水道水源に悪影響を及ぼし得る場所に、悪影響を及ぼし得る施設の建設は一般に禁止されています。

我が国でも、本来ならば水道水源を守るために、国がこの法律を制定しなければなりません。

しかしながら、残念なことにいまだその法律がつくられるに至っていません。

要するに、あるべき法律がないわけであります。これは明らかに政治や行政の怠慢であります。

飲み水という生鮮食品の最たるものに対する汚染を防止する法律がないというのは、非常に恐ろしいことであります。

水俣病事件では魚介類という生鮮食品の汚染でしたが、今度は生鮮食品が飲み水にかわるだけであり、その構図は全くパラレルにあてはまる気がいたします。

そのために、自治体は、みずから水道水源保全条例を制定して、自衛しているというのが実情です。

現在のところ、これをしっかりと規定する国法がなく、水源地に水源を汚染し得る企業の進出を許しているところを見ると、この国の姿勢は人の生命を守ることや、環境汚染を防止することより企業・産業の利益を優先していると考えざるを得ません。

経済至上主義が水俣病を発生させたことの教訓はここでも生かされてはいません。まことに残念なことであります。

いずれにしても、この条例を制定するならば、法的に処分場建設をストップできる可能性が極めて高いと思われます。議会も全会一致で反対で固まっているならば、もちろんこの条例の制定に向けて努力すべきですが、市長も同様に、この条例の制定に向けて努力するつもりはおありでしょうかお尋ねいたします。

続きまして、住民投票についてお尋ねいたします。

まず、住民投票の意義から説き起こしたいと思います。

今回の産廃問題との関係で申し上げれば、住民投票は次の大きく3つの意義を有すると思います。1つは、住民生活に決定的打撃を与えかねない、つまり地域の命運を決しかねない大問題については、政治家任せにせず、住民みずからがどうしたいのかの意思表示をすべきと考えられること。もう一つは、政治・行政サイドが民意を知るための手段として実施すべきと考えられること。最後は、中立の立場を堅持する市長に対して、強力な翻意促進効果も持つこと。

以下、この3点について、敷衍してみたいと思います。

今回の産廃問題は水俣が真の環境モデル都市であるか否かを正面から水俣に問うています。要するに水俣は、あなたは本当の環境モデル都市ですかと尋ねられているわけであります。水俣の生き方を聞かれているわけであります。この問いに対しては、もちろん正面から正々堂々と答えなければなりません。みずからの生き方を真正面から否定してくるようなものに対して、みずからの生き方を主張できなければどうなってしまうのでしょうか。もし、それができなければ、自分が自分でなくなってしまうわけであります。これは、当然の道理であります。水俣がみずからのアイデンティティーを失いかねない大問題で、意思表示さえもすることができなかったならば、果たして後世の批判に耐え得るでしょうか。水俣病を経験した水俣です。産廃問題についても一言持っていなければなりません。いや、決定的な哲学を持っていなければなりません。そのこと

を今意思表示せずしていつ表示しましょうか。

水俣病を経験し、その教訓を生かし続けなければならない環境モデル都市水俣として、住民投票を通して、その生き方をしっかりと意思表示する必要があると思います。

次に、政治・行政サイドにとって民意を知る手段としての住民投票についてですが、先ほど水道水源保全条例について少しく述べましたが、それを制定するに際し、民意を確認することは極めて大事なことのよう思われます。

そもそも一般論として、政治は民意を反映しなければなりません。そのためには民意を知らなければなりません。

では、いかにして民意を知ることができるのでしょうか。その手段は幾つかあろうと思われまうけれども、その最もパブリックでオフィシャルなものが住民投票であります。民意として、住民投票ほど正確で権威のあるものはありません。

また、住民投票条例においては、住民投票の結果に対して、首長に尊重義務を定めるのが一般なので、もし産廃の是非について反対多数という結論が出たならば、首長がその結果を尊重するということは、江口市長も中立の立場を改め、反対の立場に立たなければならないということになります。もし、反対の立場に立たなければ、尊重義務規定に反したかどで条例違反ということになります。

つまり住民投票の結果が反対多数となった場合には、市長に対して民意を無視しての条例違反を選択するか、反対の立場に立つことを選択するかの二者択一の立場に立たされるわけですから、市長に対して最も強力に翻意を迫る方法と思われまう。

以上の3つの理由で、私はぜひとも住民投票を行うべきと考えますが、市長はいかがお考えでしょうか。

最後に、市長は産廃問題でなぜ反対をされないのかという論について申し上げます。

産廃最終処分場問題は、水俣が本当に水俣病の教訓を生かしているかを正面から水俣に突きつけています。

環境分野においては、水俣は熊本県の中の人口約3万の一地方小都市ではなくて、世界の水俣であり、世界じゅうの心ある人が水俣がこの問題をどう処するかを目を凝らして眺めているのです。この問題を正しく乗り切れれば水俣は真の環境モデル都市足り得るでしょうし、逆に誤った処し方をすれば、水俣は世界の信用を失ってしまうでしょう。

私の産廃問題における考え方は以下のとおりです。

まず、反対のための反対になってはいけません。したがって、地元水俣で発生するごみは地元水俣で処分すべきと考えまう。

中学生の公民の資料集にさえも、ごみ問題は地域で解決するのが基本という記述があります。

しかしながら、水俣で発生するごみを急に明日からすべて水俣で処理することができるかという  
と、これも物理的に無理な話なので、今後なるべくそういう方向で努力していくということになり  
ます。

ところで、数カ月前に水俣で開催された第1回エコタウン・サミットで、経済産業省の役人が、  
産廃の問題は広域的に考えるべきと語りましたが、私はそのように考えるべきだとは思いません。  
なぜならば、広域的に考えた方がよいとする発想は、コスト至上主義的な発想に基づいているか  
らと思われるからです。恐らく、その役人もそのような発想から発言したのでしょう。最終処分  
場のような、いわゆる迷惑施設と呼ばれるものは、まさに迷惑をかけ得る施設と一般にはイメー  
ジされています。しかしながら、当然のことですが、自分のことで他人に迷惑をかけるべきでは  
ないので、なるべく反広域的な発想に基づくべきなのです。

地元で出るごみは地元で処理する、という地域内処理の原則にあくまで立脚すべきなのです。  
コストのためには他人に迷惑をかけてもよいという道理はありません。ちなみに、逆に利益を与  
える施設であれば、だれにでも喜ばれるわけですから、どこにつくろうと構わないわけですし、  
広域的に考えるのもよいでしょう。結局、我が家のごみを他人の家の庭先に捨てるのがよいこと  
かどうかは、常識で片づけるのになじむ問題と思われるます。地元で発生するごみは自己責任論に  
よって解決の道筋を探るべきです。

では、次に、水俣以外の地域で発生したごみを水俣は引き受けるべきか、という論点に入ります。  
す。

今回、水俣で問題化している産廃問題はまさにこの点にかかわっています。

前段落で述べましたとおり、地元で出るごみは地元で処分すべきと私は考えるので、この時点  
で既に反対のための反対からは脱しています。したがって、理念的には、他地域で発生したごみ  
を水俣は引き受けるべきかどうかは、水俣が自由に判断してよいということになります。

結論から言いますと、私は否と考えます。

理由は以下のとおりです。

まず、水俣は水俣病という世界で最も悲惨な公害病を経験しました。これは水俣という地域に  
とって、その性格さえも規定してしまう決定的な出来事でした。

世界じゅうの人々が、水俣イコール水俣病のイメージを持っているのがその典型的な証拠です。  
個人に生い立ちがあり、そしてその個人は自己の生い立ちから逃げることも否定することもでき  
ません。水俣病は水俣にとって決定的生い立ちなのです。そして、水俣が真の環境モデル都市た  
らんとすることは、その生い立ちから要請される使命なのです。水俣は水俣病の教訓を生かし続  
けなければなりません。

ところで、水俣病の教訓なるものの、第一義は何でしょうか。それはあくまでツケが必ず人間

に戻ってくるところの環境破壊をしてはならないということだと思うのです。環境モデル都市として存在する水俣は、環境破壊だけは何としてでも避けなければなりません。

それでは、水俣はごみ問題にどのようにかわればよいのでしょうか。

環境保護の視点からごみ問題をせんじ詰めると、環境破壊につながるようなごみをいかにして減らすか、ということに帰着します。ならば、水俣は環境破壊につながるようなごみをどのようにして減らせるか、そこに注力すべきということになります。

そこにきて、最終処分場は環境を汚すようなごみを減らす機能を有するでしょうか。否です。最終処分場は有害なごみを含むさまざまなごみを無分別に集積するだけの機能しか有しません。つまり、ごみを減量するという水俣に課せられた役割とは全く逆の方向を向いているということになります。

以上、水俣の役割から、水俣の外で発生したごみを引き受けるための最終処分場建設は、水俣市内であれば絶対に認められないという結論が導き出されます。したがって、建設規模を縮小しても許されません。建設予定地を現在地から平野部や海岸部に変更しても許されません。建設に補助金が交付されるようなことがあっても許されません。経済効果が見込まれても許されません。行政が建設にかかわる公共関与形態であっても許されません。ちなみに、以上の結論を役割論以外の理由で補強すると、以下のようになります。

規模を縮小して建設を認めようとする立場に対しては、規模の小さい公害、もしくはの可能性ならばよいのですかという反論が可能です。規模の大小を問わず、公害はなるべく起こさないようにしなければなりません。

最終処分場は有毒ガスを発生することが少なからずあり、平野部や海岸部においてもそのことはわかりません。

最終処分場というと、飲料水汚染との関係で論じられることが多いですが、大気汚染も当然に看過できるものではありません。

補助金の被交付や経済効果が見込まれるならば、建設を認めようという立場に対しては、環境汚染、もしくは環境汚染の可能性や健康被害、もしくはその可能性とお金を交換するつもりなのですかと批判することができます。

また、公共関与形態であっても、環境汚染や健康被害の可能性は当然に残ります。行政が関与しても安全・安心ではないことの象徴として、水俣病事件があります。

行政は水俣病の拡大を防げる立場にありながら、それを怠りました。公害の拡大を傍観・黙認していたのです。そして、昨年末、最高裁によっても行政の責任が法的に認められるに至りました。

水俣は水俣病で苦しんだからこそ、今や世界一の環境先進都市になりましたと、自信と誇りを

持って言えるところにまで到達しなければなりません。水俣病を経験した水俣に最終処分場を建設することを期待する人は世界に1人もいないでしょう。

世界は水俣に環境保護の分野において、世界的リーダーシップをとることを期待しています。水俣はアメリカのシリコン・バレー（コンピューター企業集積都市）のように、世界じゅうから視察客が押し寄せてくるような、世界一の環境先進都市にならなければなりません。

環境先進国と言われているドイツやコスタリカなどから、水俣の最先端の環境施策に学べと言われるぐらいにまで水俣を高めなければなりません。

水俣の行うごみ分別収集も開始当初は時代に先駆けるものでしたが、今や水俣以上に多種に分別を実施する自治体は幾らでもあり、既にこの点においても水俣は確実におくれをとり始めています。このままでは、水俣はみずから水俣病の教訓を生かし続けるなどと言いながら、実は本気で言っていないのではないかと。あれだけ水俣病で苦しんでいながら、何も学んでいないのではないかという批判を甘受しなければならなくなってしまう。

今こそ、水俣は水俣の役割を深く自覚し直して、その役割を果たすことに自信を持って取り組んでいくことが肝要と考えます。

そこで、お尋ねをいたします。

市長は、産廃において、なぜいまだもって反対されないのかお尋ね申し上げます。

本壇からの質問は以上でございます。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

○市長（江口隆一君） 吉田議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

産業廃棄物処分場については私からお答えをさせていただきます。

まず、なぜ水道水源保全条例を制定しないのかとの御質問にお答えさせていただきます。

今年度に藤本議員、緒方議員の一般質問にもお答えしましたとおり、昨年12月、三重県紀伊長島町が産業廃棄物処理施設を水道水源保護条例に基づき、「規制対象事業場」と認定した処分は違法であるとする最高裁の新たな判決が示されたところであります。

この判例の要旨は、条例においては、事前協議をして慎重に判断するとしているにもかかわらず、業者に対して事前の協議の場で、行政として適切な指導をするなど、業者への配慮義務を果たさず、規制対象とし、施設自体を事実上、設置不可能な状態に陥らせるのは、業者の地位を不当に害するものであり、本件処分は違法となるというものであります。

このような判例等を踏まえたと、効力がない条例をつくっても、意味はありませんので、現在のところ条例制定は考えておりません。

次に、市長はなぜ住民投票を実施しないのかについてお答えします。

6月議会でもお答えしましたとおり、仮に住民投票を実施いたしましても、他市町村の例を見る限り、住民投票を行い反対多数となったにもかかわらず、県知事が産業廃棄物最終処分場の設置許可がおりており、県知事の許可、不許可の判断に影響があるとは考えられないからです。

また、仮に水俣市で産業廃棄物最終処分場設置の是非に関する住民投票を行ったとしたら、その結果によっては、県知事が産業廃棄物最終処分場の設置を不許可にするのではないかと市民の方が誤解してしまうことになり、いたずらに市民の混乱を招き、これまで住民共同で取り組んできたもやい直しにも影響を与えかねません。

以上のことから、住民投票を実施しないわけであります。

次に、市長はなぜ産業廃棄物最終処分場に対し反対しないのかについてお答えします。

前回の6月議会を初め、これまでお答えしてまいりましたとおり、市としましては、一貫して中立の立場を保っております。

昨日の竹下議員の御質問にもお答えしましたように、8月31日に市議会が県知事へ建設反対の要望活動をされた際、知事は、法の要件を満たせば許可することになる、要望では歯どめにならないなどと発言されております。

知事が言われたことは、私がこれまで1年半前から申し上げてきたことと同様の趣旨であり、これまでの対応は正しいものと思っております。

市としましては、今後もこの立場をとってまいりたいと思います。

市議会の皆様方におかれましては、今後の対応を十分御検討いただければと思っております。

また、例えば現在、水俣市の産業廃棄物が持ち込まれている菊池市に対して、水俣の産廃は持ち込みながら、水俣にはつくらせない、他市町村のものは持ち込ませないと、環境モデル都市水俣の市民の一人として、また議員におかれましても正々堂々と胸を張って言えるのでしょうか。私は逆にお尋ねをしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 吉田正和議員。

○吉田正和君 御答弁ありがとうございました。

では、再質問に入らせていただきたいと思います。

まず、水道水源保全条例についてですが、事前の通告でも恐らく最高裁判決のことで、この場では議論になるだろうということはお伝えしておりましたけれども、この判決のやっぱり解釈、先ほど市長の御答弁によりますと、この条例を制定しても効力がないということをおっしゃられましたけれども、その理由が、昨年12月24日に出ました最高裁判決に基づいているというふうに思われますけれども、私はこの点について、全く逆の解釈をいたしております。ちょっといろいろ調べてみましたが、この最高裁判決では、まず水道水源保全条例が、その条例自体が違

法だとは全く言ってないんですね。違法と言っていない以上は合法ということになります。これは、インターネット上で検索しましたら、その裁判にかかわった弁護士の人もそのように断言しておられました。

合法と明言しないから違法ということにはならないんですね。そうしますと、現在存在する他のすべての条例も裁判にかかって合法というふうに判断されたわけではないので、すべて違法というおかしな結論になってしまいます。ですから違法と言われたい以上は、合法と解釈するのが当然の事理だというふうに考えております。

この判決もよく読んでまいりますと、長島町の水道水源保全条例のケースだったんですけども、要するに条例の中に、事前協議をなさいという条文が入っておりまして、その事前協議を十分にやっばりしてなかったんですね、業者との間で。その事前協議をしっかりとしない形の中で出した認定処分ですね。つまり水源保護地域を定めて、そこに対象処分場は設置できないと。その対象処分場になるという認定は違法になると。事前協議をしっかりとやらなかった形での認定処分は違法になると。その限度で違法と言ってるだけであって、条例自体を違法と言ってるわけでは全くございませんですし、もっと申し上げれば、事前協議さえしっかりとしていれば、その点に関しても全く違法ではないという解釈が当然に成り立つということでございます。

そういうふうに考えますならば、この条例を水俣で今、業者は建設の方向に向かっておりますけれども、設置されるという段階までには、まだ時間がございます。設置されるまでに、この条例を制定することができるならば、法的にばしっと建設をストップできる可能性が極めて高いというふうに私はいまだもって判断しておりますので、市長はこの条例制定について努力するつもりがあるのかどうか、改めてお尋ねいたしたいというふうに思います。

もっと申し上げれば、最高裁判決というのは、拘束力というのは下級審に比べて圧倒的に強いものですが、最高裁判決であっても間違った判決をすることもありますですし、もっと申し上げれば、今回小法廷で判決が出てますですね。最高裁判決の変更をする必要があれば、つまり判例の変更をする必要があれば、大法廷でできるということにもなっておりますので、ここも固定したものではないというふうに、私は考えております。

続きまして、住民投票についてですけれども、住民投票をやろうとも、全然それにかかわらず、県知事は許可、不許可の判断をするということでございました。ここについても、私一言あるんですがございますけれども、ある自治体でもやっぱり産廃問題に絡んで住民投票条例が制定されたところがございます。そこでは結局、県知事は不許可にしたんですけども、その際に、記者会見をいたしまして、記者の方から、住民投票では反対多数という結論が出てたんですね、そのことが許可、不許可の判断をするに当たって、何か影響がありましたでしょうかという質問が記者からありまして、それに対して知事答えていわく、地元の首長から意見、もしくは意見書が出

ていたと。その中に住民投票について、結論がかくかくしかじかりましたという記述があって、意見書をきちっと吟味する中で、そのことも吟味したと、参考にしたというような答え方をいたしております。で、全く意味がなければ参考にしませんので、その限度では間接的な効果をもったというふうにも考えることも否定できないのかなというふうにも考えております。ただ、私は先ほど壇上で申し上げましたけれども、住民投票の意義につきましては、そのこと以上に、やっぱり環境モデル都市水俣として産廃問題という大問題を突きつけられて、我々は環境モデル都市水俣としては、こういう生き方をするんですよ、産廃問題についてはこう考えるんですよということをしっかりとやっぱりその法的効果あるなしにかかわらず、意思表示する責務があるというふうにも考えております。

もう一つは、先ほど法的に産廃建設をばしっとストップをさせることができる可能性が極めて高い水道水源条例に触れましたけれども、市民の多くは産廃建設に反対という立場であるならば、その条例は私はやっぱりぜひとも制定すべきと思いますが、その前提として民意がどうなのか、産廃について、本当にその反対が多いのかどうかを確認しておく必要は極めてあると思います。というのは、先ほど申しましたとおり、政治というのは、まず第一義として民意を反映するのがその仕事だというふうにも考えるからでございます。

もう一つは、住民投票行いまして、その結論が反対多数ということになれば、住民投票条例には一般的に首長に対して、その結果に対して尊重義務が定められておりますので、市長としてはそれに従わざるを得ないということになるかと思えます。

現在、市長は中立の立場に立っておられますけれども、その結果を尊重するということは、反対の立場に立つと、立ってくださいという要請がそこから出てくるかと思われます。ですから、そういう意味でも結局住民投票条例の結果には首長は従わないといけないので、条例違反を選択しますか、それとも反対の立場にきちっと立ちますかという二者択一に迫られるということになりますので、市長に対して極めて翻意を有効に促す作用を持っております。ただこのことを、市長にこういうことなんで住民投票条例やってくださいといっても、それはもうなかなか厳しいかと思いますが、ただ先ほど申しましたような理由でもって、ぜひ私は許可、不許可に対する法的効力の問題を取り除いたとしても、ぜひやるべきだと思っておりますので、改めてやるおつもりがあるのかどうかお尋ねいたします。

3つ目ですが、なぜ市長は反対されないのかということについてですけれども、市長は先ほど一貫して中立の立場にいます。法の要件を満たせば許可されるので、要するに反対しても意味がないということでもございましたけれども、先ほど来、ずっと申し上げてますとおり、例えば水道水源保全条例を制定すれば、法的にもばしっととめることができますので、ぜひ中立の立場を改めて反対の立場に移られるのが、明確な方法がそこに示されているわけですから、私は筋ではな

かろうかというふうに考えております。

ここはちょっと瑣末なことですが、とめる可能性ができる方法、ちょっと思い浮かんだだけメモしてみたんですけれども、1つは、業者に対して自主撤退を迫ると。また、そのいろいろな危険性を挙げて、裁判闘争に持っていくと。この裁判闘争にいたしましても、いろんな手法がその中でも細かくあると思うんですが、例えば、廃棄物最終処分場に限らず、中間処理施設も含めて、廃棄物処理法の技術基準遵守の有無を問題にすることなく、生活環境の破壊や住民の健康被害等の蓋然性を認めて、その建設工事や操業禁止を認めた判例は既に相当の数に達すると。これインターネットで検索してプリントアウトしてきたんですけれども、その具体例がもうここに載り切れないほど出ております。

これ、すべて申し上げてもいいんですが、かなり時間食いますので、ここは省略させていただきますけれども、かくかくしかじか具体例書いてありまして、なお、これ以降も現時点までに同趣旨の裁判例が相当数蓄積されていると。その下もまた非常にこう気になる記述があるんですけれども、さらに近似の判例の特色として、原告による廃棄物処理施設からの排水地下浸透水、もしくは排煙の有害性等の十分な立証を待たず、あるいは立証責任を転換して、つまり業者側に無害であることの立証責任があるものとして、請求を認容する例が目立つという記載があります。ですから、恐らくこういう裁判所の考え方の流れといたしますのは、やっぱり先ほど来申してますとおり、我が国には、その水道水源を保護する法律がないと。なければいけないのにないと。その法の不備、欠缺を裁判例が一生懸命補おうとしていると。各自治体が定める条例もそういう意味で一生懸命法の欠缺を補おうとしているというふうに私は解釈することもできるかと思います。

ですから、いろいろな手段でもって、その裁判闘争を闘うというのも、私は非常にやっぱり今申し上げたような意味で、有効な手段だというふうに考えております。

ほかに、例えばほかの議員さんからも指摘がっておりますけれども、例えば水俣にも環境基本条例というのがありまして、これに水源保護条項を盛り込むというような手法もございますでしょうし、水道水源保全条例をゼロからつくるのは、例えば事務上厄介だということであれば。また、県に対して水道水源保全条例を制定させるような働きしてみると、これも1つの手法ですね。その可能性がどれくらいあるかということは別にいたしまして。県がこれをやることももちろん法的には可能でございます。

また、国に廃掃法を改正されるという手法もございますでしょうし、また、同様に国に対して水道法を改正させると。また、国に対して水道原水水質保全事業の実質の促進に関する法律を改正させると。また、国に特定水道利水障害の防止のための水道水源水質の水質の保全に関する法律を改正させると。いろんなその手法があろうかと思います。

ただ、現実問題としては、住民になるべく負担をかけずに、かつストップさせる可能性が高い

ものを選んでいかないと、政治的に実効的なものになりませんので、そういう趣旨で先ほど来、本市において水道水源保全条例を制定してみてもいいかというふうにお尋ねしている次第でございます。

ということで、結局、水道水源保全条例を制定すれば法的にばしっととめられる可能性が高いということであれば、江口市長が従来、ばしっととめられる方法があれば、いつでも反対に回りますということをおっしゃっておられましたので、ぜひこの際に中立という立場を改められて、反対の立場に立たれてはいいかというふうに思います。

以上を第2の質問といたします。

○議長（緒方誠也君） 吉田議員、今3番目のやつは質問ですか、質問するんですね。

（「はい、質問です。」という者あり）

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

○市長（江口隆一君） 吉田議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

ほとんど1回目の質問と同じ質問でございますけれども、これももうずっと繰り返し申し述べてきておりますとおり、ちょっと吉田議員のお話を聞いておくと、何か納得するような感じでございましたけれども、改めて冷静に聞きますと、吉田議員の吉田流解釈でお話をずっとされておまして、まず一番最初に私が申し上げたいのが、法律もかじったことがあるというふうに常々議員おっしゃっておられますので、法律と条例、どちらが強いのか、どちらが強い拘束力を持っているかということ、当然法律ということをまず基本的にお忘れではなからうかというふうに思っております。ですから、まず我々としましては、まあ以前からずっとこの水道水源の保全条例でも、横出し条例と、上乘せ、そういう基準を全国でもやはり、それぞれの地方の自治体で何とか抵抗しようということでしたけれども、それがほとんどの場合はだめだったということの実例を私もいろいろ調べて実感しておりますので、このような答弁をずっと繰り返してきたということでございます。

それともう一つ、県知事が、市議会の方々が、もうつい2週間前、8月31日に潮谷県知事のところに行かれまして、産廃処分場の建設反対の要望されてきたときに、知事の口の方から、はっきり要望を活用されても余り効果がないということと、それと要件を満たせば県としては反対する権限を持ってないということ、はっきりと市議会の皆様方、お聞きになられたと思います。私ももう大体県の立場というものをずっと想定して、ずっと1年半ぐらい前から動いてまいりまして、できればこのことを、これが吉田議員の今のずっと質問を聞いておりますと、入り口論です。水俣市としてはどうすべきかということをおっしゃっておりますけれども、私の場合、出口論ということで、まあ出口をどうすれば通さないようにできるかということを考えてやって

きておりますので、多分１年半前から私が言っていることは理解しにくかった部分があると思いますが、そういう意味では相当、県の立場、国の法律、そういうことを考えてやっておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと。ただ議員、これも議員とのここで解釈をどうのこうの討論しても、裁判官がおりませんので、判定をしていただく方がおりませんので、解釈についてはどうのこうのいうことは差し控えさせていただきたいと思いますが、我々の解釈では、その長島町の問題でも違法であるというふうな見解を持っております。判例を読んだときに、そのような解釈いたしております。

それと、なぜ市長は住民投票を実施しないかということでございますけれども、議員がおっしゃったように、言い方を聞いておりますと、反対のための一つの材料になったような言い方でございますが、我々が出す意見書というのは、きのう中村議員の御質問でも出ましたけれども、相当県に対して厳しいことを言っております。ただこの中で意見書を言っても、ただどうなのかと聞くだけで、反対ということを書いても、これはもう県にとっても余り影響がないものというふうに認識をいたしておりますので、それともう一つ、住民投票を津奈木と水俣の町村合併のときも住民投票はどうだろうかというふうな御質問が出ましたけれども、水俣だけがやっても津奈木に対してどういう影響が出るかわかりませんので、余りなるべくそういうものはしたくないというふうに申し上げましたが、効果がないものについては、私は余りやるべきではなからうというふうに思っております。

そして吉田議員もおっしゃったように、国の法律を変えるような動きをしていただきますと、我々も法がかわれば、それにのっとっていろんな水俣市の意見というのも述べやすくなりますので、ぜひそういうふうな働きかけを私どもとしては、やっていただきたいというふうな思いを持っております。

大体、それでお答えしたと思います。

○議長（緒方誠也君） 吉田正和議員。

○吉田正和君 ちょっと答弁漏れていたところもあったんですけども、ただ私は今回一番関心持っておりますのは、水道水源保全条例ですので、最後の質問はそこに絞らせてお尋ねしたいと思います。

長島町の例、最高裁で判決出ましたものですけども、今ここにその判決分の抜粋があります。そこで、特に重要と思われるところをちょっと御紹介いたします。

本件条例は、水源保護地域内容において対象事業を行おうとする事業者、あらかじめ町長との協議を求めるとともに、当該協議の申し出がされた場合には、町長は、規制対象事業場と認定する前に審議会の意見を聴くなどして、慎重に判断することとしているところ、規制対象事業場、認定処分が事業者の権利に対して重大な制限を課するものであることを考慮すると、上記協議は、

本件条例の中で重要な地位を占める手続であるということが出来る。そして、前記事実関係等によれば、本件条例は、上告人が三重県知事に対してした産業廃棄物処理施設設置許可の申請に係る事前協議に被上告人が関係機関として加わったことを契機として、上告人が町の区域内に本件施設を設置しようとしていることを知った町が制定したものであり、被上告人は、上告人が本件条例制定の前に既に産業廃棄物処理施設設置許可の申請に係る手続を進めていたことを了知しており、また同手続を通じて、本件施設の設置の必要性和水源の保護の必要性和調和させるために、町としてどのような措置を執るべきかを検討する機会を与えられていたということが出来る。そうすると、被上告人としては、上告人に対して本件処分をするに当たっては、本件条例の定める上記手続において、上記のような上告人の立場を踏まえて、上告人と十分な協議を尽くし、上告人に対して地下水使用量の限定を促すなどして予定取水量を水源保護の目的にかなう適正なものに改めるよう、適切な指導をし、上告人の地位を不当に害することのないよう配慮すべき義務があったものというべきであって、本件処分がそのような義務に違反されたものである場合には、本件処分は違法といわざるを得ないということですね。

ですから、先ほど市長が、法律と条例、どちらが重要ですかと、つまり上位規範はどちらですかというところで、法律の方が重要だから、恐らくそれを理由にされて、この条例は違法という結論を多分導かれたんだと思うんですけども、まずこの判決文を言う前に、その法律と条例、どちらが上位規範ですかと聞かれれば、もちろんそれは法律に決まっております。ただ、法律の範囲内であれば、条例はつくっていいですよということにもなってますですね。じゃ法律の範囲内かどうか、その基準解釈が今までずっと議論されてきたところですけども、以前は、例えば横出し条例であるとか、上乘せ条例であるとか、そうしたものに対して厳しい解釈がなされていたと思うんですけども、ただ憲法自体が地方自治というものを正面から認めていて、なおかつ昨今、地方分権の流れが強まっているということを受けてだろうと思うんですけども、裁判所の判断も、条例が法律に反するかどうかの解釈は非常に緩くするという傾向がここ10年、20年続いていると思います。ですから、現在最高裁のここについての考え方は、いわゆる目的効果基準と呼ばれるやつですね。目的とか効果でぶつからなければ広範に条例は制定していいですよということになっておりますので、ですから、そういう趣旨から考えますと、条例よりも法律が上位概念なんで、上位規範なんで水道水源条例、その条例自体が違法というふうに多分市長おっしゃられたと思うんですけども、その解釈は法学的な知見から言っても、全く私は当を失しているというふうにやっぱり考えます。

で、もっと申し上げれば、この昨年12月24日の判決では、先ほど述べましたとおり、水道水源保全条例の中に、事前協議をしっかりとくださいという条文が入っているにもかかわらず、それをやらなかったと、それをやらなかった上でやった認定処分、それは違法であるという言い方

ですので、事前協議をきちっとすれば違法にもならないし、条例自体は最初から違法とは全く最高裁は考えていません。

ですから、いずれにいたしましても、私の判断というか、法学的な知見から考えれば当然こういう結論になると思うんですけど、この条例を制定すれば、私は最高裁が最終的にペケと言わない限りは法的にしっかり建設阻止をできるものだというふうに考えておりますので、この条例の制定に向けて、市長は努力するつもりがあるのかどうか、改めてお聞きいたしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

○市長（江口隆一君） また解釈論のお話でございますけど、素人の私が今の吉田議員が読み上げた判例といいますか、判決を聞いてもよくわかったんですけども、これは簡単に申し上げますと、吉田議員も産廃処分場をとめたいからということで、今この条例をつくったらどうかと、もう端的にいうとそういうことでございますけれども、そのそういうものを阻止するために、条例をつくることは違法であるというふうな見解であるというふうに私は思っております。

そしてその中でも出てまいりましたけれども、結局、企業と町のそういうものとの調和を図らなかったことは、いけないということを言っております、そういう面では、地方自治体が条例をつくることは当然権利として認められておりますので、その問題と、とめるための条例制定というのは、相当意味合いが違うというふうに考えておまして、よく裁判でいろんな勝つか負けるかということを検討するときには、それまでのいろんな判例というものを当然参考にしていきます。そのときに判例というものを我々も見たときに、今議員がおっしゃったようなことでは、もう負けるのではないかといいですか、負けるというふうに認識をいたしておまして、議員がおっしゃったような、いろいろおっしゃっておられますけれども、勝った例というのは、まだ1つも実は提示されておらず、そのことからこれまでの裁判ではこういうものでは、ほとんど横出し、上乗せ条例というのは、やはり勝訴する見込みは非常に薄いというのは、議員自身も多分お感じになっていることではないかというふうに、私自身感じております。

ですから、何遍も言いますが、地方自治体が条例をつくる権利というのは、当然認められておりますけれども、とめるための条例制定は私は違法であるというふうな判決が下っているものと認識をいたしております。

それと、先ほども言いましたように、自治体に求められることは企業との調和というのを図らなかった自治体には、それは責任があるというふうに出ておまして、そういう意味では、この調和というものは、結局、企業が進出するための話し合いをなさいということにも私はつながるような言い方にもとれるのではないかとということで、もう少しここは、議員も含め、私どもも研さんする必要があるのではないかとというふうに、今の質問で感じております。

○議長（緒方誠也君） 以上で吉田正和議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時32分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本寿子議員に許します。

（藤本寿子君登壇）

○藤本寿子君 おはようございます。

いのち・みらい・みなまたの藤本寿子です。

今回の総選挙の結果を見て、愕然としました。国民と言われる人たちと私の考えが大きく違っているとは思わないんですけれども、国民の多くが小泉首相のマジックにかかってしまったのではないかと思いました。

明るく言ってしまうばそうですけれども、事態はもっと深刻で、全体主義的な政治の流れになってはいけないと大変心配しております。

特に、今回の選挙における小泉首相の手法には多くの不満があります。特に、郵政民営化法案に反対した議員のところに対立候補として送られた女性たちのことですが、彼女たちに本当に主体性があつたのかというところに、大変疑問を持っています。女性がうまいぐあいに政治に使われたのではないかと感じたのは私だけでしょうか。対照的に、スカートのすそを引っ張られた新潟選挙区の田中真紀子さんは、政治家として、また女性として、人格を傷つけられたという怒りがエネルギーになって、捨て身の選挙を闘っている、そんな感じがありました。

また、何か不安なんやと、平和を、護憲を訴えた女性たちがわずかながらも、支持をふやしたということは、日本もまだまだ見捨てたものではないと思いました。

そこで、今回の質問に入りたいと思います。

質問の1番は、水俣市男女共同参画まちづくり条例についてです。

御存じのとおり、今議会において条例案が提出され、審議されるところです。条例案策定までには、本当に関係者の皆さんが大変御苦労をされたことと推察いたします。

また、念願であつた市民、特に女性の皆さんの御努力に敬意を表したいと思います。御承知のように、条例となると、プランなどとは違う重みがありますので、水俣市にとっても大変歴史的な意味を持つことだと考えております。

質問に入ります。

1番は、条例案策定までの経過についてお尋ねします。

2、11月予定の男女共同参画週間の具体的な取り組みについてお尋ねしたいと思います。

3番に、水俣市男女共同参画審議会の答申を受け、水俣市としては、どのような現実的な施策へ結びつけていくつもりかお尋ねしたいと思います。

次に、大きな2番で、学校給食センターの建てかえについてです。

これは昨年、給食センター整備案ということで提出されましたけれども、これについて、PTAや市民が参加しまして、「学校給食を考える会」ができております。その学校給食を考える会の中で、ぜひこの問題をもっときちんと議論してほしいということで、審議会をつくるようにと要望されまして、それを市の方で受けとめていただきまして、現在審議会ができていているという段階です。

そこで、3つの質問をしたいと思います。

1、昨年提出された給食センター整備案に変更があればお尋ねをしたいと思います。

2、現在行われている審議会の目的と意義、またこれまでの審議内容についてお尋ねします。

3、本年6月10日、参議院で可決された食育基本法について、今後の学校給食のあり方に影響があると思いますが、水俣市の見解をお尋ねしたいと思います。

---

次に、4番です。長崎、木臼野に建設予定の最終処分場についてお尋ねします。

この問題につきましては、私の前にいらっしゃいます市会議員の皆さんの御努力がありまして、水俣市の最重要課題として、議会としては反対決議を上げられ、また県や国、IWD東亜本社への要望書などを持っていくなど、行動を続けております。

そこで、水俣市に、今回はこの問題についてお聞きしたいと思います。

1番に、県が設置許可をおろさないようにするために、水俣市はどのような行動をするつもりかお尋ねします。

2、IWD東亜熊本に対し、管理型処分場の建設も断念するよう働きかけをされるつもりはないかお尋ねしたいと思います。

以上、私の質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

○市長（江口隆一君） 藤本議員の御質問に順次お答えさせていただきます。

まず水俣市男女共同参画まちづくり条例案については私から、学校給食センター建てかえについては教育長から、

---

最終処分場につい

ては福祉環境部長から、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、藤本議員の1番目の御質問、条例案策定までの経過についてにお答えさせていただきます。

平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され、国の男女共同参画社会の実現に向けた基本理念、基本的施策などが明らかにされ、各自治体においても、国の施策に準じた、また地域の特性に応じた取り組みが求められているところであります。これを受けまして、熊本県でも平成13年に熊本県男女共同参画推進条例が制定され、また県内の各自治体でも、国や県の動きに準じた施策の推進に取り組んでおります。

このような中で、本市では、男女共同参画に関する市民の認識はどのようなものなのか、まず実態を探ることが必要であると考え、平成14年に市民1,000人を対象とした男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、翌年15年に市民意識調査報告書を作成しました。

この結果、本市では、意識の上では男女平等についての理解はできているものの、実際には、まだまだ、男は仕事、女は家事、育児といった固定的な役割分担の意識も根強く、男女平等感が得られず、男性優位の社会であると多くの市民が感じており、また、政策決定の場や地域役員などへの女性の姿が少なく、女性自身の参画意識も低いことなどの実態が見えてまいりました。

このことから、昨年、本市でも男女がお互いにその個性や能力を認め合いつつ、社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野で男女共同参画の意識を持つことは極めて重要であると考え、市民とともに男女共同参画を推進するための水俣市男女共同参画社会推進懇話会を立ち上げまして、早速、この懇話会から市へ提言書が提出されました。

そこで、これを踏まえて、男女共同参画に関する市の具体的な施策を総合的かつ計画的に推進するため、水俣市男女共同参画推進計画を今年3月に策定しました。

今年度は、さらに、これまでの取り組みを着実に推進するため、男女共同参画まちづくり条例の策定に取り組みました。

条例をつくることは、男女共同参画に関する市民や事業者の意識を高め、理解を深めるとともに、先に策定した水俣市男女共同参画推進計画の法的根拠として、実効性をより高めていく大きな礎となります。

安心して暮らしていくことのできる地域社会を目指し、皆で参画していくことが、人づくりであり、ひいては本市のまちづくりであるにとらえ、条例の名称も、水俣市男女共同参画まちづくり条例とさせていただきました。

次に、11月予定の男女共同参画週間の具体的な取り組みについてのお尋ねにお答えします。

広く市民や事業者の皆様にも男女共同参画社会の形成について理解を深めていただき、その活動への積極的な参画を促すために、条例案の第18条に、男女共同参画週間を盛り込んでおります。

特に、今年11月20日には、内閣府との共催による男女共同参画宣言都市奨励事業の記念式典を開催する予定でありまして、このことは、男女共同参画社会づくりに取り組む本市の姿勢を、広く内外に知らせ、その機運を高め、意識の醸成を図ることに大いに寄与するものと考えております。

そこで、本市が男女共同参画の宣言を行ったこの日を記念して、今後も引き続き男女共同参画の取り組みが継続され、さらに意識を高めていくことができるよう、11月20日を含む1週間を男女共同参画週間として位置づけております。

今後は、この期間中に、男女共同参画について市民の理解を深めるための講演、あるいは社会参画を果たそうとする女性を対象とした能力向上やキャリアアップのための講座、研修会等の人事育成事業や広報活動等、その趣旨にふさわしい事業を実施し、男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

次に、水俣市男女共同参画審議会の答申を受け、水俣市としては、どのように現実的施策へ結びつけていくおつもりかについての御質問にお答えします。

今回の、水俣市男女共同参画まちづくり条例案の第20条に、男女共同参画社会の形成に関する重要事項を調査審議するため、水俣市男女共同参画審議会を置くことを規定しています。

また、第21条の所掌事項で、具体的には、市長の諮問に応じ、男女共同参画計画策定に関する事項や、男女共同参画社会の形成に関する重要事項について、調査審議することと、男女共同参画に関し重要な事項については、市長に意見を述べるができることとしております。

今後、市としては、男女共同参画社会の形成に関する問題について、審議会から答申を受けた場合、まず直接的に市の施策にかかわる分については、男女共同参画にかかわる基本理念に照らし、施策に反映させるなど、必要な対策を講じてまいります。

また、案件が市民や事業者にかかわるものについては、直接あるいは、関係機関と連携し、男女共同参画への理解をいただくなどとして、その処理に努めてまいりたいと考えております。

条例案では、市民や事業者の責務について明記しましたが、男女共同参画を進めるためには、市民や事業者の協力が不可欠であり、まずは条例の内容や周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

○藤本寿子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問に入りたいと思います。

昨日は清水議員の方から、女性議会を水俣でもできないかとか、いろいろな女性のことでの御理解の一般質問がございまして、私も本当に力強く思った次第でした。それで市民の意識が変わってきているということで、男女共同参画の水俣市の宣言もしていただくということで、大変ありがたいことだというふうに思っているんですけども、私事で大変恐縮なんですけれども、

自分が市議会議員になろうと思ったときの経緯を少し話をしながら、今の現実というのはこういうものではないかということをし少し聞いていただきたいと思うんですけれども、私が市議会議員になろうと思いましたが、まずひょっとしたらこの分野で自分の能力を生かすことができるかなと思ったことが1つです。

それから水俣の市政の中に、明確に打ち出したいということがあったことがもう一つの理由です。それと3つ目をもし挙げるとすると、この市政を本当に予算のこととか、いろんなことをここで論議するわけですが、その場に一人も女性がいないということは、本当に水俣市にとってもこんな損失はないんじゃないかと、自分がいいとかということではなくて、こんな損失はないんじゃないかという思いがありまして、人から笑われたと思いますけれども、3回も挑戦をしました。そのときに市議選の立候補の2回目のときに、女性が3人立候補しました。私は本当に自分が負けても、こんなにうれしいことはないなというふうに思いながら、闘いをしていました。そうしてありましたところが、選挙戦の終盤戦のころになったときに、市のある有力者の方がこんなことをおっしゃいました。「今回は女性はだれも上がらんじゃろな。上がらんごととな」というふうにまず言われました。さらに3回目挑戦したときには、「だれか1人な」と議会がおなごがあらんばな」というようなことを今度は言われました。それで私は即座に心の中でつぶやいたのは、その方にも言いましたけれども、「いいえ、議会には半分女性が必要です」という言葉を言いました。天の半分は女性ですので、私は議会にも半分女性が必要だという持論を持っています。本当にいろんな意味で、女性の方たちは日々生活をする中で、いろんな思いを持って今暮らしていらっしゃると思うんですけれども、私が市議会に上がるまで感じたことは、こういうことが1つありました。

それで、本題に入っていきますけれども、やはりこの男女共同参画の推進とか、それから少子化対策というのが、今、国策としてどんどん打ち出されているわけなんですけれども、やはり私たち女性も、それからできれば水俣市の方たちにも考えていただきたいのは、少子化時代のための労働力不足を補うためということではないし、また、やはり女性の人権を、女性なり、男性なり、子どもたちもそうですけれども、人権を最優先に考えて、この問題に取り組んでいただけないかなということ、私は日々感じております。

ここで、第2の質問の方に入りたいと思うんですけれども、やはりそうは言いましても、私たち女性にとっても、水俣市にとっても、とても素晴らしいチャンスを迎えたと思っています。それで、企業とか団体とか、やはり今まではプランだとか、そういうことだったですけれども、条例ということになると、大きな枠をかけることができますと思いますので、住民一人一人が何をしなければならないかということ、やっぱり議会の承認を得て、きちんと決めていくという段階だと思いますので、3つの質問をしたいと思います。

行動計画が絵にかいたもちに終わらないために、また推進計画の一番にもあるように、まず、私がしていただきたいのは、いつも質問をしておりますけれども、DVや児童虐待の問題、つまり子どもたちの命にかかわる問題、可能な限り啓発をし、指導をしていただく。さらに、各家庭で話し合う。学校、職場という根幹になる場所で論議をし、細かい対策、さらに強化月間などをおかれなにかをお尋ねします。これが1番です。

2番目に、さらに委員会や審議会、政策や方針を決定する場合への女性の登用が行われていくと思うんですけれども、また企業との賃金や、待遇改善のための申し入れ、そういうことでできましたら、数値目標を置いて、実はいろんな市町村にお電話して聞いたんですけれども、荒尾の方にお聞きしたときに、毎年数値目標を置いて、それを達成していくようにしているということをお尋ねしておりました。

それと、もう一つは、やはりどうしてもその市役所の中にいろんな課があるわけなんですけれども、その産業振興課だとかいろいろありますけれども、そこに関連するような企業だとか、農業分野だとか、そういうところに自分たちが啓発していくためには、市役所の中での研修が、きちんとした研修が必要なんじゃないかなというふうに思います。調査をしたり、それから研修に行ったり、さまざまなことをしていただけないかというふうに思います。

そして3番目に、ちょっと進み過ぎかもしれないんですけれども、他市に男女共同参画推進のための対策室とか、推進室が設置されているということをお尋ねしております。それで、そういうものを今後考えていくことはないかという、この3つのことをお尋ねしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

森総務企画部長。

○総務企画部長（森 近君） それでは藤本議員の第2の質問にお答えいたしたいと思います。

行動計画や推進計画が、絵にかいたもちにならないようにということですが、そういった形で具体的なものを進めていきたいと思っております。

特にDVとか児童虐待、こういった問題は、市の大きな課題だと思いますので、福祉課とか、そういった部分とも考えながら、我々も条例をつくればいいということじゃなくて、これをやはり住民皆さんに理解していただいて、どう具体的な動きを起こしていくかということだと思っておりますので、これからいろんな御意見をいただきながら進めていきたいと思っております。

2番目に、女性の参画とか、賃金とか、そういった数値目標ということですが、我々も特に女性の政策決定の場への参画、そういったものにつきましては、数値目標を持ちながら、できましたら、今の女性対策室の方に伺いを立てながらでも、なるべくそういった形で、今回も一部行動計画の中に数値目標を上げておりますので、そういったものが達成できるように努力をしていきたいと思っております。

また、市役所の中での研修というのも確かに必要だと思います。そういった意味で、それぞれの場所で、市役所だけじゃなくて、事業所あたりへの出前講座とか、そういったこともあれば出ていながら対応を考えていきたいなと思っております。

また、対策室につきましては、今女性推進という形で今係を設けておりますので、まずこの中でやるべきことをやってみると、そういった中で今後のことは考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

○藤本寿子君 御答弁をいただきましたので、3番目ですけれども、これは私見と要望にさせていただきますと思います。

今私の前に議会の中には女性が去年までは1人しかいなかったんですけれども、私の前に女性が1人ふえまして、とても喜ばしいことだと思っています。総務企画部次長の仁木さんですけれども、実は荒尾にお電話したときに、「よかったね、仁木さんが行ったんだね」というふうに言っていて、私もうれしくなったんですけれども、ぜひ活躍をしていただきたいというふうに思います。

それと、やっぱりどうしても市役所内が過ごしやすいということが、別に縛り合うんじゃないんですね、これは。別に数値目標を立てて、縛り合うということではなくて、私は居心地のいい男女の関係というのが、ここにあるということが、その方が大事なんじゃないかなと思ひまして、例えば女性は生理的にきついときがあるんですね。そういうときに休める場所があったりとか、やっぱり男女がお互いに過ごしやすい環境づくりというのを、まず市役所の方からつくっていただけないかなあということも、前々から感じておりましたので、きょうは改めて要望させていただきますと思います。

それからもう一つは、いろんなところの資料を読んだら、私の男女共同推進計画というので、作文とかいっぱい書かれてて、男の人も女の人なんすけども、そういうのを募集したら、何かおもしろいのが出てくるんじゃないかなとか思ひまして、とにかく余りこうお互いを縛り合うために男女共同をするのではなく、風が吹いて心が豊かになるような男女共同参画というのを目指したいなというふうに思ひますので、要望にしたいと思ひます。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 次に、学校給食センター建てかえについて答弁を求めます。

宮本教育長。

（教育長 宮本勝彬君登壇）

○教育長（宮本勝彬君） 学校給食センター建てかえに関して、昨年度提出された給食センター整備案に変更があるかとの御質問にお答えいたします。

昨年提出しました給食センター整備方針案については、現在の学校給食センターの老朽化に伴い、教育活動の一環として実施される学校給食の目標達成を第一にとらえ、市の財政面、年々減少している児童・生徒数の状況を考慮した上で、基本的な考え方、方向性を示したものと位置づけております。

したがいまして、現在、学校、保護者等関係者の意見を聴取し、参考にした上での整備方針とするため、水俣市学校給食施設整備等審議会を設置し、審議いただいているところです。

この審議会の審議結果を待って、具体的な整備方針をまとめてまいりたいと考えております。

次に、現在行われている審議会の目的と意義、また、これまでの審議内容についての御質問にお答えします。

本市が実施する学校給食の推進、充実を目的として、今後の学校給食の実施、施設整備方針等に関する調査審議を行うため、教育長の諮問機関として、水俣市学校給食施設整備等審議会を設置しております。

審議会は、学校給食関係者の13名で構成されており、学校関係者が4名、保護者代表者が6名、専門職として栄養士が3名となっております。

この審議会では、給食施設整備の方向づけを中心として、広く学校給食のあり方について審議いただけるものと期待しております。

これまで、2回会議を開催しておりますが、第1回の会議では、事務局から学校給食センターの建てかえに関するこれまでの経緯と、学校給食の現状と課題について説明を行い、委員の方々からは、安全な食材の使用についてや、現在使用中のアルマイト食器から強化磁器食器への検討、その他について御意見をいただいたところです。

また、第2回の会議では、ほかの地域における学校給食施設のセンター方式と、自校方式における学校給食の状況について、ビデオでの見学、自校式を取り入れている出水市の学校給食の状況について、それぞれ委員から説明を行っていただきました。委員の方々からは、文部科学省が示した児童・生徒数に対する学校給食調理員の配置基準についての確認、また、子どもたちとふれあいのある学校給食や施設のあり方などについて、さまざまな御意見をいただいたところです。

次に、食育基本法の成立により、今後の学校給食のあり方への影響があるかとのお尋ねにお答えします。

ことし、6月に可決成立した食育基本法では、その前文において、食育こそ子どもたちの健全な心と身体を培い、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにするために、何よりも重要なものであり、それが我が国の今後の発展に欠かせないものであると述べてあります。

その上で、改めて食育は生きる上での基本であって、知育・徳育及び体育の基礎となるべきものであると位置づけています。

第1章の総則には、食育推進運動の展開や子どもの食育における保護者、教育関係者の役割、国や地方公共団体、教育関係者等の責務などが明記してあります。

第2章では、都道府県や市町村の食育基本計画を作成することが述べられており、第3章で、基本的施策として、家庭や学校、地域等における食育の推進について明らかにしてあります。

このように、食育基本法における食育は、国民全体を対象とした健康推進・保持を目的としたものではありませんが、中でも特に、未来を担う子どもたちに対する地方公共団体・学校・地域・家庭の責任は大きいものがあります。

ところで、学校給食については、日常生活における食事について正しい理解と望ましい習慣を養うこと、学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと、食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること、食糧の生産、配分及び消費について正しく理解することという4つの大きな目標が学校給食法に示されています。

このことは、食育基本法の目指す国民全体の健康と生きる力をはぐくむ食育を推進する上でも大きな位置を占めるものであるということが出来ます。

食育は、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、当然学校においても教育活動全体を通して食育を進めていくことになります。

各学校においては、現在、食育全体計画を作成しつつあり、今後、教科の授業や道徳の時間、特別活動や総合的な学習の時間などを使って、食に関する教育が進められることになります。

特に給食の時間は、それらの時間で学んだことを実践的に体験する重要な時間です。

食育基本法の成立によって、給食の時間は、これまでの学校給食の目標を追求するばかりでなく、広く学校教育全体を通して食に関する衛生・栄養・感謝・マナー・食文化等を体験する場として、また、食に関する実践的な態度の育成を図る場として位置づけられることになります。

給食センターとしては、これまでも子どもたちが食べる学校給食を教材として食育に取り組んできたところですが、今後はさらに各学校、家庭、幼稚園、保育園、地域等と連携を図り、魅力ある食育の推進に努めていきたいと考えているところです。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

○藤本寿子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問に入りたいと思います。

審議会が2度ほどありまして、それについては学校給食を考える会の中の方もたまたま入っておられましたので、大体内容については聞いておりましたんですけども、1つは、やはり自校方式というのと、センター方式と比べたときには、やっぱりみんなもう単独方式がいいなって、そういった年配の方もたくさんおられるようで、そういった意見が多かったというふうにも聞いているんですけども、ただ、やはりこの財政難ではということも、そういった執行部の方からの御意見もあったということで、まだ答申が出ない段階なんですけれども、ただそのことで、財

政難といいますが、少しどうしても、例えば校区式にしたり、自校式にしますと、経費がかかってしまうということはあると思うんですけども、ちょっとよそのことなんかを聞いていただきながら、少し考えていただけないかということで、最後は質問にしたいと思うんですけども、私どもでちょっと出水の学校給食ということで行きましたときに、教育委員会の方が、総務の方が出てきていただきまして、水俣からも十何人ぐらい行ったんですけども、出水の場合は単独方式が小学校10校、中学校5校、ブロックの調理場、校区と言っていると思うんですけど、3校あるということでした。様式は、これからは水俣もそうなるんでしょうけども、ドライ方式です。児童数は3,735名で、食数が先生たちも入りますので4,026名です。そして栄養士が県の費用で4名、市の臨時が1名、調理員数は40名ですね。やっぱりこれはどうしても国が定めている基準が27名ですので、かなり多く出水の場合は学校給食の方に負担をされているということがあると思います。この中で、私どもが聞いた中で、とてもびっくりしたのは、1つは、方針として食育をまず優先するということと、地産地消の理念をきちっと守りたいということで、現状を維持したいということだったんですけども、まず食材の選定、食品の選定ですけども、各学校に給食選定委員会がありまして、例えば近くの生産者の低農薬米を入れよう、近くの生産者のミカンを入れようというふうになっているそうです。米については、週3回地元の生産者の米を入れるのが基本になっている。

教育委員会の方で言われたのは、どうしても単独方式とかを崩したくないという思いは、やはり地元の生産者の米とか野菜とかを入れていくには、やっぱり小さい単位の方がいいんじゃないかという、そういった考えを持っているということを強くおっしゃっておられました。

さらに私どもが一番、一番ではないんですけども、気になっているのが食器の洗浄なんですけれども、これも調理師の申し合わせでせっけんを使うということに決めているので、使っていますということですね。小規模の方がやっぱり使いやすいということはあるようです。

研修に参加した保護者の方々の正直な感想というのは、やっぱりうらやましいという一言に尽きたということがありました。それで、また議論が先に、話が戻るんですけども、水俣の場合、お金がかかるということもあると思うんですけども、どれぐらい給食施設費にかけているかというと、16年度が1億470万かけています。出水の場合は1億7,424万です。これを食数で割ると水俣は3,458円、出水は4,327円となります。つまり生徒1人に年間1,000円ぐらいの費用をかけているということがあるわけです。

出水だけじゃいかんわと思いましたので、幾つかのところに聞いてみました。ちょっとこううまく算定できないところもあるんですけども、本渡の場合は、今センターになって、もう幼稚園児からも一緒になっているということなんですけれども、4,600名の食数で、本当は2億7,000万かけているんだけど、そのうちすごい14,000万ぐらいが建てかえのある施設があったの

で、2億3,000万ぐらいが施設費ですねということで、これが何と1人当たり5,347円でした。ちょっとこれ高過ぎるんじゃないかなと思ったもんですから、きのうまた電話をしまして、何でそんな5,347円もなるんでしょうかと聞いたら、働いている人たちが物すごく多いんですね。50人ぐらいの人たちが学校給食4,600名をつくるために、センターなんですけど、いらっしゃるわけです。こうすることで、もっといろんなところがあるんですけども、例えば菊池とかはまだ自校式でやっていますので、多分水俣よりも費用がかかっているということがあると思います。

それで、私がここで申し上げたいのは、いろいろ財政難ということは、私も重々承知で行財政改革をしなきゃいけないというのはよくわかるんですけども、ただどうしても政治の基本に置いていただきたいということでは、子どもたちの子育て、食育だとか、教育、そのところはできれば削らないで、本当にこの時代を背負っていくような子どもたちをきちんとつくるためには、まず食育からだというふうに考えたときに、やはりできるだけ地元のものを、そして環境も守っていき、子どもたちにもお母さんのぬくもりがあるような、そういった給食センターを実現できないかという思いがありまして、できたら昨年出されました計画を変更されるよう、考えていただけないかということを思いまして、これ2回目の質問にしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本教育長。

○教育長（宮本勝彬君） 藤本議員の御質問にお答えしたいと思います。

センターの老朽化が非常に進んでおりまして、また学校の再編成との絡みもございます。そういった絡みも今後考えていかなければならないと思いますし、再編成の問題は非常にこう早急に解決できる問題ではないと、じっくり考えていかなければならない問題だと、このことも考えております。老朽化の兼ね合いと、それから再編成等のいろんな諸条件との兼ね合いを考えますときに、かなり厳しい状況ではないかなと思っております。

したがいまして、審議会の意見や要望というのをしっかり私たち受けとめさせていただきながら、できるだけ早い時期に方向づけをしていきたい、そのように考えているところでございます。

ぜひ引き続き御協力をいただきたいと思いますと思っております。

経費の面につきましてですけれども、一応、現在比較検討をしているところでございます。

自校式の方がいいのか、センター方式の方がいいのか、経費の検討をしているところでございますが、比較の方法、あるいは基準等にまだまだ検討する余地が残っているのではないかなと、そんなふうに思っております。

現在、審議会の中でも、今後の方向づけに大きく影響をもたらす部分だろうと思っておりますので、さらに審議を深めて、先ほど申しましたように、できるだけ納得いく形で、皆様の意見を十分に尊重させていただきながら、方向づけをしていきたいと、そのように思っております。

○議長（緒方誠也君） 江口市長。

○市長（江口隆一君） ちょっと追加になりますけれども、給食センターを一体どのようなものをつくるかということが、今主眼が置かれておりますけれども、私どもといたしましては、今、藤本議員が御質問ありましたとおり、材料にももう少し気をつけたいということで、よく地産地消と言われますけど、ただ地元の物を買ったからそれでいいのかということではなくて、やはり食材にも気をつけていただきたいということで、教育委員会、そして農林水産課の方とも、農家と話しまして、今議員が小さい方が地元の食材を使いやすいというお話ありましたけど、逆な発想で、逆に給食のそういう材料に農家が合わせていただけないかということで、この水俣、芦北地域で、地産地消、新鮮で安心して食べられるものを低価格で提供ができないかという体制づくりに今入っております、例えば農薬はどんなものを使うのか、なるべく使わないでくれということ、有機農法、そういったものを総合的な観点から生産者とも連携してやっていきたいというふうに考えております。

それと、ちょっと先ほど大まかに1人当たりの幾ら金をかけているかという計算がございましたけれども、あんまりかばうわけじゃございませんが、給食センターといたしましては、なるだけ皆様方に負担が少ないようにということで、入札等も低価格で抑える努力もしておりますし、また職員につきましては、相当パートにかえてきておりますので、他地域に比べますと、多分トータルの予算は減っていることになるとは思いますが、そこまで分析していただいて、またいろんな提言をいただきますと、当然教育委員会とも、教育長とも話をしながら、またすばらしいものができるように頑張ってみりたいと思いますので、ぜひ御支援をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 藤本議員。

○藤本寿子君 答弁いただきましたので、これはもう要望に、やっぱり質問にします。

もうちょっと時間もないので、長くなりますが、その食育基本法の中にずらずらといろいろあるんですけども、学校、保育所など、または、ここが大事なんです。地域の特色を生かした学校給食などを実施してくれと。教育の一環として行われる、教育の一環として行われるんですね。農場などにおける実習だとか、食品の調理、食品の廃棄物の再生利用、さまざまな体験活動を通じ、子どもの食に関する理解の促進などをしてくださいというふうに国は言っております。で、ここの中で地域の特色を生かすということになると、例えば自校式の調理員さん呼んで、講演会なんかもしたことがあるんですけども、だんごから何から300食ぐらいつくっておられるんですよ、自分たちで手づくりで。やっぱりそれぐらいの規模じゃないと、地域の特色を生かすといっても、3,030で、その水俣の特色というのは生かすことはできるかもしれないんですけども、私どもが普通考えると地域というと、例えば久木野とか袋だとか、まあその辺の感じを、感

じるわけなんですけれども、その辺では、ちょっとこの辺も考えていただけないかなという思いが私にはあります。

今申し上げたように、小単位にならないと実現できないという、その器が小単位にならないと、どうしても実現できないということがあるんじゃないかなというふうに思いますので、こういった答申が出るかというのは思いますけれども、私個人としては、この辺のところでもう一步水俣市が後押しをしていただけないかなというふうに思っています。

それで地産地消という理念ですので、できたら農業から逃げていたといえますか、労働力があると思うんですけれども、そういったところももっとこう戻していくような施策というのは、もちろん市長も考えていらっしゃると思うんですけれども、その辺での取り組みも含めて、全体的に考えていかなきゃいけないのかなというふうに思っております。

それで、教育の一環として、地域の特色を生かしたということで、よければ最後答弁をいただいて、感想をよろしくをお願いします。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本教育長。

○教育長（宮本勝彬君） 地域の特色を生かしてということでございますけれども、この問題はまず私は個人的な意見を言わせていただきますと、まず家庭がきちりとした食生活を営まなければならないんじゃないかなと思っております。

ちょっと卑近な例で申しわけないんですけれども、歌手の美空ひばりさんという方がおられましたけれども、あの方が病死されましたけれども、いろんな情報があるんですけれども、美空ひばりさんの食べ物というのは、よくステージに出られるそうですから、その合間での食べ物というのはチャーシューめんと、毎回毎回チャーシューめんとしょうちゅうであったそうです。それを繰り返し食べておられたということで、それが1つの美空ひばりの病根になったんじゃないかなと言われているようでございます。要するに何か肝硬変と大腿骨壊死とか何とかいう、そういう病気になって亡くなったということでございますけれども、これがいわゆるひばりさんの食生活の1つの結論であったのではないかなと、そんなふうに指摘をされているのはあります。要するに私生活のあり余る名声と、そういう富と何といいますか、私生活との貧しさといいますが、そういったのが同居していたのではないかなと、そういうぐあいに言われております。要するに、私が申し上げたいのは、食事は家庭生活の大切な要素でありますから、いわゆるひばりさんの生活の中で、偏りをだれかが正してあげる、そういう何というんですか、肉親の指導とか、そういう愛があったならば、こういうぐあいにはならなかったのではないかなあと思っているところでございます。

学校の状況も見えますと、子どもたちが朝食を欠食するという子どもたちもおります。ある

これは広島尾道というところの小学校の話でございますけれども、朝食を完全に食べさせると、そして夜の捕食を避けさせるという取り組みをした学校がございます。そのことによって、子どもたちの成績が非常にアップしたと、それと心の問題で悩んでいる生徒指導上の問題が皆無になったと、そういうようなデータも出てきております。したがって、まずきっちりとした食事を取らせるということは非常に大切であるということを問いただしている問題ではないかなと思っております。

したがいまして、私たちは学校の教育を通じまして、まずは家庭の食生活の充実といえますか、食習慣といえますか、そういったものをまず充実させるために、今現在センターでは指導員を各学校に行っていただきまして、食の指導とか、あるいは保護者の方に来ていただいて、そういうような指導を現在やっているところでございます。これをどんどん広めていきまして、地域の方にそれがつながっていけばいいなというところでございます。

そういう答弁でよろしゅうございますでしょうか。

今後とも家庭のまず食事が徹底するように進めてまいりたいと、そのように思っております。

---

○議長（緒方誠也君） 次に、長崎・木臼野に建設予定の最終処分場について答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉海安丈君登壇）

○福祉環境部長（吉海安丈君） 次に、長崎・木臼野に建設予定の最終処分場についての御質問にお答えします。

まず、県が設置許可をおろさないようにするために、水俣市はどのような行動をするつもりかという御質問にお答えします。

県の設置許可につきましては、昨日来申し上げておりますが、県の立場では許可を出さないという権限はない、法の要件を満たせば許可することになると、知事が8月31日に市議会の皆様にはっきりと言っておられます。

さらに、要望だけでは歯どめにならないという発言もあったとお聞きしております。このことは、市といたしましても、これまでも、法令の基準を満たせば許可されると何度も申し上げておりますとおり、県が設置許可をおろさないために、水俣でどのような行動を起こしても、実効性がないということとして、藤本議員の思いを実現するのは不可能であると思っております。

次に、IWD東亜熊本に対し、管理型処分場の建設も断念するよう働きかけをされるつもりはないかという御質問にお答えいたします。

このことにつきましては、昨日、中村議員にもお答えいたしましたとおり、管理型処分場につき

まして、中止の申し入れができる合理的な理由が見つかれば、事業者に要請していきたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

○藤本寿子君 御答弁いただきましたので、2回目の質問に入ります。

まず、昨日市長の方で、議員がいろいろ質問しましたけれども、私が今、特別委員会に産廃の方におりますけれども、何か事実と違うことがたくさんあるんじゃないかなというのを少しきのう聞きまして思いました。もう一つは考え方なんですけれども、これも議員それぞれが言っておりましたけれども、やはり今私たちがやることは、県に認可をおろさせないということで、まずは市民が一体になることが大事なんじゃないかと、そしてもう一つは、議会の方も要望書を持っていきましたけれども、IWD東亜に対して設置を断念してもらう、管理型も断念してもらおうということが、まず私たちがやるべきことではないのかというふうに、まず自分の大まかな意見を申し上げたいと思います。

それで、例えば買い上げるという話の議論というのは、やはり私たちがそこを一緒になって、闘って、ちょっと言葉があれかもしれないんですけど、それでもだめだったときにはとかいろんな形で考えていくことではないのかなというふうに思いますので、今はこの議論のところに集中させたいと思いますけれども。まず、とても私は市長にお聞きしたいことがあるんですけども、昨日、エコタウンに最終処分場が必要だということは、ちゃんとメモをしておりますので、ノートに。ということは自分は全く言ってないと、言った覚えはないというふうに言われましたよね。で、そうなんですかねと、まずそれが1つあります。いっぱいありますけど、もう時間がなくなるかもしれないんですけども、それでは、市長から県に対して意見書を出しておられますよね。その中にほとんどのところは私たち市民は承服いたしましたけれども、1つだけ、エコタウンのところで、ちょっと全部読むとあれですけども、残滓を輸送処理するための費用は、近隣地域に最終処分場が少ないので、水俣市に立地し、残滓など排出する一部の企業にとってかなりの負担として、経営にのしかかっており、水俣市内に最終処分場が立地すれば、これらの企業にとって輸送コストの軽減につながり、メリットはあるものと考えるというふうに、正式な文書の中で、市長は述べられているんですよね。これは別に環境対策課がつくって、環境対策課が出したわけじゃなくて、これは市長の意見書として、県に言っているわけですよ。どうしてエコタウンの最終処分場が必要だということを自分は言ってないということをおっしゃるのかというのが私には信じられないんです、まず1つは。

そして、多分きょうは通告があつてますので、中山議員もおっしゃるんだろうと思うんですけども、つらつら述べますとあれなんですけれども、2番目の質問の中に入れたいと思うんですが、やはり今東京の方のいろんな学者の人たちも言ってるんですけど、やっぱり方法書が出る前

の段階で、行政が聞かなかった、こういう計画がありますということを聞かなかったということはないだろうという話ですね。そこでもしとめていられれば、こんなふうに私たちは処分場の問題に巻き込まれることはなかったんですよね。そして、これについてはIWD東亜の柴田社長が、ちょっと次の質問にあらがあると思って言うまいかと思いましたが、県にも水俣市にも話に来たというふうに、話をしたというふうにおっしゃっているわけですね。最終処分場がないでしょうと、エコタウンに最終処分場がないから、水俣市にも必要でしょうという話で、話を持ってきたいというふうに本人がおっしゃっているわけですよ。ここは、ほかの議員からも質問があると思いますが、私はこのことについてはエコタウンの方とも話をずっとしてきたんですけども、エコタウンの会長さん自身も話は全然聞いてないと、自分も意見が違うというふうにおっしゃっているわけですね。それなのに、話がひとり歩きしてるということについて、どんな質問にしていいいか、もう本当にあれなんですけれども、まずエコタウンの会長さんと、このことでいつ話をされたのか、会長さんなり話をされたのかということをお伺いしたいと思います。それがまず1つです。

それから管理型のことで、きのうおっしゃいました。管理型については、合理的な反対する理由がないということで答弁されたと思うんですけども、管理型がどうして合理的に反対できないのかというのが、私は本当にもうこの発言は問題があると思うんです。例えば、遮水シート一つとっても、シートのまず品質劣化を防ぐために、御存じだと思いますけれども、可塑剤だとか、品質安定剤などとか加えていますので、遮水シートがもちろんもう破れるということが、私はもう前提に、そんな半永久的にあるものではないと思いますので、破れたときにどうなるかというときに、やっぱりそういったシート自体の問題と、それからやはり入れられた残渣、残滓、ですね。それらのものが、全部まざり合って、そして本当に湯の鶴の人たちの地下水に流れ出てくるんだということは、もうわかりきっていることなんですよね。それがもう一つありますし、それから専門家の話では、例えば二重にシートをしたとしても、不透水といいまして、水が流れるあれなんですけれども、仮に1秒間に1,000万分の1ということで、地層が動いたとしまして、地下水というのは1年間に3センチ、10年間に30センチ動くことになるというようなことを言われています。少なくとも50年は遮水シートというのがもたないといけないということがありますので、そうやってきたときに、二重に仮にシートをしたとしても、やっぱり汚水を防ぐということとはできない。仮に、また地震とか、そういったものが起こったときに、まあ地震が起こるというふうに、この地帯には起こるというふうに言われているわけなんですけれども、一体どういうことになるのかと。そして水があふれ出して、洪水だとか浸出水ということは全部それを処理施設の中に取り込むことはできないわけですね。だからその水はやはりどこかに流れていくということがあると思いますので、私はこの管理型というのは、やっぱり読んで字のごとく、管理しな

ければいけないというような、危ないものをこの施設に持ってきて埋め立てるということです。もう絶対にこれについても業者に対して、水俣市民の思いとして、市長は反対というか、設置を断念してほしいということを強く要望してほしいと思うんです。合理的な理由は何なんですかということは、私は反対に市長の方に聞きたいんですけども、合理的な理由はいっぱいあると思うんです。で、少し余談ですけども、ただ水だけじゃなくて、何回も述べましたけれども、北海道の函館の友人は近くに管理型の処分場を、埋め立てが終わった処分場があるんですけども、そこが物すごく硫化水素が出るもんですから、私がたまたま視察で行ったときも、朝早くから検知器を持って行って、調べるというような調査をしています。だから本当に住民が近いほど、やはりそういった地下水だとか、いろんなことで被害を受けるということは、もう目に見えているので、ぜひ市長としては、これは断念をするように、IWD東亜の方にきちっとした行動をしていただけないかと思います。私もできれば呼びかけていただいて、一緒に行きたいと思うので、市長の行動として、そういったことを要望いたします。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

○市長（江口隆一君） 藤本議員の御質問にお答えさせていただきます。

非常にちょっと話が前後しておりますので、答えにくいんですけども、もう藤本議員の御質問を聞いて、まず、私が誤解を解いておきたいと思いますが、意見書の中では、当然市長は、市長はと言われますけれども、環境対策課とも一緒になってつくっております。私が個人的な意見を書いたわけじゃございません。

それともう一つ、これは一般論として、近くにあれば処理費用が安くなるということを言ってまして、必要だとか、水俣にあってほしいということは述べておりません。ですから、そこはまず間違いがないように理解をしていただきたいと思います。

それと藤本議員のお話を聞いておりますと、日本中の管理型が漏れるから危ないんだというふうなお話でございますので、まず、法律をかえるような努力を頑張っていただきたいというふうに思っております。

それとIWD東亜に行かれまして、そのときはどういう私は感じで帰ってこられたのかを逆にお聞きしたいなと思います。企業に相当の覚悟があって、水俣だけではなくて産廃処分場を建設するつもりで行動を起こされておりますので、そういう企業に対してただやめてくださいと言って、本当にやめていただけるのかどうかというのは、多分行かれた方々が感触として認識があると思います。ですから私の場合、今、議員がおっしゃったように、もし闘ってだめな場合は買い上げもというふうなお話がありましたけれども、私いろんな場合を想定して、中立ということで企業と話すパイプもつくっておかなければいけないということで、中立という立場をとりながら、

安定型の方はやめていただいた経緯もございますので、議員おっしゃいますように、いろんな場合を想定したときには、当然この１年半、いろんな動きを見てまして、事業計画を半分まで、今させておりますけれども、したのは一体だれが頑張ったからか。実際今までいろんな行動されて、どんなじゃ、それぞれ動かれておりますけど、どんな成果を出したのかといえ、成果が出たのは私の行動だけではないかというふうに思っておりますので、そういうところもよく考えて、いろいろ行動を起こしていただければというふうに思っております。

- 議長（緒方誠也君） 発言時間が少なくなっておりますので、簡潔にお願いします。

藤本寿子議員。

- 藤本寿子君 私どもが特別委員会で県に会いました、７月１１日でしたけれども、そのときにおっしゃいましたのは、安定型をやめたのはキイセンニンソウがあったのでやめたと、市長が安定型をやめさせたのではないと、私が質問をいたしました。なぜ安定型をやめられたのかというふうに業者が言ってきたんですかと言いましたら、キイセンニンソウがあったので、希少植物があったのでやめさせたというふうに言いました。

もうちょっと今、私も頭が混乱してまして、もうたくさんの誤謬があるんじゃないんですか、間違いが、あなたがおっしゃってることについては。私は、決してあきらめてはいけないと思うんです。というのは、この方法書の最後のところにこういうふうにあります。

国の定める技術上の基準へ適合性に加え、ここが大事なんです、適合性に加え、これは法的な基準が満たされるということですけど、地域の生活環境に適正な配慮が行われているかどうかなどについて審査するというのが、審査項目なんです。だから、私たちが要望書を出してわいのわいのと行くということは何もならないよというふうに市長はよく言われますけれども、そうではなくて、ちゃんと方法書の１つの審査項目の中に地域の生活環境に適正な配慮が行われているかどうかなどについて審査するという、こういう項目がちゃんとあります。だから私たちはそこを科学的に、情緒的なことだけでなく、生活環境に適正かどうか、科学的にまたそれを立証できるか、そういうことを一緒にやりましょうというふうに言ってるわけです。そのことを要望しまして終わりたいと思います。

以上です。

- 議長（緒方誠也君） 以上で藤本寿子議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後１時３０分まで休憩いたします。

午前１１時４６分 休憩

---

午後１時３０分 開議

- 議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中山徹議員に許します。

(中山徹君登壇)

○中山 徹君 皆さん、こんにちは。

日本共産党議員団の中山です。

廃棄物最終処分場問題では、今までの質問と一部重複をするところもありますけれども、全体の流れ等の関係もありますので、通告どおり質問させていただきます。

最初に、IWD東亜熊本の廃棄物最終処分場問題についてであります。

せんだって議会の代表が東京の東亜道路工業株式会社社長と話をされてこられた。この内容を全員協議会で聞いて、また復命書を見て、私は今回の最終処分場問題のなぞが解けたという、ある意味では、なぜ水俣なのかという、このことのなぞが解けたというふうに自分では思っています。

そういう立場で幾つか今までのことも含めて市長にお尋ねをいたします。

1つは、土地所有者である東亜道路工業株式会社の意向についてであります。

社長は、エコタウン事業との関係について、柴田社長は強調されたようであります。

水俣のエコタウンには最終処分場がないと、したがって、行政にも話をしているということで、水俣市にも、県にも話をしたと。水俣エコタウンの最終処分場はどうするのかという話が最初からあったというふうに言われていますけれども、市長はこのことをどのように受けとめておられますか。

番目は、建設予定地は、平成15年7月16日に東亜道路工業株式会社に所有権移転登記されています。建設予定地は、したがって、昨年16年3月の市報に載せられたその1年以上前に、もう既に東亜道路に所有権移転登記がされてるわけですが、このことについても、柴田社長のお話を聞いてなるほどと思ったんですが、柴田社長は、地元の人とも協力して、また土地については自分で買うという話をし、地元の方々のためにでもなればと思い、温泉も掘り云々というふうな話をされています。

こういうふうに考えれば、早くから県や市へ働きかけがあったのではないかというふうに考えざるを得ないわけですが、このことについて市長はどのようにお考えかお尋ねをいたします。

æ,番目に、安定型処分場の中止についてであります。

御承知のように、新聞報道、その他議会でも6月の議会で答弁があります。安定型については中止をするということを会社から意向の表明があったということで、このことについて6月議会で岩阪議員の質問に対して、市長は、このことを確実にするためには文書の方でもお願いをしたいと思っております。文書を取り交わしたいという趣旨の話をされていますけれども、まだ

今も取り交わされたという話は聞きませんが、その後どうなったのか明らかにしていただきたい。

それから、 番目に、市議会特別委員会が県であったときの県の担当課の説明は、午前中の質問の中でもありましたが、なぜ安定型の処分場を中止したのかという理由を聞かれて、会社の方は、希少植物の存在があったということが、その中止の理由だという説明を県の方にしていたということが明らかになりましたが、このことを市長は聞いておられたのかどうか。

それからæ番目は、水俣市廃棄物最終処分場検討委員会についてであります。

水俣市廃棄物最終処分場検討委員会開催が予定をされているというふうに思いますが、いまだ開催されませんけれども、いつ開催されるのか。前回4月に行われた検討委員会のときには、この場所は最終処分場としてはふさわしくないのではないかとということで、事業目的の見直しも含めた中間答申を出すということも含めて、検討しようという、そういうふうになっていたというふうに思いますけれども、いつ開催されるのか。中間答申についての検討もされるのかどうかお尋ねをいたします。

大きな質問の2番目は、アスベスト問題についてであります。

けさもNHKの生活ホットモーニングでアスベスト問題を取り上げていました。大変関心が高まって、いろいろ問題をたくさんはらんでいるわけですが、1つは、政府と企業の責任についてであります。

政府は8月26日、アスベスト問題に関する関係閣僚会議で、アスベストにかかわる健康被害に対応するために、特別立法で救済する方針を決定をして、アスベストの健康被害は安全対策も不十分なまま、大量のアスベストの製造と使用を続けてきた企業の責任であり、危険性は十分認識をしながらも、長期にわたってその使用を容認してきた政府の責任であるというふうに思いますけれども、このことについて市長はどのようにお考えでしょうか。

æ番目は、市内での実態調査など、市の取り組みについてであります。

このアスベスト問題について、現在まで市への相談内容、どういう相談があって、何件ぐらいあっているのかをお示しいただきたい。

番目は、県や市発注のいわゆる公共事業、学校などの公共施設、それから上下水道などでのアスベスト製品の使用状況、また工事に従事してこられた皆さんの健康被害などについて、過去の分も含めて調査をして、きちっと整理をして対策を講じるべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

番目は、公共工事以外に市内の民間の石綿関連工場や、石綿吹きつけや石綿が含まれている製品を使用している施設についての調査、あるいは施設で働いている皆さんや工事に従事された方、施設の周辺住民などへの影響がないかどうかを含めた環境調査を実施すること。被害を防止するための手だてを、万全な手だてをとること。あるいは使用施設のどこどこが使用されている

ということで、住民は大変不安を抱いてますので、公表をして注意を喚起し、安全対策を講じるといったようなことなどについては、情報公開をしながら、積極的に取り組むべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

番目は、市が主体的に相談窓口を設置して、関係機関の協力も得ながら、系統的な取り組みを進めていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

最後に、湯之児病院跡地の活用についてであります。

審査意見書の指摘について、水俣市公営企業会計決算審査意見書の中で、病院事業について、監査委員は、病院の財産である湯之児病院跡地などの活用、もしくは処分も大きな課題として残されているというふうに指摘をされています。

この指摘を市長はどのように受けとめておられるかお尋ねをいたします。

æ,番目は、この跡地活用処分の検討について、これは6月議会で谷口議員が質問されて、市としての活用策は考えていないと、売却をしたいという趣旨の答弁があったように思いますけれども、その後どのような検討をされたのかお尋ねをいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

○市長（江口隆一君） 中山議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、廃棄物最終処分場問題については私から、アスベスト問題につきましては福祉環境部長から、湯之児病院跡地の活用につきましては総合医療センター事務部長から、お答えをさせていただきます。

初めに、IWD東亜熊本の廃棄物最終処分場問題についてお答えいたします。

まず、土地所有者・東亜道路工業株式会社の意向について、エコタウンの最終処分場はどうかというお話が最初からあったとの柴田社長のお話をどう受けとめているかについてお答えします。

平成15年7月27日にIWD関係者や東亜道路工業の柴田社長等の訪問はありますが、豪雨災害の直後ということもあり、災害見舞いとあわせて土石流による流倒木等の会社の用地内処理に対する協力の申し出がありましたが、結局別の処理事業者に委託をしたという経緯があります。

また、平成15年8月26日の水俣アスコンの落成式前後に事前の連絡もなく、表敬のあいさつに見えられたこともあります。

しかし、この7月27日と8月26日ごろの2回の訪問では、エコタウンや最終処分場について、

一般論としてのお話はあったかもしれませんが、正式な最終処分場建設のお話をされたという認識はありませんでした。

次に、早くから県・市への働きかけがあったのではと考えざる得ないがいかにかについてお答えします。

地元木臼野地区では、平成15年5月に事業説明会があったとお聞きしており、地元の方とはお話はされていたかもしれませんが、先ほども申し上げましたとおり、市への働きかけにつきましては、平成16年2月の環境影響評価方法書の縦覧公告の市広報掲載依頼までは全くあっておりません。

なお、柴田社長との面会期日を確認するため、IWD東亜熊本へ連絡をとりましたところ、たまたま、中山議員には平成15年の11月には最終処分場についてのお話を既にされていたということをお聞きいたしております。

市では平成16年2月に初めて概要を知ったわけですが、中山議員はそれ以前に、私どもよりもむしろ早く事業計画などを御存じだったということで、その後、数カ月間何の行動もされていないのはなぜなのか、理解に苦しむところであります。

次に、安定型処分場中止について、確実に文章でお願いしたいと言われたが、その後はどうなったかについてお答えします。

安定型中止を確実にしたいと思い、6月議会でそのように答弁しましたが、複数の新聞においてIWD東亜熊本の社長が中止をはっきり表明しておられますし、また県に対してもそのように説明されており、その後、安定型の復活についてのお話も全くなく、管理型のみで、環境影響評価準備書の策定も進めているとのことで、改めて文書で申し入れる必要はないのではないかと考えているところです。

次に、県担当者の希少植物の存在が中止の理由との説明は聞いていたかについてお答えします。

熊本県の担当者が、市長が申し入れする前から会社は希少植物の存在で安定型中止を考えていたという趣旨の説明をされたそうですが、県の担当者に確認いたしましたところ、私が安定型処分場の中止を申し入れをした時期を5月31日に会社の方と会ったときと思い込んでおられたようで、そのため、このような発言になったということです。実際には3月から中止の申し入れを行っておりました。

また、昨日の中村議員にもお答えしましたが、事業者にも確認しましたところ、私からの申し入れを受けて、希少植物の問題も含め、需要見通し等、総合的に検討した結果、中止を決定したと伺っております。

次に、水俣市廃棄物最終処分場検討委員会はいつ開催するのか、中間答申の検討もするのかについてお答えします。

次の検討委員会の開催時期につきましては、昨日の中村議員にもお答えしましたとおりですが、環境影響評価の調査結果がある程度まとまりましたら提出されると思いますので、その内容を見て、開催を検討したいと考えております。

また、中間答申につきましては、検討委員会委員の任期が8月で切れるということもあり、再任後の委員会でもう一度検討していただく必要があるものと考えております。

○議長（緒方誠也君） 中山徹議員。

○中山 徹君 まず最初に、15年11月ですか、私が何か話聞いたという話を今市長されましたけれども、これは全くのデマで、だれがどこでどういうふうに言われたのか、いつ私が会ったのか、だれから聞いたのか、その辺、ちょっとはっきりさせてください。場合によっては、絶対あり得ないことを、してもいないこと、こういう公の場で言われたわけですから、はっきりさせたいと思っていますので、それをはっきりさせていただきたいと。もう一回、明確に答えていただきたいと思います。

それから、いろいろ言われましたけれども、復命書はごらんになってわかるように、柴田社長の話は一貫してるんですね。非常に筋が通った話を、これを認めるかどうかというのは別にしても、社長は社長なりに筋を通した話をされているというふうに、話は前後していますけれども、別に水俣でなくてもいいんだと、いろんな北九州のエコタウンや経済産業省や環境省の会合の中で、多方面からいろいろな議論をしてきて、別に水俣でなくてはならないということではなかったんだけれども、安井先生や慶応大学の先生などから、水俣のエコタウンには最終処分場がないという話があり、北九州にはあるけれども、水俣にはないということで、水俣市にも県にも話をしてきたというようなことで、ずっと言われてきて、それで自分が社長になる前は、東亜道路はごみ屋になるのかといった中傷を受けたけれども、安井先生などと話をしながらこれまでやってきたと。水俣は最終的にごみはどうするんだという話があり、じゃ私が行くよという話になって、云々かんぬんということで、水俣にも来られたということで、土地も自分で買ったんだという話で、エコタウンとの関係で水俣に必要じゃないかということ、いろんな各方面と話をしながら計画をしてきたんだとおっしゃってるわけですね。このことについて、市長はどうお考えですかというのをお聞きしたんですよ。それについて、市長は、それには答弁なかったと思うんですが、もう一回答えてください。

エコタウン事業との関係で、柴田社長はそういう話をされているので、そのことについて市長はどう考えておられるかということ。

市長自身も、午前中もありましたけど、個人的には考えていたけれど、公の場で言ったことないという話で、午前中やりとりありましたけれども、市民の会の公開質問状に対する逆質問状の中でも、市長はこういうふうに言われてますよね。補助金を出してまで各種リサイクル事業を展

開する企業数社を補助、誘致しております。これはエコタウンのことだと思うんですが。当然これらの企業からも産業廃棄物が発生し、水俣市外で最終処分されてますと。このような企業誘致をしてきたこれまでの市の施策は間違っているとお考えでしょうか、水俣の廃棄物はほかの市町村に持ち出しながら、ほかからの廃棄物は一切水俣に持ち込ませないという考え方は環境モデル都市づくりを宣言した水俣市として、本当に正しいとお考えでしょうかという質問なってますし、それからさっきも出ましたけれども、知事への意見書の中でもエコタウンのことについては触れておられますよね。だから、そこでいくと柴田社長が言われることと、市長が言われてきたことは、たまたまでしょうけれども、偶然でしょうけれども、エコタウンとの関係で、その最終処分場は必要なんだと、市長は必要だというふうなところまでは踏み込まれてませんけれども、事実上、そういうふうな言い方になってるというふうに思いますけれども、それはどういうふうにかえればいいんでしょうか。それが第1点ですね。

それから、早くから働きかけがあったんじゃないかということについては、もうこれ以上議論してもしょうがないんですけれども、さっきも言ったように、事実関係としては、会ったことはいろいろ認められました。あそこの落成式のとときとか、それから土石流のとときとか。しかし、そのことについて最終処分場の話は出なかったという話でしたから、それはそれでそのとおりだというふうに受けとめますけれども。柴田社長が進めてきたことは、その土地の取得の時期だとか、来られたことだとか、今度、議会の代表が東亜道路の本社に行かれたときの話の内容だとかと、ずっとこう突き合わせていくと、大体なるほどなと思うような、こう事実関係としてはつながっていきます。だから、そういう点で市の方はどういうふうに関心とめておられたかは知らないけれども、会社としては、相当早い時期から周到な計画をされてきたということは明らかだというふうに思います。

それから、この安定型の中止の問題ですけれども、市長は6月議会でこういうふうに関心されました。先日IWD東亜熊本へ安定型処分場の計画中止について申し入れをいたしたところ、受け入れる方向で検討するという返事をいただいたと。計画されてる最終処分場は安定型と管理型であるが、埋め立て期間が長く、専門家の通説になっている一般に問題が起きやすいのは安定型処分場であるということを考えると、今回の受け入れは大変喜ばしいということで、市長は安定型というのは一般的に危ないんだという専門家の通説でもあるので、やめたらどうかという話をしたという趣旨の話をされていますよね。

ただ、問題なのは、その会社の方は希少植物が存在するからやめたんだとおっしゃってるわけですよ。それだけかどうかはわからんにしても、そういうふうに県には説明、公の場で言われたわけですから、県が。市議会が出かけていった場で言われたわけですからね。だから希少植物があったからやめたんだという話は、これは大変なことですよ。このことについて、市長はどうい

うふうにお考えですか。そういうようなことは全く聞いておられなかったのかどうか。そのことについてお答えいただきたいと思います。それが2番目ですね。

それから、検討委員会のことなんですけれども、検討委員会のときにですね、いろいろ時期は資料がまとまってから、会社の方が資料を出して、中村議員の質問に対していろいろ大体資料が出てからいつ開くということで、やがて開かれるであろうという、そういう趣旨の話ですから、それはそれで理解しますけれども、この間、議会の特別議会、公民館ホールであったときに、藤木先生が、菊池市と最終処分場の問題ということで講演をなさって、菊池市の監視委員会の話を一般的な話としてなさればよかったんだけど、水俣のこの最終処分場の問題についても話をされたんですよね。それで、そのときにもうできるのはやむを得ないだろうと。したがってそのできたあとの環境保全協定をどうつくるべきかという話の趣旨だったんですね。そのことについて私がそのそういうその検討委員会で、全く中立の立場で、その建設を認めるか認めるべきじゃないかということ、全く検討しようという検討委員会が、もう今の藤木委員長は、もうできることを前提にして、環境保全協定をどうするかという話になると、これでは検討委員会そのものが、検討委員会の意味をなさないじゃないかと。公正公平なその委員会の運営は非常にこう危惧されるという話をしたら、そんならやめろと言われたらやめてもいいんだという話をなさったんですが。その検討委員会というのは、だからそういうその、しかしそういうことと、それからもう一つおっしゃったのは、最後の方で、私は期待してるというか、注目しているというのは、一つは地下水と地質の問題だと。これ自体では、その水俣の建設を中止せざるを得ないかもしれないという趣旨の話を最後にされました。

そういう点で、もし検討委員会がそこまで考えておられるのであれば、検討委員会、専門家の集団ですから、例えばきのう話で、市費を投じてでも必要な調査が必要ならばやるんだというような話もありましたけれども、例えば地質の調査とか、地下水の調査を検討委員会として専門家の皆さんが集まっておられますので、調査をきちっとやるとか、そういうことも含めて、検討委員会が本来あるべき検討委員会の姿に戻るようになっていくべきだというふうに思うんですね。その委員の任期が更新の時期に来てるし、基本的には今の委員の皆さんにお願いしたいということのようなんですけれども、やっぱり運営の中身については、やっぱりそこをきちっと、本来あるべき検討委員会の姿に戻すべきであるというふうに思うんですけれども、このことについてはどういうふうにお考えでしょうか。

今、3つ言いました。その3点についてお答えいただきたいと思います。

それから最初の、私がかかわったという話ははっきりさせてくださいね、

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

○市長（江口隆一君） 中山議員の２回目の御質問にお答えさせていただきます。

守秘義務に当たるかどうか分かりませんが、多分想定はされていると思いますが、ＩＷＤの熊本の幹部の方にお話をお聞きしておりますので、詳細については議会が終わりましてから、個人的にお話をさせていただきたいというふうに思っております。

産廃は私が必要だと言ったような、どうしてもそういうふうにもっていききたいというふうな、どうも質問がそういう感じですがけれども……

（発言する者あり）

○市長（江口隆一君）（続） じゃそういうことは言ってないですね。言ってないですね。じゃ私は産廃は必要だと言ってないというふうに議員も認識されたというふうに理解させていただきます。

ＩＷＤ東亜道路の柴田社長のお話を聞いたとき、どうも関連性がある、以前から私が知っていたのではないかとということでございますけれども、私がＩＷＤにも確認をいたしましたし、会ったのが平成１５年の７月が初めてお会いしております。そのときにも皆さん御承知のとおり、豪雨災害のすぐ後ということで、災害の処理に追われておりまして、柴田社長とお会いしたときも、そのときには当時の高口総務企画部長、それに福祉環境部長等と一緒に一緒に入ってお話をしておりますし、そのときの方々にも確認しましたが、産業廃棄物処分場のお話は一切なかったということで、流倒木について何かお手伝いできることございませんかという提案がありましたけれども、その後、ほかの方で処理をただでできるというのがありましたので、そちらをお願いをしたという経緯がございます。

ただ私の場合、柴田社長の発言についてどう思うかということでございますが、私、その東京に議会の方々が行かれたときに行っておりませんし、いろんな議員の方々からのこういう感じだったというお話は聞いておりますけれども、議会の方々からの報告とか、議会事務局からも報告は受けておりませんので、それについて今答えろと言われても、ちょっと無理がございますので、それを見てから、またお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

それと希少植物のことを聞いていたかについてですが、先ほど藤本議員の質問の後に、県庁の環境政策課に電話をいたしました。というのが、県庁の皆様方の発言で、相当私がうそを言ったようになっているから、どういうことかということで言いましたところ、県庁の方に事情を説明しましたら、そういう趣旨で県は言っていないと。ちゃんと市長が言ったようなことを聞いておりますし、県といたしましては、とまった理由等については、大体明言をできるような立場にないということで、藤本議員には多分そういう議員が思っておるようなことではないということ電話をされたというふうに連絡がっておりますし、ＩＷＤの方にもつい先々日、こういうことがっておりますけれども、県にこういうお話をされたんですかということを言いました

ら、そのような趣旨で話したことはない。ただやめる理由の一部の中に、そういう希少植物もあったということは言いましたけれども、大きな理由としては、市長から申し入れがあったことが最大の理由というふうなことをお話をしましたということで、私、いつも思うんですけども、議会で質問をされるときは、ぜひきちっと確認をいたしてから質問をしていただければというふうに思っております。

ただもう一つ、申し述べさせていただきますと、私がどうだこうだということではなくて、電話すれば済むことなのをこの議場で言われるというの非常にこう何の目的があって言われるのか、もし政治的な理由で考えておられるのであれば非常に残念なことでございますので、ぜひ質問される場合には、きちっと確認をして質問をしていただきたいというふうに思っております。

それとこの希少植物のことにつきましても、希少植物があるというのは、私の場合は知りませんでした。ただこの希少植物というの、移植をするというふうなことでございますので、植えかえをすればいいという程度のものだというふうに県の方からはお話をお聞きしております。

それと3番目に、検討委員会の趣旨といいますか、性格が変わってきたのではないかとということでございますけれども、以前から申し上げておりますとおり、とめるには科学的な根拠、技術的なものの指摘というのが必要だというふうに、私どもは認識をしております、ただその根拠を解明するためには、当然IWDからの資料の提供というものが必要になってまいります。ですから、検討委員会の藤木委員長の方も、多分、私もその現場にいたわけじゃありませんので、どういう趣旨だったかというのは、すべてははかりかねますけれども、こういう資料が出た時点で、当然そういうものは検討していきまして、科学的な根拠をとというものを明確にしていきたいという思いはあられたと思います。

ただ、菊池の場合を例に挙げられたというのであれば、もしとめられないときのことも両方考えてということではなかったらというふうに思いますけれども、この件についても、藤木委員長とは、まだ詳しく話をしておりませんので、また今後、委員長ともお話をしていきたいというふうに思っております。

○議長（緒方誠也君） 中山徹議員。

○中山 徹君 かみ合わないところが幾つかありますが、時間の関係もあるので、その希少植物の問題についてだけお尋ねいたします。

確認しながら質問しなさいというふうに市長からおしかりを受けましたが、私、この間行ったときの議事録があるんですよ。議事録に基づいて、今のところ読みましょうか。熊本県のお話は、もう一つの安定型の中止に至った経緯ですけれども、7月15日に来られたときに、社長がされた話は、安定型の予定地には貴重な植物、生物があるということで、自分たちは安定型を中止

する方向で考えておったと。調査の中でどんな植物、生き物がどこにいるかというのがわかってきますので、安定型の方にたくさん貴重なものがあるということで中止することを考えていたと。考えていたところが市長がお訪ねになったということで聞いておりますというふうに県が答えられているんですよ。その後、云々があつて、私が、じゃ市長が言われる前から会社は考えていたということですねと念を押したんです。県はそういうことだとおっしゃったんです。いいですか。無責任なことってないですよ。ちゃんと議事録に基づいてやってますから、議事録というのは御承知のように公式文書ですからね。市長もそこはもう県議をなさった方だから、御存じのはずです。それでその希少植物の話ですけれども、移植すればいいという話でしたけれども、じゃ移植しようとしなくて、なぜ安定型を中止するとなったんですか。いずれにしても、会社の方は希少植物があるから中止をされると言われたわけですよ。それで一部の理由かどうか知らんけれども、それも理由で中止になったわけですよ。これはもうはっきり公の場で言われてるわけですから。前後あったかもしれませんが。ということは、じゃ管理型の予定地の方にはこの希少植物はないのかということですが、ないという確認はまだだれもしてないですよ。聞くとところによると、熊大のある調査では管理型の方にも希少植物があるということが確認されていると。ただこれは盗掘の、盗まれたりいろいろする可能性があるので公表できないというふうにも聞いています。こういうふうに考えていけば、やっぱりこういう水の問題もありますけれども、自然生態系を守ることからいっても、会社自身も、私は会社は良識を発揮されたと思うんですよ。そういう植物があつたので、安定型をやめるという良識を発揮された。そうであるならば管理型の方もきちっと調査をして、もしあるんだったら全面的にこの計画を撤回するというふうに、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

以上で、これ要望にかえて、もうこれ以上議論をしても仕方がありませんので、この質問終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、アスベスト問題について答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉海安丈君登壇）

○福祉環境部長（吉海安丈君） 次に、アスベスト問題につきまして、まず、企業と政府の責任について、市長の見解はいかがかという御質問にお答えいたします。

現在、アスベスト（石綿）問題に関する閣僚会議で検討されている当面の対応は、被害の拡大防止、国民の不安への対応、過去の被害への対応、過去の対応の検証、実態把握の強化などを行っていくことを決定されております。

したがって、国民の安心安全のために、きめ細やかな施策を行われ、きちんと対応していただきたいと考えております。

次に、実態把握など市の取り組みについてであります。現在までの市への相談内容と件数についてお答えいたします。

内容については、健康相談に関すること、建築資材や日曜品等に関することであり、それぞれ市で対応できることはきちんと対応して、それ以外は県に設置された相談窓口を紹介するなど、県と連携をして対応しております。件数は10件程度でございます。

次に、市の公共施設・上下水道事業などのアスベスト製品使用状況、工事従事者などへの健康被害の調査についてお答えいたします。

国・県のアスベスト関係調査を受けて、8月2日、庁内で関係各課からなるアスベスト対策会議を開き、8月10日から上下水道施設を含む公共施設のアスベスト実態調査に着手しました。

調査対象の建材は、平成8年度以前に竣工した建築物に使用されている吹きつけアスベスト、吹きつけロックウールなどとし、アスベストを使用した疑いがある分析対象施設及び使用箇所の特定作業を終了したところであります。

調査の結果、アスベスト分析対象施設20施設で、分析対象箇所34カ所となっております。

今後、建材の成分分析を専門機関に委託し、分析結果をもって対応を検討することといたしております。

県の発注の公共施設につきましては、県の営繕課に問い合わせたところ、各施設の管理者が調査中とのことでございました。

また、工事従事者への健康被害調査につきましては、施工時期にかかわる工事従事者の特定が難しいことから、現在のところ考えておりません。

なお、上水道事業につきましては、昭和49年当時、石綿セメント管の配水管が総延長4万9480メートルありましたが、昭和58年度から計画的に更新を行い、平成14年度までにすべての石綿セメント管の更新を終了しております。

また水道事業における工事従事者の健康被害調査につきましては、現在の在職者はもとより、過去に水道局勤務の前歴がある在職者及び退職者の履歴調査を既に実施したところであり、今後、石綿健康診断の受診等について、国等の各関係機関の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、市内の石綿関連工場等の施設調査、関係者などへの影響調査実施、被害防止対策、安全対策など、情報を公開しながら取り組むべきだと思うがどうかという御質問に対してお答えします。

まず、本市に石綿関連工場等はないと把握をいたしております。石綿吹きつけや、含有製品使用施設の調査及び被害防止の万全対策、使用施設の公表と、注意喚起の安全対策などについては、きちんとした情報の収集に努め、市民の不安をあおることのないように対応していきたいと思

ます。

次に、市が主体的に相談窓口を設置して、関係機関の協力を得ながら、系統的な取り組みを進めていただきたいとの御質問にお答えします。

現在は、県が相談内容ごとに窓口を設置して対応されておりますが、市へ相談があった場合は市で対応できるものは市で対応し、それ以外の専門的な知識が必要なものは、それぞれの内容に応じて、県に設置された相談窓口を紹介するなど、県と連携をして対応しております。

なお、9月1日号の広報みなまたで石綿作業等の従事経験者に対して健康診断を受診するという八代労働基準監督署からの呼びかけについても掲載をいたしております。

今後も、このように県、さらに国の関係機関とも連携をしながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 中山徹議員。

○中山 徹君 市内の実態調査の件ですけれども、今相談件数は10件程度ということでした。これは市の方にも相談があって、県の振興局の方にいってるとは思いますけれども、担当課の方で御存じだと思いますが、市内のある建物の吹きつけの部分で、アスベストの吹きつけてあったところの周辺の皆さんが大変心配をなさっているわけですけれども、こういう皆さんの、例えば健康診断をきちっとするとか、そういったような対応の仕方というのはされないんですかね。その件数が10件あって、どういう対応されたのか、もう少し詳しく説明していただけますか。

それから、水道事業については、私も担当の方から石綿管の取りかえ作業に従事をされた退職者も含めて、これはもういち早く健診をされたということで、非常に私は、まだアスベストが大した問題になる以前、早い時期から職員の退職者の健康診断も実施をされたというふうに聞いてますので、これはこれでよかったなと思うんですが、公共工事の学校関係だとか、公共施設の建設に従事をされた方たち、それからどういう素材がどういう使われ方したのか、解体がどういうふうな形でなされたのかというのは、市の方でつかんであるはずですから、そういう皆さんの状況をきちんとつかんで、希望される方については健康診断をきちっと受けていただくと、健診をするというようなことなんかも、ぜひ考えていただきたいというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

これ市内のある民間の、例えば総合医療センターなんかで、どういうふうな、総合医療センターの方はどういう調査、相談があつてなのか、これ通告外であれですけれども、総合医療センターの方でもしつかんでおられれば、そういう健康不安だとか、そういう相談があつてないのかどうかもお尋ねしたいんですが。

市内の民間の専門病院、呼吸器の専門病院では、受診を既になさってる方が9名いらっしゃるんですね。そのうち3名の方が健康管理手帳の申請をされてるんですよ、水俣市内でですね。だ

から本当に市の方には余りこう窓口というのがはっきりしてないから、環境対策課に問い合わせ程度はあるかもしれんけれども、具体的に相談という形で親身になって対応してくれるというふうに、まだ理解がされてないのかもしれないけれども、そういう民間の病院などではそういう状況で、深刻な事態が、まだそれこそ氷山の一角だと思うんですけども、そういう方が出ますので、もっと積極的にこのアスベストの問題については啓発活動というか、これは御存じのように、潜伏期間が平均35年というか、かなり40年、50年後に出てくるという、今はどうもなくても、20年先、30年先に出てくるという、こういう病気のようなので、中皮種だとか、肺がんだとかですね、そういうことのようなので、やっぱり早目早目に被害が出ないようにしていくという点では、もっとやっぱりアスベストの問題について、市報に載ってましたけれども、労働基準監督署に相談してくださいというのを載せてあっただけなので、市がもっと積極的に、心配な方は市の、例えばどこに相談に来てくださいとか、もっと話をそこで聞いて対応の仕方をきちとやるというふうに、もっとこう積極的な取り組みを強めていただきたいというふうに思うんですが。

その辺についてちょっと先ほどの部長の説明では、まだまだ今のこのアスベストの問題の深刻さ、事態の深刻さというのが、まだやっぱりよく理解されてない、担当者御自身が理解されてないのじゃないかなというふうに疑わざるを得ませんので、そうじゃなければいいんですが、そういう印象受けましたので、もう一回その辺の決意のほどと、こうしたいということがもしありましたら、もう一回回答弁をいただきたいと思います。

例えば名古屋なんかでは、そういう正しい情報を共有するという事で、市と学識経験者とか、それから事業者、解体業をやっているとか、建築業の方とか、そういう業者の方とか、それから市民が集まって懇談会を開いて、アスベスト問題で懇談会をすとか、1日相談会をすとか、自分の家が本当に大丈夫だろうか、天井は大丈夫だろうかというようなことについては、専門家を派遣して、ちゃんと調査をする、対応するとかですね。市にも1級建築士や、それぞれ石綿の問題で、それなりに詳しい方もいらっしゃると思いますので、そういう皆さんが対応できるような体制をとるとかですね。それからぜひやっていただきたいというふうに思うわけであります。

県の段階では、福井県や京都府や鳥取県などでは、アスベストを使った建物の建築物の解体や補修の規制を強化する条例を提案しているとか、非常に機敏にこのアスベスト問題で対応されている自治体もありますけれども、そういう先進例なども参考にしながら、ぜひ取り組みを強めていただきたいというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

これは読売新聞のホームページからですけど、アスベストの死亡者が大変多いという記事が、これを見て私もびっくりしましたけれども、アスベストを製造している業者とか建材メーカーだとか、運輸関係だとか、それからついせんだっても家庭用品なんかで124社の家庭用品521製品に

アスベストが使用されていたということなんかで、いろいろ電動自転車とか、それから温水器だとか、いろいろ冷蔵庫だとか、乳児用の自転車だとか、いろいろ言われています。ますますこの問題は今から問題になっていくだろうと思いますので、水俣病を経験した本市としては、こういう問題にはやっぱりきちっと対応していくという意味からも、担当者の決意と、今申し上げたようなことで臨んでいただきたいというふうに思いますけれども、その辺の決意をもう一回示していただきたいというふうに思います。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉海安丈君） 2回目の御質問にお答えいたします。

相談件数の具体的な内容と、そういった質問だったと思いますが、建築資材とか、日用品とかに関することという、それと健康相談に関することでしたが、内容としては、日用品等の問題で、蚊取り線香とか、そういったものに、下に敷く灰受けの綿とか、そういったものは大丈夫でしょうかというふうな相談とか、それから車庫に吹きつけをしてあるけれども、これは大丈夫でしょうかというふうな御相談がありまして、それにつきましては、現場の方に早速係員が行きまして、その持ち主の方に専門家に見てくださいとか、見ていただいてくださいということをお願いしましたところ、県の方にも相談されたと思いますけれども、一応アスベストとか、そういった有害性の物ではなかったというふうなお話を伺いまして、健康被害とか、そういったものにつきましては、今のところ心配ないというふうな判断をいたしているところでございます。

したがいまして、現在のところ健康診断の必要性というところまでは考えておりません。ただ、今後そういった国の機関とか、県の機関、そういったところと連携をいたしまして、必要性に応じまして、いろんな対策を講じていきたいと思っておりますし、健康相談等の問い合わせにつきましては、健康推進課、市では健康推進課の方が窓口になりますが、専門的なことにつきましては、水俣の保健所と協調しましてやっていきたいと思っておりますし、建築資材、そういったものにつきましては、都市政策課の方が建築士等もおりますし、受け付けを窓口にいたしますが、振興局の土木部の企画調査景觀課、そういったところと連携をとっていきたい。それからアスベストの適正処理につきましては、環境対策課の方であれまして、県庁の廃棄物対策課、保健所の衛生環境課、そういったところとも連携をとっていく。

それからいろんな環境対策につきましては、県庁の環境保全課、それから保健所の衛生環境課と、市の環境対策課が連携をとってやっていくと、そういう形できちんと対応をさせていただきたいと思っておりますので、皆様方の御協力もまたお願いしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 中山徹議員。

○中山 徹君 一応、決意表明をいただきましたが、ちょっと抽象的であれですけれども、具体的

には各振興局だとか、保健所だとかも来ていただいて、例えば1日相談会をすとか、庁内でもプロジェクトチームをつくって、どういう問題が市としてできるのかということを検討していただくというようなことも、ぜひ踏み込んで検討していただきたいという御要望を申し上げて終わります。

- 議長（緒方誠也君） 次に、湯之児病院跡地の活用について答弁求めます。

葦浦総合医療センター事務部長。

（総合医療センター事務部長 葦浦博行君登壇）

- 総合医療センター事務部長（葦浦博行君） 湯之児病院跡地の活用についてお答えします。

まず、水俣市公営企業会計決算審査意見書の指摘について、監査委員の病院の財産である湯之児病院跡地等の活用、もしくは処分も大きな課題として残されているという指摘をどう受けとめているかとの御質問についてお答えします。

湯之児病院におきましては、施設の老朽化と医療制度改革などに伴う経営状況の悪化により、単独で経営を改善することが困難と判断いたしましたので、平成17年3月31日をもって閉院し、総合医療センターと統合いたしました。残された湯之児病院等の跡地等は市の財産でありますので、慎重に検討し、将来に水俣市の発展につながるような活用ができればというふうに考えております。

次に、跡地活用、処分の検討について、検討はされているのかとの質問についてお答えをします。

現在のところ、市において湯之児病院の跡地等の活用の予定はありませんので、なるべく早く処分したいというふうに考えております。

6月議会で答弁いたしましたように、跡地や建物等につきましては、これまで数件の引き合いがあっている程度でございまして、進展はしておりません。

- 議長（緒方誠也君） 中山徹議員。
- 中山 徹君 この間の話、6月議会の谷口議員の質問に対する答弁では、市としての活用策はないと。で、売却をするということでしたよね。これは例えば財産価格審議会などでも、売るとすればどれくらいとか、建物はどうするのかということまで含めて検討されているのかどうか、そこはどうでしょうか。

- 議長（緒方誠也君） 答弁求めます。

葦浦総合医療センター事務部長。

- 総合医療センター事務部長（葦浦博行君） 今、財産価格審議会等の話ありましたけれども、当然鑑定を入れたやつを審議会にかけるといふふうになりますけれども、それによりますと経済的対応年数というのは、もう建物については、既に終了、満了してるということで、建物について

はほとんど価値がないということなんですけれども、あと土地についてはもちろん土地としての価値はありますけれども、建物の除去費用とかというものも相当かかるというようなことも記載をされておりまして、建物の活用については、非常に問題があるというふうに判断しております。

○議長（緒方誠也君） 中山徹議員。

○中山 徹君 これは私も別にこうした方がいいんじゃないかという提案があるわけではなくて、ただ本当に文字どおり聞いただけなんですけれども、非常に市民の皆さんが心配なさってるのは水天荘もああいう形でなくなってしまうましたし、フィッシングパークも、まあフィッシングパークそのものは、利用者もいらっしゃるようですけれども、「どん がばちょ」にしてもそうだし、湯の児全体がかなりこう落ち込んでくるということで、せっかくああいう観光資産としてあるのに活用されてないということで、あそこもまた湯の児も非常に閑散として、非常にこう人が寄りつかなくなってしまう状況になっていくし、泉源も、市の泉源もあるわけだしということで、どうするんだろうか、何か難しい問題ですけれども、この数件引き合いがあってるというのが、どの辺から引き合いがあってるのかよくわかりませんが、私はやっぱり湯の児全体の活性化、これ抽象的な言い方で申しわけないんですが、湯の児全体の活性化をどう図っていくかということで、もっとう、もう湯の児あたりでは当然検討されているんでしょうけれども、いろんな人を入れて、検討委員会をつくって、あそこの活用だけじゃなくて、湯の児一帯をどうするかという検討委員会をやっぱり本当に腰を据えてしっかり議論をする場が必要じゃないかなというふうに思うんですけれども、この辺について、ぜひ市長は、市長の見解をお聞きして終わりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

○市長（江口隆一君） それでは中山議員の御質問にお答えさせていただきます。今、議員がおっしゃるように、跡地だけではなくて、全体をどうやって活性化していくかということはまあ大変大きな課題でございます。ただ市といたしましても、じゃ跡地を利用して何かすることはないかといったときに、本当に財政的になかなか余裕がないということで、うまく金を持った方々をこの水俣に誘致することによって、そこを利用していったらどうだろうかというふうな、今方向性に変えております。ただ早急に何とかしたいという思いがございましたけれど、まだこの病院の所管というのが、医療センターの方の持ち物になっておりますし、それと建物を解体するといったときにも、相当の金額を要しますので、建物を建てたまま適正な処理を半年以内とか、また1年以内にするという条件にそのまま土地代から引いて売ることともどうだろうかとか、いろんな検討をいたしております。

ただ、湯の児だけではなくて、湯の鶴も含め、水俣というのは新幹線も参りましたし、やはり

観光振興というのをこれから進めていきたいということで、これまでの水俣の総合計画に保養といった観点も含めて水俣の宣伝をしていきたいと。これと直接関係あるかどうかはわかりませんが、きのうもちょっと申し上げましたけれども、フィルムコミッションという受け皿をつくって、映画とかCMとか、そういったものの誘致等もできないか。それとまた水俣市のホームページ等もですね、民間も含めたところでのアクセスができて、もうちょっといろんな宣伝になるものがないかというふうな検討も今進めておりますので、もし議員の方でもいろんなお知恵とか何かございましたときには、御指摘いただきますと、大変ありがたいと思いますが、連携してやっていければというふうに考えております。

○議長（緒方誠也君） 以上で中山徹議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明15日に開き、一般質問並びに提出議案に対する質疑を行います。

なお、議事の都合により、明日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時25分 散会

**平成17年9月15日**

**平成17年9月第5回水俣市議会定例会会議録  
(第4号)**

**一般質問・質疑**

## 平成17年9月第5回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成17年9月15日（木曜日）

午前9時30分 開議

午前11時38分 散会

（出席議員） 21人

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 緒 方 誠 也 君 | 西 田 弘 志 君 | 福 田 齊 君   |
| 藤 本 寿 子 君 | 吉 田 正 和 君 | 中 村 幸 治 君 |
| 大 川 末 長 君 | 真 野 頼 隆 君 | 田 中 功 君   |
| 淵 上 道 昭 君 | 牧 下 恭 之 君 | 谷 口 真 次 君 |
| 野 中 重 男 君 | 清 水 晶 夫 君 | 本 井 道 弘 君 |
| 大 川 久 洋 君 | 竹 下 武 義 君 | 岩 阪 雅 文 君 |
| 松 本 和 幸 君 | 松 本 満 良 君 | 中 山 徹 君   |

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

|                    |              |              |
|--------------------|--------------|--------------|
| 事 務 局 長（吉 村 明 賢 君） | 次            | 長（久木田 一 也 君） |
| 議 事 係 長（栄 永 尚 子 君） | 書            | 記（赤 司 和 弘 君） |
| 書                  | 記（岩 坂 正 輝 君） |              |

（説明のため出席した者） 15人

|                        |                         |
|------------------------|-------------------------|
| 市 長（江 口 隆 一 君）         | 助 役（滝 澤 行 雄 君）          |
| 収 入 役（徳 富 邦 博 君）       | 総務企画部長（森 近 君）           |
| 福祉環境部長（吉 海 安 丈 君）      | 総合医療センター事務部長（葦 浦 博 行 君） |
| 教 育 長（宮 本 勝 彬 君）       | 総務企画部次長（仁 木 徳 子 君）      |
| 福祉環境部次長（中 田 和 哉 君）     | 産業建設部次長（桑 畑 達 美 君）      |
| 水 道 局 長（山 田 敏 博 君）     | 教 育 次 長（森 田 幸 治 君）      |
| 総務企画部総務課長（田 上 和 俊 君）   | 総務企画部財政課長（伊 藤 亮 三 君）    |
| 産業建設部農林水産課長（本 山 浩 二 君） |                         |

○議事日程 第4号

平成17年9月15日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |         |                     |
|---------|---------------------|
| 1 大川末長君 | 1 行財政改革について         |
|         | 2 財政健全化計画について       |
|         | 3 地産地消の推進について       |
|         | 4 水俣市における森林伐採状況について |
| 2 野中重男君 | 1 肥薩おれんじ鉄道について      |
|         | 2 介護保険制度について        |

(付託委員会)

第2 議第69号 専決処分の報告及び承認について

専第9号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

(産業建設)

第3 議第70号 専決処分の報告及び承認について

専第11号 平成17年度水俣市一般会計補正予算(第3号)

(総務文教)

第4 議第71号 水俣市男女共同参画まちづくり条例の制定について

(総務文教)

第5 議第72号 水俣市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

(産業建設)

第6 議第73号 字区域の変更について

(産業建設)

第7 議第74号 平成17年度水俣市一般会計補正予算(第4号)

(各委)

第8 議第75号 平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号)

(厚生)

第9 議第76号 平成17年度水俣市病院事業会計補正予算(第1号)

(厚生)

第10 議第77号 平成16年度水俣市病院事業会計決算認定について

(厚生)

第11 議第78号 平成16年度水俣市水道事業会計決算認定について

(産業建設)

第12 議第79号 平成16年度水俣市一般会計決算認定について

( )

第13 議第80号 平成16年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

(厚生)

第14 議第81号 平成16年度水俣市老人保健特別会計決算認定について

(厚生)

第15 議第82号 平成16年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

(厚生)

第16 議第83号 平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

(産業建設)

第17 特別委員会の設置について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○議長（緒方誠也君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（緒方誠也君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、決算 5 件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成17年 6 月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の会議に、地方自治法第121条の規定により本山農林水産課長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 4 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

#### 日程第 1 一般質問

○議長（緒方誠也君） 日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め 1 人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、大川末長議員に許します。

（大川末長君登壇）

○大川末長君 おはようございます。

自民党議員団の大川末長でございます。

小泉首相は、常々自民党をぶっ壊してでも改革を進めると言って、敢然とその改革に取り組まれています。その心意気は感動さえ覚えるものでございます。

真に改革を目指そうと思えば、なまじっかの気持ちでできるものではありません。我が江口市長も、当市改革の旗頭として、行財政改革に邁進されております。早速、その行財政改革から質問に入りたいと思います。

##### 1、行財政改革について。

本市は、効率的な行政運営の推進、市民サービスの向上を図るため、平成16年 3 月水俣市第 3 次行財政改革大綱を策定し、目下推進中である。

視点として、1 つ、財政の健全化。2 つ、脱お役所仕事宣言——市民の視点に立った業務、3 つ、脱他人事宣言——市民と行政の役割の見直し、4 つ、市勢に適合した組織・機構、5 つ、特別会計・公営企業の経営健全化、以上が掲げられており、それぞれに目標値、目標スケジュール

が設定されている。

特に、目標スケジュールにおいては、平成16年度中に完了すべきものが多くありますが、現状の進捗状況はどのようになっているか質問します。

## 2、財政健全化計画について。

平成16年3月策定された第3次行財政改革大綱の5つの視点の中の1つに財政健全化が掲げられており、その項については別途の計画書が作成されており、その重要性がはかりしれます。

今や、本市のみならず、国、県を初め、多くの行政が財政難にあえいでいる中で、いち早く健全化計画を策定され、取り組まれたことは、まさに当を得た施策であると思います。

しかし、一たん膨らんだ財政規模を縮小するとなると、多方面へ犠牲を強いることになるが、市民の皆様の理解を得ながら、英断を下し、実行に移していくべきであろうと思います。

さて、この計画の最終年度目標は、平成20年となっております。計画書では、1つ、一般会計歳出予算規模を平成20年度に115億円、自主財源比率を30%、実質収支比率を3%、経常収支比率を90%、市税徴収率を93%と、具体的な目標を掲げて、16年度から18年度の3年間で集中見直し期間と定めてあるが、現状はどのようになっているか質問します。

## 3、地産地消の推進について。

近年、食に関するさまざまな問題が発生し、その信頼性、安全性が注目され、ようやく消費者本位の食のあり方が叫ばれるようになった。

私は、ある電機メーカーに勤務していたが、そこでは常にマーケットへの思想を重視した製品づくりを心がけていた。いわゆる、消費者本位である。工業品生産メーカーは総じてそうである。

しかし、ややもすると生産性、コストダウンイコール利益が優先し、プロダクトアウト、つまり生産者本位の物づくりに陥りがちである。

こうしてつくられた製品は苦情の火種になり、その企業にとっては大きなマイナス要因となり、命取りにも発展しかねません。

最近では、ある大手の自動車メーカーがその代表的な例に挙げられましょう。

農産物の生産についても全く同じことが言えるのではないのでしょうか。ましてや、まかり間違えば生命さえ危うくすることを思うとなおさらである。

食の安全及び消費者の信頼を確保する、あるいは、流通コストを省いて、できるだけ安い価格で消費者に物を渡すにも、その土地でできたものは、その土地で消費する、いわゆる地産地消を大いに推奨すべきだと思います。

本市においては、第4次総合計画の中で地産地消を掲げ、まずは学校給食への提供を目指されているが、その取り組み状況はいかがか質問します。

## 4、水俣市における森林伐採状況について。

全国的にそうであるが、熊本県下では特に人吉、球磨地方で大規模な皆伐後植栽せず放置された民有林が問題化している。

未植栽地の拡大は森林の保水力低下による災害や環境悪化を招くとともに、温暖化ガスである二酸化炭素の吸収力を弱めると懸念される。

木を切ることは、山林所有者の収穫を意味し、そのこと自体は悪いことではない。

木材価格の低迷で、販売価格の中から造林費用を捻出できないことがそもそも問題である。

そこで、水俣市内における公有林、私有林に限らず、森林の伐採状況はどうなのか、また、その跡地については、人吉・球磨地方に見られるような放置された未植栽地はないのか質問します。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

○市長（江口隆一君） 大川議員の質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、行財政改革及び地産地消の推進については私から、財政健全化計画については総務企画部長から、水俣市における森林伐採状況については産業建設部長から、それぞれお答えをさせていただきます。

まず初めに、行財政改革について、水俣市第3次行財政改革大綱が打ち出されましたが、その進捗状況及びその成果についての御質問にお答えします。

この大綱は、平成16年度から20年度までの5カ年を実施期間とし、その主な視点としましては、市財政の健全化、脱お役所仕事宣言、脱他人事宣言、市勢に適合した組織・機構の構築、特別会計・公営企業の経営健全化であり、この5つの視点から行財政全般において、地域経営の基盤となる水俣市株式会社の確立を目指し、実効性のある改革に取り組むこととしています。

その中で、財政の健全化につきましては、次の御質問で詳しくお答えすることとしまして、まず、組織・機構改革としましては、本年度デイサービス等の高齢者福祉関係の窓口を福祉課に、介護保険に関する窓口を市民課に統一するとともに、さやわか保育園の廃止と久木野支所の休止を行いました。なお、両施設を廃止・休止したことにより、住民サービスの低下を招かないよう、子育て支援の相談・地域療育等を行う児童館「こどもセンター」を新築しましたし、県内の市で初めて市の4カ所の簡易郵便局で住民票等の交付ができるような新たなサービスを始めています。

病院事業会計においては、10数年にわたって赤字決算を続けていましたが、湯之児病院との統廃合や病院スタッフの意識改革や入札制度などの業務見直しなどを行い。平成15年度は5億4,900万円、16年度は3億800万円の純利益を出すことができ、赤字の累積総額が25億5,100万円

から16億8,600万円と、8億6,000万円も赤字額を削減することができました。

職員数につきましても、平成15年度からこの2年間で、病院事業等企業会計職員含め768人から704人と、64人削減していますが、本大綱の計画期間中に退職者不補充等により20%の削減を目標としております。

しかし、職員数の減少により、行政サービスを低下させることがないよう、おとし9月から、市民が満足する行政サービスの提供を目的として、民間企業等で取り入れられているCS（顧客満足度）経営の手法を民間企業の職員を講師に迎え、管理職を対象に毎月1回、合計7回を実施し、昨年は希望職員を対象に、合計8回実施し、職員の能力アップに努めているところです。

また、今後、地方公務員制度改革の中で、職員の能力給の検討がなされており、市としましては、改正内容を注視しながら、導入に向けて研究してまいりたいと考えています。

そのほかの業務改善としまして、公用車の一元管理により、不要な公用車を12台削減、遊休資産の売却を積極的に進め、平成16年度は10件で7,555万円、本年度は、現在まで5件で436万円を売却したところです。

以上のように、この第3次行財政改革大綱は、平成16年度中に事業を全面的に見直し、平成17年度から順次実施している状況であります。

全国各自治体の総人件費や、給与ベース、住民1人当たり純借金額の増減等を比較した民間マスコミによる行財政改革度の順位におきましても、全国718都市中11位、九州内では2番目、熊本県内では1番目と、非常に高い評価をいただいております、成果も十分に出しているものと思っています。

今後は、地方交付税の削減、国庫補助金の削減等、本市を取りまく状況は、ますます厳しくなることが予想されますので、財政の健全化を最優先することとし、熊本県が実施します集中改革プラントもあわせ、検討、実施してまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 大川末長議員。

○大川末長君 第2質問をいたします。

企業では、改革、改善には日常的に取り組んでおります。行政においては財政難が叫ばれるようになった昨今、ようやく活発に取り組むようになったように思われます。

改革、改善は企業や行政に限らず、人間社会の永遠のテーマとして取り組む課題でもあると思います。

組織的に取り組むにおいては、一人一人が目的意識と熱意をもって取り組まないとよい結果は生み出せない。

当市の職員においては、大綱策定前と策定後の改革に対する取り組みの熱意、意識の変化を市長はどう見ておられるか質問します。

- 議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

- 市長（江口隆一君） それでは、大川議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

議員、御指摘のとおり、行革を推進していくには、すべての職員が危機意識を持ち、目的意識を統一して熱意をもって取り組むことが最も大切であるというふうに認識をしております。

私が市長就任後、職員の意識改革の一環といたしまして、庁議メンバーによる登庁職員への呼びかけ、あいさつの取り組みや、職員みずからが取り組みましたフロアマネージャー制度など、来庁者への対応、そして平成16年度は、職員による総合案内対応等で取り組んでまいりました。

その結果、行財政改革大綱にも掲げました脱他人事宣言の真意をようやく理解し、職員の意識の変化も徐々に起きてきていると考えております。

また、平成15年、16年度に部課長級職員を中心といたしました、CS（顧客満足度）研究会の中で学んだ住民の行政サービスに対する満足度をより高めてまいるために、管理職の意識改革を図らせていただいたところでもあります。

なお、職員の意識に限らず、行政全般にわたる行革改善の意識は常に持ち続けなければならない重要な事項だと考えておりますので、今後とも、私みずから改革改善のリーダーとなりまして、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

- 議長（緒方誠也君） 大川末長議員。

- 大川末長君 3回目の質問をいたします。

大綱策定後、約1年半を経過した今、大方策定に沿って推移しているということであるが、新たに課題らしきものは出ていないか、あるいは策定を変更するような事態は発生していないか、P、D、C、Aのいわゆる管理のサイクルはきちんと回っているか、これについてお尋ねいたします。

- 議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

- 市長（江口隆一君） 先ほど御答弁いたしましたとおり、この行財政改革大綱の実施期間というのは5年間をかけて改善を図っていくわけであります。ただ、議員もおっしゃいましたとおり、財政規模の縮小、職員数の減などの見直し等はほぼ順調に推移はいたしておりますけれども、他市に漏れず、過疎化・少子高齢化が進む中、また、国の三位一体の改革ということで、大変、今後財政が逼迫するというのは予想されております。しかし、この水俣というのは、思ったよりも職員の皆様方、また議会の皆様方の御協力によりまして、行財政改革が早目に進んだということで、そういう意味では他市町村に比べますと、相当足腰が強いもの、またスリム化ができたのではないかというふうに考えております。

これからも、先ほど企業誘致等でも頑張っておりますけれども、公にはできませんけれども、税収のアップ、また、ただ取り上げるだけではなくて、どうやって市の税収をふやすかといった、いろんな他市にもない工夫もしております、そういう面では新たな課題も生まれてまいりますけれども、水俣市独自のアイデア等を使いまして、いろんな取り組みに頑張っておりますので、今後とも、御指導をいただければというふうに考えております。

○議長（緒方誠也君） 次に、財政健全化計画について答弁を求めます。

森総務企画部長。

（総務企画部長 森近君登壇）

○総務企画部長（森 近君） 次に、財政健全化計画についてお答えいたします。

本市の財政状況は、平成14年度、15年度と危機的状況にあり、市政の最重点課題として財政健全化を掲げ、他市に先駆け財政健全化計画を策定し、精力的に取り組んでまいりました。

平成16年度予算においては、財政健全化計画に掲げた改善事項に基づき、事務事業の抜本的な見直しを行うなど、近年にない厳しい予算編成を行ったところであります。

具体的には、職員の削減や、管理職手当、三役報酬の削減、審議会の統廃合による人件費の削減、市長交際費の削減、市管理施設の開館時間の変更や管理方法の見直し、事務の効率化による物件費の削減、各種団体への負担金・補助金の削減など歳出抑制を図りました。

また行政と市民との役割分担の見直しを行い、地域の公園等の管理を地域へ委託を進めるとともに、区長・行政協力員報酬の見直しとあわせて、地域に対する支援の総合化を図りました。

病院事業会計や公共下水道事業特別会計においては、採算性を重視した取り組みを行い、国民健康保険税・老人保健・介護保険の各特別会計においては、健康づくりや地域福祉を推進し、一般会計繰出金の縮減に努めました。

一方、振興公社やみなまた環境テクノセンターなどの外郭団体に対しては、経営努力を行い、自立性を高めるよう、指導を行っております。

歳入については、使用料・手数料等の受益に応じた負担の見直し、市税や使用料等の徴収の一層の適正化、遊休資産の売却等による財源確保に取り組んでまいりました。

その結果、平成16年度から平成18年度までの3カ年を改革の集中期間と定めておりましたが、平成16年度の取り組みで、当初の目標をほぼ達成いたしております。

平成16年度一般会計決算においては、平成15年度決算額と比較いたしまして、人件費で約1億7,000万円、物件費で約2億9,000万円、補助費等で約1億3,000万円の減少となりました。

歳入においては、地方交付税や市税など、軒並み減少いたしましたが、土地売却収入については約7,500万円の増加となっております。

また、財政調整基金からの繰り入れをせずに決算をすることができております。決算統計ペー

スですけれども、歳入歳出差し引きが約 7 億 4,000 万円、実質収支が約 7 億円の黒字となりました。財政調整基金の年度末現在高は、平成 15 年度末が約 7 億 500 万円であったものが、平成 16 年度末には約 8 億 9,000 万円まで持ち直すことができました。

平成 17 年度当初予算においては、物件費の削減や退職者不補充による職員数の削減、普通財産の売却などを予算化し、予算総額で約 126 億 6,000 万円とし、平成 16 年度当初予算と比較しまして、約 9 億 4,000 万円の縮減ができたところであります。このように、一般会計歳出予算規模の縮小、財政調整基金年度末現在高の確保など、市民の皆さんの御協力と議員の皆さんの協力をいただきながら、着実に達成できたところであります。

しかし、現在、地方交付税などの歳入一般財源の減少が著しく、本年度の普通交付税決定額は、減税補てん償への振りかえなどによりまして、約 38 億 7,000 万円となり、予算額より約 4 億 1,000 万円、平成 16 年度交付額と比べますと、約 5 億 9,000 万の大きな減少となりました。

しかしながら、このような状況を予測し、先んじて財政健全化計画を策定し、前倒しして取り組みを実行していたため、現状では十分耐え得る状況にあります。

しかしながら、今後、国の三位一体の改革の動向などにより、本市の財政への影響の変化などがあるため、今後とも財政健全化に努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（緒方誠也君） 大川末長議員。

○大川末長君 2 回目の質問をいたします。

市長以下、皆さんの熱意ある取り組みで、随所に顕著な成果が出ており、現時点では評価できるし、喜ばしいことであると思います。ところが 1 つ気になることがございます。それは職員数の削減であります。今、森部長から答弁があったように、人件費では平成 15 年度決算と平成 16 年度決算比で約 1 億 7,000 万円の削減効果が出ておるということで、これも喜ばしいことですが、反面、これから地方分権が進んでくると、仕事量の増加が見込まれますが、退職も不補充であるということでございますけれども、このことで逆に残業がふえ、人件費増になりはしないか、あるいはサービスの低下を招きかねないか、危惧するところでございますが、その対策はどう考えておられるか質問します。

○議長（緒方誠也君） 森総務企画部長。

○総務企画部長（森 近君） それでは大川議員の第 2 の質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、いろんな取り組みをしております。今御質問がありましたように、平成 16 年から平成 20 年度までに医療職を除きまして、一般行政職で約 20% に当たる 75 名ぐらいを削減する目標を掲げております。そういった形で、今後、一般行政職の採用等につきましては、そういった状況もありまして、16 年から 18 年度までの 3 年間は原則退職不補充というようなことで計画をしております。

その後は職員の削減状況とか、そういったものを見ながら対応していきたいと。そういったことの中で、今ありましたように、県からの事務権限の一部移譲、そういったこともあってありますので、そういったことも見ながら進めていきたいなと。ただし目標を掲げておりますので、それぞれ今、残業がふえるんじゃないかなろうかということがありましたけども、今後、一人一人の資質を上げていきながら、またIT化を進めながら、そういった部分につきまして、住民の方に行政サービスが低下しないように、質を上げて取り組んでいきたいと。また、今度12月にまたお願いする形になると思いますけども、各公共施設の指定管理者制度の導入等もありますので、そういった中で、トータル的に考えながら住民サービスを落とさずに、職員の削減も図っていききたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（緒方誠也君） 大川末長議員。

○大川末長君 3回目の質問をします。

他市に先駆けてこの計画を策定され、取り組まれたことが功を奏し、計画策定から1年半を経過した今、順調に進んでいるということでございますが、ここ1年半を過ぎた現在、新たな課題が生まれていないのか、あるいは計画を見直すような項目はないのか質問します。

○議長（緒方誠也君） 森総務企画部長。

○総務企画部長（森 近君） 先ほど答弁いたしましたように、ほぼ順調には進んでおります。しかし、やはり目標の110億という予算規模については、大変厳しい状況なのかなという認識をしております。そういったことで、今年、これまで財政課の担当の査定とか、外部の委員会等で、いろんなメスを入れてきましたけども、今後は内部から自分たちでどういう部分ができるのか、そういったことも含めながら、今後の課題を整理して、来年度の予算編成あたりに反映させていきたいということで、取り組みをしてきております。

そういった意味で、歳出部分については、もう本当に大変厳しい状況で、これ以上カットは難しいのかなあということまできております。ただし、今後はやはり歳入の部分について、どういう形ができるのか、そういったことも含めて進めていきたい。ただし、やはりこれは役所だけでできる話でもありませんので、役所がそういったことを率先して進めることで、地域の皆さんにも協力をいただきながら、それぞれでこの地域を今後どうしていくのかというのをみんなで考えていく必要があると思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、地産地消の推進について答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

○市長（江口隆一君） 次に、第4次総合計画の中で地産地消を掲げ、まずは学校給食への提供を目指されているが、その取り組み状況はいかがかについてお答えします。

第4次水俣市総合計画におきまして、豊かで風格のある元気村づくりとして、地産地消の推進を位置づけ、環境や健康に配慮した農産物生産、地域内流通を進めることとしております。

中でも、学校給食を農産物を大消費地としてとらえ、保護者の皆様方の食と農に対する理解を深めながら、農家の所得向上を目的とした、地場農産物の供給を推し進め、将来の水俣を担う子供たちへ安心、安全で新鮮な食材提供を図っていききたいと考えております。

議員お尋ねの取り組み状況でございますが、現在まで、これまでの給食センターの納入実績をもとに、必要数量や品目、納入時期等を調査し、栽培農家の掘り起こしを行いながら、組織化を進めているところです。

ただ、安定供給はもとより、集出荷や納入における課題が幾つかございますので、このような課題を年内までには解決し、年明け早々にも納入できる品目から納入を進めるよう計画いたしております。

さらに、これから作付を行う春野菜等につきましては、減農薬・無農薬栽培や、使用する堆肥など、栽培基準等にこだわった、いわゆる給食畑として生産圃場の認定制度を創設する計画であります。

今後、この給食畑の面積拡大を図りながら、流通コストの削減による農家手取りの単価の向上や安定化、ひいては遊休農地の有効利用へと発展させ、安心・安全な地場農産物の納入量増加に向け、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をします。

先月、地産地消フォーラムが開催されたと聞きましたが、その目的、内容はどのようなものであったのか。また給食畑として認定するに当たって定める栽培基準について、現在、国の有機農産物、特別栽培農産物のガイドライン、あるいは、県の熊本型特別栽培農作物有作くん等の基準があるが、本市としてはどのような内容を考えているのか質問します。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

○市長（江口隆一君） 地産地消フォーラムの目的、内容についてお話をさせていただきます。

当フォーラムは、1、市民の食に関する意識の醸成と向上を図り、2、生涯を通して食の大切さを学ぶ、3、地元食材の提供と消費拡大を推進することを目的といたしております。

また、「みなまた地産地消フォーラム2005」と題しまして、先月、18日にもやい館にて開催させていただきました。

内容といたしましては、地産地消と食育という観点で、長崎大学の中村先生に御講演をいただくとともに、県並びに市の教育的立場からの食育の進め方を御紹介し、あわせて食に関する展示

や、地元夏野菜を使った料理の紹介・試食等を行わせていただきました。

参加者は、学校関係者や食生活改善推進員、農業団体、生産者、その他の一般市民の方々も含めまして、約170名に上り、その関心の高さを再認識させていただいた次第でもあります。

次に、給食畑の栽培基準についての内容についてお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたけれども、この給食畑構想は、農家の所得向上による持続的な農業生産活動を維持するとともに、将来の水俣を担う子どもたちへ安心、安全で新鮮な食材を安く提供するということを目的にいたしております。

そのためには当然、化学合成農薬の使用品目や回数、量等の基準を定めるべきであり、堆肥等の有機物も含めた、土づくりや施肥に関しても一定の基準を設けていきたいというふうに考えておりますが、単に化学肥料を減らして堆肥や有機物をたくさん使用すればよいとは考えておりません。

未熟な堆肥はもちろんですが、完熟したものでも多量やり過ぎますと作物は吸収できなくなり、余分な窒素成分が地下水へ浸透し、河川や海へと流れ込み、環境を汚染してしまうおそれがございます。また、逆に作物の健全な成長を阻害してしまうこともあり、一概に有機物は良くて、化学肥料は悪いということではないというふうに認識をいたしております。

例えば、地元企業のチッソで製造しておりますLPコートやCDUといった肥料は、土壌中に施肥してから徐々に窒素分が溶出される緩効性肥料であり、作物の生育に応じて溶出速度を調整することができます。このため、作物の健全な成長はもとより、化学肥料の使用量軽減につながるなど、環境にも優しい資材とも言えますし、このような地元の資材を使用することも、広い意味での地産地消と位置づけられるのではないかとというふうに考えております。

栽培基準の作成につきましては、このようなことを十分踏まえ、国の特別栽培農産物のガイドラインや、県の有作くんなどの基準を参考としながら、関係機関や専門家にアドバイスをいただきまして、水俣独自の基準をつくっていきたいというふうに考えております。

○議長（緒方誠也君） 大川末長議員。

○大川末長君 地産地消といいますと、特に農畜水産物、こういうものが注目されがちであります。先ほど市長の答弁にありましたように、チッソで製造している肥料のように、資材や、またほかに工業製品なども含め、幅広く地産地消を進めるべきじゃないかというふうに思います。

どうぞひとつ、この方面も行政の方で地産地消を推進するに当たっては、幅広い視野で進めていただきたいと、これは要望で終わりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、水俣市における森林伐採状況について、答弁を求めます。

桑畑産業建設部次長。

（産業建設部次長 桑畑達美君登壇）

- 産業建設部次長（桑畑達美君） 次に、水俣市における森林伐採状況はどうか、また、跡地についてはどう処置されているか、把握されているかとの御質問にお答えします。

本市の森林面積は杉・ヒノキなどの人工林が9,332ヘクタール、天然林が894ヘクタールとなっており、合計1万226ヘクタールとなっており、そのうち伐採を行ってもよい樹齢に達している人工林は約7,724ヘクタールとなっております。

森林の伐採については、森林法に基づき、伐採後の造林の方法などを記載した伐採届けを提出することになっているため、市では森林所有者及び市内木材生産者の方には伐採届けを提出されるよう指導を行っております。

平成16年度におきましては、281ヘクタールの伐採届けが提出されており、うち約29ヘクタールが全体的に伐採される皆伐地であります。この伐採跡地については、ほとんど植栽がなされております。

しかしながら、近年、市外及び県外の木材生産業者が高性能林業機械により、広大な面積の伐採を行っており、このほとんどが伐採届けを提出しておらず、しかも伐採後の植栽を実施しない林地が増加しております。

皆伐の状況につきまして、本年8月に森林組合が調査を行ったところ、伐採後3年から4年経過した林地及び現在伐採中の面積を合わせると230ヘクタール余りの伐採跡地が存在すると聞いております。

ただし、この230ヘクタール余りの伐採跡地については、既に広葉樹が自然更新しているところもあり、これらを差し引くと実質100ヘクタール余りが植栽されていない裸地になっていると推定されます。

これら伐採跡地につきましては、議員御指摘のとおり、長期的な木材価格の低迷により、造林費用などの捻出が困難なことや、森林所有者の高齢化、維持管理経費の高騰などにより、山林を手放すなど、非常に厳しい経営状況にあります。水源涵養や山地災害防止など、森林の持つ多面的機能の低下を防ぐため、関係機関と連携を図りながら植栽を行うよう強く指導を行っているところであります。

- 議長（緒方誠也君） 大川末長議員。

- 大川末長君 2回目の質問をいたします。

森林の再生は基本的には所有者が行うもので、行政の施策はそれを誘導するものであると思います。

今後も木材価格の上昇が見込めないとすれば、この皆伐後の未植栽傾向はますます広がることと予測されるが、森林の公益的な機能は林業家だけでなく、広く国民が享受しているはずであります。

森林資源をどう守り育てていくか、その対策を林業家だけに負わせても限界があるのではないのでしょうか。

2000年度には、県において皆伐放棄地対策緊急造林事業を導入したことがあるが、これは植林費用の8～9割を国・県で補助するという内容で、この条件が向こう80年間は県林業公社の管理化に置くということで、ほとんど利用されなかったと聞いております。

もっと現実を踏まえた早急な対策が必要と思うが、行政としてはどのように考えているか質問します。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

桑畑産業建設部次長。

○産業建設部次長（桑畑達美君） 大川議員の第2の御質問にお答えいたします。

伐採跡地を放置しますと、森林の持つ多様な機能が損なわれることから、その対応策としましては、平成13年度から県林業公社が森林所有者と土地の地上権設定を行いまして、県と市が連携して造林事業を実施しております。

議員御指摘のとおり、皆伐放棄地対策緊急造林事業は、対象林が4ヘクタール以上であること。それから抵当権等が設定されていないこと等の厳しい採択条件があったことから、利用が手控えられたものとお聞きしております。

それから2番目に、県事業によりまして、10年度から皆伐防止及び長伐期誘導を目的として、一定の条件、これは10年間皆伐しないという条件でございますけれども、これを目的としまして、協定を結び、条件を満たしたものににつきましては、集積、それから搬出につきまして助成を行うという制度がございます。これにつきましては、水俣市におきましては、1年に約7ヘクタール、7年間でおおむね50ヘクタールの皆伐延長がなされているところでございます。

それから3番目でございますけれども、森林を県民の財産として次代へ引き継いでいくということも目的に、平成17年度に創設されましたけれども、水とみどりの森づくり税を活用しまして、放置林地に広葉樹を植栽する等、早急な森林の機能回復を図る施策の活用を行ってまいりたいと思います。

いずれにしても森を守ることが、川を守り、海を守っていくということから、森を守り育てることが、自然環境を保全する有効な手だての1つであると考えているところでございます。

今後とも制度の活用を図りながら、伐採跡地につきましては持続的な森林機能の回復に努めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（緒方誠也君） 以上で大川末長議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時15分 休憩

午前10時25分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 日本共産党の野中重男です。

私は、市民の皆さんの生活の安定と向上を希望しながら質問いたします。

市長は、一昨日、次の選挙への出馬を表明されました。本来なら、それを受けて、この9月議会において、江口市長の3年半の市政運営、政治姿勢について質問し、市民の立場から、それぞれがどうだったのか、検証を試みるのが議会と議員の役割であると考えます。

政治は、あらゆる段階において肯定と否定、批判と自己批判、結果と検証などあらゆる場面において活発な議論の中で進んでいくと、私は考えます。

その進むべき方向は、多数の市民の利益にかなうものかという物差しが必要ではないかと思えます。

そして、その手法は民主主義だと思います。一人の人間の知恵と力は限られていますし、限界があります。多数の人間の力をいかに発揮していただくようにするのか、それが総合的な前進の力になると、私は思います。

市政について、具体的には地方自治法にのっとっているか、あるいはその趣旨が生かされているか、財政面ではどうか、公営企業の運営と経営はどうか、あるいは地方自治法の基本理念である市民の命と健康を守る点ではどうだったのか。高齢化しつつある地方都市の福祉など、社会保障の面ではどうか、産業の育成と活性化の点ではどうかなど幾つかの課題があると思えます。

これらのことについては、この議会で取り上げて、大いに議論すべきところでありましたけれども、これらについては12月議会に持ち越したいと思えます。

今回は通告に従って、以下、質問いたします。

1、肥薩おれんじ鉄道について。

この鉄道は、水俣市を初め沿線自治体と県が出資して会社を設立しています。そして、それを利用しているのも市民であります。

新幹線が開業して1年が過ぎ、おれんじ鉄道も同時にスタートしましたので、1年が過ぎました。当初からこのおれんじ鉄道については、運賃が約1.3倍上がった。定期についても同じように上がった。10年後からは赤字が予想されるなど、多くの課題を残したままのスタートでもありました。私も直近では、昨年3月議会でこのことを取り上げて、江口市長、当時の高口総務企画

部長から答弁をいただいております。

1年経った今、利用者の声を含めて、現状をどう見るか、以下、質問いたします。

、2005年3月期の決算はどのようになっているかお尋ねいたします。

また、その決算の要因がどこにあるのか、お尋ねします。

、経営健全計画について、熊本県からどのように聞いておられるかお尋ねいたします。

、運用において利便性を上げるために、沿線活性化協議会などでは、どのような議論や要望が出されているかお尋ねいたします。

次に、2、介護保険制度についてであります。

介護保険法の一部を改正する法律が、本年6月に自民党、公明党、民主党によって参議院を通過し、本年10月から施設入居者の居住費や食事代が保険から外され、利用料の負担が増すことになりました。また介護保険料の徴収区分についても、来年4月より新しく設定されると聞いています。

そこで、以下質問します。

、特別養護老人ホームの場合、要介護5の高齢者で、収入が80万円から266万円までの高齢で、相部屋でこれまでは幾らの自己負担だったものが、10月から幾らになるのかお尋ねします。

また、収入が266万以上の高齢者の場合は、同じ条件で幾らになるのかお尋ねします。

、介護保険料の徴収区分についても、新しく設定されると聞いています。どのように変わるのかお尋ねします。

、高齢者の認知症を防ぐ、あるいは認知症になることをできるだけおくらせる。さらに早くから寝たきりにならないように工夫する、そのようにするために、水俣市独自の対策を何か検討されているかお尋ねいたします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

○市長（江口隆一君） 野中議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、肥薩おれんじ鉄道については私から、介護保険制度については福祉環境部長から、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、肥薩おれんじ鉄道につきましてお答えします。

今年3月期の経済については、昨年3月に開業した肥薩おれんじ鉄道の実質初年度となる平成16年度収支決算書が去る6月28日第3回定期株主総会において報告されました。

嶋津社長の報告によりますと、平成16年度の経営収入は8億8,300万円であり、平成14年10月

の肥薩おれんじ鉄道設立時に策定されています、経営基本計画の収入予測10億5,300万円の84%と、大変厳しいものとなっています。

その中でも旅客収入の定期外収入が3億500万円で、計画の74%にとどまったのを初め、通勤定期収入が75%の3,300万円、通学定期収入が91.2%の1億8,600万円となっており、計画と対比した場合の旅客収入は、全体で約20%下回っています。

支出につきましては、計画の9億5,400万円の、8.4%減の8億7,400万円と、経費節減に努められています。しかしながら、収入から支出を差し引いた償却前損益は、計画の9,900万円の黒字予想が9.1%の900万円の黒字にとどまっており、減価償却費8,600万円を含めると7,700万円の赤字と、予想をはるかに上回る厳しい数字となっています。

その要因については、経費節減には努められておりますが、旅客収入が計画の約80%と、利用客の低迷により収入が伸び悩んでおり、ＪＲ時代の特急がなくなったこと、ＪＲへの乗りかえの発生、運賃が1.3倍になったことなども要因の1つとなっているのではないかと考えております。

次に、経営改善計画について、熊本県からどのように聞いているかについてお答えします。

経営改善計画について、熊本県にお尋ねしましたところ、平成16年度収支決算書が6月の定時株主総会で報告された厳しい決算内容を踏まえ、実績をもとに原因の検討と対応を行うとともに、経営基本計画に見直しが必要になってきたとのことでした。

具体的には、開業後1年間の収支実績と、平成17年度の上期の旅客収入動向を見ながら、開業効果や季節変動等の要素を加味し、実態を十分踏まえた経営基本計画の見直しを行うため、1つ目に、計画と実態の乖離の原因分析と対応、2つ目に、旅客収入等の売り上げ計画の策定、3つ目に、年間必要経費等の把握と見直しなどが計画策定の検討内容とされております。

また、今後の予定としましては、現在、肥薩おれんじ鉄道及び熊本県、鹿児島県の実務担当者により、見直しに向け、平成16年度実績を踏まえた現状分析等の具体的な検討作業を進めているところであり、現状分析等がまとまった段階や、節目の時期には沿線の担当課長会議等が開催されることになっております。

新たな経営基本計画の決定については、肥薩おれんじ鉄道が決定するものであることから、取締役会に随時報告され、最終的に本年度末の取締役会での決定を予定しているとお聞きいたしました。

次に、沿線活性化協議会などではどのような議論や要望が出されているかについてお答えします。

昨年の開業以来、肥薩おれんじ鉄道の利用促進を通じ、沿線地域を活性化させるための方策の協議、検討及び実施を行うとともに、肥薩おれんじ鉄道の健全かつ安定的な運営に寄与することを目的として、熊本県側では肥薩おれんじ鉄道沿線活性化協議会、鹿児島県側では肥薩おれんじ

鉄道利用促進協議会を組織し、肥薩おれんじ鉄道とともに、利用促進に向け、さまざまな事業を展開してきております。

事業の展開に当たって、活性化協議会の中でも利便性の向上や、利用の促進策についてさまざまな意見が出され、検討・実施されてきております。

特に、今年３月のダイヤ改正に向けた検討会議においては、朝夕の通勤時間帯の車両の増結・増発、新幹線及びＪＲ在来線との接続時間の改善、快速列車の増発、急行列車採用、窓口業務の通年営業、往復割引切符の販売など、沿線自治体や利用者からの要望が出され、議論されてきました。

今年３月のダイヤ改正において、ＪＲ在来線との接続の改善、同一ホームでの乗換本数の増加、最終列車の繰り下げ及び土・日・祝日の快速列車の増便等が実現し、ＪＲ九州との共同企画による往復割引切符、「ＪＲ・おれんじトコトコ４枚きっぷ」などの販売も実現してきております。

しかしながら、朝夕の通学時間帯の車両の増結・増便につきましては、限られた19両をすべて使用し運行しているため、増結・増便するためには、新たな車両が必要であり、購入費用も多額であることから、厳しい経営の中での購入は大変厳しいため、ダイヤ改正等で対応できないか、沿線自治体とも連携しながら、今後も検討されていくこととなっております。

私としましても、肥薩おれんじ鉄道の取締役でありますので、取締役会のたびに赤字とならないよう、経営の改善に向け、強く意見を申しているところであります。

今後とも、肥薩おれんじ鉄道や関係団体と連携をとりながら、沿線の住民の方々の声を聞きながら、１人でも多くの方々に御利用いただけるような事業を推進し、肥薩おれんじ鉄道の経営の安定化に寄与していきたいと思っております。

議員の皆様方におかれましても、１人でも多くの方が肥薩おれんじ鉄道を利用いただき、経営の安定化に寄与していただければと思っております。

○議長（緒方誠也君） 野中重男議員。

○野中重男君 ２回目の質問をいたします。

今御答弁いただいたとおり、償却前で当初予想9,900万円の黒字が900万円の黒字に終わったということでしたね。償却すると7,700万円の赤字ということでありました。それで16年度決算はこういうことでしたので、17年度以降については、今計画をつくってるとのことなんですが、県と沿線自治体との協定で、例えば単年度収支で赤字になった場合は、経営責任負担割合というのが決められてて、それぞれの自治体も赤字額に応じてなんだろうかと、両県分けて、その中で水俣市の負担割合に沿って経営責任の負担割合を執行しなきゃいけないと思いますけれども、16年度分については、この経営責任の負担割合の負担額が明記されてきてるんでしょうか。これについて、２回目の質問にします。

- 議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

森総務企画部長。

- 総務企画部長（森 近君） それでは第2の質問にお答えさせていただきます。

16年度分について負担割合が来てるかということですが、今現在のところはまだ来ておりません。今後そういった部分で、償却前の部分については黒字となっておりますので、そういった部分も加味して、今後対応していくと思いますので、今後は、今、答弁をいたしましたように、経営が安定するような形で、我々も一緒になっているようなイベントをやるとかなんかということで、利用者をふやしていく努力をしていく必要があると思います

- 議長（緒方誠也君） 野中重男議員。

- 野中重男君 当初このおれんじ鉄道については、去年の3月議会で私この議場でやりとりしまして、10年間は少なくとも黒字でいくんだと。それは10年間についてはＪＲ九州からの出向職員が十数人いて、その部分についてはＪＲが年間250万ぐらい負担すると。だから10年間は黒字なんだけれども、ＪＲの負担が終わる10年後以降については赤字になるという当初計画だったと思うんですよね。ところが、その計画は今御答弁いただいたように、初年度から大幅に下回ってしまったということで、今経営計画が見直しがされていると思うんですけれども、去年の3月議会の最後の私の質問のときに、市長このように御答弁いただいたと思います。もし10年目から出向者の方々の人件費を負担するといった場合には、当然その分を貨物の使用料に上乗せすることを条件として提示し、また条件を有利なものにつなげていきたい。つまり10年後から、そのＪＲの負担がなくなって赤字になるわけだから、その分はＪＲ貨物等の使用料に上乗せしてという答弁なんですよね。1年目からこういうことなんですけれども、今乗客をふやすというのもなかなか大変ですし、さっき計画と実績の乖離というお話されましたけれども、通学の子もたちで、乖離がこんなにあるという、90%でしょう、予定の90%ですから。ほぼ通学する子どもたちについては数が特定されて、距離も特定されるのに、こんな乖離が出てくるというのは、そもそもの当初計画がどうだったのかということを改めて立ち返って議論しなきゃいけないんじゃないかなと私は思ってるんですね。

そう考えますと、早い段階でＪＲ貨物については使用料についての見直し議論を始めないと、少子化している、高齢化している、人口が減ってる中で乗客数をふやしていく、あるいは経費を見直したとしても、早晩この計画は、当初計画はもう早い時期に崩れるんじゃないかなというふうに考えますので、そういうことも踏み込んで取締役会等で考えなくてはいけないんじゃないかなと私は危惧してます。そうしないと自治体の負担がどんどんふえていくことになりはしないかというふうに思ってるんですが、市長の見解をお尋ねしたいと思います。

- 議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

江口市長。

- 市長（江口隆一君） 野中議員の3回目の御質問にお答えさせていただきます。

今、議員がおっしゃいましたとおり、昨年の3月ですかね、去年ですね、お答えしましたけれども、実はその10年後にそのようなお話をしていきたいと申し上げましたのは、実は取締役会の中にJRの方もいらっしやいまして、その方々がいらっしやるときには大変このような提案申し上げても厳しいのではないかというふうに考えております。

しかし、取締役会の中でも一番私がうるさいと言われているぐらい、本当に当初の計画からどうだったのか、また県議のときもこの見通しの甘さはいかんのじゃないかということを相当申し上げてきてまいりまして、このJR貨物の運賃以外でも相当いろんな議論をまたしていきたいというふうに思っておりますし、ただ、これを今、議員がおっしゃいましたように、当初出発するときには、熊本県側の方が見通しが明るかったものですから、負担割合については両県で分けて考えるということで、そういう意味では相当熊本県側の方は有利が働いているんですけれども、このような状態が続きますと、当然我々の負担というのもふえてまいりますので、これから厳しい姿勢で臨んでいきたいというふうに考えております。

- 議長（緒方誠也君） 次に、介護保険制度について答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉海安丈君登壇）

- 福祉環境部長（吉海安丈君） 次に、介護保険制度改正についての御質問に順次お答えいたします。

最初に、要介護5の認定者で、特別養護老人ホームの相部屋に月30日入所され、年金収入が80万円から266万円以下の方と、年金収入が266万円を超えている方の現在の負担額及び10月からの制度改正で負担額が幾らになるかとの御質問にお答えいたします。

今回の制度改正においては、在宅サービスと施設サービス利用者の間の利用者負担の不公平をなくすることが目的で、介護保険の施設サービスの居住費や食費は在宅サービスの利用者と同じように全額自己負担になります。

しかし、所得の低い人については、負担軽減策を実施し、年金収入が80万円までの方については負担額が少なくなります。

お尋ねの年金収入が80万円から266万円以下の方は、現在1割負担分2万4,600円、食費1万5,000円で、月額合計3万9,600円の負担額が、10月からは1割負担分2万4,600円、食費2万円、居住費1万円で、月額合計5万4,600円の負担額になります。

年金収入が266万円を超えている方は、現在施設入所費用は1日当たり9,590円で、1割負担分2万8,770円、食費が2万3,400円、月額の合計で5万2,170円の負担額が、10月からは施設入所

費用が1日当たり9,410円で、1割負担分2万8,230円、食費4万2,000円、居住費1万円で、月額合計8万230円の負担額になります。

次に、介護保険料の徴収区分について、どのように変わるのかについての御質問にお答えいたします。

現在、徴収区分については国の基準では5段階で示されておりますが、本市においては介護保険等運営委員会の答申において、6段階で設定し、低所得者に配慮した徴収区分にいたしております。

介護保険制度の改正については、国が県を通じて、改正内容を示し、現行の第2段階に属する低所得者層、いわゆる住民税非課税世帯につきましては、その負担能力に配慮することとし、さらに細分化を行うことが予定されております。

また、税の課税層、いわゆる住民税課税世帯の段階設定を見直すこととし、市町村による独自の区分設定を認め、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細やかな保険料徴収区分への対応が可能となるような制度になる予定でございます。

次に、認知症、高齢者等の防止について、水俣市独特の対策を何か検討されているかとの御質問にお答えいたします。

平成18年4月から介護保険制度が大きく改正され、要介護状態の発生をできる限りおくらせ、かつ、要介護状態にあっても、その重度化を防ぐことを重視した介護予防重視型の施策に見直されております。

本市では、介護状態にならないための施策として、これまでも壮年期からの生活習慣病予防対策や高齢者に起こりやすい閉じこもりや認知症等に対する予防事業として、生きがい対応型サービス事業を実施してきたところであります。

要介護認定状況では、比較的軽度、軽いと言われている要支援・要介護1の方が全体の78%を占めておりますので、健康な方を含め、要介護状態にならないための介護予防を重視した施策が必要であると考えております。

本年7月から市内10カ所の地区公民館で転倒骨折予防教室のまちかど健康塾を開催し、健康運動を中心とした予防事業を開始いたしました。

また、9月からは湯の鶴地区において、健康運動やレクリエーション、入浴等を通じて、閉じこもりや認知症予防に役立てようと、地域の世話人が中心となり、ふれあいモデル事業の湯の鶴ひまわり会というのを開始いたしました。

このふれあいモデル事業は、社会福祉協議会が進めているふれあい活動の1つであるふれあいいきいきサロンと重複する活動ではありますが、地域住民を主体とした地域支援活動が市内一円に浸透するように、今後社会福祉協議会とも協議をしながら、積極的に予防活動を進めてまいり

たいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 野中重男議員。

○野中重男君 10月からの利用者の負担については、今御答弁いただいたとおりで、収入80万から266万の人で、約5万5,000円近くですね。それから266万以上の方で8万円くらいということの説明をいただきました。

それで、65歳以上の介護保険の第1号保険者と言われる人たちで、年金収入がどれくらいある人が何%ぐらいいるのか、なかなか統計的には出しにくい数字なんですけれども、1つ調査したのがあります。

山梨県甲府市で、ある病院が高齢者の収入について調査したんですけれども、それによれば1カ月の年金収入が5万円未満の人が43%であったと。あるいは世帯の収入で見ても150万円以下の世帯が25%であったという数字が出ております。甲府市は25万くらいの都市で、水俣市はそれよりも少ないというのもありますし、水俣はチッソを初めとする2次産業があったということで、国民年金じゃなくて厚生年金とか、あるいは共済組合だとかの年金収入の方もいらっしゃると思うので、比較にはならないけれども参考にはしていい数字かなというふうに思います。

それで、例えば80万円、収入が80万円の人で1カ月の利用料が5万5,000円くらい。要介護5になりますと、ほとんどの方がおむつをつけてると思います。紙おむつ使いますと、1日の紙おむつ代が大体700円から1,000円くらいかかると思います。そうすると、おむつ代だけでやっぱり2万円から3万円かかる。すると利用料が5万5,000円くらいですから、それに2万円とか2万5,000円を足しますと、8万円とか8万5,000円単位の負担になるということなんですね。だから年金収入をはるかに超える負担をしなけきゃいけないということにならないでしょうか。

同じことはほかの階層の方についても言えることであって、今、その社会の階層が富裕層と貧困層にずっと別れてきているというのは、いろんな政府統計でも出てるところなんですけれども、結局、社会的弱者ほど施設に入所しても、入所費用が払えないという、あるいは子どもたちに負担してもらうにも、その子どもたちがきちとした正社員で就職できておればいいんだけど、そうでない人たちの場合なかなか援助するのも大変ということになって、この老後が不安になるという事態が私はますます今度の法改正で進んできたんじゃないかなあというように危惧しています。

こういう事態を何とかしなけゃいけないし、私ども議員にとっても、多くの高齢者の人たちが周りにいらっしゃいますし、あるいは市政の周りにもたくさん的高齢者の方がいらっしゃいます。この高齢者の人たちに、こういう負担がかぶさってくるんですけれども、国の制度がこう変わったとはいえ、市長のこういうふうになることに対する見解といいますか、ちょっと聞かせていただけないでしょうか。

○議長（緒方誠也君） 吉海福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉海安丈君） 2 回目の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げました負担区分の改正等の試算では、収入が80万円以下、それから80万円超えて266万円以下、ここの部分がすごく範囲が広うございまして、80万円から266万円のところで試算をした形で出しておりますが、この額につきまして、80万円以下となる方につきましては、逆に減るような形になっているわけでございますけども、その辺のところの区分、いわゆるその区分につきましては、いろんな調整とか、そういったものがあれば負担というのがなだらかなるのではないかというふうに感じております。

ただ、そのような年金の受給者とか、そういったものの割合とか、そういったものにつきましては、今後、介護保険運営委員会というのを現在設置いたしまして、来年の4月の改正に向けても準備をいたしておりますし、今回の10月のあれに向けても、いろいろ情報を収集をいたしておりますので、そういったところの中でも十分検討をさせていただければと考えております。

○議長（緒方誠也君） 野中重男議員。

○野中重男君 部長おっしゃったように、80万から266万の方の間で、調整機能があればいいんですけど、調整機能については利用料について何の規定もないんですよ。独自に調整することは不可能だというふうに考えていいと思うんですね。ですから今おっしゃったのは調整機能はないということで、現実的には今私が申し上げたような負担が発生するんだということで、これから心して対応していかなきゃいけないのかなというふうに思ってます。

それで3回目の質問を幾つかまとめますけれども、さっき部長おっしゃったように、徴収区分のところなんですけれども、担当の係の方に確認しましたら、ことしの6月27日付で、厚生省の全国介護保険担当課長会議というのが開かれてまして、このときの厚労省が示した議事録が私の手元にあります。担当係も持っておられました。その中身の一部について、今、部長が御紹介されたとおりなんですけれども、徴収区分については保険料の段階設定の見直しについてという大項目の中で、現行2段階の細分化、2段階の人たちが所得が少ないのに重い負担になっちゃったと、相対的に重い負担になったので、これを細分化するというのが1つと、もう一つは、課税層の多段階化、課税金額が140万から120万くらいに下がって、課税が強化された一面なんですけれども、課税層について、収入に応じて見直すというのが厚労省の文書に入っております。

市町村による多段階化を認め、被保険者の負担能力に応じた、より細かな保険料段階の設定が可能になるような措置を行うことを予定しているという、今御答弁されたとおりです。私も自分の手持ちの資料で今確認しているわけなんですけれども。ですから、市町村の裁量によって、これは多段階化することを今度の法律は認めたということになると思うんです。

それで今、部長答弁ありましたように、水俣市は6段階まで設定していました。この水俣市が

採用した方法の考え方というのは、この法律をまさに先取りしてたんだ、そしてこれが全国に広がったというふうに言えると思います。

熊本県内でも水俣市が実施したときは、まだほかの自治体ではなかったんですけども、県内でも幾つかの自治体に広がってます。例えば旧松橋町もやってますし、益城町でもこういうのを採用してますし、ほかの市町村にもどんどん広がっていったという意味では、多段階化こそ国民の要求に答えるものであった。それに基づいて今度の法改正になったんだろうというふうに思います。しかし、とはいっても、これがもろ手を挙げて賛同できるものかということ、そうでもないという面もあるということを指摘したいと思います。

例えば水俣市の場合は、第6段階の方で、所得が一番多い方ですけども、こういうふうになってます。第6段階の方は、本人は住民税課税で合計所得額が300万円以上という設定になってるんですね。ですからこれで言いますと、数字だけ羅列しますが、所得が2倍の600万の人も3倍の900万の人も4倍の1,200万の人も5倍の1,500万円の所得の方も、介護保険料については300万の人と一緒にということなんです。ですから、水俣市は6段階にして一步前進したんですけども、こういう面ではまだ改善の余地があるということを厚労省は今度の法案によって、もっと多段階化していいんだよということを認めたし、それを市町村にやりなさいと言ってるわけですね。私はこの多段階化を、例えば所得税法に見られるように、あるいは固定資産税法に見られるように、そのほかの税法幾つかあるんですけども、所得に応じて、能力に応じて負担するという、細分化した方式につくらなきゃいけないんじゃないかなと思ってます。これについての考え方をお示しいただきたい。これが1点目であります。

それから、さっき痴呆老人をできるだけつくらない、あるいは防ぐ、あるいは寝たきりにならないような施策を市独自というところで質問し、御答弁いただいたわけですけども、市独自で行っている生きがい対応型のデイサービスというのは、予算はみんな市からの持ち出しですけども、社協等で取り組まれてて、効果上げてると思います。私も上げてると思います。しかし、その上でやっぱり認知症、今、痴呆症というふうに以前言ってたのが認知症というふうに呼びかえるようになってるんですが、認知症の高齢者をつくらない、あるいは早くなるのを防ぐという取り組みでは、いろんなことが、新たにこの10年間ぐらいで始まったのはデイサービスがそうですし、あるいはデイケアがそうですし、いろんな取り組みがされてきた。社会全体ではされてきたと思います。それで、さっき紹介があったんですけども、社会福祉協議会がプロジェクトMというのを進めてまして、日本生命財団からの補助もいただきながら、地域でいろんな福祉でまちづくりの事業を進めておられます。私も厚生委員長を前期させていただいていたということもあって、これに参加させていただきました。2年間大変勉強させていただいたんですけども、この中で地域リビングという取り組みがありまして、モデル地区として3区と野川と長崎、公民

館を中心に、その地域の高齢者の人たちを地域ぐるみでサポートして、いろんな取り組みをやりながら、痴呆老人をつくらない、あるいは地域で支え合うという取り組みがされてきています。

それで、特に野川地区においては顕著に成績を上げておられるというふうに聞いておりまして、それは地域におられる献身的なボランティアの人たちが野川公民館を中心に、いろんな取り組みをされているという、もうその献身的な取り組みに負うところが大きいんですけども、大変効果を上げてるのではないかなというような議論がこの前の福祉でまちづくり推進委員会、私が最後に参加した委員会でも議論されました。

それで、もしこういう取り組みが痴呆老人をつくらないとか、ひとりで昼間家にいる老人をつくらないとか、有効な機能を果たしているとしたら、それは今湯の鶴でも取り組みが始まったという話がありましたけれども、全市的に広げることは大変意義があることではないかなと私は思います。

それで、対象比較地域をどこにするかなどの問題もありますし、どこに依頼して調査するかという課題もあると思うんですが、野川地区を、1回うちの福祉あたりで、例えば学園大学の福祉を担当されているところとでもいいかもしれません。あるいは医学部の保健学科で、そういう痴呆関係を研究されているところの人たちと共同でもいいかもしれないんですが、一緒に地域を面として調査する。あるいは全然そういうのがされてない地域と、やっぱり面として比較対象で調査して、そのプロジェクトMなどで行ってきた、この地域リビングの取り組みを検証するという調査をされたらどうかと思います。もしそういうのが効果があれば、それをもっと広げていくということもいいと思いますし、調査費用はそんなにかからないと思います。限られた世帯ですから。何十世帯の調査ですのでね、何百万もかかるんじゃないくて、せいぜい数十万円がかかる調査じゃないかなと思いますので、こういうのを検討されたらどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。以上2点。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉海安丈君） 徴収区分後の多段階化の御質問だと思いますが、現在、水俣市におきましては、平成15年度から6段階ということで、他市町村はほとんど5段階でございますが、より弾力的な徴収区分を設定しております。

今後の徴収区分の設定につきましては、現在、国のイメージとしましては7段階というのを一応イメージされているようでございます。この段階につきましても、先ほどお話ございましたように、所得区分、それから被保険者の数、介護の給付者の数、そういったものを十分調べまして、介護保険等運営委員会の御審議をいただきながら、実効性のある、そういった徴収区分の設定に努めてまいりたいと考えております。

それから2番目の、社会福祉協議会で現在行っております、プロジェクトMの地域リビングの検証と申しますか、そういったものにつきまして調査をしたかどうかということでございますけれども、これにつきましては、当然、日本生命財団、そういったところからいろんな助成をいただいて、業務を行っている関係で、当然検証とか、そういったものが必要でございますし、また市役所の福祉課の方とも連携をいたしまして、そのような成果というのがきちんと、どのようになっているのかということも調べさせていただきまして、今後の新しいモデル事業とか、そういったものにつなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（緒方誠也君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、10分間休憩します。

午前11時9分 休憩

---

午前11時18分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

---

#### 日程第2 議第69号 専決処分の報告及び承認について

専第9号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（緒方誠也君） 日程第2、議第69号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

#### 日程第3 議第70号 専決処分の報告及び承認について

専第11号 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

○議長（緒方誠也君） 日程第3、議第70号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

#### 日程第4 議第71号 水俣市男女共同参画まちづくり条例の制定について

- 議長（緒方誠也君） 日程第4、議第71号水俣市男女共同参画まちづくり条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

- 議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。
- 

#### 日程第5 議第72号 水俣市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長（緒方誠也君） 日程第5、議第72号水俣市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

- 議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。
- 

#### 日程第6 議第73号 字区域の変更について

- 議長（緒方誠也君） 日程第6、議第73号字区域の変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

- 議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。
- 

#### 日程第7 議第74号 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

- 議長（緒方誠也君） 日程第7、議第74号平成17年度水俣市一般会計補正予算第4号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

- 議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。
- 

#### 日程第8 議第75号 平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 議長（緒方誠也君） 日程第8、議第75号平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

- 議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。
-

日程第 9 議第76号 平成17年度水俣市病院事業会計補正予算（第 1 号）

- 議長（緒方誠也君） 日程第 9、議第76号平成17年度水俣市病院事業会計補正予算第 1 号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

- 議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。
- 

日程第10 議第77号 平成16年度水俣市病院事業会計決算認定について

- 議長（緒方誠也君） 日程第10、議第77号平成16年度水俣市病院事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

- 議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。
- 

日程第11 議第78号 平成16年度水俣市水道事業会計決算認定について

- 議長（緒方誠也君） 日程第11、議第78号平成16年度水俣市水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

- 議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。
- 

日程第12 議第79号 平成16年度水俣市一般会計決算認定について

日程第13 議第80号 平成16年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第14 議第81号 平成16年度水俣市老人保健特別会計決算認定について

日程第15 議第82号 平成16年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

日程第16 議第83号 平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

- 議長（緒方誠也君） 日程第12、議第79号、平成16年度水俣市一般会計決算認定についてから、日程第16、議第83号、平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、5 件を一括して議題とします。
- 

議第79号

平成16年度水俣市一般会計決算認定について

平成16年度水俣市一般会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定に基づき、

監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成17年 9月15日提出

水俣市長 江 口 隆 一

平成16年度水俣市一般会計決算

歳 入

(単位：円)

| 款                   | 項                   | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額      | 収入未済額       | 予算現額と収入<br>済額との比較 |
|---------------------|---------------------|---------------|---------------|---------------|------------|-------------|-------------------|
| 1. 市 税              |                     | 2,656,645,000 | 2,886,914,535 | 2,644,198,376 | 14,683,199 | 228,032,960 | 12,446,624        |
|                     | 1. 市 民 税            | 904,229,000   | 958,831,188   | 909,712,187   | 3,445,492  | 45,673,509  | △5,483,187        |
|                     | 2. 固定資産税            | 1,519,524,000 | 1,687,867,354 | 1,503,410,997 | 10,564,106 | 173,892,251 | 16,113,003        |
|                     | 3. 軽自動車税            | 51,859,000    | 56,387,416    | 51,556,740    | 193,851    | 4,636,825   | 302,260           |
|                     | 4. たばこ税             | 167,613,000   | 167,525,602   | 167,525,602   | 0          | 0           | 87,398            |
|                     | 5. 特別土地<br>保有税      | 4,783,000     | 4,784,400     | 4,784,400     | 0          | 0           | △1,400            |
|                     | 6. 入 湯 税            | 8,637,000     | 11,518,575    | 7,208,450     | 479,750    | 3,830,375   | 1,428,550         |
| 2. 地方譲与税            |                     | 187,000,000   | 200,614,944   | 200,614,944   | 0          | 0           | △13,614,944       |
|                     | 1. 自動車重<br>量譲与税     | 95,000,000    | 106,576,000   | 106,576,000   | 0          | 0           | △11,576,000       |
|                     | 2. 地方道路<br>譲与税      | 36,000,000    | 38,083,000    | 38,083,000    | 0          | 0           | △2,083,000        |
|                     | 3. 特別とん<br>譲与税      | 4,000,000     | 3,823,944     | 3,823,944     | 0          | 0           | 176,056           |
|                     | 4. 所得譲与税            | 52,000,000    | 52,132,000    | 52,132,000    | 0          | 0           | △132,000          |
| 3. 利子割交付金           |                     | 15,000,000    | 22,840,000    | 22,840,000    | 0          | 0           | △7,840,000        |
|                     | 1. 利子割交付金           | 15,000,000    | 22,840,000    | 22,840,000    | 0          | 0           | △7,840,000        |
| 4. 配当割交付金           |                     | 6,095,000     | 1,983,000     | 1,983,000     | 0          | 0           | 4,112,000         |
|                     | 1. 配当割交付金           | 6,095,000     | 1,983,000     | 1,983,000     | 0          | 0           | 4,112,000         |
| 5. 株式等譲渡<br>所得割交付金  |                     | 1,123,000     | 2,391,000     | 2,391,000     | 0          | 0           | △1,268,000        |
|                     | 1. 株式等譲渡<br>所得割交付金  | 1,123,000     | 2,391,000     | 2,391,000     | 0          | 0           | △1,268,000        |
| 6. 地方消費税<br>交 付 金   |                     | 247,000,000   | 325,851,000   | 325,851,000   | 0          | 0           | △78,851,000       |
|                     | 1. 地方消費税<br>交 付 金   | 247,000,000   | 325,851,000   | 325,851,000   | 0          | 0           | △78,851,000       |
| 7. ゴルフ場利<br>用税交付金   |                     | 12,000,000    | 13,379,616    | 13,379,616    | 0          | 0           | △1,379,616        |
|                     | 1. ゴルフ場利<br>用税交付金   | 12,000,000    | 13,379,616    | 13,379,616    | 0          | 0           | △1,379,616        |
| 8. 自動車取得<br>税 交 付 金 |                     | 40,000,000    | 46,939,000    | 46,939,000    | 0          | 0           | △6,939,000        |
|                     | 1. 自動車取得<br>税 交 付 金 | 40,000,000    | 46,939,000    | 46,939,000    | 0          | 0           | △6,939,000        |
| 9. 地 方 特 例<br>交 付 金 |                     | 72,592,000    | 72,592,000    | 72,592,000    | 0          | 0           | 0                 |
|                     | 1. 地 方 特 例<br>交 付 金 | 72,592,000    | 72,592,000    | 72,592,000    | 0          | 0           | 0                 |
| 10. 地方交付税           |                     | 4,833,000,000 | 5,333,706,000 | 5,333,706,000 | 0          | 0           | △500,706,000      |
|                     | 1. 地方交付税            | 4,833,000,000 | 5,333,706,000 | 5,333,706,000 | 0          | 0           | △500,706,000      |
| 11. 交通安全対策<br>特別交付金 |                     | 4,103,000     | 4,404,000     | 4,404,000     | 0          | 0           | △301,000          |
|                     | 1. 交通安全対策<br>特別交付金  | 4,103,000     | 4,404,000     | 4,404,000     | 0          | 0           | △301,000          |
| 12. 分担金及び<br>負 担 金  |                     | 197,165,717   | 217,342,632   | 193,039,113   | 0          | 24,303,519  | 4,126,604         |

|                    |                   |                |                |                |            |             |              |
|--------------------|-------------------|----------------|----------------|----------------|------------|-------------|--------------|
|                    | 1. 分 担 金          | 11,207,717     | 11,241,560     | 11,241,560     | 0          | 0           | △33,843      |
|                    | 2. 負 担 金          | 185,958,000    | 206,101,072    | 181,797,553    | 0          | 24,303,519  | 4,160,447    |
| 13. 使用料及び<br>手 数 料 |                   | 162,960,000    | 164,516,457    | 161,546,757    | 0          | 2,969,700   | 1,413,243    |
|                    | 1. 使 用 料          | 136,148,000    | 140,910,937    | 137,941,237    | 0          | 2,969,700   | △1,793,237   |
|                    | 2. 手 数 料          | 26,812,000     | 23,605,520     | 23,605,520     | 0          | 0           | 3,206,480    |
| 14. 国庫支出金          |                   | 2,842,715,000  | 2,880,313,902  | 2,617,948,902  | 0          | 262,365,000 | 224,766,098  |
|                    | 1. 国庫負担金          | 2,466,928,000  | 2,514,928,286  | 2,329,093,286  | 0          | 185,835,000 | 137,834,714  |
|                    | 2. 国庫補助金          | 358,169,000    | 347,198,069    | 270,668,069    | 0          | 76,530,000  | 87,500,931   |
|                    | 3. 委 託 金          | 17,618,000     | 18,187,547     | 18,187,547     | 0          | 0           | △569,547     |
| 15. 県支出金           |                   | 1,320,440,778  | 1,326,576,961  | 1,326,576,961  | 0          | 0           | △6,136,183   |
|                    | 1. 県負担金           | 412,268,000    | 410,854,469    | 410,854,469    | 0          | 0           | 1,413,531    |
|                    | 2. 県補助金           | 837,962,778    | 850,267,482    | 850,267,482    | 0          | 0           | △12,304,704  |
|                    | 3. 委 託 金          | 70,210,000     | 65,455,010     | 65,455,010     | 0          | 0           | 4,754,990    |
| 16. 財産収入           |                   | 93,798,000     | 102,514,156    | 100,150,329    | 0          | 2,363,827   | △6,352,329   |
|                    | 1. 財産運用収入         | 10,398,000     | 13,575,946     | 11,212,119     | 0          | 2,363,827   | △814,119     |
|                    | 2. 財産売却収入         | 83,400,000     | 88,938,210     | 88,938,210     | 0          | 0           | △5,538,210   |
| 17. 寄 附 金          |                   | 158,000        | 2,982,562      | 2,982,562      | 0          | 0           | △2,824,562   |
|                    | 1. 寄 附 金          | 158,000        | 2,982,562      | 2,982,562      | 0          | 0           | △2,824,562   |
| 18. 繰 入 金          |                   | 204,631,000    | 27,926,800     | 27,926,800     | 0          | 0           | 176,704,200  |
|                    | 1. 基金繰入金          | 204,631,000    | 27,926,800     | 27,926,800     | 0          | 0           | 176,704,200  |
| 19. 繰 越 金          |                   | 220,859,283    | 295,801,505    | 295,801,505    | 0          | 0           | △74,942,222  |
|                    | 1. 繰 越 金          | 220,859,283    | 295,801,505    | 295,801,505    | 0          | 0           | △74,942,222  |
| 20. 諸 収 入          |                   | 904,912,000    | 1,029,476,858  | 904,609,824    | 0          | 124,867,034 | 302,176      |
|                    | 1. 延滞金加算<br>金及び過料 | 2,344,000      | 2,905,487      | 2,905,487      | 0          | 0           | △561,487     |
|                    | 2. 市預金利子          | 21,000         | 12,715         | 12,715         | 0          | 0           | 8,285        |
|                    | 3. 貸付金元<br>利 収 入  | 149,953,000    | 155,651,488    | 150,109,806    | 0          | 5,541,682   | △156,806     |
|                    | 4. 雑 入            | 447,425,000    | 593,331,669    | 474,006,317    | 0          | 119,325,352 | △26,581,317  |
|                    | 5. 受託事業収入         | 305,169,000    | 277,575,499    | 277,575,499    | 0          | 0           | 27,593,501   |
| 21. 市 債            |                   | 1,778,200,000  | 1,648,000,000  | 1,648,000,000  | 0          | 0           | 130,200,000  |
|                    | 1. 市 債            | 1,778,200,000  | 1,648,000,000  | 1,648,000,000  | 0          | 0           | 130,200,000  |
| 歳 入 合 計            |                   | 15,800,397,778 | 16,607,066,928 | 15,947,481,689 | 14,683,199 | 644,902,040 | △147,083,911 |

歳 出

(単位：円)

| 款        | 項        | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額 | 不 用 額      | 予算現額と<br>支出済額との比較 |
|----------|----------|---------------|---------------|--------|------------|-------------------|
| 1. 議 会 費 |          | 181,023,000   | 179,072,369   | 0      | 1,950,631  | 1,950,631         |
|          | 1. 議 会 費 | 181,023,000   | 179,072,369   | 0      | 1,950,631  | 1,950,631         |
| 2. 総 務 費 |          | 1,838,620,000 | 1,821,027,693 | 0      | 17,592,307 | 17,592,307        |

|           |              |               |               |             |            |             |
|-----------|--------------|---------------|---------------|-------------|------------|-------------|
|           | 1. 総務管理費     | 1,266,613,000 | 1,255,827,492 | 0           | 10,785,508 | 10,785,508  |
|           | 2. 徴税費       | 179,197,000   | 176,105,859   | 0           | 3,091,141  | 3,091,141   |
|           | 3. 戸籍住民基本台帳費 | 70,514,000    | 70,273,860    | 0           | 240,140    | 240,140     |
|           | 4. 選挙費       | 53,028,000    | 52,747,449    | 0           | 280,551    | 280,551     |
|           | 5. 統計調査費     | 233,987,000   | 230,867,559   | 0           | 3,119,441  | 3,119,441   |
|           | 6. 監査委員費     | 35,281,000    | 35,205,474    | 0           | 75,526     | 75,526      |
| 3. 民生費    |              | 3,649,962,000 | 3,594,366,970 | 2,711,000   | 52,884,030 | 55,595,030  |
|           | 1. 社会福祉費     | 1,456,671,000 | 1,418,623,933 | 2,711,000   | 35,336,067 | 38,047,067  |
|           | 2. 児童福祉費     | 1,513,193,000 | 1,499,062,847 | 0           | 14,130,153 | 14,130,153  |
|           | 3. 生活保護費     | 680,098,000   | 676,680,190   | 0           | 3,417,810  | 3,417,810   |
| 4. 衛生費    |              | 1,771,172,000 | 1,733,078,434 | 0           | 38,093,566 | 38,093,566  |
|           | 1. 保健衛生費     | 626,106,000   | 596,387,304   | 0           | 29,718,696 | 29,718,696  |
|           | 2. 清掃費       | 619,170,000   | 614,629,530   | 0           | 4,540,470  | 4,540,470   |
|           | 3. 簡易水道設置費   | 12,000        | 11,600        | 0           | 400        | 400         |
|           | 4. 環境対策費     | 125,884,000   | 122,050,000   | 0           | 3,834,000  | 3,834,000   |
|           | 5. 病院費       | 400,000,000   | 400,000,000   | 0           | 0          | 0           |
| 5. 農林水産業費 |              | 843,722,000   | 810,858,519   | 3,653,000   | 29,210,481 | 32,863,481  |
|           | 1. 農業費       | 709,389,000   | 677,400,529   | 3,653,000   | 28,335,471 | 31,988,471  |
|           | 2. 林業費       | 92,531,000    | 92,285,003    | 0           | 245,997    | 245,997     |
|           | 3. 水産業費      | 41,802,000    | 41,172,987    | 0           | 629,013    | 629,013     |
| 6. 商工費    |              | 256,104,000   | 240,486,932   | 15,000,000  | 617,068    | 15,617,068  |
|           | 1. 商工費       | 256,104,000   | 240,486,932   | 15,000,000  | 617,068    | 15,617,068  |
| 7. 土木費    |              | 1,918,622,760 | 1,730,849,388 | 153,563,177 | 34,210,195 | 187,773,372 |
|           | 1. 土木管理費     | 389,000       | 348,980       | 0           | 40,020     | 40,020      |
|           | 2. 道路橋りょう費   | 629,259,668   | 486,349,080   | 142,139,177 | 771,411    | 142,910,588 |
|           | 3. 河川費       | 62,908,556    | 51,451,645    | 11,424,000  | 32,911     | 11,456,911  |
|           | 4. 港湾費       | 29,022,000    | 29,016,560    | 0           | 5,440      | 5,440       |
|           | 5. 都市計画費     | 967,120,856   | 942,655,282   | 0           | 24,465,574 | 24,465,574  |
|           | 6. 住宅費       | 229,922,680   | 221,027,841   | 0           | 8,894,839  | 8,894,839   |
| 8. 消防費    |              | 406,772,000   | 403,647,768   | 0           | 3,124,232  | 3,124,232   |
|           | 1. 消防費       | 406,772,000   | 403,647,768   | 0           | 3,124,232  | 3,124,232   |
| 9. 教育費    |              | 861,960,000   | 846,424,169   | 0           | 15,535,831 | 15,535,831  |
|           | 1. 教育総務費     | 118,931,000   | 118,210,852   | 0           | 720,148    | 720,148     |
|           | 2. 小学校費      | 162,722,000   | 160,304,356   | 0           | 2,417,644  | 2,417,644   |
|           | 3. 中学校費      | 147,859,000   | 146,392,166   | 0           | 1,466,834  | 1,466,834   |
|           | 4. 社会教育費     | 201,812,000   | 197,775,177   | 0           | 4,036,823  | 4,036,823   |
|           | 5. 保健体育費     | 230,636,000   | 223,741,618   | 0           | 6,894,382  | 6,894,382   |

|               |                      |                |                |             |             |             |
|---------------|----------------------|----------------|----------------|-------------|-------------|-------------|
| 10. 災 害 復 旧 費 |                      | 1,858,680,018  | 1,649,226,046  | 206,024,554 | 3,429,418   | 209,453,972 |
|               | 1. 農林水産施設災害復旧費       | 376,602,735    | 367,625,012    | 6,540,000   | 2,437,723   | 8,977,723   |
|               | 2. 公共土木施設災害復旧費       | 1,471,986,283  | 1,271,604,048  | 199,484,554 | 897,681     | 200,382,235 |
|               | 3. 文教施設災害復旧費         | 8,404,000      | 8,311,736      | 0           | 92,264      | 92,264      |
|               | 4. その他公共施設・公用施設災害復旧費 | 1,687,000      | 1,685,250      | 0           | 1,750       | 1,750       |
| 11. 公 債 費     |                      | 2,201,187,000  | 2,193,573,885  | 0           | 7,613,115   | 7,613,115   |
|               | 1. 公 債 費             | 2,201,187,000  | 2,193,573,885  | 0           | 7,613,115   | 7,613,115   |
| 12. 予 備 費     |                      | 12,573,000     | 0              | 0           | 12,573,000  | 12,573,000  |
|               | 1. 予 備 費             | 12,573,000     | 0              | 0           | 12,573,000  | 12,573,000  |
| 歳 出 合 計       |                      | 15,800,397,778 | 15,202,612,173 | 380,951,731 | 216,833,874 | 597,785,605 |

歳 入 合 計 15,947,481,689円

歳 出 合 計 15,202,612,173円

歳入歳出差引残額 744,869,516円

内

基 金 繰 入 金 368,000,000円

## 議第80号

### 平成16年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

平成16年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成17年9月15日提出

水俣市長 江 口 隆 一

### 平成16年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算

歳 入

（単位：円）

| 款            | 項            | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額      | 収入未済額       | 予算現額と収入済額との比較 |
|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|------------|-------------|---------------|
| 1. 国民健康保険税   |              | 818,145,000   | 1,032,944,025 | 798,586,446   | 21,106,617 | 213,250,962 | 19,558,554    |
|              | 1. 国民健康保険税   | 818,145,000   | 1,032,944,025 | 798,586,446   | 21,106,617 | 213,250,962 | 19,558,554    |
| 2. 使用料及び手数料  |              | 451,000       | 542,200       | 542,200       | 0          | 0           | △91,200       |
|              | 1. 手 数 料     | 451,000       | 542,200       | 542,200       | 0          | 0           | △91,200       |
| 3. 国庫支出金     |              | 1,493,141,000 | 1,437,357,298 | 1,437,357,298 | 0          | 0           | 55,783,702    |
|              | 1. 国庫負担金     | 918,436,000   | 857,727,298   | 857,727,298   | 0          | 0           | 60,708,702    |
|              | 2. 国庫補助金     | 574,705,000   | 579,630,000   | 579,630,000   | 0          | 0           | △4,925,000    |
| 4. 県支出金      |              | 12,484,000    | 12,477,622    | 12,477,622    | 0          | 0           | 6,378         |
|              | 1. 県負担金      | 12,484,000    | 12,477,622    | 12,477,622    | 0          | 0           | 6,378         |
| 5. 療養給付費等交付金 |              | 780,982,000   | 732,712,862   | 732,712,862   | 0          | 0           | 48,269,138    |
|              | 1. 療養給付費等交付金 | 780,982,000   | 732,712,862   | 732,712,862   | 0          | 0           | 48,269,138    |
| 6. 共同事業交付金   |              | 23,467,000    | 35,765,683    | 35,765,683    | 0          | 0           | △12,298,683   |
|              | 1. 共同事業交付金   | 23,467,000    | 35,765,683    | 35,765,683    | 0          | 0           | △12,298,683   |

|         |               |               |               |               |            |             |             |
|---------|---------------|---------------|---------------|---------------|------------|-------------|-------------|
| 7. 財産収入 |               | 8,000         | 9,172         | 9,172         | 0          | 0           | △1,172      |
|         | 1. 財産運用収入     | 8,000         | 9,172         | 9,172         | 0          | 0           | △1,172      |
| 8. 繰入金  |               | 226,713,000   | 223,856,568   | 223,856,568   | 0          | 0           | 2,856,432   |
|         | 1. 他会計繰入金     | 226,712,000   | 223,856,568   | 223,856,568   | 0          | 0           | 2,855,432   |
|         | 2. 基金繰入金      | 1,000         | 0             | 0             | 0          | 0           | 1,000       |
| 9. 繰越金  |               | 186,951,000   | 256,440,225   | 256,440,225   | 0          | 0           | △69,489,225 |
|         | 1. 繰越金        | 186,951,000   | 256,440,225   | 256,440,225   | 0          | 0           | △69,489,225 |
| 10. 諸収入 |               | 4,441,000     | 3,154,207     | 3,154,207     | 0          | 0           | 1,286,793   |
|         | 1. 延滞金加算金及び過料 | 2,437,000     | 850,587       | 850,587       | 0          | 0           | 1,586,413   |
|         | 2. 市預金利子      | 1,000         | 1,851         | 1,851         | 0          | 0           | △851        |
|         | 3. 雑入         | 2,003,000     | 2,301,769     | 2,301,769     | 0          | 0           | △298,769    |
| 歳入合計    |               | 3,546,783,000 | 3,735,259,862 | 3,500,902,283 | 21,106,617 | 213,250,962 | 45,880,717  |

歳 出

(単位：円)

| 款          | 項              | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額 | 不用額         | 予算現額と支出済額との比較 |
|------------|----------------|---------------|---------------|--------|-------------|---------------|
| 1. 総務費     |                | 68,030,000    | 65,599,015    | 0      | 2,430,985   | 2,430,985     |
|            | 1. 総務管理費       | 36,271,000    | 35,500,164    | 0      | 770,836     | 770,836       |
|            | 2. 徴税費         | 23,168,000    | 22,337,166    | 0      | 830,834     | 830,834       |
|            | 3. 運営協議会費      | 118,000       | 43,740        | 0      | 74,260      | 74,260        |
|            | 4. 趣旨普及費       | 120,000       | 0             | 0      | 120,000     | 120,000       |
|            | 5. 国民健康保険特別対策費 | 8,353,000     | 7,717,945     | 0      | 635,055     | 635,055       |
| 2. 保険給付費   |                | 2,460,156,000 | 2,236,281,755 | 0      | 223,874,245 | 223,874,245   |
|            | 1. 療養諸費        | 2,189,080,000 | 1,970,161,006 | 0      | 218,918,994 | 218,918,994   |
|            | 2. 高額医療費       | 256,734,000   | 253,520,749   | 0      | 3,213,251   | 3,213,251     |
|            | 3. 移送費         | 2,000         | 0             | 0      | 2,000       | 2,000         |
|            | 4. 出産育児諸費      | 8,940,000     | 7,200,000     | 0      | 1,740,000   | 1,740,000     |
|            | 5. 葬祭諸費        | 5,400,000     | 5,400,000     | 0      | 0           | 0             |
| 3. 老人保健拠出金 |                | 717,651,000   | 717,650,723   | 0      | 277         | 277           |
|            | 1. 老人保健拠出金     | 717,651,000   | 717,650,723   | 0      | 277         | 277           |
| 4. 介護納付金   |                | 143,021,000   | 143,020,670   | 0      | 330         | 330           |
|            | 1. 介護納付金       | 143,021,000   | 143,020,670   | 0      | 330         | 330           |
| 5. 共同事業拠出金 |                | 49,941,000    | 49,541,667    | 0      | 399,333     | 399,333       |
|            | 1. 共同事業拠出金     | 49,941,000    | 49,541,667    | 0      | 399,333     | 399,333       |
| 6. 保健事業費   |                | 18,111,000    | 15,082,652    | 0      | 3,028,348   | 3,028,348     |
|            | 1. 保健事業費       | 18,111,000    | 15,082,652    | 0      | 3,028,348   | 3,028,348     |
| 7. 基金積立金   |                | 10,000        | 9,172         | 0      | 828         | 828           |
|            | 1. 基金積立金       | 10,000        | 9,172         | 0      | 828         | 828           |

|            |               |               |               |   |             |             |
|------------|---------------|---------------|---------------|---|-------------|-------------|
| 8. 公 債 費   |               | 822,000       | 0             | 0 | 822,000     | 822,000     |
|            | 1. 公 債 費      | 822,000       | 0             | 0 | 822,000     | 822,000     |
| 9. 諸 支 出 金 |               | 53,527,000    | 52,705,200    | 0 | 821,800     | 821,800     |
|            | 1. 償還金及び還付加算金 | 2,807,000     | 1,985,200     | 0 | 821,800     | 821,800     |
|            | 2. 繰 出 金      | 50,720,000    | 50,720,000    | 0 | 0           | 0           |
| 10. 予 備 費  |               | 35,514,000    | 0             | 0 | 35,514,000  | 35,514,000  |
|            | 1. 予 備 費      | 35,514,000    | 0             | 0 | 35,514,000  | 35,514,000  |
| 歳 出 合 計    |               | 3,546,783,000 | 3,279,890,854 | 0 | 266,892,146 | 266,892,146 |

歳 入 合 計 3 500 902 283円

歳 出 合 計 3 279 890 854円

歳入歳出差引残額 221 011 429円

内

基 金 繰 入 金 0円

## 議第81号

### 平成16年度水俣市老人保健特別会計決算認定について

平成16年度水俣市老人保健特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成17年9月15日提出

水俣市長 江 口 隆 一

### 平成16年度水俣市老人保健特別会計決算

歳 入

（単位：円）

| 款          | 項          | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 |
|------------|------------|---------------|---------------|---------------|-------|-------|---------------|
| 1. 支払基金交付金 |            | 2,850,730,000 | 2,793,888,000 | 2,793,888,000 | 0     | 0     | 56,842,000    |
|            | 1. 支払基金交付金 | 2,850,730,000 | 2,793,888,000 | 2,793,888,000 | 0     | 0     | 56,842,000    |
| 2. 国庫支出金   |            | 1,238,434,000 | 1,166,152,350 | 1,166,152,350 | 0     | 0     | 72,281,650    |
|            | 1. 国庫負担金   | 1,237,052,000 | 1,164,526,350 | 1,164,526,350 | 0     | 0     | 72,525,650    |
|            | 2. 国庫補助金   | 1,382,000     | 1,626,000     | 1,626,000     | 0     | 0     | △244,000      |
| 3. 県支出金    |            | 309,263,000   | 299,495,661   | 299,495,661   | 0     | 0     | 9,767,339     |
|            | 1. 県負担金    | 309,263,000   | 299,495,661   | 299,495,661   | 0     | 0     | 9,767,339     |
| 4. 繰入金     |            | 336,347,000   | 316,672,451   | 316,672,451   | 0     | 0     | 19,674,549    |
|            | 1. 一般会計繰入金 | 336,347,000   | 316,672,451   | 316,672,451   | 0     | 0     | 19,674,549    |
| 5. 繰越金     |            | 1,000         | 0             | 0             | 0     | 0     | 1,000         |
|            | 1. 繰越金     | 1,000         | 0             | 0             | 0     | 0     | 1,000         |
| 6. 諸収入     |            | 27,051,000    | 32,651,716    | 32,651,716    | 0     | 0     | △5,600,716    |
|            | 1. 市預金利子   | 1,000         | 2,051         | 2,051         | 0     | 0     | △1,051        |
|            | 2. 雑入      | 27,050,000    | 32,649,665    | 32,649,665    | 0     | 0     | △5,599,665    |
| 歳 入 合 計    |            | 4,761,826,000 | 4,608,860,178 | 4,608,860,178 | 0     | 0     | 152,965,822   |

## 歳 出

(単位: 円)

| 款           | 項            | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額 | 不 用 額       | 予算現額と支出済額との比較 |
|-------------|--------------|---------------|---------------|--------|-------------|---------------|
| 1. 総 務 費    |              | 26,064,000    | 25,410,547    | 0      | 653,453     | 653,453       |
|             | 1. 総 務 管 理 費 | 26,064,000    | 25,410,547    | 0      | 653,453     | 653,453       |
| 2. 医 療 諸 費  |              | 4,706,714,000 | 4,543,108,750 | 0      | 163,605,250 | 163,605,250   |
|             | 1. 医 療 諸 費   | 4,706,714,000 | 4,543,108,750 | 0      | 163,605,250 | 163,605,250   |
| 3. 諸 支 出 金  |              | 12,000        | 12,000        | 0      | 0           | 0             |
|             | 1. 諸 支 出 金   | 12,000        | 12,000        | 0      | 0           | 0             |
| 4. 予 備 費    |              | 1,989,000     | 0             | 0      | 1,989,000   | 1,989,000     |
|             | 1. 予 備 費     | 1,989,000     | 0             | 0      | 1,989,000   | 1,989,000     |
| 5. 前年度繰上充用金 |              | 27,047,000    | 27,046,870    | 0      | 130         | 130           |
|             | 1. 前年度繰上充用金  | 27,047,000    | 27,046,870    | 0      | 130         | 130           |
| 歳 出 合 計     |              | 4,761,826,000 | 4,595,578,167 | 0      | 166,247,833 | 166,247,833   |

歳 入 合 計 4,608,860,178円

歳 出 合 計 4,595,578,167円

歳入歳出差引残額 13,282,011円

内

基 金 繰 入 金 0円

## 議第82号

## 平成16年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

平成16年度水俣市介護保険特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成17年9月15日提出

水俣市長 江 口 隆 一

## 平成16年度水俣市介護保険特別会計決算

## 歳 入

(単位: 円)

| 款           | 項          | 予算現額        | 調定額         | 収入済額        | 不納欠損額   | 収入未済額     | 予算現額と収入済額との比較 |
|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|---------|-----------|---------------|
| 1. 保 険 料    |            | 328,175,000 | 335,892,171 | 329,774,401 | 111,500 | 6,006,270 | △1,599,401    |
|             | 1. 介護保険料   | 328,175,000 | 335,892,171 | 329,774,401 | 111,500 | 6,006,270 | △1,599,401    |
| 2. 使用料及び手数料 |            | 1,000       | 117,700     | 117,700     | 0       | 0         | △116,700      |
|             | 1. 手 数 料   | 1,000       | 117,700     | 117,700     | 0       | 0         | △116,700      |
| 3. 国庫支出金    |            | 643,921,000 | 646,646,879 | 646,646,879 | 0       | 0         | △2,725,879    |
|             | 1. 国庫負担金   | 461,475,000 | 464,309,919 | 464,309,919 | 0       | 0         | △2,834,919    |
|             | 2. 国庫補助金   | 182,446,000 | 182,336,960 | 182,336,960 | 0       | 0         | 109,040       |
| 4. 支払基金交付金  |            | 743,053,000 | 743,917,670 | 743,917,670 | 0       | 0         | △864,670      |
|             | 1. 支払基金交付金 | 743,053,000 | 743,917,670 | 743,917,670 | 0       | 0         | △864,670      |
| 5. 県支出金     |            | 289,092,000 | 290,863,074 | 290,863,074 | 0       | 0         | △1,771,074    |

|         |                |               |               |               |         |           |            |
|---------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------|-----------|------------|
|         | 1. 県負担金        | 289,092,000   | 290,863,074   | 290,863,074   | 0       | 0         | △1,771,074 |
| 6. 財産収入 |                | 1,000         | 0             | 0             | 0       | 0         | 1,000      |
|         | 1. 財産運用収入      | 1,000         | 0             | 0             | 0       | 0         | 1,000      |
| 7. 繰入金  |                | 369,589,000   | 361,053,990   | 361,053,990   | 0       | 0         | 8,535,010  |
|         | 1. 一般会計繰入金     | 369,588,000   | 361,053,990   | 361,053,990   | 0       | 0         | 8,534,010  |
|         | 2. 基金繰入金       | 1,000         | 0             | 0             | 0       | 0         | 1,000      |
| 8. 繰越金  |                | 3,576,000     | 3,576,320     | 3,576,320     | 0       | 0         | △320       |
|         | 1. 繰越金         | 3,576,000     | 3,576,320     | 3,576,320     | 0       | 0         | △320       |
| 9. 諸収入  |                | 4,000         | 3,573         | 3,573         | 0       | 0         | 427        |
|         | 1. 延滞金、加算金及び過料 | 1,000         | 2,200         | 2,200         | 0       | 0         | △1,200     |
|         | 2. 預金利子        | 1,000         | 1,373         | 1,373         | 0       | 0         | △373       |
|         | 3. 雑入          | 2,000         | 0             | 0             | 0       | 0         | 2,000      |
| 10. 市債  |                | 23,728,000    | 0             | 0             | 0       | 0         | 23,728,000 |
|         | 1. 市債          | 23,728,000    | 0             | 0             | 0       | 0         | 23,728,000 |
| 歳入合計    |                | 2,401,140,000 | 2,382,071,377 | 2,375,953,607 | 111,500 | 6,006,270 | 25,186,393 |

歳出

(単位：円)

| 款             | 項                | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額 | 不用額        | 予算現額と支出済額との比較 |
|---------------|------------------|---------------|---------------|--------|------------|---------------|
| 1. 総務費        |                  | 79,050,000    | 76,670,954    | 0      | 2,379,046  | 2,379,046     |
|               | 1. 総務管理費         | 37,763,000    | 37,279,539    | 0      | 483,461    | 483,461       |
|               | 2. 徴収費           | 9,704,000     | 9,185,278     | 0      | 518,722    | 518,722       |
|               | 3. 介護認定審査会費      | 30,301,000    | 29,614,077    | 0      | 686,923    | 686,923       |
|               | 4. 趣旨普及費         | 9,000         | 3,300         | 0      | 5,700      | 5,700         |
|               | 5. 運営協議会費        | 95,000        | 70,800        | 0      | 24,200     | 24,200        |
|               | 6. 保険者機能強化事業費    | 1,178,000     | 517,960       | 0      | 660,040    | 660,040       |
| 2. 保険給付費      |                  | 2,316,918,000 | 2,278,423,171 | 0      | 38,494,829 | 38,494,829    |
|               | 1. 介護サービス等諸費     | 2,070,086,000 | 2,033,715,619 | 0      | 36,370,381 | 36,370,381    |
|               | 2. 支援サービス等諸費     | 224,720,000   | 222,897,992   | 0      | 1,822,008  | 1,822,008     |
|               | 3. その他諸費         | 4,104,000     | 3,816,815     | 0      | 287,185    | 287,185       |
|               | 4. 高額介護サービス等費    | 18,008,000    | 17,992,745    | 0      | 15,255     | 15,255        |
| 3. 財政安定化基金拠出金 |                  | 2,204,000     | 2,203,468     | 0      | 532        | 532           |
|               | 1. 財政安定化基金拠出金    | 2,204,000     | 2,203,468     | 0      | 532        | 532           |
| 4. 基金積立金      |                  | 2,000         | 0             | 0      | 2,000      | 2,000         |
|               | 1. 基金積立金         | 2,000         | 0             | 0      | 2,000      | 2,000         |
| 5. 公債費        |                  | 665,000       | 663,666       | 0      | 1,334      | 1,334         |
|               | 1. 公債費           | 1,000         | 0             | 0      | 1,000      | 1,000         |
|               | 2. 財政安定化基金借入金償還金 | 664,000       | 663,666       | 0      | 334        | 334           |

|            |               |               |               |   |            |            |
|------------|---------------|---------------|---------------|---|------------|------------|
| 6. 諸 支 出 金 |               | 301,000       | 61,700        | 0 | 239,300    | 239,300    |
|            | 1. 償還金及び還付加算金 | 301,000       | 61,700        | 0 | 239,300    | 239,300    |
| 7. 予 備 費   |               | 2,000,000     | 0             | 0 | 2,000,000  | 2,000,000  |
|            | 1. 予 備 費      | 2,000,000     | 0             | 0 | 2,000,000  | 2,000,000  |
| 歳 出 合 計    |               | 2,401,140,000 | 2,358,022,959 | 0 | 43,117,041 | 43,117,041 |

歳 入 合 計 2,375,953,607円

歳 出 合 計 2,358,022,959円

歳入歳出差引残額 17,930,648円

内

基金繰入金 0円

### 議第83号

#### 平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成17年9月15日提出

水俣市長 江 口 隆 一

#### 平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計決算

歳 入

（単位：円）

| 款           | 項             | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額   | 収入未済額     | 予算現額と収入済額との比較 |
|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------|-----------|---------------|
| 1. 分担金及び負担金 |               | 17,314,000    | 20,974,760    | 18,003,890    | 477,270 | 2,493,600 | △689,890      |
|             | 1. 負 担 金      | 17,314,000    | 20,974,760    | 18,003,890    | 477,270 | 2,493,600 | △689,890      |
| 2. 使用料及び手数料 |               | 253,073,000   | 270,904,585   | 269,257,015   | 50,580  | 1,596,990 | △16,184,015   |
|             | 1. 使 用 料      | 253,062,000   | 270,849,585   | 269,202,015   | 50,580  | 1,596,990 | △16,140,015   |
|             | 2. 手 数 料      | 11,000        | 55,000        | 55,000        | 0       | 0         | △44,000       |
| 3. 国庫支出金    |               | 288,500,000   | 250,200,000   | 250,200,000   | 0       | 0         | 38,300,000    |
|             | 1. 国庫補助金      | 288,500,000   | 250,200,000   | 250,200,000   | 0       | 0         | 38,300,000    |
| 4. 繰 入 金    |               | 726,083,000   | 707,150,000   | 707,150,000   | 0       | 0         | 18,933,000    |
|             | 1. 繰 入 金      | 726,083,000   | 707,150,000   | 707,150,000   | 0       | 0         | 18,933,000    |
| 5. 繰 越 金    |               | 25,201,000    | 25,237,395    | 25,237,395    | 0       | 0         | △36,395       |
|             | 1. 繰 越 金      | 25,201,000    | 25,237,395    | 25,237,395    | 0       | 0         | △36,395       |
| 6. 諸 収 入    |               | 9,363,000     | 7,275,006     | 7,275,006     | 0       | 0         | 2,087,994     |
|             | 1. 延滞金加算金及び過料 | 1,000         | 323,300       | 323,300       | 0       | 0         | △322,300      |
|             | 2. 預金利子       | 10,000        | 1,056         | 1,056         | 0       | 0         | 8,944         |
|             | 3. 雑 入        | 9,352,000     | 6,950,650     | 6,950,650     | 0       | 0         | 2,401,350     |
| 7. 市 債      |               | 311,200,000   | 271,900,000   | 271,900,000   | 0       | 0         | 39,300,000    |
|             | 1. 市 債        | 311,200,000   | 271,900,000   | 271,900,000   | 0       | 0         | 39,300,000    |
| 歳 入 合 計     |               | 1,630,734,000 | 1,553,641,746 | 1,549,023,306 | 527,580 | 4,090,590 | 81,710,694    |

## 歳 出

(単位: 円)

| 款           | 項           | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額     | 不 用 額     | 予算現額と支出済額との比較 |
|-------------|-------------|---------------|---------------|------------|-----------|---------------|
| 1. 公共下水道事業費 |             | 590,422,000   | 502,521,735   | 84,712,500 | 3,187,765 | 87,900,265    |
|             | 1. 公共下水道事業費 | 590,422,000   | 502,521,735   | 84,712,500 | 3,187,765 | 87,900,265    |
| 2. 公 債 費    |             | 1,039,312,000 | 1,039,310,623 | 0          | 1,377     | 1,377         |
|             | 1. 公 債 費    | 1,039,312,000 | 1,039,310,623 | 0          | 1,377     | 1,377         |
| 3. 予 備 費    |             | 1,000,000     | 0             | 0          | 1,000,000 | 1,000,000     |
|             | 1. 予 備 費    | 1,000,000     | 0             | 0          | 1,000,000 | 1,000,000     |
| 歳 出 合 計     |             | 1,630,734,000 | 1,541,832,358 | 84,712,500 | 4,189,142 | 88,901,642    |

歳 入 合 計 1,549,023,306円

歳 出 合 計 1,541,832,358円

歳入歳出差引残額 7,190,948円

内

基 金 繰 入 金 0円

○議長（緒方誠也君） 提案理由の説明を求めます。

江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

○市長（江口隆一君） 本日追加提案をいたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

平成16年度一般及び特別会計決算認定について、順次提案理由の説明を申し上げます。

なお、説明の中の金額につきましては万円単位で申し上げます。

まず、議第79号平成16年度水俣市一般会計決算認定について申し上げます。

本会計の決算額は歳入総額159億4,748万円、歳出総額152億261万円、歳入歳出差し引き 7 億 4,487万円となりますが、この残額から翌年度へ繰り越すべき事業の財源1,074万円を差し引き、さらに地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金積立金として3億6,800万円を差し引いた3億6,613万円を翌年度に繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は歳入100.9%、歳出96.2%となっております。

次に、議第80号平成16年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額35億90万円、歳出総額32億7,989万円、歳入歳出差し引き 2 億2,101万円は全額翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は歳入98.7%、歳出92.5%となっております。

次に、議第81号平成16年度水俣市老人保健特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は歳入総額46億886万円、歳出総額45億9,558万円、歳入歳出差し引き1,328万円は、全

額翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は歳入96.8%、歳出96.5%となっております。

次に、議第82号平成16年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は歳入総額23億7,595万円、歳出総額23億5,802万円、歳入歳出差し引き1,793万円は全額翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入99.0%、歳出98.2%となっております。

次に、議第83号平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は歳入総額15億4,902万円、歳出総額15億4,183万円、歳入歳出差し引き719万円となりますが、この残額から翌年度へ繰り越すべき事業の財源712万円を差し引いた7万円を翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入95.0%、歳出94.5%となっております。

なお、議第79号から議第83号までの平成16年度の各会計決算につきましては、監査委員会の審査意見書、各会計の決算事項別明細書、財産に関する調書及び主要な施策の成果に関する説明書を合わせて提出をいたしております。

以上、各議案について申し上げましたが、慎重審議を賜り、御認定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（緒方誠也君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午前11時26分 休憩

午前11時27分 開議

- 議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

- 議長（緒方誠也君） 議第79号、平成16年度水俣市一般会計決算認定についてから、議第83号、平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、本5件について質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

- 議長（緒方誠也君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議案のうち、議第79号を除くほかの議案は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

## 日程第17 特別委員会の設置について

○議長（緒方誠也君） 日程第17、特別委員会の設置についてを議題とします。

---

### 特別委員会の設置について

- |        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 1 名 称  | 一般会計決算特別委員会                        |
| 2 構成人員 | 10人                                |
| 3 審査事項 | 平成16年度水俣市一般会計決算認定について              |
| 4 審査権限 | 3に掲げる審査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を委任する。 |
| 5 審査期間 | 12月定例会まで                           |
| 6 審査費用 | 議会費既決予算の中から支出する。                   |
- 

○議長（緒方誠也君） お諮りします。

議第79号、平成16年度水俣市一般会計決算認定については、委員10人をもって構成する一般会計決算特別委員会を議席に配付のとおり設置、これに付託の上、閉会中の継続審査としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって、一般会計決算特別委員会の設置については、そのように決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました一般会計決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、福田斉議員、淵上道昭議員、牧下恭之議員、野中重男議員、清水晶夫議員、本井道弘議員、大川久洋議員、竹下武義議員、松本和幸議員、松本満良議員、以上10人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました10人の議員を一般会計決算特別委員に選任することに決定しました。

一般会計決算特別委員会におかれては、直ちに委員会を開催の上、正副委員長を互選し、議長まで御報告願います。

委員会開催のためしばらく休憩します。

午前11時29分 休憩

---

午前11時37分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計決算特別委員会の正副委員長の互選結果を報告します。

委員長 淵上道昭議員

副委員長 清水晶夫議員

以上のとおりであります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、22日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、21日正午まで通告願います。

本日はこれで散会します。

午前11時38分 散会

**平成17年9月22日**

**平成17年9月第5回水俣市議会定例会会議録  
(第5号)**

**表 決**

# 平成17年9月第5回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成17年9月22日（木曜日）

午前10時 0分 開議

午前10時34分 閉会

（出席議員） 21人

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 緒 方 誠 也 君 | 西 田 弘 志 君 | 福 田 齊 君   |
| 藤 本 寿 子 君 | 吉 田 正 和 君 | 中 村 幸 治 君 |
| 大 川 末 長 君 | 真 野 頼 隆 君 | 田 中 功 君   |
| 淵 上 道 昭 君 | 牧 下 恭 之 君 | 谷 口 真 次 君 |
| 野 中 重 男 君 | 清 水 晶 夫 君 | 本 井 道 弘 君 |
| 大 川 久 洋 君 | 竹 下 武 義 君 | 岩 阪 雅 文 君 |
| 松 本 和 幸 君 | 松 本 満 良 君 | 中 山 徹 君   |

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

|                    |   |              |
|--------------------|---|--------------|
| 事 務 局 長（吉 村 明 賢 君） | 次 | 長（久木田 一 也 君） |
| 議 事 係 長（栄 永 尚 子 君） | 書 | 記（赤 司 和 弘 君） |
| 書 記（岩 坂 正 輝 君）     |   |              |

（説明のため出席した者） 13人

|                         |                      |
|-------------------------|----------------------|
| 市 長（江 口 隆 一 君）          | 収 入 役（徳 富 邦 博 君）     |
| 総務企画部長（森 近 君）           | 福祉環境部長（吉 海 安 丈 君）    |
| 総合医療センター事務部長（葦 浦 博 行 君） | 教 育 長（宮 本 勝 彬 君）     |
| 総務企画部次長（仁 木 徳 子 君）      | 福祉環境部次長（中 田 和 哉 君）   |
| 産業建設部次長（桑 畑 達 美 君）      | 水 道 局 長（山 田 敏 博 君）   |
| 教 育 次 長（森 田 幸 治 君）      | 総務企画部総務課長（田 上 和 俊 君） |
| 総務企画部財政課長（伊 藤 亮 三 君）    |                      |

---

○議事日程 第5号

平成17年9月22日 午前10時開議

第1 議第69号 専決処分の報告及び承認について

専第9号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

第2 議第70号 専決処分の報告及び承認について

専第11号 平成17年度水俣市一般会計補正予算(第3号)

第3 議第71号 水俣市男女共同参画まちづくり条例の制定について

第4 議第72号 水俣市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議第73号 字区域の変更について

第6 議第74号 平成17年度水俣市一般会計補正予算(第4号)

第7 議第75号 平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号)

第8 議第76号 平成17年度水俣市病院事業会計補正予算(第1号)

第9 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務文教委員会

- 1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について

厚生委員会

- 1 議第77号 平成16年度水俣市病院事業会計決算認定について
- 1 議第80号 平成16年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 1 議第81号 平成16年度水俣市老人保健特別会計決算認定について
- 1 議第82号 平成16年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
- 1 環境、福祉、病院等に関する諸問題の調査について

産業建設委員会

- 1 議第78号 平成16年度水俣市水道事業会計決算認定について
- 1 議第83号 平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

第10 議第84号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第11 議第85号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第12 議第86号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第13 議第87号 人権擁護委員候補者の推薦について

第14 議第 88 号 人権擁護委員候補者の推薦について

第15 意見第 8 号 自治体病院の医師確保対策を求める意見書について

第16 水俣豪雨災害対策特別委員長の報告について

---

○ 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前10時 0 分 開議

○ 議長（緒方誠也君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○ 議長（緒方誠也君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会、議会運営委員会及び水俣豪雨災害対策特別委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、人事案件 5 件、議会運営委員会で発議の意見書案 1 件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、竹下武義議員及び藤本寿子議員から、発言取消申出書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成17年 7 月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計に関する例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 5 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

○ 議長（緒方誠也君） この際、お諮りします。

竹下武義議員から、去る 9 月13日の本会議における発言の中で、不適当な発言があったので、水俣市議会会議規則第65条の規定により、発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○ 議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって、竹下武義議員からの発言の取り消し申し出を許可することに決定しました。

---

#### 発 言 取 消 申 出 書

平成17年 9 月13日の本会議における私の発言の中で、不適当な発言があったので取り消したいから、議会の許可

を得たく、水俣市議会会議規則第65条の規定により申し出ます。

記

取り消すべき発言 別紙のとおり（別紙省略）

平成17年9月22日

水俣市議会議員 竹下武義

水俣市議会議長 緒方誠也 様

---

- 議長（緒方誠也君） 次に、藤本寿子議員から、去る9月14日の本会議における発言の中で、不適当な発言があったので、水俣市議会会議規則第65条の規定により、発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

- 議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって、藤本寿子議員からの発言の取り消し申し出を許可することに決定しました。

---

#### 発 言 取 消 申 出 書

平成17年9月14日の本会議における私の発言の中で、不適当な発言があったので取り消したいから、議会の許可を得たく、水俣市議会会議規則第65条の規定により申し出ます。

記

取り消すべき発言 別紙のとおり（別紙省略）

平成17年9月22日

水俣市議会議員 藤本寿子

水俣市議会議長 緒方誠也 様

---

- 議長（緒方誠也君） ただいま藤本寿子議員の発言の取り消しが許可されましたので、藤本寿子議員の発言に関する議長の発言並びに福祉環境部長の発言は、議席に配付の部分を会議録から削除することとします。
- 

日程第1 議第69号 専決処分の報告及び承認について

専第9号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第2 議第70号 専決処分の報告及び承認について

専第11号 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

日程第3 議第71号 水俣市男女共同参画まちづくり条例の制定について

日程第4 議第72号 水俣市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第73号 字区域の変更について

日程第6 議第74号 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

日程第 7 議第 75 号 平成 17 年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 8 議第 76 号 平成 17 年度水俣市病院事業会計補正予算（第 1 号）

- 議長（緒方誠也君） 日程第 1、議第 69 号専決処分の報告及び承認についてから、日程第 8、議第 76 号平成 17 年度水俣市病院事業会計補正予算第 1 号まで、8 件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長真野頼隆議員。

（総務文教委員長 真野頼隆君登壇）

- 総務文教委員長（真野頼隆君） ただいま議題となりました議案のうち、総務文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

まず、専決処分されました議第 70 号平成 17 年度水俣市一般会計補正予算第 3 号について申し上げます。

本案は、平成 17 年 9 月 11 日に実施された衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る予算措置に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1,781 万 6,000 円を増額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ 128 億 1,466 万円とするものであり、補正の内容としては、第 2 款総務費に衆議院議員選挙費を計上し、その財源としては、県支出金を充当しているとの説明でありました。

別段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第 71 号水俣市男女共同参画まちづくり条例の制定について申し上げます。

男女共同参画社会の形成に関する基本理念、責務及び市が実施する施策の基本事項を明確にし、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、懇話会の開催状況や審議会委員についてただしたのに対し、懇話会は 3 回ほど開催しており、市民の方に読んでいただけるような条例にするためには、なるべくわかりやすい表現にした方がよいといったことなど、いろいろとよい意見や指摘をいただいた。また、審議会の委員については、10 名の委員で構成する予定であり、男女の割合については、5・5 あるいは 6・4 とし、事業所の代表者や福祉分野、教育分野、雇用分野、市民の方や女性団体、自治体からと思っているが、パートナーシップを推進するという観点から組織の方々も自由に入っていたような組織づくりを考えていきたいとのことでありました。

討論も別段なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第 74 号平成 17 年度水俣市一般会計補正予算第 4 号中付託分について申し上げます。

今回の補正の主な内容としては、第 1 款議会費に、議員報酬、第 2 款総務費に、地籍調査事業、第 8 款消防費に、防災行政無線管理運用事業、第 9 款教育費に、水東小学校に係る九州新幹線騒

音対策事業を計上している。

これらの財源としては、第15款県支出金、第19款繰越金、第20款諸収入をもって調整している。

また、地方債の補正として、減税補てん債、臨時財政対策債などの限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、2款5項4目地籍調査費、13節委託料に関し、地籍調査の進捗率についてただしたのに対し、市内146.29平方キロメートルのうち、約59平方キロメートル終わっており、進捗率は約40%であるとの答弁がありました。

また、2款2項1目税務総務費、23節償還金利子及び割引料のうち、市税還付金については、事務的な処理が間違っていたので取り過ぎていた分を還付するものかとただしたのに対し、法人市民税については、前年度の決算に基づいてその半分以上を予定で納めておく義務があり、例えば前年度1,000万円納めていた場合、本年度はあらかじめ前年度の2分の1の500万円を納めていたが、実質計算をしたところ、ほとんどもうけがなかった場合には500万円を還付することになり、このような事務的な処理の流れとなるとの答弁がありました。

討論も別段なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、厚生委員長中山徹議員。

（厚生委員長 中山徹君登壇）

○厚生委員長（中山 徹君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第74号平成17年度水俣市一般会計補正予算第4号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第3款民生費に、身体障害者ショートステイ事業、第4款衛生費に、病院事業会計負担金、清掃施設管理運営費を計上している。

これらの財源としては、第10款地方交付税、第14款国庫支出金、第15款県支出金等をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行い、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第75号平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,738万8,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ26億4,721万5,000円とするものである。

補正の主な内容としては、10月からの制度改正に伴う電算システム改修費及び特定入所者介護サービス費等、また、国庫支出金等還付金を計上している。

これらの財源としては、国庫補助金、繰入金、繰越金等で調整している。

なお、地方債については、財政安定化貸付金を減額しているとの説明を受け、質疑を行い、審

査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第76号平成17年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、資本的収入に5,410万円、資本的支出に3,409万円をそれぞれ増額し、補正後の資本的収入額を3億2,658万9,000円、資本的支出額を4億4,657万8,000円とするものである。

補正の主な内容として、資本的収入については、器機及び備品購入費の増額に係る財源として建設企業債を増額、また建設改良に要する経費分として他会計負担金を増額している。

資本的支出については、画像管理システム等の医療機器購入に係る器機及び備品購入費を計上している。

また、これらの補正に係る企業債の限度額を変更している。

その他、電算システムの更新時期を迎えていることから、債務負担行為として、総合情報システムを計上するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、総合情報システムに関する電子カルテについて、個人情報の保護・漏えい対策はどのように考えておられるかとただしたのに対し、外部から侵入することはないが、危険性は十分認識している。スタッフの意識、管理体制を充実し、十分注意していきたいとの答弁がありました。

審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生委員会の審査報告を終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、産業建設委員長田中功議員。

（産業建設委員長 田中功君登壇）

○産業建設委員長（田中 功君） ただいま議題となりました議案のうち、産業建設委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第69号平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

本案は、平成17年度公営企業借換債の借り入れを行うに当たり予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億220万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ14億1,068万円とする。その内容は公営企業借換債を借り入れ、市債の繰り上げ償還を行ったことに伴い公債費を増額している。また、地方債補正に、公営企業借換債の限度額の変更を計上した旨の説明を受け、質疑を行い、審査の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第72号水俣市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成17年11月1日施行の漁港漁場整備法施行令及び同施行規則の一部改正に伴い、国際航海に従事する船舶に対する港への入出港届の様式について変更があり、本案のように制定し

ようとするものであるとの説明を受け、質疑を行い、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第73号字区域の変更について申し上げます。

本案は、宝川内集地区の農地等災害復旧事業において、区画整理が行われ、字区域の変更が生じたため提案するものであるとの説明を受け、質疑を行い、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第74号平成17年度水俣市一般会計補正予算第4号中付託分について申し上げます。

今回の補正の主な内容は、第5款農林水産業費に、茶生産安定対策事業、第6款商工費に、湯の鶴コミュニティ施設整備事業、第7款土木費に、特殊地下壕対策事業及び初野団地に係る九州新幹線騒音対策事業、第10款災害復旧費に、現年発生公共土木施設災害復旧事業等を計上しており、これらの財源として、分担金及び負担金、国県支出金等をもって充当している。また、地方債の補正として、災害復旧事業を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑として、茶生産安定対策事業費補助金の内訳についてただしたところ、防霜ファン41台を設置するもので、県補助金・受益者負担金それぞれ約800万円の総事業費約1,600万円である。石飛、桜野上場、長崎地区の水俣市茶生産安定組合が対象であるとの答弁がありました。

次に、地域水田農業ビジョン支援対策事業費補助金の概要についてただしたところ、集落営農組織が行う農作業機械の導入に対し補助を行い、地域担い手の確保とともに農作業受委託の推進を図るもので、総事業費は約323万円で、県からの補助金が約161万円、受益者負担金が約162万円となっており、本井木地区の7戸が現在のところ対象であるとの答弁がありました。

審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

## 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成17年9月16日

総務文教常任委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 緒 方 誠 也 様

### 記

| 事件の番号     | 件 名                                                 | 議決の結果   | 備 考     |
|-----------|-----------------------------------------------------|---------|---------|
| 議 第 7 0 号 | 専決処分の報告及び承認について<br>専第11号 平成17年度水俣市一般会計補正予算<br>(第3号) | 承 認     | 全 員 賛 成 |
| 議 第 7 1 号 | 水俣市男女共同参画まちづくり条例の制定について                             | 原 案 可 決 | 全 員 賛 成 |
| 議 第 7 4 号 | 平成17年度水俣市一般会計補正予算(第4号)付託分                           | 原 案 可 決 | 全 員 賛 成 |

## 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成17年 9 月16日

厚生常任委員長    中   山    徹

水俣市議会議長    緒 方 誠 也    様

### 記

| 事件の番号     | 件 名                        | 議決の結果   | 備 考     |
|-----------|----------------------------|---------|---------|
| 議 第 7 4 号 | 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第4号）付託分  | 原 案 可 決 | 全 員 賛 成 |
| 議 第 7 5 号 | 平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号） | 原 案 可 決 | 全 員 賛 成 |
| 議 第 7 6 号 | 平成17年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）   | 原 案 可 決 | 全 員 賛 成 |

## 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成17年 9 月16日

産業建設常任委員長    田   中    功

水俣市議会議長    緒 方 誠 也    様

### 記

| 事件の番号     | 件 名                                                   | 議決の結果    | 備 考     |
|-----------|-------------------------------------------------------|----------|---------|
| 議 第 6 9 号 | 専決処分の報告及び承認について<br>専第9号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） | 承      認 | 全 員 賛 成 |
| 議 第 7 2 号 | 水俣市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について                            | 原 案 可 決  | 全 員 賛 成 |
| 議 第 7 3 号 | 字区域の変更について                                            | 原 案 可 決  | 全 員 賛 成 |
| 議 第 7 4 号 | 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第4号）付託分                             | 原 案 可 決  | 全 員 賛 成 |

○議長（緒方誠也君）    以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君）    質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第69号専決処分の報告及び承認について及び議第70号専決処分の報告及び承認についての2件を一括して採決します。

本2件に対する委員長の報告はいずれも承認であります。

本2件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 異議なしと認めます。

したがって本2件は、いずれも委員長報告のとおり承認しました。

---

○議長(緒方誠也君) 次に、議第71号水俣市男女共同参画まちづくり条例の制定についてから、議第76号平成17年度水俣市病院事業会計補正予算第1号まで、6件を一括して採決します。

本6件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本6件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 異議なしと認めます。

したがって本6件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

---

## 日程第9 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

### 総務文教委員会

- 1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について

### 厚生委員会

- 1 議第77号 平成16年度水俣市病院事業会計決算認定について
- 1 議第80号 平成16年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 1 議第81号 平成16年度水俣市老人保健特別会計決算認定について
- 1 議第82号 平成16年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
- 1 環境、福祉、病院等に関する諸問題の調査について

### 産業建設委員会

- 1 議第78号 平成16年度水俣市水道事業会計決算認定について
- 1 議第83号 平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

## 議会運営委員会

### 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

#### 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（緒方誠也君） 日程第9、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会並びに議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

### 閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成17年9月16日

総務文教常任委員長 真 野 頼 隆

水俣市議会議長 緒 方 誠 也 様

#### 記

| 事件の番号 | 件 名                       | 理 由            |
|-------|---------------------------|----------------|
|       | 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について | 実情を調査する必要があるため |

### 閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成17年9月16日

厚生常任委員長 中 山 徹

水俣市議会議長 緒 方 誠 也 様

#### 記

| 事件の番号     | 件 名                           | 理 由            |
|-----------|-------------------------------|----------------|
| 議 第 7 7 号 | 平成16年度水俣市病院事業会計決算認定について       | 慎重審査を要するため     |
| 議 第 8 0 号 | 平成16年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について | 慎重審査を要するため     |
| 議 第 8 1 号 | 平成16年度水俣市老人保健特別会計決算認定について     | 慎重審査を要するため     |
| 議 第 8 2 号 | 平成16年度水俣市介護保険特別会計決算認定について     | 慎重審査を要するため     |
|           | 環境、福祉、病院等に関する諸問題の調査について       | 実情を調査する必要があるため |

### 閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成17年9月16日

産業建設常任委員長 田 中 功

水俣市議会議長 緒 方 誠 也 様

#### 記

| 事件の番号     | 件 名                                | 理 由            |
|-----------|------------------------------------|----------------|
| 議 第 7 8 号 | 平成16年度水俣市水道事業会計決算認定について            | 慎重審査を要するため     |
| 議 第 8 3 号 | 平成16年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について       | 慎重審査を要するため     |
|           | 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について | 実情を調査する必要があるため |

### 閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成17年9月15日

議会運営委員長 松 本 和 幸

水俣市議会議長 緒 方 誠 也 様

#### 記

| 事件の番号 | 件 名                 | 理 由            |
|-------|---------------------|----------------|
|       | 議会運営等に関する諸問題の調査について | 実情を調査する必要があるため |
|       | 議会の情報公開に関する調査について   | 実情を調査する必要があるため |

日程第10 議第84号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第11 議第85号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第12 議第86号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第13 議第87号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第14 議第88号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第15 意見第8号 自治体病院の医師確保対策を求める意見書について

○議長（緒方誠也君） 日程第10、議第84号固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日程第15、意見第8号自治体病院の医師確保対策を求める意見書についてまで、6件を一括して議題とします。

#### 議第84号

##### 固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市の固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第

3 項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成17年 9 月22日提出

水俣市長 江 口 隆 一

住 所 水俣市湯出1421番地

氏 名 永 野 豊 照

生年月日 昭和13年 4 月14日

（提案理由）

本市の固定審査評価審査委員会委員として、本案のように選任しようとするものである。

---

## 議第85号

### 固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市の固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成17年 9 月22日提出

水俣市長 江 口 隆 一

住 所 水俣市天神町1丁目5番1号

氏 名 田 中 孝 典

生年月日 昭和25年11月5日

（提案理由）

本市の固定審査評価審査委員会委員として、本案のように選任しようとするものである。

---

## 議第86号

### 固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市の固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成17年 9 月22日提出

水俣市長 江 口 隆 一

住 所 水俣市幸町16番2号

氏 名 宮 崎 美千子

生年月日 昭和17年 7 月28日

（提案理由）

本市の固定審査評価審査委員会委員として、本案のように選任しようとするものである。

---

## 議第87号

### 人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

平成17年 9 月22日提出

水俣市長 江 口 隆 一

住 所 水俣市古賀町2丁目1番10号

氏 名 大 淵 とも子  
生年月日 昭和24年10月13日

( 提案理由 )

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

---

## 議第88号

### 人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

平成17年9月22日提出

水俣市長 江 口 隆 一

住 所 水俣市古城2丁目8番1号  
氏 名 井 上 博 之  
生年月日 昭和19年12月8日

( 提案理由 )

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

---

## 意見第8号

### 自治体病院の医師確保対策を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成17年9月22日

|       |         |
|-------|---------|
| 提出者議員 | 本 井 道 弘 |
| "     | 松 本 和 幸 |
| "     | 中 村 幸 治 |
| "     | 淵 上 道 昭 |
| "     | 野 中 重 男 |
| "     | 竹 下 武 義 |
| "     | 松 本 満 良 |

水俣市議会議長 緒 方 誠 也 様  
( 別紙 )

### 自治体病院の医師確保対策を求める意見書

少子・高齢社会を迎え、地域住民が安全で安心な生活を送る上において、地域における医療環境の整備・充実が極めて重要な課題となっています。

こうした中において、自治体病院は、地域医療の中核として、高度医療、特殊医療、小児医療、夜間救急、輪番制二次救急医療等多くの不採算部門を担いつつ、医療提供体制の確保と医療水準の向上に努めているところであります。

しかしながら、昨年4月から実施されている新たな医師臨床研修制度の必修化に伴う大学による医師の引き揚げや、医師の地域偏在、診療科偏在等により、地域医療を担う医師の不足が深刻化しています。

特に、小児科や産婦人科については、過酷な勤務条件、医療訴訟の多さなどの要因により医師希望者が減少しており、医師の確保が極めて困難な状況にあります。そのため、各地で診療の縮小・休止や廃止に追い込まれる病院が相次いでいます。

このような医師不足は、全国的な問題となっており、各自治体は、医師確保に向けて懸命の努力を続けています

が、大変困難な状況にあり、地域医療の確保・継続が危ぶまれています。

よって国におかれては、都道府県、大学、学会、医師会等との連携のもと、早急に抜本的な医師確保対策を講じられるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年9月22日

水 俣 市 議 会

|        |       |   |
|--------|-------|---|
| 内閣総理大臣 | 小泉純一郎 | 様 |
| 総務大臣   | 麻生太郎  | 様 |
| 財務大臣   | 谷垣禎一  | 様 |
| 文部科学大臣 | 中山成彬  | 様 |
| 厚生労働大臣 | 尾辻秀久  | 様 |
| 衆議院議長  | 河野洋平  | 様 |
| 参議院議長  | 扇 千景  | 様 |

---

○議長（緒方誠也君） 順次提案理由の説明を求めます。

まず、議第84号から議第88号について、江口市長。

（市長 江口隆一君登壇）

○市長（江口隆一君） 本日、追加提案をいたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議第84号、議第85号及び議第86号固定資産評価審査委員会委員の選任について申し上げます。

このたび、永野豊照委員、田中孝典委員、林美代子委員の任期が9月30日をもって満了となりますので、永野豊照委員及び田中孝典委員につきましては、引き続き同氏を選任したく、また、林美代子委員につきましては、後任として宮崎美千子氏を選任したく御提案申し上げる次第であります。

同氏につきましては、御承知のとおり、人格、識見ともにすぐれた方で、固定資産評価審査委員会の委員としてまことに適任であると存じます。

次に、議第87号及び議第88号人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

このたび、大淵とも子委員及び梅田正敏委員の任期が12月31日をもって満了となりますので、大淵とも子委員につきましては、引き続き同氏を選任したく、また、梅田正敏委員につきましては、後任として井上博之氏を推薦いたしたく御提案申し上げる次第であります。

同氏につきましては、御承知のとおり、人格、識見ともにすぐれた方で、人権擁護に熱意があり、人権擁護委員としてまことに適任であると存じます。

以上、追加提案いたしました議案につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（緒方誠也君） 次に、意見第8号提出者代表本井道弘議員。

( 本井道弘君登壇 )

- 本井道弘君 提案者を代表し、案文の朗読をもって提案理由の説明にかえます。

#### 自治体病院の医師確保対策を求める意見書

少子・高齢社会を迎え、地域住民が安全で安心な生活を送る上において、地域における医療環境の整備・充実が極めて重要な課題となっています。

こうした中において、自治体病院は、地域医療の中核として、高度医療、特殊医療、小児医療、夜間救急、輪番制二次救急医療等多くの不採算部門を担いつつ、医療提供体制の確保と医療水準の向上に努めているところであります。

しかしながら、昨年４月から実施されている新たな医師臨床研修制度の必修化に伴う大学による医師の引き揚げや、医師の地域偏在、診療科偏在等により、地域医療を担う医師の不足が深刻化しています。

特に、小児科や産婦人科については、過酷な勤務条件、医療訴訟の多さなどの要因により医師希望者が減少しており、医師の確保が極めて困難な状況にあります。そのため、各地で診療の縮小・休止や廃止に追い込まれる病院が相次いでいます。

このような医師不足は、全国的な問題となっており、各自治体は、医師確保に向けて懸命の努力を続けていますが、大変困難な状況にあり、地域医療の確保・継続が危ぶまれています。

よって国におかれては、都道府県、大学、学会、医師会等との連携のもと、早急に抜本的な医師確保対策を講じられるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年 9 月22日

水 俣 市 議 会

全会一致の賛同をよろしくお願いいたします。

- 議長（緒方誠也君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長及び提出者代表から提案理由の説明がありました議案 6 件について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

- 議長（緒方誠也君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本 6 件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

- 議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本6件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本6件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

- 議長（緒方誠也君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第84号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

- 議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

---

- 議長（緒方誠也君） 議第85号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

- 議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

---

- 議長（緒方誠也君） 議第86号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

- 議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

---

- 議長（緒方誠也君） 議第87号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本件は、異議ないと決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、異議ない旨決定しました。

---

○議長（緒方誠也君） 議第88号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本件は、異議ないと決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、異議ない旨決定しました。

---

○議長（緒方誠也君） 次に、意見第8号自治体病院の医師確保対策を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第16 水俣豪雨災害対策特別委員長の報告について

○議長（緒方誠也君） 日程第16、水俣豪雨災害対策特別委員長の報告についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

水俣豪雨災害対策特別委員長 淵上道昭議員。

（水俣豪雨災害対策特別委員長 淵上道昭君登壇）

○水俣豪雨災害対策特別委員長（淵上道昭君） ただいま議題となりました水俣豪雨災害対策特別委員会における調査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会は、平成15年7月20日に発生した水俣豪雨災害に関する事項を調査の目的として、平成15年9月8日に設置され、これまで11回の委員会を開きました。

まず、災害復旧工事等の調査については、平成15年9月24日に熊本県芦北地域振興局土木部長から災害復旧計画の概要について説明を聞いたほか、平成16年5月10日と平成17年3月18日に、宝川内・集地区、深川・新屋敷地区の現地視察を行いました。

次に、被災者等の調査については、平成15年10月7日と平成16年5月12日の2回にわたり、宝川内の集公民館において「被災者の会」との意見交換を行いました。

被災者からの意見の中では、今後の防災対策の強化を求める声や、住居や営農など今後の生活に対する不安、心のケアの問題などが指摘されたほか、被災した家屋撤去費用の問題なども出されました。

これらの被災者からの意見につきましては、本委員会としても市や関係機関等へ要望や働きかけなどを行い、要望事項の大半を実現していただきました。

また、慰霊碑や復興碑の建立に向けて、関係者への協力要請を行い、御理解をいただいたところです。

さて、災害発生から2年が経過し、その後の状況等については、次のとおり確認いたしました。

まず、仮設住宅入居者については、全国から寄せられた義援金など多くの方々の御支援もあり、住居を新築される方や市営住宅に入居される方など新たな生活への第一歩を踏み出しておられることを確認しました。

次に、災害復旧工事については、関係機関、業者等の御尽力によりおおむね完了していることを確認しました。

また、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律が平成16年4月1日から施行され、従来の被災者再建支援制度に加え、同制度を拡充する形で新たに居住安定支援制度が創設され、居住関係経費の一部等が支援対象となるなど、法に基づき被災者対策が講じられたところであります。

なお、平成17年8月18日には宝川内の集公民館において、正副委員長から被災者の会に対し当委員会の活動報告を行い、委員会活動の検証も行ったところであります。

以上のような状況から、当委員会の目的はおおむね果たされたものと判断いたしました。

しかしながら、被災者の今後の生活や営農、心のケアの問題など残されている課題については、引き続き何らかの支援が必要と思われます。

また、近年の異常気象や大規模災害の発生など、今後もいつ災害が発生するか予想がつきにくい状況の中で、自主防災組織の推進を図るとともに、関係機関が連携を密にしてより万全な防災対策を講じていただくよう強く求めるものであります。

そのほか、この水俣豪雨災害の検証及び記録等を整備し、今後の防災対策に生かされることをあわせて求めるものであります。

最後に、水俣豪雨災害でお亡くなりになった方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、全国から寄せられた温かい御支援や御声援、また、災害復旧に御尽力いただいた水俣市消防団を初めとする関係機関及び多くの水俣市民のボランティアに対し、心から感謝を申し上げ、以上で水俣豪雨災害対策特別委員会の委員長報告といたします。

---

## 委 員 会 調 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、調査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報

告します。

平成17年 9月15日

水俣豪雨災害対策特別委員長 淵 上 道 昭

水俣市議会議長 緒 方 誠 也 様

1 特別委員会の設置

設置年月日 平成15年 9月 8 日

定 数 11人

委 員 長 淵 上 道 昭

副 委 員 長 松 本 満 良

委 員 西 田 弘 志

吉 田 正 和

牧 下 恭 之

谷 口 真 次

大 川 久 洋

竹 下 武 義

岩 阪 雅 文

松 本 和 幸

中 山 徹

2 調査事件

水俣豪雨災害に関する事項

3 調査の方法及び経過

委員会の開催状況

第 1 回 平成15年 9月 8 日

第 2 回 平成15年 9月24日

第 3 回 平成15年10月 7 日

第 4 回 平成16年 2月24日

第 5 回 平成16年 5月10日

第 6 回 平成16年 5月12日

第 7 回 平成17年 3月18日

第 8 回 平成17年 6月 3 日

第 9 回 平成17年 8月26日

第10回 平成17年 9月 2 日

第11回 平成17年 9月15日

詳細については委員会日誌に記録

4 調査の結果

委員長報告のとおり

---

○議長（緒方誠也君） 委員長の調査報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

お諮りします。

水俣豪雨災害に関する調査については、委員長報告のとおり、調査目的を達成しましたので、その報告を了承し、本日をもって調査を終了したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 異議なしと認めます。

したがって本調査は、本日をもって終了しました。

---

○議長(緒方誠也君) 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成17年第5回水俣市議会定例会を閉会します。

午前10時34分 閉会

**地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。**

水俣市議会 旧 議 長            松 本 満 良

新 議 長            緒 方 誠 也

副 議 長            大 川 久 洋

署名議員            藤 本 寿 子

署名議員            竹 下 武 義

## 平成17年 9 月第 5 回水俣市議会定例会（ 9 月 2 日～ 9 月22日）

### 〔議 案〕

| 番 号     | 件 名                                                       | 提案月日    | 付託委員会        | 結 末            | 備 考 |
|---------|-----------------------------------------------------------|---------|--------------|----------------|-----|
| 議第 69 号 | 専決処分の報告及び承認について<br>専第 9 号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） | 9 月 2 日 | 産業建設         | 9 月22日<br>承認   |     |
| 議第 70 号 | 専決処分の報告及び承認について<br>専第11号 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第 3 号）         | 9 月 2 日 | 総務文教         | 9 月22日<br>承認   |     |
| 議第 71 号 | 水俣市男女共同参画まちづくり条例の制定について                                   | 9 月 2 日 | 総務文教         | 9 月22日<br>原案可決 |     |
| 議第 72 号 | 水俣市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について                                | 9 月 2 日 | 産業建設         | 9 月22日<br>原案可決 |     |
| 議第 73 号 | 字区域の変更について                                                | 9 月 2 日 | 産業建設         | 9 月22日<br>原案可決 |     |
| 議第 74 号 | 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第 4 号）                                  | 9 月 2 日 | 各 委          | 9 月22日<br>原案可決 |     |
| 議第 75 号 | 平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）                              | 9 月 2 日 | 厚生           | 9 月22日<br>原案可決 |     |
| 議第 76 号 | 平成17年度水俣市病院事業会計補正予算（第 1 号）                                | 9 月 2 日 | 厚生           | 9 月22日<br>原案可決 |     |
| 議第 77 号 | 平成16年度水俣市病院事業会計決算認定について                                   | 9 月 2 日 | 厚生           | 9 月22日<br>継続審査 |     |
| 議第 78 号 | 平成16年度水俣市水道事業会計決算認定について                                   | 9 月 2 日 | 産業建設         | 9 月22日<br>継続審査 |     |
| 議第 79 号 | 平成16年度水俣市一般会計決算認定について                                     | 9 月15日  | 一般会計<br>決算特別 | 9 月15日<br>継続審査 |     |
| 議第 80 号 | 平成16年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について                             | 9 月15日  | 厚生           | 9 月22日<br>継続審査 |     |
| 議第 81号  | 平成16年度水俣市老人保健特別会計決算認定について                                 | 9 月15日  | 厚生           | 9 月22日<br>継続審査 |     |

| 番 号     | 件 名                              | 提案月日  | 付託委員会 | 結 末           | 備 考 |
|---------|----------------------------------|-------|-------|---------------|-----|
| 議第 82 号 | 平成16年度水俣市介護保険特別会計<br>決算認定について    | 9月15日 | 厚 生   | 9月22日<br>継続審査 |     |
| 議第 83 号 | 平成16年度水俣市公共下水道事業特<br>別会計決算認定について | 9月15日 | 産業建設  | 9月22日<br>継続審査 |     |
| 議第 84 号 | 固定審査評価審査委員会委員の選任に<br>ついて（永野豊照君）  | 9月22日 | 省 略   | 9月22日<br>同 意  |     |
| 議第 85 号 | 固定審査評価審査委員会委員の選任に<br>ついて（田中孝典君）  | 9月22日 | 省 略   | 9月22日<br>同 意  |     |
| 議第 86 号 | 固定審査評価審査委員会委員の選任に<br>ついて（宮崎美千子君） | 9月22日 | 省 略   | 9月22日<br>同 意  |     |
| 議第 87 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について<br>（大淵とも子君）     | 9月22日 | 省 略   | 9月22日<br>異議なし |     |
| 議第 88 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について<br>（井上博之君）      | 9月22日 | 省 略   | 9月22日<br>異議なし |     |

〔前回から継続審査となっている議案〕

| 番 号     | 件 名                              | 提案月日  | 付託委員会        | 結 末                  | 備 考        |
|---------|----------------------------------|-------|--------------|----------------------|------------|
| 議第 46 号 | 水俣市議会議員定数条例の一部を改正<br>する条例の制定について | 3月11日 | 議員定数<br>検討特別 | (審査終了<br>まで継続<br>審査) | 議 員<br>提 案 |
| 議第 47 号 | 水俣市議会議員定数条例の一部を改正<br>する条例の制定について | 3月11日 | 議員定数<br>検討特別 | (審査終了<br>まで継続<br>審査) | 議 員<br>提 案 |

〔意見書〕

| 番 号     | 件 名                         | 提案月日  | 付託委員会 | 結 末           | 備 考 |
|---------|-----------------------------|-------|-------|---------------|-----|
| 意見第 8 号 | 自治体病院の医師確保対策を求める意<br>見書について | 9月22日 | 省 略   | 9月22日<br>原案可決 |     |

〔選 挙〕

| 件 名       | 選 挙 月 日 | 当 選 人   | 備 考 |
|-----------|---------|---------|-----|
| 議長の選挙について | 9月2日    | 緒 方 誠 也 | 投 票 |

〔選 任〕

| 件 名                   | 選 任 月 日 | 氏 名     |
|-----------------------|---------|---------|
| 議会運営委員の補欠選任について       | 9月2日    | 松 本 満 良 |
| 公害環境対策特別委員の補欠選任について   | 9月2日    | 松 本 満 良 |
| 水俣豪雨災害対策特別委員の補欠選任について | 9月2日    | 松 本 満 良 |
| 議員定数検討特別委員の補欠選任について   | 9月2日    | 松 本 満 良 |

〔報 告〕

| 番 号    | 件 名         | 報 告 月 日 |
|--------|-------------|---------|
| 報告第12号 | 専決処分の報告について | 9月2日    |
| 報告第13号 | 専決処分の報告について | 9月2日    |

〔継続調査〕

| 件 名                                               | 提案月日  | 付託委員会 | 結 末           | 備 考 |
|---------------------------------------------------|-------|-------|---------------|-----|
| 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について                         | 9月22日 | 総務文教  | 9月22日<br>継続調査 |     |
| 環境、福祉、病院等に関する諸問題の調査について                           | 9月22日 | 厚 生   | 9月22日<br>継続調査 |     |
| 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について                | 9月22日 | 産業建設  | 9月22日<br>継続調査 |     |
| 議会運営等に関する諸問題の調査について<br>-----<br>議会の情報公開に関する調査について | 9月22日 | 議会運営  | 9月22日<br>継続調査 |     |

〔前回から継続審査となっている陳情〕

| 受理番号 | 件 名                                  | 代 表 者 の 住 所<br>及 び 氏 名     | 付託委員会        | 提案月日  | 結 末                  |
|------|--------------------------------------|----------------------------|--------------|-------|----------------------|
| 陳第1号 | 水俣市議会議員の現行定数の堅持を求める陳情について            | 水俣市桜井町<br>2-2-28<br>元 村 永  | 議員定数<br>検討特別 | 3月11日 | (審査終了<br>まで継続<br>審査) |
| 陳第2号 | 「扶桑社の中学校歴史・公民の教科書」を採択しないことを求める陳情について | 水俣市八ノ窪町<br>1-2-25<br>千々岩 彩 | 総務文教         | 6月3日  | (9月22日<br>審議未了)      |